

かながわ水源環境保全・再生の 取組の現状と課題（案）

—水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書— （第2期・平成27年度実績版）

「どのような事業か？」～「実績は？」～「成果は？」



水源環境保全・再生
イメージキャラクター
しずくちゃん

平成29年 月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

目 次

I はじめに

- はじめに…………… 0-1
- 第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の概要…………… 0-8

II 12の特別対策事業の点検結果の総括

- 12の特別対策事業の総括（まとめ）…………… 0-11
- 事業費実績及び進捗状況一覧…………… 0-12

III 各事業の点検結果

- 1 水源の森林づくり事業の推進…………… 1-1
- 2 丹沢大山の保全・再生対策…………… 2-1
- 3 溪畔林整備事業…………… 3-1
- 4 間伐材の搬出促進…………… 4-1
- 5 地域水源林整備の支援…………… 5-1
- 6 河川・水路における自然浄化対策の推進…………… 6-1
- 7 地下水保全対策の推進…………… 7-1
- 8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進…………… 8-1
- 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進…………… 9-1
- 10 相模川水系上流域対策の推進……………10-1
- 11 水環境モニタリングの実施……………11-1
- 12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み……………12-1
- 「県民会議委員の個別意見」……………13-1
- 「施策調査専門員会の検討内容」……………13-16
- 「県民フォーラム意見について」……………13-18

IV 付表

- 平成24～27年度市町村別事業実績一覧（市町村事業）……………14-1
- 第4期水源環境保全・再生かながわ県民会議委員名簿……………14-5

V 付録 <総合的な評価（中間評価）報告書（H27.8）より抜粋>

- 水源環境保全・再生施策の経緯と特徴……………15-1
- かながわの水源環境の現状……………15-4
- 総合的指標（2次的アウトカム）の検討……………15-9
- 評価結果の全体総括……………15-12

I はじめに

はじめに

1 点検結果報告書作成の経緯・趣旨

(1) 県民会議の役割

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」）は、水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるために県が設置した組織。

一般県民・学識者など24名からなり、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「5か年計画」）に位置付けられている12の特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っている。

また、県民会議の下部組織として、専門的知識が必要な事項について検討する2つの専門委員会、県民意見の収集や情報提供等の役割を担う3つの作業チームが設置されている。

- 《所掌事項》○ 水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること。
○ 水源環境保全・再生施策の県民への情報提供に関すること。

(2) 経緯・趣旨

第1期の県民会議委員（任期：平成19～20年度）は、平成21年3月に当該期間を総括する趣旨で、各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図（構造図）」として整理して、平成19年度の事業実績を中心に点検結果報告書を作成した。

第2期の県民会議委員（任期：平成21～23年度）は、平成21～23年度の各年度において、前年度の事業実績の更新を中心に中間の報告書を作成した。

第3期の県民会議委員（任期：平成24～25年度）は、第1期5か年計画の取組が平成23年度をもって終了したことを踏まえ、平成25年3月に、5年間の取組全体について総括する報告書を、平成26年3月に、第2期5か年計画初年度となる平成24年度の事業実績を中心に報告書を作成した。

第4期の県民会議委員（任期：平成26～28年度）は、第2期5か年計画2年目、3年目となる平成25年度、平成26年度の事業実績を中心に報告書を作成した。

2 今回の点検結果報告書（第2期・平成27年度実績版）の作成方針

今回の点検結果報告書は、第2期5か年計画4年目の平成27年度及び4年間の累計の取組実績に関して点検・評価を行い、その結果を報告書として作成する。

3 本書の構成について

I はじめに

県民会議の役割、点検結果報告書の作成の趣旨、評価の方法・構造などと、第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の概要について記載している。

II 12の特別対策事業の点検結果の総括（まとめ）

アウトプット及び1次的アウトカムを中心とした12事業の点検・評価結果の総括、事業費実績及び進捗状況一覧について記載している。
について記載している。

III 各事業の点検結果

アウトプット及び1次的アウトカムを中心とした点検・評価の結果について、県民に分かりやすく情報提供するため、次のとおり、12の特別対策事業毎に3部構成としている。

i どのような事業か

事業の概要について理解していただくため、事業のねらいや目標、事業内容、事業費について、5か年計画の内容を記載している。

ii 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

平成27年度及び4年間の累計の取組実績について、グラフや写真等を用いて分かりやすく示すとともに、具体的な事業の実施状況を記載している。

iii 事業の成果はあったのか（点検結果）

水源環境保全・再生施策の各事業の実施状況について検証するため、点検・評価の仕組みに基づき、①事業進捗状況、②モニタリング調査結果、③事業モニター意見、④県民フォーラム意見の4つの視点から評価するとともに、総括コメントを作成して点検を行った。

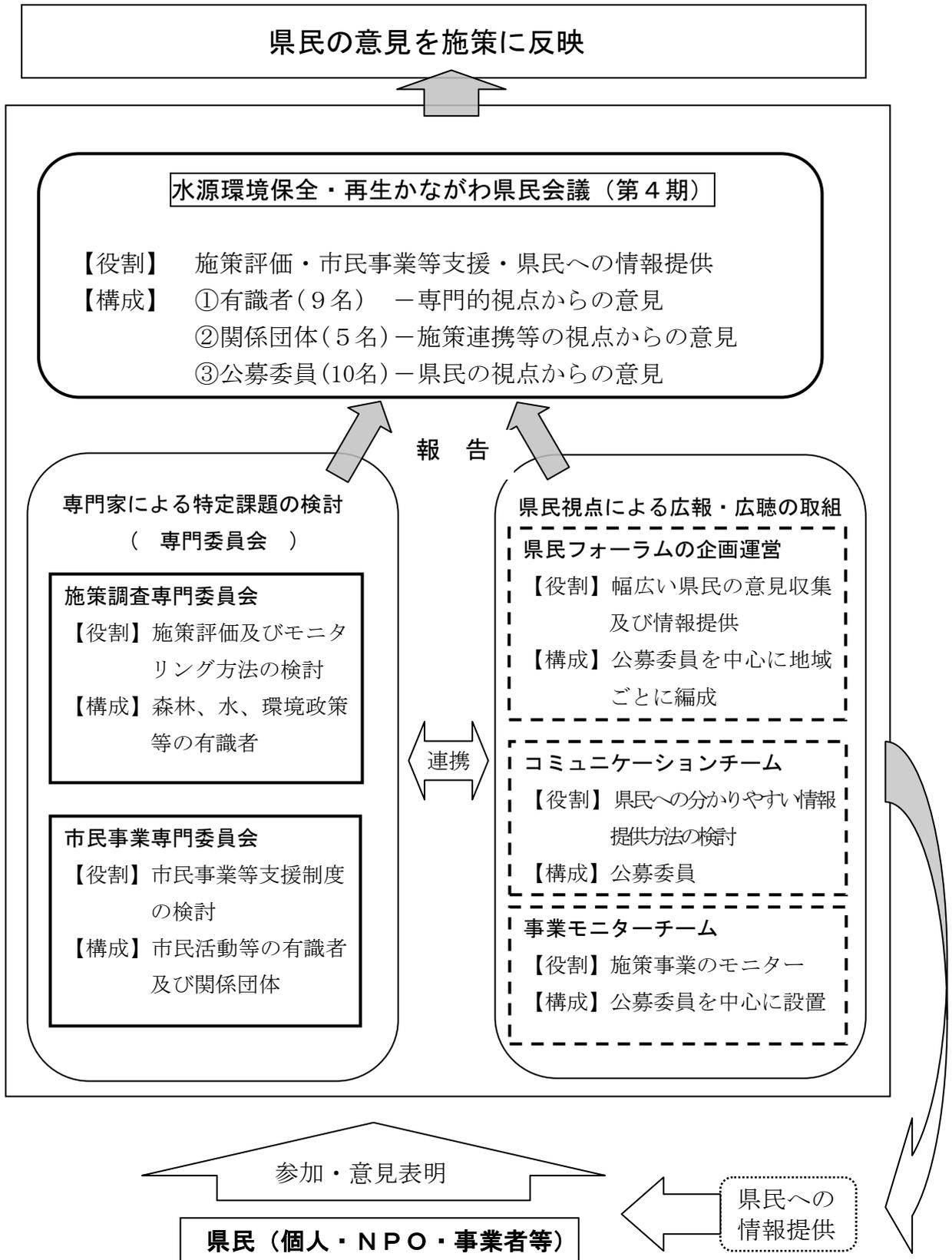
IV 付表

市町村別事業実績一覧、前年度点検結果報告書を踏まえた取り組み状況等

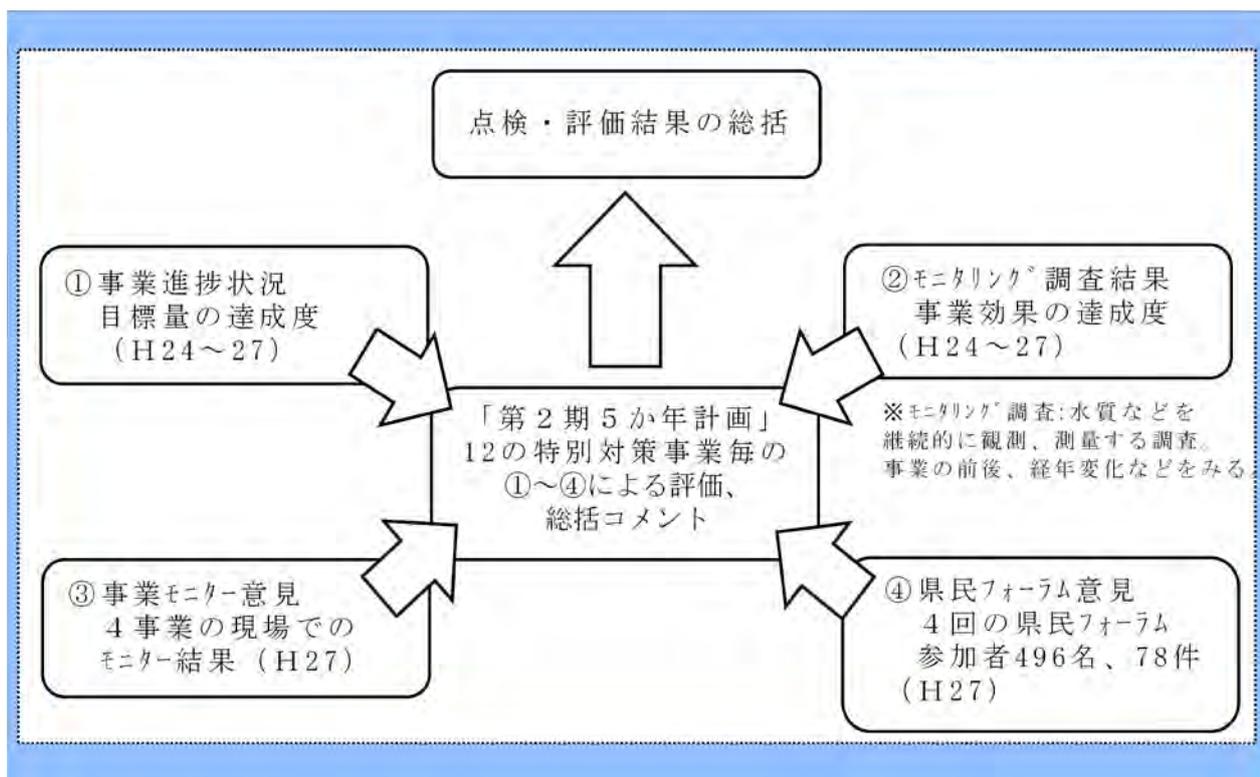
V 付録「総合的な評価(中間評価)報告書」(H27.8) 抜粋

平成27年度に実施した施策の総合的な評価(中間評価)の報告書から、本施策の経緯と特徴、神奈川の水源の状況、総合的指標（2次的アウトカム）の検証に係るモニタリング調査の概要、2次的アウトカムから最終アウトカムまでの中間評価における全体総括などを抜粋して記載している。

水源環境保全・再生かながわ県民会議の仕組み



点検・評価の仕組み



※ 事業進捗状況から見た評価について

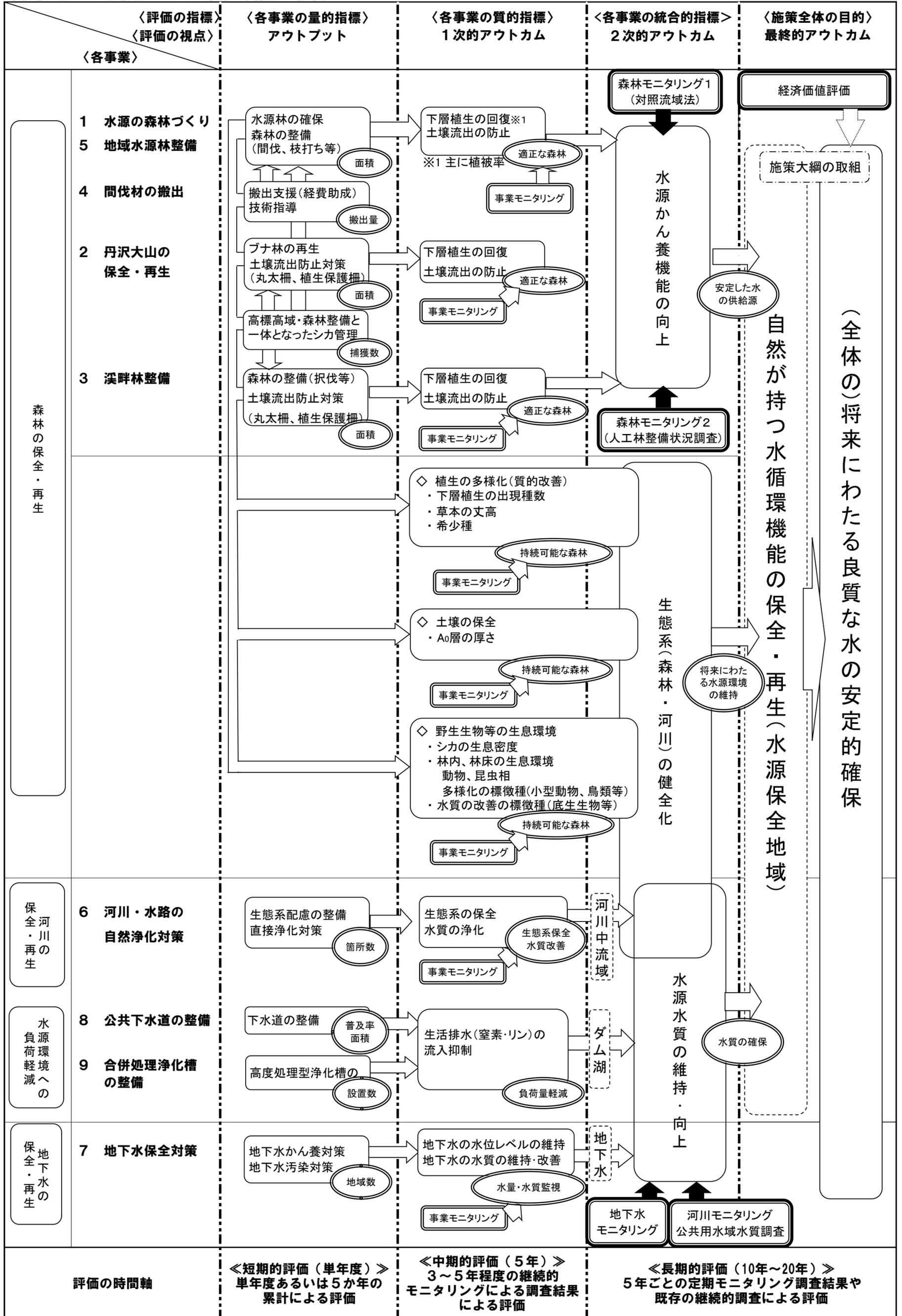
整備量などの数値目標のある事業について、平成24～26年度の事業量の実績に基づき、A～Dの4つのランクで評価した。

A～Dの4つのランク：各事業における「事業進捗状況から見た評価」の基準

※ 次の基準に基づき、A、B、C、Dの4つのランクで評価する。

区分 (1)	平成27年度の実績 (累計)	ランク
・年度ごとの数値目標を設定している事業 (4①)	平成27年度目標の100%以上	A
	平成27年度目標の80%以上100%未満	B
	平成27年度目標の60%以上80%未満	C
	平成27年度目標の60%未満	D
	平成27年度の実績 (累計)	ランク
・5年間 (平成24～28年度) の数値目標を設定している事業 (1、2②、3①②③、5、6①②、8、9、10①②)	目標の80%以上	A
	目標の64%以上80%未満	B
	目標の48%以上64%未満	C
	目標の48%未満	D
区分 (3) ・数値目標の設定がない事業 (2①③④、3④、4②、6③、7、10③、11、12) A、B、C、Dの4つのランクでの評価はしない。 (事業の進捗率によって評価できない上記項目については、実施の有無で評価する。)		

各事業の評価の流れ図（構造図）



森林の保全・再生の取組による事業効果



河川の保全・再生、水源環境への負荷軽減等の取組による事業効果



第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の概要

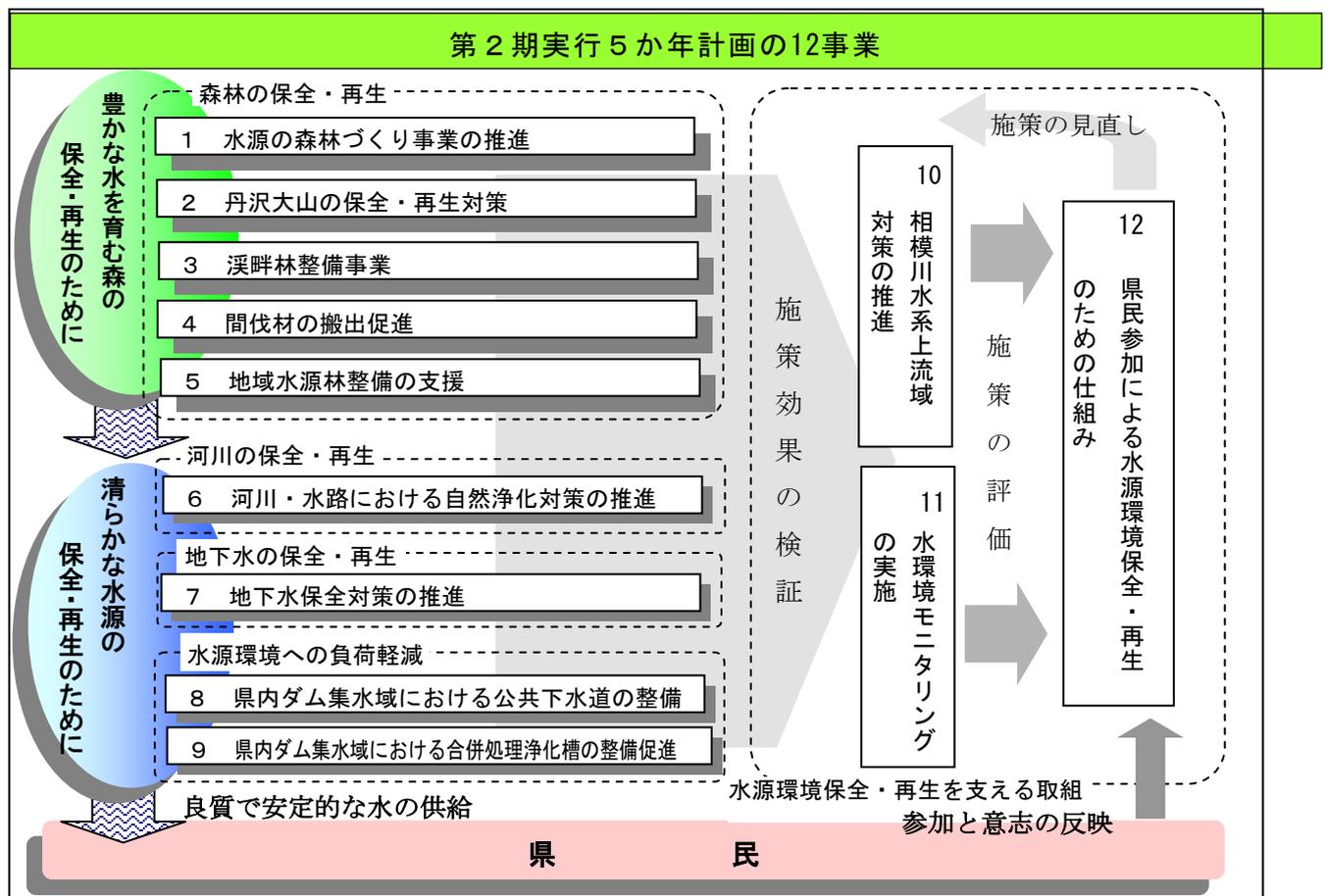
第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

施策大綱に基づき、水源環境保全・再生の取組を効果的かつ着実に推進するため、20年間の第2期の5年間に充実・強化して取り組む特別の対策について明らかにしています。

計画期間	平成24～28年度
対象事業	○水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、水源保全地域を中心に実施する取組 ○水源環境保全・再生を支える取組
事業数と新規必要額	12事業 約195億円（5年間の総額） 約39億円（年度平均）



狩川上流（南足柄市）



「第2期5か年計画」の12の特別対策事業のあらまし

() 内は、5年間の新規必要額(百万円)

1 水源の森林づくり事業の推進

水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備。

(6,749)

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している地域を対象に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進。

(322)

2 丹沢大山の保全・再生対策

土壌流出防止対策を行うとともに、中高標高域でのシカ捕獲、ブナ林の調査研究や登山道整備などの県民協働の事業への取組。

(1,284)

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する公共下水道の整備を支援。

(1,371)

3 溪畔林整備事業

水源上流の溪流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施。

(80)

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する高度処理型合併処理浄化槽の整備を支援。

(2,076)

4 間伐材の搬出促進

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援。

(1,285)

10 相模川水系上流域対策の推進

相模川水系の県外上流域において、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策(森林整備や生活排水対策)を実施。

(365)

5 地域水源林整備の支援

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するための支援のほか、高齢級の森林の間伐を促進。

(3,140)

11 水環境モニタリング^(注)の実施

森林、河川のモニタリング等を行い、事業の実施効果を測定するとともに、県民への情報提供を実施。

(857)

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む生態系に配慮した整備や直接浄化等を推進。

(1,771)

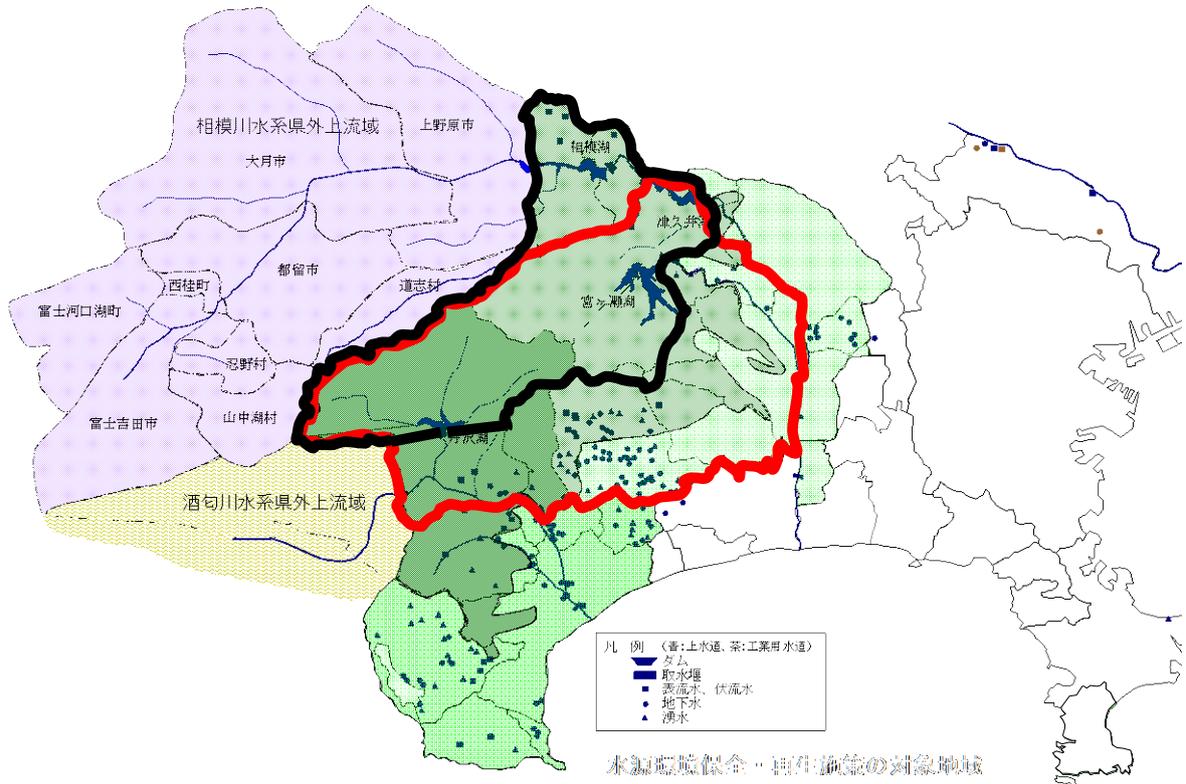
12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が主体的に参加する仕組みを発展。

(230)

(注) モニタリング：継続的に観測・測定すること

第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画における特別対策事業の対象地域図



凡例	
1 水源の森林づくり事業の推進……	濃い緑色の水源の森林エリア
2 丹沢大山の保全・再生対策……	丹沢大山国定・県立自然公園の特別保護地区・特別地域 (赤枠の丹沢大山自然再生計画の「ブナ林の再生」の中で実施)
3 溪畔林整備事業……	丹沢大山自然再生計画の統合再生流域 (赤枠の丹沢大山自然再生計画の「溪流生態系の再生」の中で実施)
4 間伐材の搬出促進……	濃い緑色 + 薄い緑色の県内水源保全地域
5 地域水源林整備の支援……	濃い緑色 + 薄い緑色の県内水源保全地域
6 河川・水路における自然浄化対策の推進……	相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域 → 相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域で国県管理区域を除く区域
7 地下水保全対策の推進……	● 地下水を主要な水道水源としている地域 (小田原市、秦野市、座間市、南足柄市、足柄上・下郡、愛川町)
8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進……	黒太枠の県内ダム集水域
9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進……	黒太枠の県内ダム集水域 (下水道計画区域を除く)
10 相模川水系上流域対策の推進……	紫色の相模川水系県外上流域 + 相模川流域
11 水環境モニタリングの実施……	濃い緑色 + 薄い緑色の県内水源保全地域
12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み……	全県域

Ⅱ 12の特別対策事業の 点検結果の総括

12 の特別対策事業の総括（まとめ）

全体の総括

施策の点検・評価の役割を担う県民会議では、事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などを踏まえて多面的な評価を行った。この評価結果を参照しながら事業の実施状況を見ると、事業評価の仕組みが機能し、概ね適切に事業が進められていると評価できる。

第2期5か年計画における平成27年度の実績及びこれまで4年間の事業進捗状況は、森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域でのシカ管理や土壌流出防止対策、溪畔林整備、ブナ林再生のための調査研究など、様々な取組を進め、全体としては計画通りに進捗している。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できる。今後は、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべきである。

水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られている。河川や地下水の保全・再生に関しては概ね計画通りに進捗しているが、水源環境への負荷軽減（県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進）に関しては、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。

また、第2期からの新たな取組として、森林組合等が行う長期施業受委託による水源林の公的管理・支援や丹沢大山地域におけるワイルドライフ・レンジャーによるシカ管理捕獲、山梨県との共同事業など、第1期5年間の取組や課題を踏まえた事業を始めたことは評価できる。今後も、これらの事業を含めた関連事業を着実に実施していくことが必要である。

水源環境保全・再生事業のあり方として、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図っていくことや、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図っていくことが求められる。なお、事業評価の仕組みが十分に機能し、実績を有することが、現行事業の有効性や今後の事業のあり方を幅広く検討する上での前提条件として重要である。

県民会議では、第2期からは、新たな市民事業支援補助金制度の運用や効果的な事業評価のための事業モニターの改善など新たな取組を進めており、今後はより一層活動内容を充実させていく必要がある。

事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。そこで、平成27年度には、それまで8年間の取組実績やモニタリング調査の結果をもとに、各事業の統合的指標（2次的アウトカム）や施策全体の目的（最終的アウトカム）による評価を含む施策の総合的な評価（中間評価）を実施して報告書を取りまとめ、最終的アウトカムについては「現時点では暫定的ではあるが、水循環機能の保全・再生が図られていく過程にある」と評価したところである。（中間評価の抜粋はV章に掲載）

平成27年度に実施した各種モニタリングの結果は、昨年取りまとめた総合的な評価（中間評価）で示した評価結果の方向に沿っていると考えられる。

これまでの各種のモニタリングにより、2次的アウトカムに関するデータや新たな知見も蓄積されてきており、今後とも、総合的な評価も視野に入れながら毎年度の事業の点検・評価を進めていく。

水源環境保全・再生事業会計（特別会計）計上事業に係る24～27年度の実績の状況

施策名の(◆)印は、市町村交付金対象事業		24年度執行額	25年度執行額	26年度執行額
森林の保全・再生		【 25億1,706万円】	【 26億7,075万円】	【 29億5,433万円】
水源の森林づくり事業の推進	13億 981万円 (一般会計分含め26億3,845万円) 水源林確保 1,339ha 水源林整備 2,034ha ※ 一般会計計上分を含む 森林塾(新規就労者の育成) 9人	14億 493万円 (一般会計分含め27億 831万円) 水源林確保 1,181ha 水源林整備 2,105ha ※ 一般会計計上分を含む 森林塾(新規就労者の育成)10人	15億9,398万円 (一般会計分含め29億 935万円) 水源林確保 1,007ha 水源林整備 2,400ha ※ 一般会計計上分を含む。 森林塾の実施 12人	
丹沢大山の保全・再生対策	2億7,915万円 中高標高域シカ捕獲、生息調査 土壌流出防止 18.5ha ブナ林等の調査研究	3億1,464万円 中高標高域シカ捕獲、生息調査 土壌流出防止 23.4ha ブナ林等の調査研究	3億8,668万円 中高標高域でのシカ捕獲等 土壌流出防止対策 10.6ha ブナ林等の調査研究	
溪畔林整備事業	2,523万円 森林整備 6.3ha 植生保護柵の設置 628m 丸太柵等の設置 358m モニタリング調査	3,244万円 森林整備 3.1ha 植生保護柵の設置 989m 丸太柵等の設置 138m モニタリング調査	3,360万円 森林整備 2.6ha 植生保護柵の設置 292m 丸太柵等の設置 373m モニタリング調査	
間伐材の搬出促進	1億5,865万円 間伐材搬出量 13,657m ³ 整備促進面積 354ha	1億4,507万円 間伐材搬出量 11,001m ³ 整備促進面積 296ha	1億9,851万円 事業量 13,928m ³ 整備促進面積 314ha	
地域水源林整備の支援(◆)	7億4,420万円 私有林確保 335ha 私有林整備 261ha 市町村有林等の整備 113ha 高齢級間伐 51ha	7億7,365万円 私有林確保 268ha 私有林整備 325ha 市町村有林等の整備 99ha 高齢級間伐 21ha	7億4,155万円 私有林確保 207ha 私有林整備 256ha 市町村有林等の整備 154ha 高齢級間伐 20ha	
河川の保全・再生		【 1億579万円】	【 1億8,216万円】	【 2億2,850万円】
河川・水路における自然浄化対策の推進(◆)	1億579万円 河川等の整備 3箇所 直接浄化対策 3箇所 効果検証 (新規3) 相模湖における直接浄化対策	1億8,216万円 河川等の整備 4箇所 直接浄化対策 4箇所 効果検証 (新規1 継続3) 相模湖における直接浄化対策	2億2,850万円 河川等の整備 6箇所 直接浄化対策 6箇所 効果検証 (新規3 継続3)	
地下水の保全・再生		【 5,930万円】	【 5,400万円】	【 6,580万円】
地下水保全対策の推進(◆)	5,930万円 かん養対策・汚染対策の実施 地下水モニタリング等の実施	5,400万円 かん養対策・汚染対策の実施 地下水モニタリング等の実施	6,580万円 かん養対策・汚染対策の実施 地下水モニタリング等の実施	
水源環境への負荷軽減		【 4億8,050万円】	【 4億8,760万円】	【 7億3,380万円】
県内ダム集水域における公共下水道の整備促進(◆)	3億2,350万円 下水道整備 30.0ha 下水道普及率 55.1%	3億2,120万円 下水道整備 26.3ha 下水道普及率 55.9%	4億6,870万円 下水道整備 22.9ha 下水道普及率 58.6%	
県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進(◆)	1億5,700万円 整備基数 86基(延べ人槽649人)	1億6,640万円 整備基数 83基(延べ人槽511人)	2億6,510万円 整備基数 91基(延べ人槽612人)	
水源環境保全・再生を支える取組み		【 1億6,964万円】	【 3億6,557万円】	【 4億4,723万円】
相模川水系上流域対策の推進	2,959万円 荒廃森林再生事業 133.1ha 広葉樹の森づくり事業 3.44ha 生活排水対策(設備の設計)	1億2,133万円 荒廃森林再生事業 301.5ha 広葉樹の森づくり事業 2.69ha 生活排水対策(設備の設置工事)	5,521万円 荒廃森林再生事業 413.13ha 広葉樹の森づくり事業 4.1ha 生活排水対策(設備の稼働)	
水環境モニタリングの実施	1億 614万円 森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	2億 932万円 森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	3億2,533万円 森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 人工林調査 情報提供	
県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	3,390万円 県民会議の運営等 市民事業等の支援	3,491万円 県民会議の運営等 市民事業等の支援	6,668万円 県民会議の運営 市民事業等の支援	
新たな財源を活用する事業費の計	33億3,229万円	37億6,009万円	44億2,967万円	
個人県民税超過課税相当額	40億 442万円	40億8,018万円	39億 895万円	

27年度執行額
【32億2,604万円】
17億9,887万円 (一般会計分含め29億7,807万円)
水源林確保 920ha 水源林整備 2,381ha ※一般会計計上分を含む。 森林塾の実施 11人
4億2,875万円
中高標高域でのシカ捕獲等 土壌流出防止対策 7.7ha ブナ林等の調査研究
4,663万円
面積 17.1ha 森林整備 5.8ha 植生保護柵の設置 244m 丸太柵等の設置 892m
2億8,191万円
事業量 19,438m ³ 整備促進面積 435ha
6億6,986万円
私有林確保 191ha 私有林整備 292ha 市町村有林等の整備 106ha 高齢級間伐 24ha
【3億2,830万円】
3億2,830万円
河川等の整備 7箇所 直接浄化対策 7箇所 効果検証 (新規2:継続5)
【7,470万円】
7,470万円
かん養対策・汚染対策の実施 地下水モニタリング等の実施
【5億5,660万円】
3億4,370万円
下水道整備 23.3ha 下水道普及率 59.5%
2億1,290万円
市町村設置型 97基(延べ人槽 741人)
【2億8,202万円】
3,861万円
荒廃森林再生事業 159.19ha 広葉樹の森づくり事業 0.38ha 生活排水対策(設備の稼働)
2億 343万円
森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 人工林調査 情報提供
3,997万円
県民会議の運営 市民事業等の支援
44億6,766万円
39億5,510万円

第2期計画執行額(4年間) (H24~27)(A)	第2期計画の内容 (5年間計(H24~28))(B)	進捗率 (A/B)
【113億6,820万円】	【125億3,800万円】 (年平均25億 760万円)	90.7%
61億 761万円 (一般会計分含め143億5,542万円)	67億4,900万円 (一般会計分含め134億 900万円)	90.5%
水源林確保 4,448ha 水源林整備 8,920ha ※一般会計計上分を含む。 森林塾の実施 42人	水源林確保 5,540ha 水源林整備 11,067ha ※一般会計計上分を含む。 森林塾の実施 75人	80.3% 80.6% 56.0%
14億 923万円	12億8,400万円	109.8%
土壌流出防止対策 60.2ha ブナ林等の調査研究	中高標高域でのシカ捕獲等 土壌流出防止対策 50ha ブナ林等の調査研究	120.4%
1億3,792万円	8,000万円	172.4%
面積 80ha 森林整備 17.8ha 植生保護柵の設置 2,153m 丸太柵等の設置 1,761m	面積 100ha 森林整備 15ha 植生保護柵の設置 2,500m 丸太柵等の設置 1,600m	80.0% 118.7% 86.1% 110.1%
7億8,415万円	12億8,500万円	61.0%
事業量 58,024m ³ 整備促進面積 1,399ha	事業量 107,500m ³ 整備促進面積 3,660ha	54.0% 38.2%
29億2,927万円	31億4,000万円	93.3%
私有林確保 999.73ha 私有林整備 1,134.03ha 市町村有林等の整備 471.88ha 高齢級間伐 116ha	私有林確保 1,014ha 私有林整備 1,376ha 市町村有林等の整備 584ha 高齢級間伐 500ha	98.6% 82.4% 80.8% 23.2%
【8億4,475万円】	【17億7,100万円】 (年平均3億5,420万円)	47.7%
8億4,475万円	17億7,100万円	47.7%
河川等の整備 9箇所 直接浄化対策 9箇所 効果検証	河川等の整備 7箇所 直接浄化対策 7箇所 相模湖における直接浄化対策	128.6% 128.6%
【2億5,380万円】	【3億2,200万円】 (年平均 6,440万円)	78.8%
2億5,380万円	3億2,200万円	78.8%
かん養対策・汚染対策の実施 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	
【22億5,850万円】	【34億4,700万円】 (年平均6億8,940万円)	65.5%
14億5,710万円	13億7,100万円	106.3%
下水道整備 102.5ha 下水道普及率 59.5%	下水道整備 208.7ha 下水道普及率 86%	49.1%
8億 140万円	20億7,600万円	38.6%
市町村設置型 357基	整備基数 1,090基	32.8%
【12億6,446万円】	【14億5,200万円】 (年平均2億9,040万円)	87.1%
2億4,475万円	3億6,500万円	67.1%
荒廃森林再生事業 1,006.92ha 広葉樹の森づくり事業 10.61ha 生活排水対策(設備の稼働)	荒廃森林再生事業 1,280ha 広葉樹の森づくり事業 10ha 生活排水対策 (0.6mg/ℓ)	78.7% 106.1%
8億4,423万円	8億5,700万円	98.5%
森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供 酒匂川水系上流域の現状把握	
1億7,547万円	2億3,000万円	76.3%
県民会議の運営 市民事業等の支援	県民会議の運営 市民事業等の支援	
159億8,972万円 (年平均39億9,743万円)	195億3,000万円 (年平均39億 600万円)	81.9%
159億4,224万円 (年平均39億8,556万円)	※ 年度ごとに端数処理しているため、 合計は一致しない。	

予算執行状況の内訳について

(単位：万円)

	24年度執行額	25年度執行額	26年度執行額	27年度執行額	24～27年度 単位当たり 執行額
1 水源の森林づくり事業の推進	130,981	140,493	159,398	179,887	
水源林の確保【特別会計分】	29,792	35,208	39,185	41,722	70.1万円/ha 541.2万円/ha 85.8万円/ha 1.2万円/ha
水源林の整備【特別会計分】（森林整備）	82,432	79,308	87,284	105,984	60.8万円/ha
（管理道、測量・調査等）	9,790	16,652	24,155	23,237	—
（水源林事業推進費）	4,558	4,240	2,574	2,870	—
かながわ森林塾の実施	4,409	5,085	6,200	6,073	119万/人 (新規就労)
2 丹沢大山の保全・再生対策	27,915	31,464	38,668	42,875	
中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査	8,777	10,286	17,871	17,776	—
土壌流出防止対策の実施	11,932	12,497	13,993	15,933	903万円/ha
ブナ林等の調査研究	5,414	4,132	3,760	4,359	—
県民連携・協働事業	1,790	4,549	3,044	4,806	—
3 溪畔林整備事業	2,523	3,244	3,360	4,663	
森林整備	319	125	210	717	77万円/ha
植生保護柵の設置	600	810	1,176	367	1万円/m
丸太柵等の設置	327	134	320	848	1万円/m
モニタリング調査等	1,276	2,175	1,654	2,731	—
4 間伐材の搬出促進	15,865	14,507	19,851	28,191	
間伐材の搬出支援	14,121	12,843	17,601	25,060	1万円/ha
生産指導活動の推進等	1,743	1,664	2,250	3,130	—
5 地域水源林整備の支援	74,420	77,365	74,155	66,986	
私有林の確保・整備	49,462	55,650	49,623	53,341	183万円/ha
市町村有林等の整備	23,378	20,970	23,817	12,959	172万円/ha
高齢級間伐の促進	1,580	745	715	686	32万円/ha
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	10,579	18,216	22,850	32,830	
生態系に配慮した河川・水路等の整備	9,570	16,180	22,430	32,390	2,599万円/箇所
河川・水路等における直接浄化対策	370	370	420	450	201万円/箇所
相模湖における直接浄化対策	639	1,666	0	0	—
7 地下水保全対策の推進	5,930	5,400	6,580	7,470	
地下水保全計画の策定	0	0	0	0	—
地下水かん養対策	440	60	440	1,940	222万円/市町
地下水汚染対策	1,670	1,680	1,650	1,720	840万円/市町
地下水モニタリング	3,820	3,660	4,490	3,810	395万円/市町
8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	32,350	32,120	46,870	34,370	1,422万円/ha
9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	15,700	16,640	26,510	21,290	224万円/基
10 相模川水系上流域対策の推進	2,959	12,133	5,521	3,861	
荒廃森林再生事業	2,187	3,428	3,917	2,487	—
広葉樹の森づくり事業	325	304	542	88	—
生活排水対策	446	8,400	1,061	1,285	—
11 水環境モニタリングの実施	10,614	20,932	32,533	20,343	
森林のモニタリング調査	9,209	11,446	21,294	17,876	—
河川のモニタリング調査等	1,404	9,485	11,239	2,467	—
12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	3,390	3,491	6,668	3,997	
「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等	2,417	2,587	5,645	2,965	—
市民事業等の支援	972	904	1,022	1,032	41万円/団体
合 計	333,229	376,009	442,967	446,766	

※ 万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

平成24年度歳入・歳出の状況																							
【歳入】	【歳出】																						
<table border="1"> <tr> <td>水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">4,004,425千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金運用益</td> <td style="text-align: right;">283千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">114千円</td> </tr> <tr> <td>預金利子等</td> <td style="text-align: right;">403千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">670,810千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,676,035千円</td> </tr> </table>	水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)		4,004,425千円		基金運用益	283千円	寄附金	114千円	預金利子等	403千円	基金等	670,810千円	合計	4,676,035千円	<table border="1"> <tr> <td>特別対策事業 事業費</td> <td style="text-align: right;">3,332,299千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">1,343,736千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※25年度以降の財源として活用</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,676,035千円</td> </tr> </table>	特別対策事業 事業費	3,332,299千円	基金等	1,343,736千円	※25年度以降の財源として活用		合計	4,676,035千円
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)																							
4,004,425千円																							
基金運用益	283千円																						
寄附金	114千円																						
預金利子等	403千円																						
基金等	670,810千円																						
合計	4,676,035千円																						
特別対策事業 事業費	3,332,299千円																						
基金等	1,343,736千円																						
※25年度以降の財源として活用																							
合計	4,676,035千円																						
→																							
平成25年度歳入・歳出の状況																							
【歳入】	【歳出】																						
<table border="1"> <tr> <td>水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">4,080,184千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金運用益</td> <td style="text-align: right;">690千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">202千円</td> </tr> <tr> <td>預金利子等</td> <td style="text-align: right;">2,820千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">1,343,336千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,427,232千円</td> </tr> </table>	水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)		4,080,184千円		基金運用益	690千円	寄附金	202千円	預金利子等	2,820千円	基金等	1,343,336千円	合計	5,427,232千円	<table border="1"> <tr> <td>特別対策事業 事業費</td> <td style="text-align: right;">3,760,093千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">1,667,139千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※26年度以降の財源として活用</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,427,232千円</td> </tr> </table>	特別対策事業 事業費	3,760,093千円	基金等	1,667,139千円	※26年度以降の財源として活用		合計	5,427,232千円
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)																							
4,080,184千円																							
基金運用益	690千円																						
寄附金	202千円																						
預金利子等	2,820千円																						
基金等	1,343,336千円																						
合計	5,427,232千円																						
特別対策事業 事業費	3,760,093千円																						
基金等	1,667,139千円																						
※26年度以降の財源として活用																							
合計	5,427,232千円																						
→																							
平成26年度歳入・歳出の状況																							
【歳入】	【歳出】																						
<table border="1"> <tr> <td>水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,908,953千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金運用益</td> <td style="text-align: right;">898千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">201千円</td> </tr> <tr> <td>預金利子等</td> <td style="text-align: right;">445千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">1,667,540千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,578,037千円</td> </tr> </table>	水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)		3,908,953千円		基金運用益	898千円	寄附金	201千円	預金利子等	445千円	基金等	1,667,540千円	合計	5,578,037千円	<table border="1"> <tr> <td>特別対策事業 事業費</td> <td style="text-align: right;">4,429,679千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">1,148,358千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※26年度以降の財源として活用</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,578,037千円</td> </tr> </table>	特別対策事業 事業費	4,429,679千円	基金等	1,148,358千円	※26年度以降の財源として活用		合計	5,578,037千円
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)																							
3,908,953千円																							
基金運用益	898千円																						
寄附金	201千円																						
預金利子等	445千円																						
基金等	1,667,540千円																						
合計	5,578,037千円																						
特別対策事業 事業費	4,429,679千円																						
基金等	1,148,358千円																						
※26年度以降の財源として活用																							
合計	5,578,037千円																						
→																							
平成27年度歳入・歳出の状況																							
【歳入】	【歳出】																						
<table border="1"> <tr> <td>水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,955,105千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金運用益</td> <td style="text-align: right;">497千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">1,247千円</td> </tr> <tr> <td>預金利子等</td> <td style="text-align: right;">1,013千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">1,148,358千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,106,220千円</td> </tr> </table>	水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)		3,955,105千円		基金運用益	497千円	寄附金	1,247千円	預金利子等	1,013千円	基金等	1,148,358千円	合計	5,106,220千円	<table border="1"> <tr> <td>特別対策事業 事業費</td> <td style="text-align: right;">4,467,666千円</td> </tr> <tr> <td>基金等</td> <td style="text-align: right;">638,554千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※27年度以降の財源として活用</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,106,220千円</td> </tr> </table>	特別対策事業 事業費	4,467,666千円	基金等	638,554千円	※27年度以降の財源として活用		合計	5,106,220千円
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)																							
3,955,105千円																							
基金運用益	497千円																						
寄附金	1,247千円																						
預金利子等	1,013千円																						
基金等	1,148,358千円																						
合計	5,106,220千円																						
特別対策事業 事業費	4,467,666千円																						
基金等	638,554千円																						
※27年度以降の財源として活用																							
合計	5,106,220千円																						

※ 千円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

水源環境保全・再生事業の進捗状況一覧

第2期5か年計画の特別対策事業		5か年(H24～H28)の目標等	24年度進捗率	評価	25年度進捗率(累計)	評価
森林の保全・再生		【125億3,800万円】(年平均25億800万円)	20.1%		41.4%	
1	水源の森林づくり事業の推進	67億4,900万円 (一般会計計上分含め134億900万円) ① 水源林確保 5,540ha ② 水源林整備 11,067ha ※一般会計計上分を含む。 ③ 森林塾(新規就労者の育成) 75人	19.4% ① 24.2% ② 18.4% ③ 12.0%	A (2) B (2) C (2)	40.2% ① 45.5% ② 37.4% ③ 25.3%	A (2) B (2) C (2)
2	丹沢大山の保全・再生対策	12億8,400万円 ① 中高標高域シカ捕獲、生息環境調査 ② 土壌流出防止対策 50ha ③ ブナ林等の調査研究 ④ 県民連携・協働事業	21.7% ① 捕獲実施 ② 37.0% ③ 調査・施設 ④ 支援実施	— (3) A (2) — (3) — (3)	46.2% ① 捕獲実施 ② 83.8% ③ 調査・施設 ④ 支援実施	— (3) A (2) — (3) — (3)
3	溪畔林整備事業	8,000万円 ① 森林整備 15ha ② 植生保護柵の設置 2,500m ③ 丸太柵等の設置 1,600m ④ モニタリング調査	31.5% ① 42.0% ② 25.1% ③ 22.4% ④ 調査実施	A (2) A (2) A (2) — (3)	72.1% ① 62.7% ② 64.7% ③ 31.0% ④ 調査実施	A (2) A (2) C (2) — (3)
4	間伐材の搬出促進	12億8,500万円 ① 間伐材の搬出支援 107,500m ³ (H24:16,500m ³ 、H25:19,000m ³ 、H26:21,500m ³ 、 H27:24,000m ³ 、H28:26,500m ³) ② 生産指導活動の推進	12.3% ① 12.7% (82.8%) ② 指導実施	B (1) — (3)	23.6% ① 22.9% (57.9%) ② 指導実施	D (1) — (3)
5	地域水源林整備の支援	31億4,000万円 ① 私有林の確保 1,014ha(◆) ② 私有林の整備 1,376ha(◆) ③ 市町村有林等の整備 584ha(◆) ④ 高齢級間伐 500ha	23.7% ① 33.0% ② 19.0% ③ 19.3% ④ 10.2%	A (2) B (2) B (2) D (2)	48.3% ① 59.5% ② 42.6% ③ 36.3% ④ 14.4%	A (2) A (2) B (2) D (2)
河川の保全・再生		【17億7,100万円】(年平均3億5,400万円)	6.0%		16.3%	
6	河川・水路における自然浄化対策の推進(◆)	17億7,100万円 ① 生態系に配慮した河川等の整備 7箇所 ② 直接浄化対策 7箇所 ③ 相模湖における直接浄化対策	6.0% ① 42.9% ② 42.9%	A (2) A (2)	16.3% ① 57.1% ② 57.1%	A (2) A (2)
地下水の保全・再生		【3億2,200万円】(年平均6,400万円)	18.4%		35.2%	
7	地下水保全対策の推進(◆)	3億2,200万円 ① 地下水保全計画の策定 ② 地下水かん養対策 ③ 地下水汚染対策 ④ 地下水モニタリング	18.4% ① 0市町 ② 3市町 ③ 2市町 ④ 10市町	— (3) — (3) — (3) — (3)	35.2% ① 0市町 ② 3市町 ③ 2市町 ④ 10市町	— (3) — (3) — (3) — (3)
水源環境への負荷軽減		【34億4,700万円】(年平均6億8,900万円)	13.9%		28.1%	
8	県内ダム集水域における公共下水道整備の促進(◆)	13億7,100万円 ① 下水道普及率 53.4%(23年度末)⇒86% 32.6ポイントUP (整備面積換算86%⇔208.7ha)	23.6% ① 5.2%	D (2)	47.0% ① 7.7%	D (2)
9	県内ダム集水域における合併処理浄化槽整備の促進(◆)	20億7,600万円 ① 整備基数 1,090基	7.6% ① 7.9%	D (2)	15.6% ① 15.5%	D (2)
水源環境保全・再生を支える取り組み		【14億5,200万円】(年平均2億9,000万円)	11.7%		36.9%	
10	相模川水系上流域対策の推進	3億6,500万円 ① 荒廃森林再生事業 ② 広葉樹の森づくり事業 ③ 生活排水対策	8.1% ① 10.4% ② 34.0% ③ 実施設計	D (2) A (2) — (3)	41.3% ① 34.0% ② 61.0% ③ 設置工事	B (2) A (2) — (3)
11	水環境モニタリングの実施	8億5,700万円 ① 森林のモニタリング調査 ② 河川のモニタリング調査 ③ 情報提供	12.4% ① 実施 ② 実施 ③ 実施	— (3) — (3) — (3)	36.8% ① 実施 ② 実施 ③ 実施	— (3) — (3) — (3)
12	県民参加による仕組み	2億3,000万円 ① 県民会議の運営等 ② 市民事業等の支援	14.7% ① 運営 ② 実施	— (3) — (3)	29.9% ① 運営 ② 実施	— (3) — (3)
新たな財源を活用する事業の計		195億3,000万円(年平均39億600万円)	17.1%		36.3%	
個人県民税超過課税相当額			20.5%		41.4%	

※ 施策名の(◆)印は、市町村交付金対象事業。

※ 評価欄に(1)～(3)の記載があるのは、0-4ページに記載の事業進捗状況から見た評価の基準の区分。

なお、(3)は「5か年計画」に数値目標の設定がない事業のため、A～Dランクでの評価はしていない。

26年度進捗率 (累計)	評価	27年度進捗率 (累計)	評価
64.9%		90.7%	
63.8%		90.5%	
① 61.1%	A (2)	① 80.3%	A (2)
② 59.1%	B (2)	② 80.6%	A (2)
③ 41.3%	C (2)	③ 56.0%	C (2)
76.4%		109.8%	
① 捕獲実施	— (3)	① 捕獲実施	— (3)
② 105.0%	A (2)	② 120.4%	A (2)
③ 調査・施設	— (3)	③ 調査・施設	— (3)
④ 支援実施	— (3)	④ 支援実施	— (3)
114.1%		172.4%	
① 80.0%	A (2)	① 118.7%	A (2)
② 76.4%	A (2)	② 86.1%	A (2)
③ 54.3%	B (2)	③ 110.1%	A (2)
④ 調査実施	— (3)	④ 調査実施	— (3)
39.1%		61.0%	
① 35.9%	C (1)	① 54.0%	B (1)
(64.8%)	— (3)	(81.0%)	
② 指導実施		② 指導実施	— (3)
72.0%		93.3%	
① 79.8%	A (2)	① 98.6%	A (2)
② 61.2%	A (2)	② 82.4%	A (2)
③ 62.7%	A (2)	③ 80.8%	A (2)
④ 18.2%	D (2)	④ 23.2%	D (2)
29.2%		47.7%	
29.2%		47.7%	
① 100.0%	A (2)	① 128.6%	A (2)
② 100.0%	A (2)	② 128.6%	A (2)
55.6%		78.8%	
55.6%		78.8%	
① 0市町	— (3)	① 0市町	— (3)
② 3市町	— (3)	② 3市町	— (3)
③ 2市町	— (3)	③ 2市町	— (3)
④ 10市町	— (3)	④ 10市町	— (3)
49.4%		65.5%	
81.2%		106.3%	
① 16.0%	D (2)	① 18.7%	D (2)
28.3%		38.6%	
① 23.9%	D (2)	① 32.8%	D (2)
67.7%		87.1%	
56.5%		67.1%	
① 46.4%	B (2)	① 78.7%	B (2)
② 102.0%	A (2)	② 106.0%	A (2)
③ 設備稼働	— (3)	③ 設備稼働	— (3)
74.8%		98.5%	
① 実施	— (3)	① 実施	— (3)
② 実施	— (3)	② 実施	— (3)
③ 実施	— (3)	③ 実施	— (3)
58.9%		76.3%	
① 運営	— (3)	① 運営	— (3)
② 実施	— (3)	② 実施	— (3)
59.0%		81.9%	
61.4%		81.6%	

(進捗状況の補足説明)

- ・平成27年度までの12事業全体の事業費の執行状況は、5か年計画の4年目となるため80%が目安となるが、82%と計画通りとなっている。
- ・1③「森林塾」は、修了者としては必要人数を輩出していることから、引き続き、就労に結びつける必要がある。
- ・3③「丸太柵等の設置」は、河畔林整備地での実際の現地状況に応じた工種、必要量を施工しているため、平成27年度は施工延長が増えた。
- ・4①「間伐材の搬出支援」は、搬出に取り組む事業者の増加や技術力の向上等に伴い搬出量も増加傾向にあり、事業の成果が現れてきている。
- ・5④「高齢級間伐」は、当初予定箇所において所有者希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしていることから、状況分析を行い、適正な事業量等を精査する必要がある。
- ・8「県内ダム集水域における公共下水道整備の促進」は、道路境界未確定問題や整備困難箇所への対応を図る必要があり、進捗に影響している。引き続き、市と連携して整備促進を図る必要がある。
- ・9「県内ダム集水域における合併処理浄化槽整備の促進」は、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援の必要がある。

※進捗率は、小数第2位四捨五入

1 水源の森林づくり事業の推進

I どのような事業か

【事業の概要】

水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備。

※ 公的管理・支援とは、県が皆様の森林を一定期間借りたり、重要な森林は買い入れるなどして、直接森林の管理・整備を行っていくとともに、森林所有者自ら森林整備をする際は、その支援を行っていくものです。

【第2期5か年の新たな取組】

水源林の確保については、事業開始当時と比較して、確保森林の小規模化、複雑化により、確保に係る業務量の増大が課題となっていた。新たな取組としては、これまでの4つの手法に加え、新たに森林組合等が行う長期施業受委託（＝森林所有者と森林組合等が10～20年間の長期施業受委託契約を締結し、森林組合等が森林整備を実施。）により公的管理・支援を行い、私有林の着実な確保を推進する。また、森林整備の担い手対策として、平成21年度から実施している「かながわ森林塾」について、第2期5か年計画に位置付け、様々な技術レベルに応じた担い手育成を体系的に進める。

1 ねらい

良質で安定的な水を確保するため、水源の森林エリア内で荒廃が進む私有林の適切な管理、整備を進め、水源かん養など森林の持つ公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指す。

2 目標

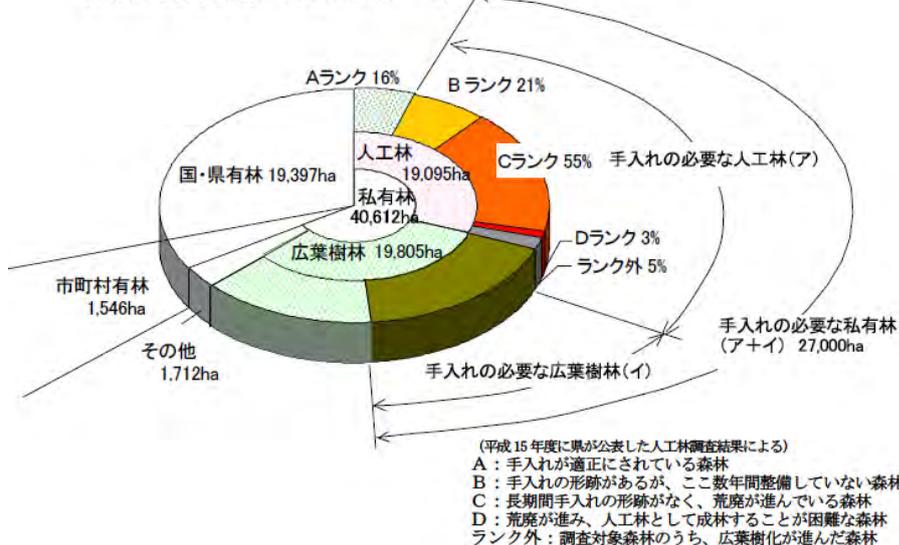
平成34年度までに水源の森林エリア内の手入れの必要な私有林 27,000ha を確保し、平成38年度までに概ね延べ 55,000ha を整備することを目標とする。

水源の森林エリア



（現状）

- 水源の森林づくり事業は、平成9年度から着手し、私有林の公的管理・支援を進めている。なお、この事業を展開する地域を明確にするため、水源の森林エリア（61,555ha）を設定している。
 - 水源の森林エリア内の私有林（40,612ha）の荒廃状況（下のグラフ参照）
 - ・ 人工林（19,095ha）のうち、手入れの必要な人工林は 16,112ha（ア）
 - ・ 広葉樹林（19,805ha）のうち、手入れの必要な広葉樹林は 10,893ha（推計）（イ）
- 手入れの必要な私有林 ≒ 27,000ha（ア+イ）



3 事業内容

水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約の4つの手法に長期受委託（森林組合等が行う緩やかな確保手法）を加え、公的管理・支援を推進し、巨木林、複層林、混交林など豊かで活力ある森林づくりを進める。さらに、シカの採食による整備効果の低減に対処するため、シカ管理と連携した森林整備を実施する。

また、水源の森林づくり事業をはじめとした森林の保全・再生に係る特別対策事業の円滑な推進に必要な不可欠な人材の育成・確保を図るため、「かながわ森林塾」を実施する。

(1) 水源林の確保

5つの手法により公的管理・支援を行い、私有林の着実な確保を推進する。

〔公的管理・支援の方法〕

- ・水源分収林：森林所有者との分収契約により、森林を整備する。
- ・水源協定林：森林所有者との協定（借上げなど）により整備を行う。
- ・買取り：貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備する。
- ・協力協約：森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成する。
- ・長期受委託：森林所有者と森林組合等が長期受委託契約を締結し、森林組合等が森林整備を行う。

(2) 水源林の整備

確保した森林の整備を行い、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を高度に発揮しうる森林に誘導する。

〔目標林型〕

- ・巨木林：樹齢百年以上の森林
- ・複層林：高い木と低い木からなる二段の森林
- ・混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林
- ・広葉樹林：林内植生が豊かな地域の自然環境に適応している広葉樹林
- ・健全な人工林：森林資源として活用可能な人工林

	第2期5年間
確保面積	5,540 ha
整備面積	11,067 ha

(3) かながわ森林塾の実施

森林整備などの仕事に従事したい人を対象として、基礎的技術の研修を実施し、本格雇用へ誘導するとともに、既就業者を対象として、効率的な木材搬出技術の研修や森林の管理・経営を担える高度な知識・技術の研修を実施し、技術力の向上を図るなど、様々な技術レベルに応じた担い手育成を体系的に進める。

	第2期5年間
新規就労者の育成	75人

4 事業費

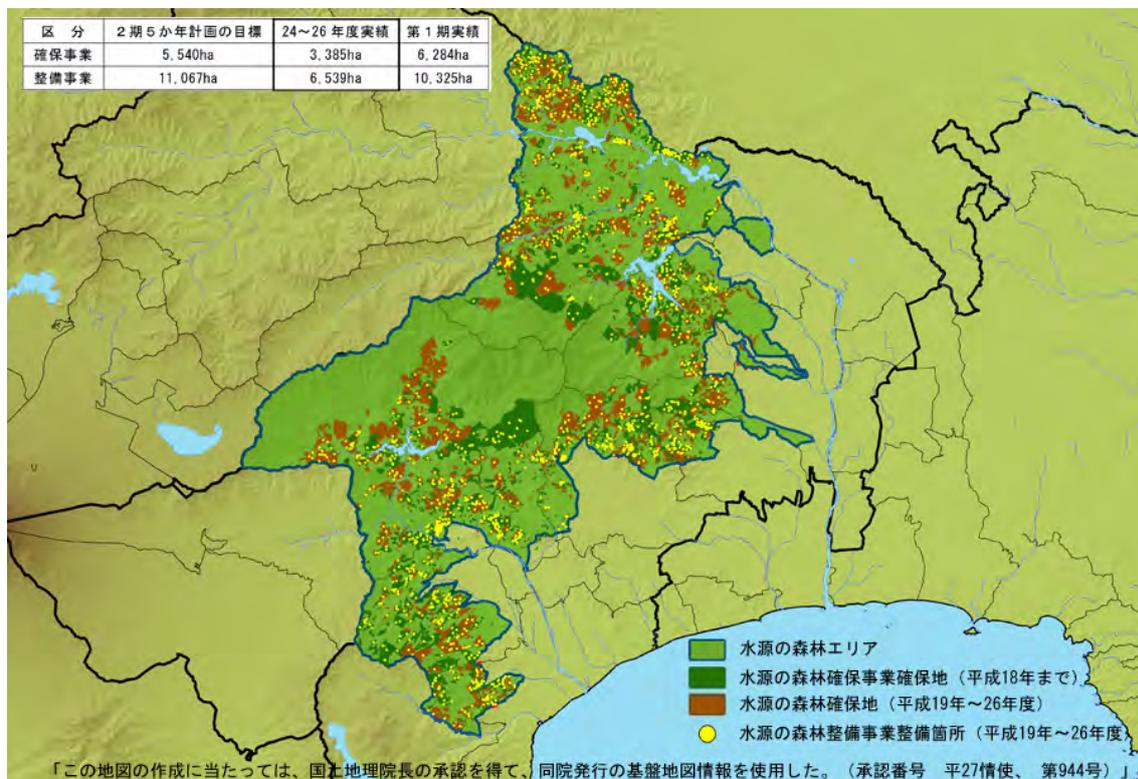
第2期計画の5年間計 134億900万円（単年度平均額 26億8,200万円）

うち新規必要額 67億4,900万円（単年度平均額 13億5,000万円）

※ 新規必要額は、既存財源（平成17年度当初予算額のうち県営水道事業負担金を除いたもの）で対応してきた額を除いた額。

Ⅱ 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

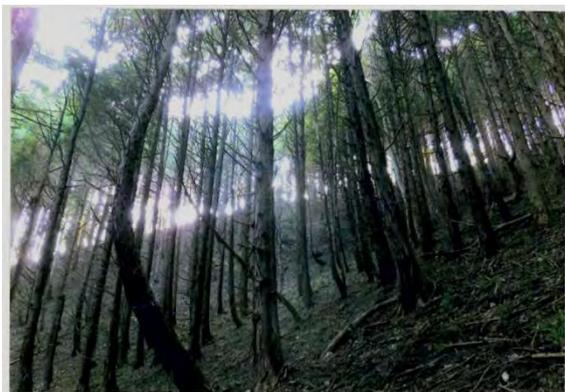
【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）＜※27年度実績版に差し替え 以下同じ＞



- ◇ 濃い緑は、平成9年度～18年度の10年間で確保した箇所（8,530ha）
赤は、平成19年度からの水源環境保全再生施策開始から平成27年度までの9年間に確保した箇所（10,732ha）。
平成19年度から27年度までの9年間で、平成9年度～18年度の10年間で確保した面積以上を確保しており、水源環境保全再生施策開始後に一層加速して事業を進めていることがわかる。

【事業を実施した現場の状況】

相模原市緑区吉野沢（大沢）



林内に光が入らず、暗い森林の様子



森林整備を行い、明るくなった林内の様子

秦野市堀山下（楸沢）



林内に光が入らず、暗い森林の様子



森林整備を行い、明るくなった林内の様子

松田町寄（本沢）



広葉樹整備における土壌保全工実施状況（写真左が丸太筋工、右が丸太積工）

森林塾（県立 21 世紀の森）

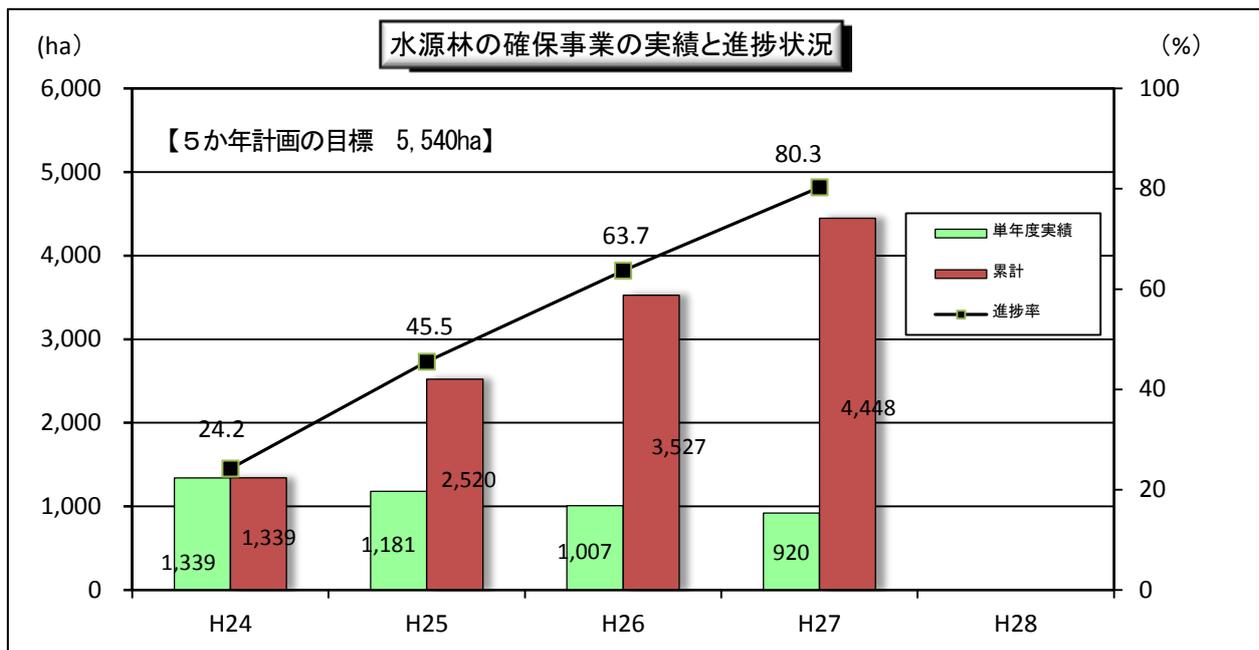


新規就労希望者を対象とした「演習林実習コース」で実施したスギ人工林における間伐実習の様子

森林塾（松田町寄）

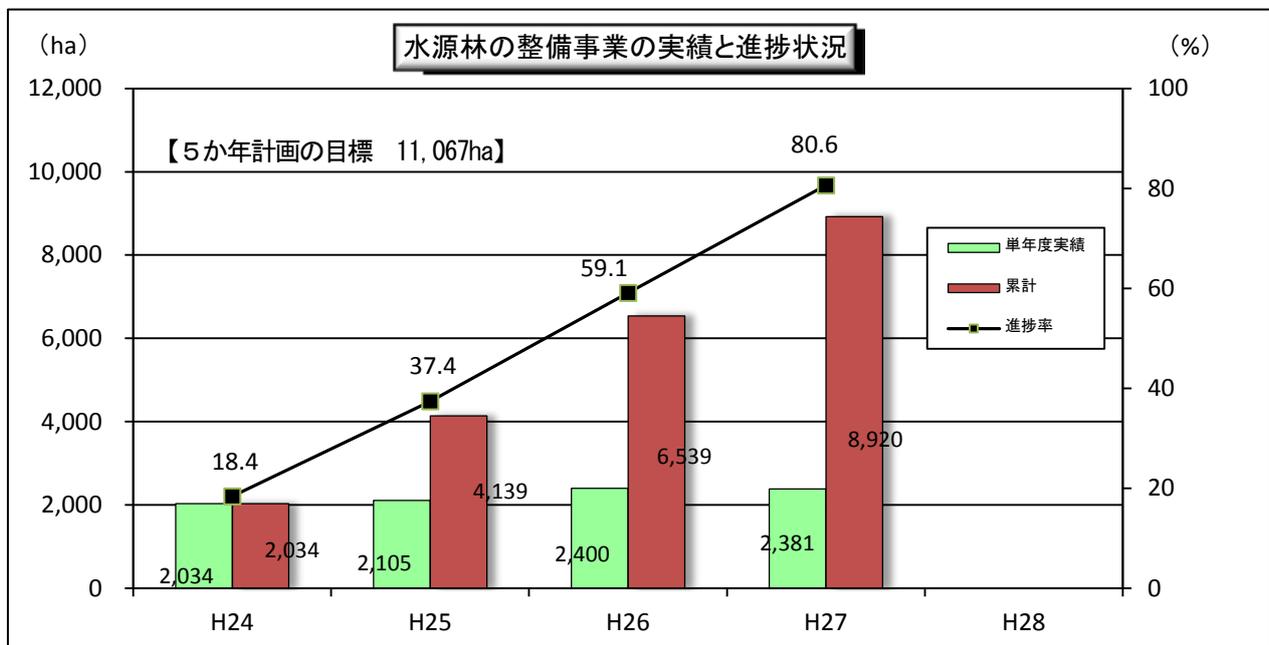


新規就労希望者を対象とした「演習林実習コース」で実施したヒノキ人工林における枝打実習の様子



◇平成27年度は、着実に森林所有者との協定の締結等を進め、920haを確保した。（進捗率80.3%）

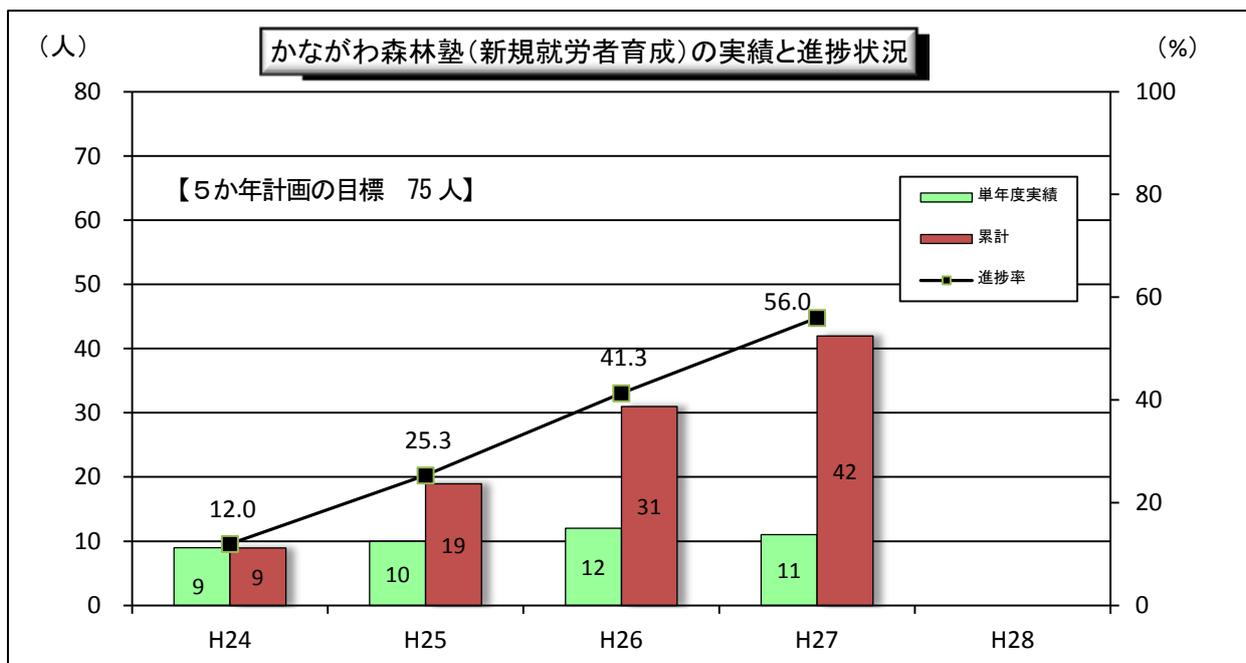
※ 一般会計分を含む



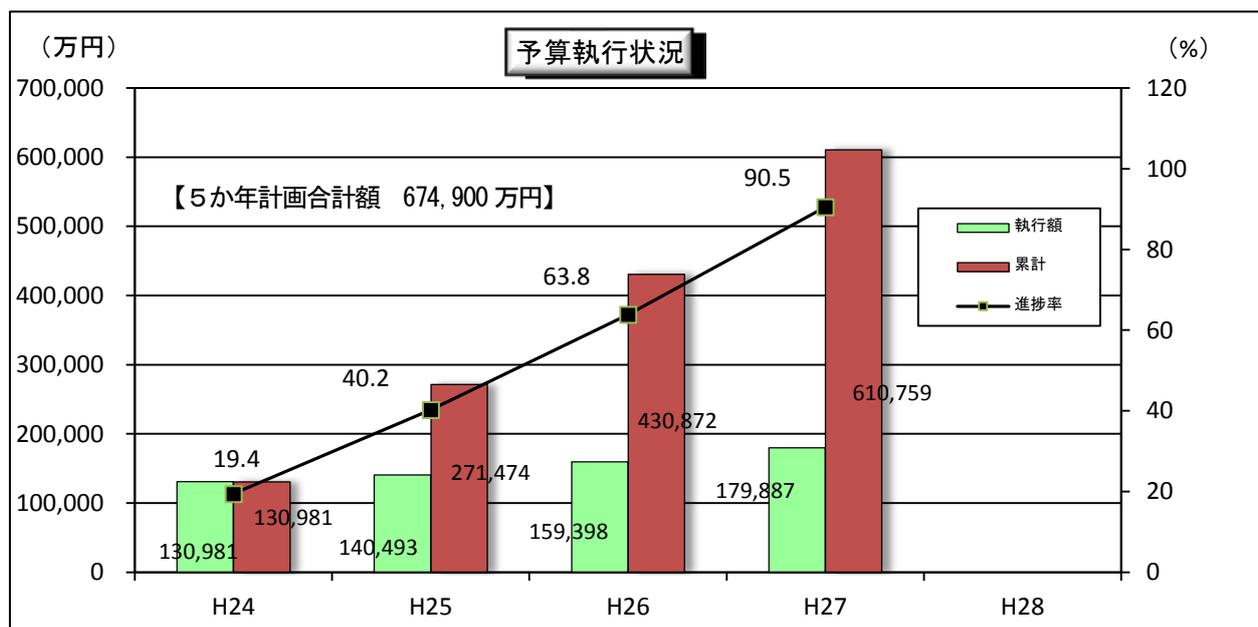
◇平成27年度は、着実に間伐等の整備を進め、2,381haを整備した。（進捗率80.6%）

※ 一般会計分を含む。

【参考】1ha (ハクトル) = 10,000㎡ (100m×100m)
 例えば、横浜スタジアムのグラウンド面積は13,000㎡ = 1.3haです。



◇平成27年度は、演習林実習コースの修了者のうち11人が林業会社等に就職した。(進捗率56.0%)



◇平成27年度は、17億9,887万円を執行した。(進捗率90.5%)

※ 一般会計分を含まず。

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計 (進捗率)	28年度計画
確保事業	5,540ha	1,339ha	1,181ha	1,007ha	920ha	4,448ha (80.3%)	1,200ha
整備事業	11,067ha	2,034ha	2,105ha	2,400ha	2,381ha	8,920ha (80.6%)	2,627ha
かながわ 森林塾	75人	9人	10人	12人	11人	42人 (56.0%)	15人

※ 確保事業及び整備事業については、一般会計分を含む。

2 予算執行状況 (単位：万円)

区分	5か年計画 合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計 (進捗率)	28年度
予算額	674,900 (135,000)	145,925	150,267	162,274	189,215	—	178,871
執行額	—	130,981	140,493	159,398	179,887	610,761 (90.5%)	—

※ 一般会計分は含まず。

3 具体的な事業実施状況

(1) 確保事業 (実施主体：水源環境保全課、各地域県政総合センター)

区分	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計
水源分収林	—ha	—ha	—ha	—ha	—ha
水源協定林	895.30ha	719.59ha	644.81ha	586.31ha	2,846.01ha
買取り(寄付含む)	29.31ha	44.67ha	18.58ha	7.33ha	99.89ha
長期受委託	184.91ha	205.68ha	237.95ha	234.16ha	862.70ha
協力協約	229.74ha	211.22ha	105.55	92.43ha	638.94haha
合計	1,339.26ha	1,181.16ha	1,006.89	920.23ha	4,447.54ha

(2) 整備事業 (実施主体：各地域県政総合センター、森林所有者等)

区分	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計
県による整備	1,484.83ha	1,526.46ha	1,811.34ha	1,825.75ha	6,648.38ha
長期受委託による整備	140.53ha	208.43ha	285.17ha	327.22ha	961.35ha
協力協約による整備	408.40ha	370.14ha	303.46ha	228.46ha	1,310.46ha
合計	2,033.76ha	2,105.03ha	2,399.97ha	2,381.43ha	8,920.19ha

(3) かながわ森林塾 (実施主体：森林再生課)

対象者	研修 コース	内 容 と 目 的	24 年度 実 績	25 年度 実 績	26 年度 実 績	27 年度 実 績	24～27 年度 累 計
就業 希望者 (就業前)	森林体験 コース	○森林・林業に関する体験学 習、座学 ・就業意識の明確化、就業 の見極め	修了者 21 人	修了者 35 人	修了者 26 人	修了者 21 人	修了者 103 人
	演習林実 習コース	○演習林での現場研修、座学 ・基礎技術の習得・体力の 向上	修了者 15 人 就職者 9 人	修了者 16 人 就職者 10 人	修了者 20 人 就職者 12 人	修了者 14 人 就職者 11 人	修了者 65 人 就職者 42 人
中堅 技術者	素材生産 技術 コース	○間伐材伐木、造材、搬出技 術の現場研修 ・間伐材搬出の促進、労働 安全衛生の向上	修了者 6 人	修了者 5 人	修了者 5 人	修了者 12 人	修了者 28 人
上級 技術者	流域森林 管理士 コース	○森林・林業に関する実技指 導、座学、資格取得のため の技能講習 ・森林を総合的にマネジメ ントできる幅広い知識 や技術を身につけた技 術者の養成	修了者 1 人	修了者 3 人	修了者 7 人	修了者 10 人	修了者 21 人
造園・土 木業者	森林整備 基本研修	○森林・林業に関する体験学 習、座学 ・他業種からの新規参入の 促進 ・森林整備業務における技 術水準の確保	修了者 29 人	修了者 35 人	修了者 26 人	修了者 23 人	修了者 113 人

Ⅲ 事業の成果はあったのか (点検結果)

総 括 (案)

(1) 水源林の確保・整備

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成27年度までの4年間の累計で、確保事業では80.3%、整備事業では80.6%の進捗率となっており、概ね計画どおりの堅調な実績である。

これまでのモニタリング調査結果によると、間伐後の2時点間の比較では、人工林においては林床植生の現存量の増加が確認された。一方、広葉樹林においては林床植生の現存量が丹沢は箱根の1割と少ないが、地形や土壌、シカの影響度の違いなどが要因と考えられる。

第2期からの新たな取組として、シカ管理と連携した森林整備を実施するとともに、確保森林の小規模、複雑化により確保に係る業務量の増大に対応するため、森林組合等が行う長期施業受委託による公的支援を行い、私有林の着実な確保・整備を推進している。

長期施業受委託は、地元の森林組合等が長期にわたり計画的に施業地に適した森林整備を行うことが可能となっており、このような持続可能な循環型森林づくりへの取組は、公益的機能の高い人工林として水源の森林が維持されることに繋がっていくことが期待できる。また、このような森林づくりためには、森林組合等の受託事業者が継続して健全経営を行うことが大事であり、水源環境保全税を活用した公的支援の仕組みは必要と考える。県の役割として、この事業は長期にわたる事業であることから、計画に

基づき、きちんと施工されているか等を定期的に管理、指導することが重要である。また、事業者が水源環境保全税終了後も健全な事業経営を継続できるかの見通しについて把握に努めるとともに適切な対策を検討することが必要と思われる。

また、平成 25 年度に「水源林整備の手引き」を改定し、広葉樹林整備では極力伐採を控え、植生保護柵の設置や土壌保全対策を行うこととするなど、整備方針の見直しを図ったことは評価出来る。今後とも立地環境や土壌条件などの現場状況を踏まえ、きめ細やかな事業推進が求められる。

なお、水源保全地域内においては、一般対策事業であっても、こうしたきめ細やかな施業を行うよう留意し、また、市町村や民間事業体に対する普及指導にも努めることを望みたい。

なお、現在は丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカが目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。

また、平成 9 年度から実施している「水源の森林づくり事業」で確保した森林は、平成 29 年度以降、順次、契約期間が満了し、森林所有者へ返還されるが、これらの森林の状況を所有者が継続的に把握することは困難な状況であることから、森林の公益的機能の維持を図るために、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきである。

(2) かながわ森林塾

平成 27 年度までの 4 年間の累計で、演習林実習コースで 65 人が修了し、このうち 42 人が就職に至っており、第 2 期 5 年計画の 5 年間の目標（新規就労者の育成 75 人）に対し、56.0%の進捗率となっている。事業目的に沿った実効性のある取組としていくためには、小規模・零細が多い林業事業体での就労条件の改善を促進する取組が必要である。

(3) その他

水源林の整備に関連して、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきである。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
①水源林の確保	80.3%	A
②水源林の整備	80.6%	A
③かながわ森林塾（新規就労者育成）	56.0%	C

2 事業モニタリング調査実施状況

水源の森林づくり事業は、平成 9 年度から実施し、19 年度の水源環境保全税の導入により拡充されている。事業内容は同様であるため、従前の箇所を継続してモニタリング調査している。

<実施概要>

◇ 森林整備箇所 50 地点の ①植生 ②土砂移動量 ③光環境 を 5 年ごとに調査し、整備効果を検証。

この事業は、荒廃の進む水源の森林エリア内の私有林の適切な管理、整備を進め、水源かん養など森林の持つ公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指すものであり、量的には確保面積及び整備面積を指標とし、質的には「森林が適正に手入れされている状態」を指標とし、中期的に把握して、評価する。

質的指標の「森林が適正に手入れされている状態」を把握するために、①植生 ②土砂移動量 ③光環境を、次のモニタリング調査により把握する。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森

林の水源かん養機能等を把握する。また、森林の公益的機能については、既に発表されている研究結果等も参考とする。

(1) 項目 ①植生 ②土砂移動量 ③光環境

(2) 手法 代表地点に観測施設（植生保護柵・土砂移動量測定枠）を設置

(3) 頻度 5年ごとに調査

(4) 調査実施主体 県自然環境保全センター

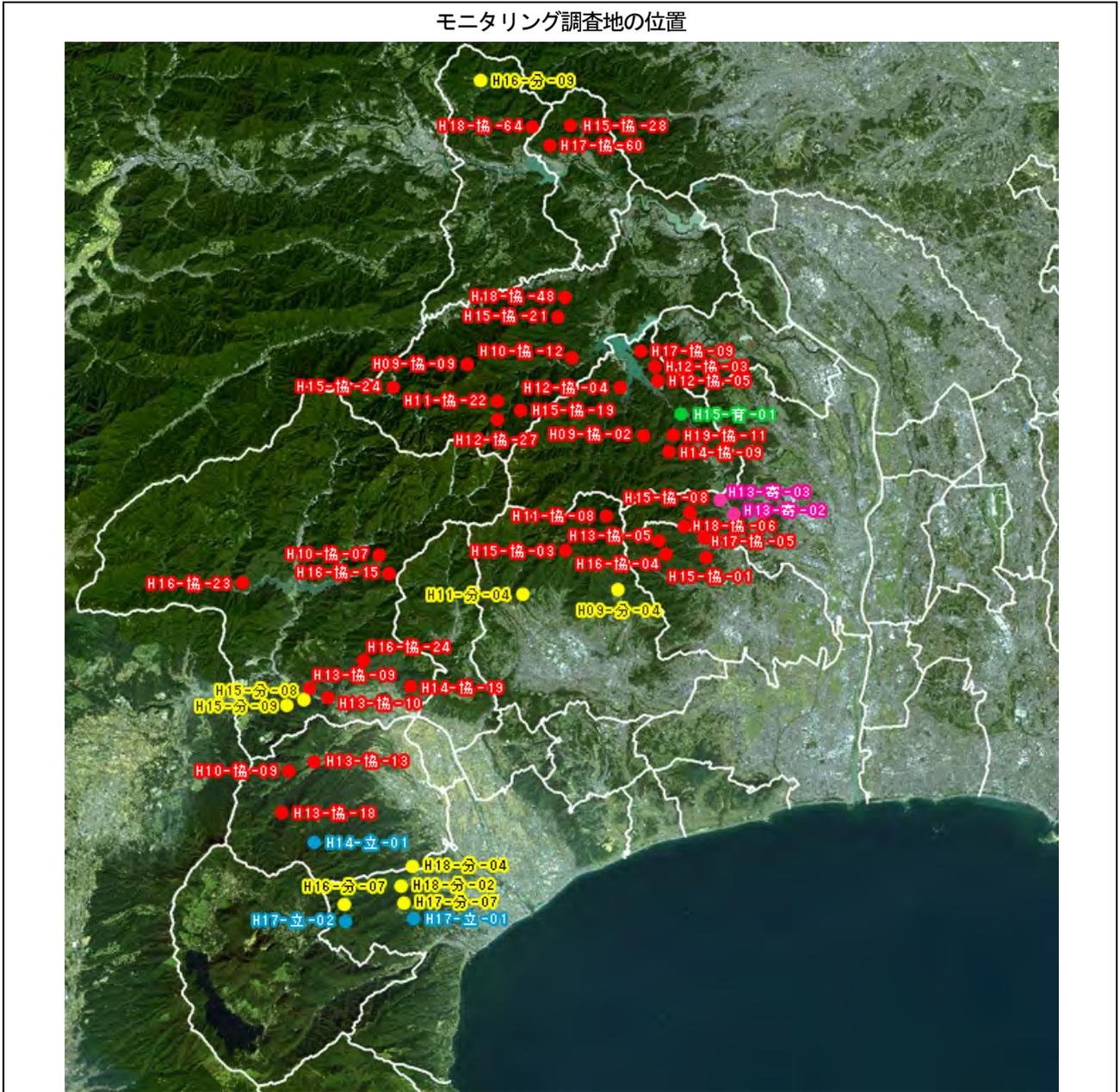
(5) モニタリング調査地の設定

- ・ モニタリング調査地は、針葉樹林、広葉樹林のバランスを考慮して、次の表に示したスケジュールで平成14年度より箇所を選定と整備直後の状態調査を進めてきた。
- ・ 平成19年度に50地点計140試験区を選定が終了し、平成20年度にはモニタリング地点の第1回目の状態調査が終了した。
- ・ 第1期5か年では39地点で実施し、第2期初年度の平成24年度で2回目のモニタリングが終了した。
- ・ 現在3回目の調査を実施中である。

・ 水源林整備モニタリング調査地の年度別設定状況

地区	H15	H16	H17	H18	H19	H20	小計(内広葉樹林)
県央	1(1)	3(3)	2(1)	2(1)	1	1(1)	10(7)
湘南	1(1)	0	1(1)	2	2(2)	3(1)	9(5)
西湘	0	0	0	1	3	2	6
足上	0	4(3)	2(2)	2(1)	3	2	13(6)
県北	1	0	2(2)	2(1)	4(2)	3	12(5)
年度計	3(2)	7(6)	7(6)	9(3)	13(4)	11(2)	50(23)

モニタリング調査地の位置



調査地点の記号 (H●●-▲-■) の説明

H●● → 私有林を確保した年度

▲ → 公的管理の手法

分：水源分収林 協：水源林整備協定 育：水源林育林協定 立：水源立木林 寄：水源公有林

3 事業モニタリング調査結果

<調査結果の概要>

- ・ 下の図はシカの生息状況を考慮して試験地を4区分（小仏、丹沢、丹沢の植生保護柵内、箱根）して、林相を針葉樹人工林と広葉樹林に区分して2時点の下層植生の植被率と現存量[※]（H19～22）と（H23～27）を示したものである。
- ・ 人工林の植被率はどの地域でも増加傾向であったが、広葉樹林では丹沢では変化せず、箱根ではやや減少傾向であった。
- ・ 人工林、広葉樹ともに地域によらず現存量は2時点で大きな変化を示さなかったが、これは草本層にあった低木、灌木が成長によって調査の対象外になった影響が大きい。なお、こうした調査地点では、草本層の植物は定常状態（これ以上増加しにくい状態）に達したと考えられる。
- ・ 丹沢の広葉樹林の植被率は箱根や丹沢の植生保護柵内、あるいは丹沢の人工林と比較して低く、現存量も同様に少なかった。
- ・ 丹沢の人工林で現存量に寄与していた植物はオオバノイノモトソウやマツカゼソウといったシカの不嗜好性植物であった。

※現存量：単位面積あたりの乾燥重量。ここでは高さ 1.5m までを対象とした。

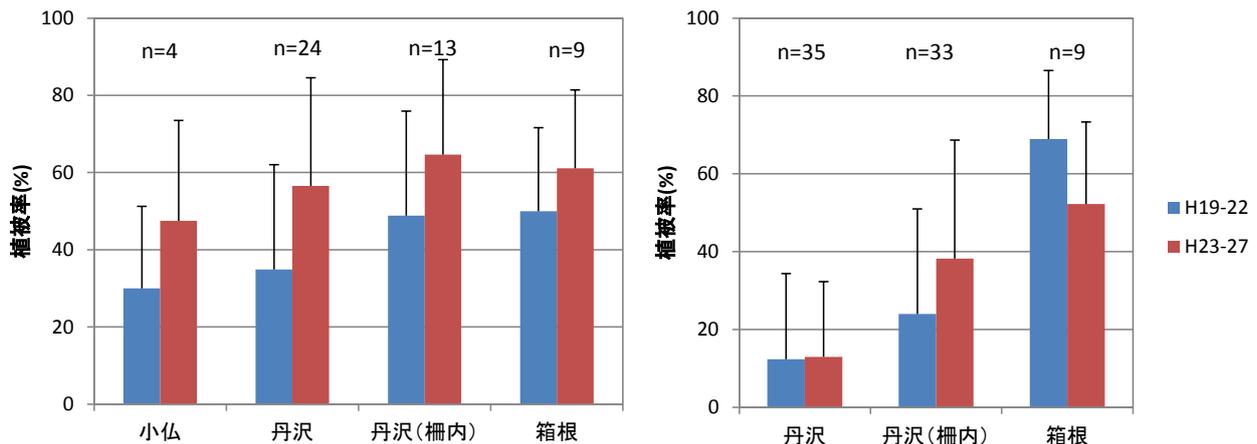


図1 スギ・ヒノキ人工林（左）と広葉樹林（右）における2時点の下層植生の植被率
nは試験区数。縦棒は標準偏差。

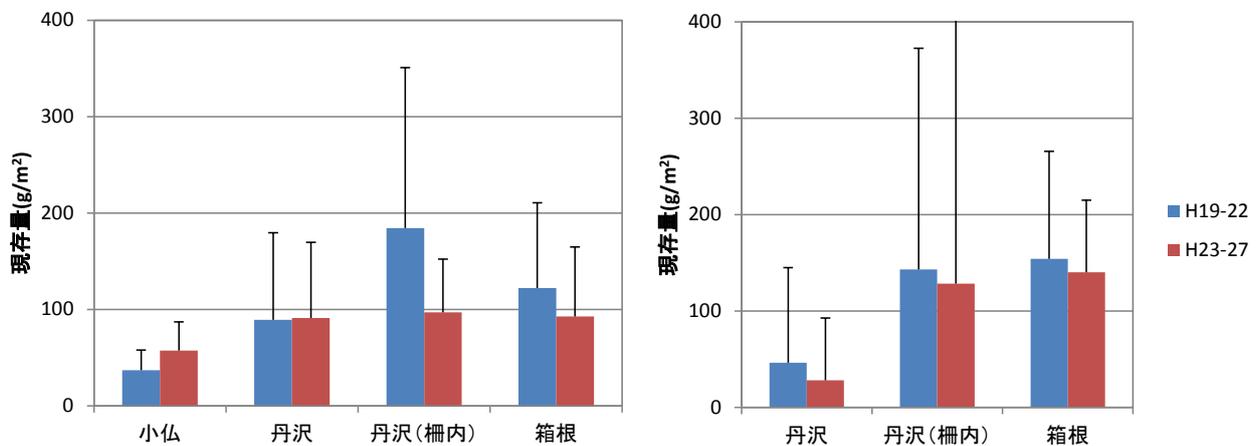


図2 スギ・ヒノキ人工林（左）と広葉樹林（右）における2時点の下層植生の現存量
試験区数は図1と同じ。縦棒は標準偏差。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>)）

平成24年度	<p>【日 程】 平成24年11月7日(月)</p> <p>【場 所】 山北町谷ケ字鳥手山</p> <p>【参加者】 9名</p> <p>【テーマとねらい】 森林の持つ公益的機能を高度に発揮しうる森林として整備できているかをモニターする。</p> <p>【事業の概要】 人工林については間伐を行い、立木の間隔をあけて、土地本来の広葉樹が生長できる条件を整え、スギ・ヒノキと広葉樹が混成する「針広混交林」に誘導する。 広葉樹林は、受光伐や土壌保全工を実施して下層植生を増やし、土地本来の多様な草木が生える「活力ある広葉樹林」を育成する。</p> <p>【総合評価コメント】 全体的には、当該事業の必要性は十分理解しながらも、以下の点について意見や検討の必要性を述べている。</p> <p>①水源の森林の森林施業の有り方は、素材生産をベースにした林業技術とは別の形で有るべきだろうということ。水源保全に不必要な作業は止めるべきだし、新しい技術があつて良い。</p> <p>②水源林の協定が終了した後も、豊かな水源林で有り続けるために、もっと所有者の立場や考え方にスポットライトを当てるべきではないか。</p> <p>③丹沢の山の地形や土壌に適した施業方針の採用。</p> <p>④ha 当たり相当な金額を投入する神奈川の水源林は、20年後にそれに相応の価値があつてほしい。</p>
	<p>【日 程】 平成24年12月6日(木)</p> <p>【場 所】 相模原市中野地区</p> <p>【参加者】 7名</p> <p>【テーマとねらい】 森林の持つ公益的機能を高度に発揮しうる森林として整備できているかをモニターする。</p> <p>【事業の概要】 水源協定林であり、目標林型は針広混交林および活力ある広葉樹林である。 育林方針としては、スギ・ヒノキ林は適正な密度管理を行い針広混交林へ誘導する。広葉樹林は枯損木、傾斜木を中心とした受光伐を行い下層植生の導入を促す。また必要箇所土砂の流出や浸食を抑えるための丸太柵工・丸太筋工および森林整備・管理に必要な径路を設置する。</p> <p>【総合評価コメント】 地権者の意向重視は大切であるが、「水源の森林」作りと木材生産のための「林業や里山の整備」とは似て非なる施業である。 人工林から天然林への移行は未だ確立されておらず、試行錯誤の段階にある。現状で良い施業に見えても、人手を介入しなくても良い森になるかどうかは不透明だ。この施業における本当の意味での評価は、次世代に託すしかない。 我々に出来るのは、今最善と思われる施をし、地権者・地域住民・行政が一体となって真剣に考え事業に取り組む事である。</p>

	<p>【日 程】 平成 25 年 8 月 26 日(月)</p> <p>【場 所】 秦野市寺山、清川村煤ヶ谷</p> <p>【参加者】 9 名</p> <p>【テーマとねらい】 第 2 期から開始した森林整備とシカ管理の一体的取組について、24 年度より配置されたワイルドライフ・レンジャーの活動を中心にモニターする。</p> <p>【事業の概要】 管理捕獲を実施してきた箇所周辺で生息密度が上昇し、森林整備効果が十分に発揮されない状況となっていることから、水源の森林づくり事業などの森林整備地及びその周辺地域で「生息環境整備の基盤づくり」を目的とした管理捕獲を行う。また、森林施業とシカ捕獲の連携を試行し、モニタリングによって効果を検証する。</p> <p>【総合評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備と管理捕獲の一体的取組は評価できる。 ・保管小屋の設置やモノレールの整備等 WLR (ワイルドライフ・レンジャー) 事業を強化するべき。 ・WLR3 名では効率・効果に改善の余地がある。 ・森林塾とより強固な連携が必要である。 ・今後、モニタリングデータの解析や事業成果を継続的に注視していく必要がある。 ・狩猟師減少から WLR は必要だと考えられるが、WLR を安易に税金で賄う方法を取りたくない。検討が必要。
平成 25 年 度	<p>【日 程】 平成 25 年 11 月 29 日(金)</p> <p>【場 所】 山北町世附、山北町山市場</p> <p>【参加者】 8 名</p> <p>【テーマとねらい】 水源の森林づくり事業において、水源地域である山北町(西丹沢地域)が地質的な状況(スコリア層)によって、山腹崩壊が起きやすい水源林があるという課題に対し、山腹崩壊した 2 箇所の現場をモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>○山北町世附 水源の森林づくり事業の事業地として 1 回目の森林整備が終了したが、平成 22 年台風 9 号により山腹崩壊した。治山工事による対応について検討したが、保全対象がないなど費用対効果が小さいため、優先順位が低く、治山工事による復旧は見込めない状況となっている。</p> <p>○山北町山市場 水源の森林づくり事業の確保予定地として測量していたが、平成 23 年台風 15 号により確保予定地の一部に山腹崩壊が発生したことから、崩壊地については確保予定地から除外した。崩壊地については保全対象があることなどから治山事業により対応中。</p> <p>【総合評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業は、道路や人家、施設が現場近くに存在する場所が優先されるとのことであるが、スコリア崩壊地では森林整備と治山事業が一体的に進められるべきである。 ・水源の森林を治山工事で守ることは、県民の利益に十分かなうと考えられるので、早急な土壌流出の修復事業を実施するなど、県の踏み込んだ対応を望む。 ・治山工事という既存の事業に水源環境保全税を使うことの是非は、導入当時のことを考えると難しい問題であるが、水源環境保全税の原点に立ち戻り、税の導入によって事業の進捗率アップ、事業効果が高まるのであれば、活用してもよいのではないかと。 <p>なお、活用にあたっては、水源林整備事業の成果がでないところや、今後の台風や豪雨で、スコリア被害の拡大が予想される場所など、試験的・限定的に実施することとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これを機会に、今後の森林管理について、県民や森林所有者の意識に働きかけることができればよいと考える。

平成 26 年 度	<p>【日 程】 平成 26 年 10 月 28 日 (火)</p> <p>【場 所】 南足柄市矢倉沢、足柄上郡山北町中川、山北町神尾田、山北町山市場</p> <p>【参加者】 10 名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>水源の森林づくり事業について、シカの影響の小さい地域と大きい地域の広葉樹林の森林整備という課題に対し、2か所の現場をモニターする。</p> <p>水源地域である山北町が地質的な状況（スコリア層）により山腹崩壊が起きやすい水源林があるという課題に対し、2か所の現場をモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南足柄市矢倉沢 林内で生育している広葉樹を維持し、より良好な状況とするため、被害木や危険木の整理を実施する。また、既にシカの生活痕跡が見られるようになっており、今後シカによる植生への影響が拡大し、当該契約地でもシカの採食等による影響が危ぶまれる場合は、植生保護柵の設置を検討する。 ○ 山北町中川 シカの生息頭数が多い地域のため、次回以降の整備では植生保護柵内の植生の繁茂状況等を確認しながら、必要に応じて植生保護柵の追加設置を検討する。 針葉樹については、照度の推移を見ながら定性間伐を進め、針交混交林に誘導する。 ○ 山北町神尾田 当該地域は劣勢木が多いが、スコリア地質の流出が認められるので、間伐率を 30%に抑える。次回以降の整備は風倒木被害防止に留意し、目標の成立本数に向けた整備を行う。 また、スコリア崩壊箇所については、丸太柵工、鋼製土留工及びふとんかご工で土砂移動を抑える。崩壊により開けた場所は、シカの生息地となる可能性が高いので、植生保護柵を施工し、植生の回復を図る。 ○ 山北町山市場 崩壊地は平成 25 年度に治山工事として実施中。周辺の森林は水源林として確保しており、治山工事終了を待ち、平成 26 年度に 1 回目の整備を行う予定。 <p>【総括意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木事業には水源環境保全税の活用が制限されているため、土壌流失が発生していても対策が進まないことは問題であり、見直す必要がある。 水源環境保全税を導入するための理論づけをきちんと行い、水源涵養機能が失われる恐れのある水源林での土壌流出対策を次期計画の中に盛り込むよう希望する。 ・ これまでの試行錯誤の結果を県民に開示し、広く議論を重ね、手直し計画を策定して発表し、水源地域の負託に応えなければならない。 ・ 広葉樹林の整備手法開発は、そこが人工林にならなかった訳を考えて。 林業に不向きな土壌で且つシカも多い森林では、最初から広く困ることが優先されるべき。 ・ 薪の活用と地域参加、森林学習を組み合わせた人工林整備。後継者育成の観点からも、地域の子どもや住民に森林整備の楽しさを伝え、より多くの人の参加を促すことに活用すべきである。 ・ 水源環境保全税を活用している事業の成果には、治山事業など目に見えて残るハード（設備の建設）な部分と、シカの密度調査要領、シカの管理捕獲要領や広葉樹の水源林整備マニュアルのようなソフトの部分がある。水源環境保全税活用の中で得られたソフトの成果は、是非次世代へ引き継ぐつもりで、整理しまとめてもらいたい。なお、ソフトの成果には 2 種類あると考える。つまり、一つ目は実証実験結果や森林整備マニュアルのような技術的なノウハウや要領書の類、二つ目は行政や制度的なもの、つまり市町村や他県、国との広域にわたるあるいは行政単位をこえた情報共有や連携体制。 ソフトの次世代への継承があつてこそ、水源環境保全税の効果が世代を超えて最大化されたといえると思われる。 ・ 水源環境を保全するための財源の出処がもっと簡素化できれば、もっとすんなり森林を守
--------------	--

	<p>れるのではと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山へ行く機会のない県民に今の状況を実際に目で見て頂くことが、水源環境の保全とそれに対応できる税の必要性を説明するためにも必要なこと。 ・ 矢倉沢の受光伐。現地の中間層の木が少ない事が気になった。以前の広葉樹林整備マニュアルに沿った為かは不明だが。 ・ 矢倉沢水源林でも、丹沢山地での初期のシカ対策事例を参考にして食圧による被害拡大を防止する対策が急務である。 ・ スコリア層は簡易工作物による土壌流出防止策では、効果ある対策が不可能と感じた。治山事業との併用で水源涵養林としての機能を復元する必要があると思われる。人工林の荒廃と近年増加傾向にある集中豪雨による浸食崩壊が懸念されるため、土壌緊縛力が低下したスコリア層の治山対策を事業内容として位置付ける必要がある。12 の特別対策事業を進める中で得られたスコリア層の崩壊などの課題については土木工事（治山事業）の財源として使うことを理論的に再提案していく必要があると思う。 ・ 間伐や枝打ち等の森林整備を行う上では除伐が必要だと考えている。間伐では木を伐倒した後に枝払いや玉切り・整理を行うが、その際に伐倒木の下敷きになった灌木が跳ね上がり、思わぬ怪我につながる。 ・ 水源環境税の使い方は費用対効果も含め実状に即した活用方法も視野に入れるべきではないかと感じた。これまでは荒廃した山林の整備等の事業に特化しているが、今後は「水源環境税」の活用の際し、未来を見越した施策を含め、切り口や見方を変えた総合的な見直しの時期に来ていると思う。
平成 27 年 度	<p>【日 程】 平成 28 年 2 月 10 日(水)</p> <p>【場 所】 秦野市蓑毛、寺山、菩提</p> <p>【参加者】 11 名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>長期施業受委託事業における事業効果をモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>森林組合が所有者等と 20 年間にわたり長期施業受委託契約を締結し、森林循環による持続的・自立的管理を目指す。</p> <p>【総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期施業受委託は、地元の森林組合等が長期にわたり計画的に施業地に適した森林整備を行うことが可能なことから期待できる。 ○ このような持続可能な循環型森林づくりへの取組は、公益的機能の高い人工林として、水源の森が維持されることに繋がっている。 ○ また、公益的機能の高い森林づくりのためには、森林組合等の長期施業受託事業者が継続して健全経営を行うことが大事であり、水源環境保全税を活用した公的支援の仕組みは必要と考える。 ○ 県の役割として、長期施業受託事業は、長期にわたる森林整備事業であることから、計画に基づききちんと施工されているか等を定期的に管理、指導することが重要である。 また、事業者が水源環境保全税終了後も健全な事業経営を継続できるかの見直しについて把握に努めるとともに適切な対策を検討することが必要と思われる。

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

6 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題
 実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>(1) 水源林の確保・整備 第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成26年度までの3年間の累計で、確保事業では61.1%、整備事業では59.1%の進捗率となっており、概ね計画どおりの堅調な実績である。 これまでのモニタリング調査結果によると、間伐後の2時点間の比較では、人工林においては林床植生の現存量の増加が確認された。一方、広葉樹林においては林床植生の現存量が丹沢は箱根の1割と少ないが、地形や土壌、シカの影響度の違いなどが要因と考えられる。 第2期からの新たな取組として、シカ管理と連携した森林整備を実施するとともに、確保森林の小規模、複雑化により確保に係る業務量の増大に対応するため、森林組合等が行う長期施業受委託による公的管理・支援を行い、私有林の着実な確保・整備を推進している。 また、平成25年度に「水源林整備の手引き」を改定し、広葉樹林整備では極力伐採を控え、植生保護柵の設置や土壌保全対策を行うこととするなど、整備方針の見直しを図ったことは評価出来る。<u>①今後とも立地環境や土壌条件などの現場状況を踏まえた、きめ細やかな事業推進が求められる。(25)</u> <u>なお、②現在は丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカの目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。</u> また、平成9年度から実施している「水源の森林づくり事業」で確保した森林は、平成29年度以降、順次、契約期間が満了し、森林所有者へ返還されるが、これらの森林の状況を所有者が継続的に把握することは困難な状況であることから、森林の公益的機能の維持を図るために、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきである。</p> <p>(2) かながわ森林塾 平成26年度までの3年間の累計で、演習林実習コースで51人が修了し、このうち31人が就職に至っており、第2期5か年計画の5年間の目標(新規就労者の育成75人)に対し、41.3%の進捗率となっている。<u>③事業目的に沿った実効性のある取組としていくためには、就職後の就労条件等の把握が課題である。(24)</u></p> <p>(3) その他 水源林の整備に関連して、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、<u>④森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきである。</u></p>	<p>① 改定した「水源林整備の手引き」を基本として、林分や土壌の状況等を踏まえた上で、目標林型に向けた整備に取り組んでいる。</p> <p>② 南足柄市などの箱根山地において、シカの定着と生息密度の上昇傾向がみられ、今後の森林への影響が懸念されることから、第3期計画にて小仏山地とあわせ、シカ管理の取組を強化することとしている。</p> <p>③ 毎年行っている事業体調査及び就労後の個別相談を引き続き実施し、雇用条件や雇用環境の把握に努めていく。</p> <p>④ 第3期計画にて、県内水源保全地域内の崩壊地において、崩壊の拡大や森林土壌の流出を防止するため、土木的工法も取り入れた土壌保全対策を推進することとしている。</p>

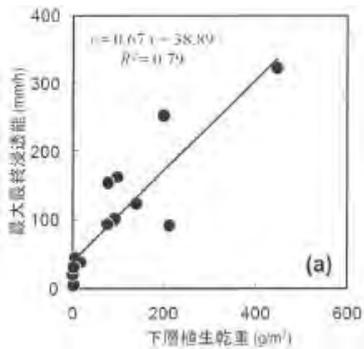
【参考】森林の水源かん養機能

森林に降った雨は、いったん地中にしみこんで、少しずつ時間をかけて下流に流れ出ていきます。このため、雨の降らない時も川の水は枯れることなく流れ、豪雨のときも下流に流れ出る水が一度に集中せず、時間をかけて流れていきます。また、森林は窒素などを養分として成長するため、森林から下流に流出する水の窒素濃度は低くきれいな水になります。

森林で、このような機能が発揮されるためには、森林でつくられる豊かな土壌とその土壌を覆う植物や落葉、さらに急な斜面でも土壌層を支える樹木の根系が特に重要です。

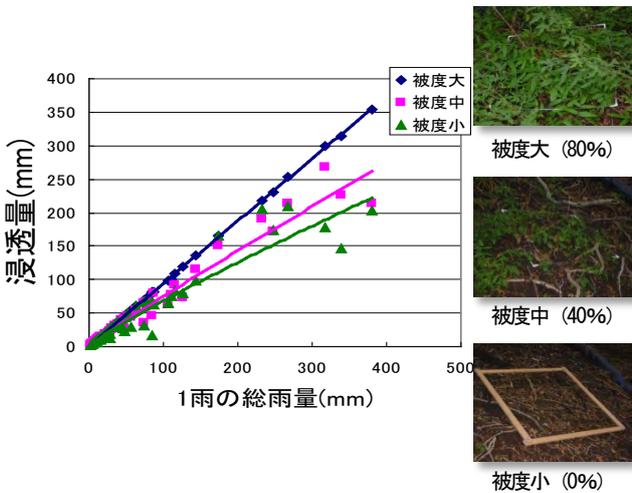
森林土壌の水のしみこみややすさと地表の状態

森林の土壌では、植物や落葉による地表面の被覆率が高いほど浸透能は高くなる。



人工林の下草の量と浸透能の関係

「人工林荒廃と水・土砂流出の実態」 恩田編 (2008)

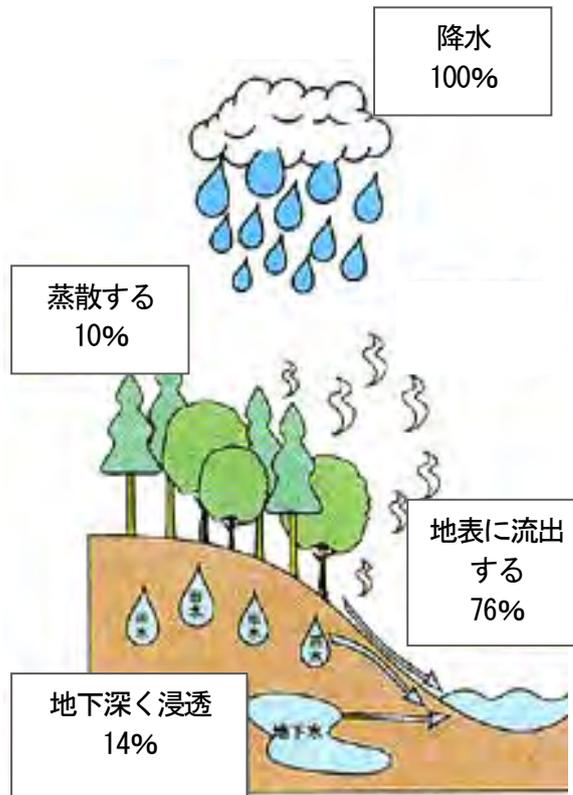


ブナ林の地表面の被覆状態と浸透能

「丹沢の自然再生」 木平ほか編 (2012)

森林に降った雨水のゆくえ

森林に降った雨は、地中にしみこみ地下水となってゆっくり川に流出したり、木の根に吸い上げられて木の葉から蒸散する。

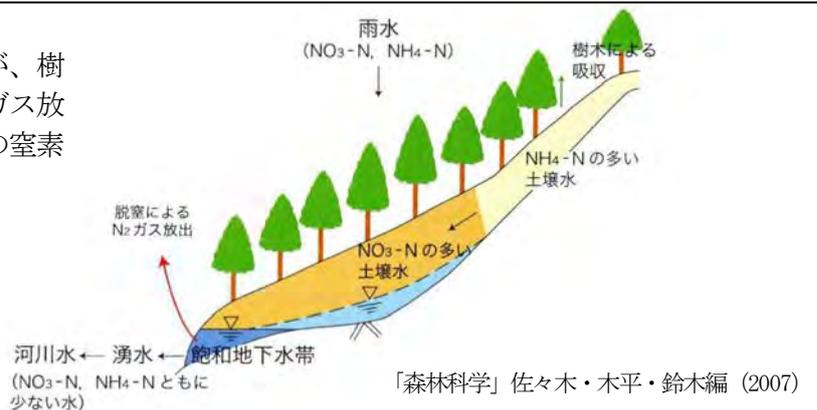


東丹沢大洞沢における2010年の水収支

東京大学の観測・解析結果より

森林の斜面における窒素の循環

森林の土壌水の窒素濃度は高いが、樹木による吸収や地下水帯での窒素ガス放出などにより、下流に流出する水の窒素濃度は低くなる。



2 丹沢大山の保全・再生対策

I どのような事業か

【事業の概要】

土壌流出防止対策を行うとともに、中高標高域でのシカ捕獲、ブナ林の調査研究や県民協働による登山道整備事業等の取組を実施。

【第2期5か年の新たな取組】

シカの採食により依然として林床植生の衰退が見られ、また、森林整備を行った箇所においても林床植生の生育が阻害されるなど効果が十分に発揮されないことが課題となっていた。新たな取組としては、これまでにシカ捕獲を実施していなかった高標高の山稜部や、中標高の水源地整備箇所及び周辺地域での管理捕獲を実施するとともに、事業効果を検証するための生息環境調査等を実施する。

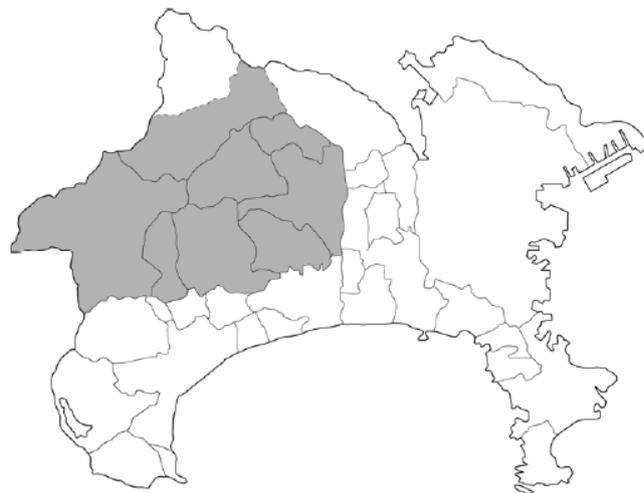
1 ねらい

水源かん養や土壌流出防止、生物多様性の保全などの観点から、水源保全上重要な丹沢大山地域において、丹沢大山自然再生計画と連携してシカの採食による植生後退、またこれに伴う土壌流出を防止するために、中高標高域でのシカ捕獲を行うとともに、土壌流出対策や、衰退しつつあるブナ林の調査研究、この地域における県民連携・協働事業に取り組む。

2 目標

依然としてシカの採食による植生後退が続く丹沢大山の中高標高域において、土壌流出対策として、「施策大綱」の計画期間である平成38年度までに延べ234haの整備やシカ捕獲等を行う。

丹沢大山自然再生計画の対象地域



3 事業内容

① 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施

	第2期5年間
シカ管理捕獲の実施	県がシカ管理捕獲を実施している地域（丹沢大山国定公園・県立自然公園の特別保護地区・特別地域）のうち、これまでにシカ捕獲を実施していなかった高標高域の山稜部や、中標高の水源地整備箇所及び周辺地域での捕獲を実施する。
ワイルドライフ・レンジャー（※）の配置	管理捕獲に際して、専門的な知識・能力を有するワイルドライフ・レンジャーを配置して実施する。
生息状況・生息環境・個体分析等モニタリングの実施	管理捕獲の事業効果を検証するため、シカ生息状況、生息環境（植生回復等）、個体分析等のモニタリングを実施する。

※ワイルドライフ・レンジャー：野生生物管理に関する専門的な知識・経験を有する専門者

② 土壌流出防止対策の実施

シカによる植生影響を受けてきた東丹沢だけでなく、西丹沢においても土壌流出が生じ始めていることから、第1期計画に進めた組み合わせ土壌流出防止工法の成果を生かし、土壌流出対策を必要な箇所に実施する。

	第2期5年間
面積	50ha

③ ブナ林等の調査研究

ブナ林生態系と大気も含めた生育環境のモニタリング継続とブナ林を枯死に至らしめるブナハバチ大発生機構解明研究の強化とともに、ブナ林再生のための大規模ギャップ森林再生試験を行う。

④ 県民連携・協働事業

「丹沢大山自然再生基本構想」に基づき実施される登山道整備や山のごみ対策、環境配慮型トイレへの転換など県民連携・協働活動について、県民と行政の連携を図る仕組みを構築しつつ、活動を促進する。

4 事業費

第2期計画の5年間計 12億8,400万円（単年度平均額 2億5,700万円）

うち新規必要額 12億8,400万円（単年度平均額 2億5,700万円）

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



◇ 県民連携・協働事業では、登山道の補修活動を「大倉尾根線」（H20～）、「鍋割山稜線」（H23～）、「二俣鍋割線」（H23～）、「下社大山線」（H25～）、「表尾根線」（H26～）の5路線について実施中。

シカ管理捕獲は、これまで捕獲を実施していなかった丹沢地域の中高標高域で実施。

【 事業を実施した現場の状況 】

土壤保全対策工事



土壤保全対策工事で設置した植生保護柵。シカによる採食を防ぎ、植生を回復させる。
写真は、山北町中川に設置した植生保護柵。

薬剤注入によるブナハバチ防除試験（檜洞丸）



樹幹に注入した薬剤が、水の吸上げに伴い葉に到達することにより、幼虫を防除する技術を開発する。

県民連携・協働事業（表尾根線）

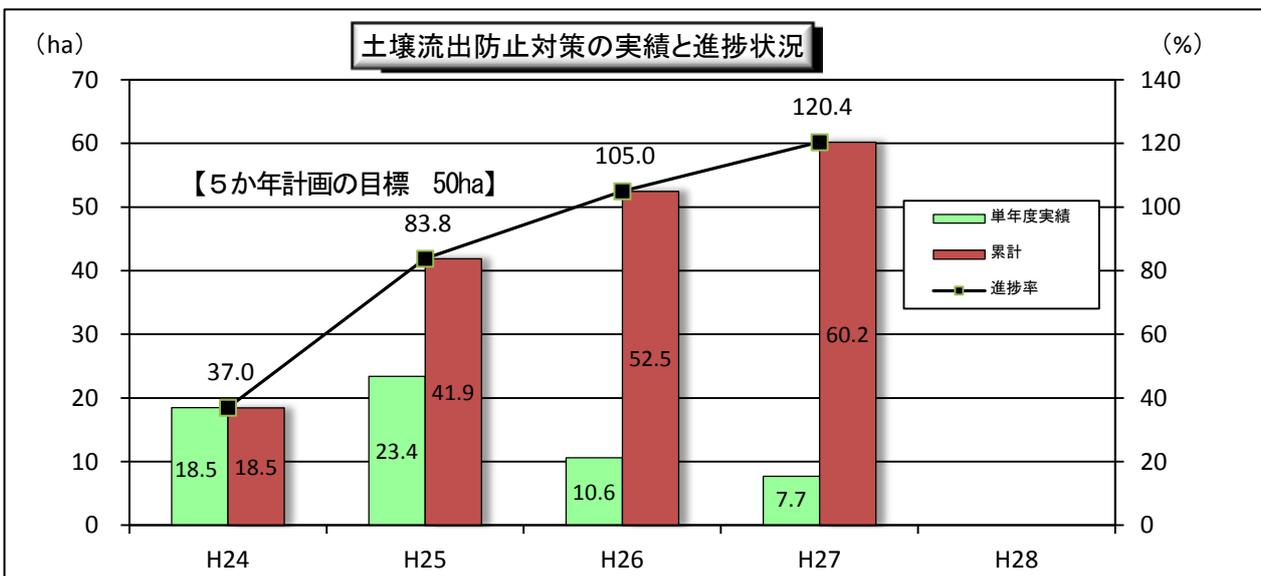


協定締結団体は、登山道補修に必要な資機材の提供を受け、ボランティアによる登山道の維持管理を実施する。

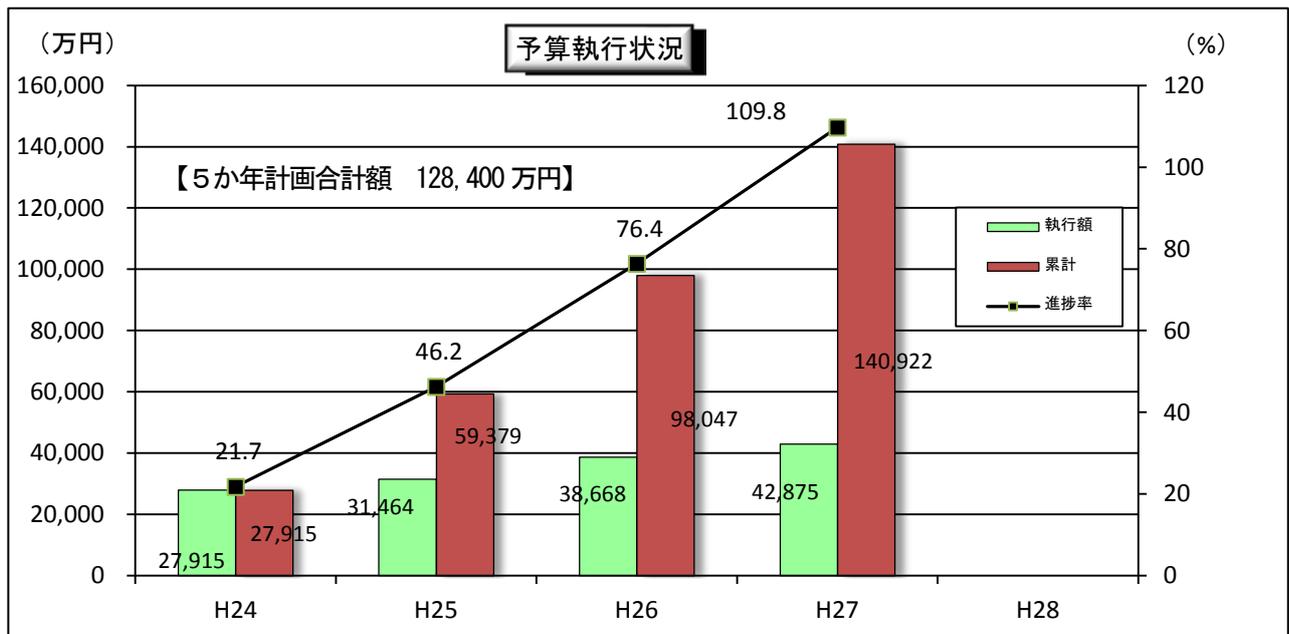
大規模ギャップ森林再生試験地（竜ヶ馬場）



樹木が集団枯死した場所において、柵の有無とササの刈り払い、播種を組み合わせる試験を行い、森林再生の可能性を把握する。



◇平成27年度は、着実に土壤流出対策工事を進め、7.7haを整備した。（進捗率120.4%）



◇ 平成27年度は、4億2,875万円を執行した。(進捗率 109.8%)

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計(進捗率)	28年度計画
土壌流出防止対策	50ha	18.5ha	23.4ha	10.6ha	7.7ha	60.2ha (120.4%)	10ha

2 予算執行状況 (単位：万円)

区分	5か年計画合計額(年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度累計(進捗率)	28年度
予算額	128,400 (25,700)	28,649	34,092	46,913	44,164	—	40,636
執行額	—	27,915	31,464	38,668	42,875	140,923 (109.8%)	—

3 具体的な事業実施状況

(1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施

平成27年度は、相模原市や山北町、秦野市での新規捕獲地を加え、水源林整備地及び周辺地域や高標高域の山稜部等を含む丹沢山地の中高標高域で、自然植生回復と生息環境整備の基盤づくりを目的としたニホンジカの管理捕獲を、水源の森林づくり事業や土壌流出防止対策等と連携して行った。

上記事業を実施するために、自然環境保全センターに、捕獲技術や野生動物に関する専門的知識を有する派遣職員5名をワイルドライフ・レンジャーとして配置して、現地条件やシカの生息状況に応じた捕獲手法を検討・試行し、従来の巻狩り(組猟)による管理捕獲が困難な地域等でのシカ捕獲を進展させた。また、これらの事業の効果と影響を把握するために、ニホンジカの生息状況、生息環境、個体分析

等のモニタリングを実施した。

<ワイルドライフ・レンジャーによるシカ捕獲>

捕獲技術と専門知識を有する派遣職員が、従来の巻狩り(組猟)の実施が難しい稜線部等において、現地条件やシカの生息状況に応じた多様な手法を検討・実施。(写真は、山北町玄倉における忍び猟の様子)



(2) 土壌流出防止対策の実施 (実施主体：自然環境保全センター)

24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計
土壌流出対策工 18.5ha	土壌流出対策工 23.4ha	土壌流出対策工 10.6ha	土壌流出対策工 7.7ha	土壌流出対策工 60.2ha
現地測量調査 18.3ha	現地測量調査 22.0ha	現地測量調査 -ha	現地測量調査 -ha	現地測量調査 40.3ha

(3) ブナ林等の調査研究

① ブナ林地環境調査 (気象・大気モニタリング、大気環境解析)

ブナ林の衰退・枯死の機構解明の基礎データや再生事業のモニタリングの基礎データとするために、丹沢山、檜洞丸等の計6地点において、気象及びオゾン観測を継続した。

平成27年度は、小型オゾン計による性能試験と移動計測と機器のメンテナンス等を行った。

② ブナ林衰退環境解明調査 (ブナハバチ発生状況調査)

ブナハバチの生息実態は、まだ、未解明な部分もあることから、土中の繭の密度及び分布状況調査を継続して実施した。その結果、被害が発生しない菰釣山と三国山では繭は低密度で年次推移したが、被害が頻繁に見られる大室山、檜洞丸、丹沢山では、依然として繭が高密度の状態推移していることが把握された。

平成27年度は、繭、成虫、幼虫の各生育ステージのモニタリングから中～大規模の発生が予測され、幼虫粘着シートによる緊急防除事業を実施した。実際の被害は加入道山、大室山、檜洞丸において中規模であった。檜洞丸の現地成木において薬剤の樹幹注入による防除試験を実施し、卵と幼虫に対して高い防除効果と、樹体影響が問題にならないことが確認された。

③ ブナ林広域衰退実態調査 (ブナ林衰退状況モニタリング)

ブナの衰退原因の解明の一環として、ブナの衰退枯死の直接的な原因の1つと推定される水ストレスに着目して、檜洞丸においてブナ枝の木部構造から水分通導能力を評価したところ、ブナハバチの食害履歴がなく健全に見える個体でも食害個体と同様に細い径の道管の割合が高い場合があり、大気汚染や水ストレス影響が道管径を短縮させる要因として疑われる結果が明らかになった。

平成27年度は、水ストレス調査の解析、発現遺伝子の解析による衰退原因の調査を行った。

④ 大規模ギャップ森林再生試験

ブナ等樹木が集団で枯死した場所における森林再生の可能性を検討するために、ササ草原の2か所を含む合計5か所で植生と更新木を継続調査した。

平成27年度は、ササ草原では処理(ササ刈取り、播種)間の差異を見出せなかったが、2か所とも

にニシキウツギやマユミ等小高木種の樹高は植生保護柵内で高い傾向があった。林冠ギャップの3か所の調査においても、植生保護柵内で高木種の樹高が高くなっていったが、柵外では樹高30cmを超える高木種はほとんどなかった。希少植物調査では、柵内でクルマバツクバネソウなど7種の県絶滅危惧種の生育を確認するとともに、1961年以降記録のなかったイワノガリヤスの生育も確認できた。

区分	ブナ林地環境調査 (気象・大気 モニタリング) (大気環境解析)	ブナ林衰退競争期調査 (ブナハバチ発生状況調査)	ブナ林広域衰退実 態調査 (ブナ林衰退状況 モニタリング)	大規模ギャップ森林 再生試験
調査内容	気温、湿度、雨量、日射量、 風速、風向、オゾン濃度	ブナハバチの発生状況	林況、衰退度、ク ロロフィル含量	植生、更新木、光環境、 希少植物
頻度	連続観測	毎年	5年毎	毎年
24年度 実施状況	・更新したオゾン・気象観 測サイトの維持管理 ・オゾン影響の総合解析	・発生モニタリング ・薬剤注入による防除試 験	・水ストレス調査 ・発現遺伝子による 診断調査	・植生保護柵内外での 植生と更新木の調査
25年度 実施状況	・更新したオゾン・気象観 測サイトの維持管理	・発生モニタリング結果 による粘着シート防除試 験 ・薬剤注入による防除試 験	・水ストレス調査 ・発現遺伝子による 診断調査	・植生と更新木、埋土 種子調査 ・ササの刈り払いと播 種試験の開始
26年度 実施状況	・小型オゾン計試験 ・更新したオゾン・気象観 測サイトの維持管理	・発生モニタリング ・薬剤注入による防除試 験	・水ストレス調査 ・発現遺伝子による 診断調査	・植生調査 ・更新木調査 ・希少植物調査
27年度 実施状況	・小型オゾン計試験 ・更新したオゾン・気象観 測サイトの維持管理	・発生モニタリング結果 による粘着シート防除試 験 ・薬剤注入による防除試 験	・水ストレス調査 ・発現遺伝子による 診断調査	・植生調査 ・更新木調査 ・希少植物調査

(4) 県民連携・協働事業

平成24年度	県民協働型登山道維持管理補修にかかる協定に基づく協定活動への支援 補修技術研修会の実施 ボランティア団体、行政との協働による山岳ゴミの処理方針にかかる合意形成 塔ノ岳山頂の廃屋（旧日の出山荘）の撤去処分 烏尾山山頂の環境配慮型公衆便所の設置費に対し補助金交付
平成25年度	県民協働型登山道維持管理補修にかかる新たな協定の締結（下社大山線）及び協定活動への支援 山岳ゴミ処理方針及び実施計画を決定 伊勢原市日向の大型ゴミの撤去処分 花立山荘の環境配慮型公衆便所の設置費に対し補助金交付
平成26年度	県民協働型登山道維持管理補修にかかる新たな協定の締結（表尾根線）及び協定活動への支援 表尾根線（二ノ塔、三ノ塔、烏尾山山頂上）の山岳ゴミ処理 観音茶屋の環境配慮型公衆便所の設置費に対し補助金交付
平成27年度	県民協働型登山道維持管理補修にかかる協定に基づく協定活動への支援 補修技術研修会の実施 秦野市戸川の水無川上流に存在する廃屋の解体・撤去等について秦野市と調査・調整 見晴茶屋の環境配慮型公衆便所の設置費に対し補助金交付

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

(1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施

第2期からはワイルドライフ・レンジャーによる中高標高域でのシカ管理捕獲とモニタリングを実施している。

ワイルドライフ・レンジャーの活動は、少人数（5名）でも成果を出しており評価出来るが、安全・効率的な活動を進めるためには、増員を含めた体制の拡充や雇用形態の見直しなどにより安定した事業の推進が求められる。また、機材運搬用のモノレール設置など事業推進のための環境整備についても積極的に取り組む必要がある。

また、現在は丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカが目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。

(2) 土壌流出防止対策

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成27年度までの4年間の累計で、120.4%の進捗率となっており、計画量を上回る実績である。その理由としては、早期に事業効果を出すため、大綱期間中の計画箇所にも早期着手していることによるものである。

これまでのモニタリング調査結果によると、土壌保全対策施工後1～2年で土壌侵食が軽減、4～5年で植生や落葉等により地表面が100%近く覆われている。その後は、植生保護柵の外でも林床植生は回復傾向にあり、シカ管理捕獲により生息密度の増加が抑えられている影響と考えられる。

一方、高標高域の水源源流部の人工林では、シカの生息密度が高い箇所や地形が急峻な地域で土壌流出が懸念されるため、これまで重点的に取り組んできた主稜線部の自然林に加えて、高標高域の人工林でも、土壌保全のための丸太柵工や光環境改善のための受光伐などを組み合わせた対策を推進すべきである。

(3) ブナ林等の調査研究

衰退要因と考えられるオゾン、水ストレス及びブナハバチの影響に関する知見を集積、整理して、ブナハバチ食害軽減のための捕獲技術や密度抑制手法の検討やギャップへの対策技術の開発に継続して取り組み、ブナ林再生対策に繋げていく必要がある。

(4) 県民連携・協働事業

県民協働型登山道維持管理補修事業では、協定に基づき県民参加による保全活動を着実に推進した。（具体的には、下社大山線の協定の締結、表尾根線での登山者数調査受諾団体の発掘）

平成27年度までに4箇所（烏尾山山頂、花立山荘、観音茶屋、見晴茶屋）に環境配慮型山岳公衆便所の設置費に対し補助金を交付し、環境配慮型トイレの設置を推進した。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2)、(3) > ※0-4ページ参照

平成27年度の実績（累計）	進捗率	ランク
①土壌流出防止対策	120.4%	A
②中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査	ニホンジカの管理捕獲を行うとともに、ニホンジカの生息状況、生息環境、個体分析等のモニタリングを実施	
③ブナ林等の調査研究	気象・大気モニタリング、大気環境解析、ブナハバチ発生状況調査、ブナ林衰退状況モニタリング調査を継続	
④県民連携・協働事業	協定締結相手方による補修活動を支援	

②③④については、数値目標を設定していないため、ランクによる評価は行わない。

2 事業モニタリング調査実施状況

<実施概要>

- ◇ 丹沢大山総合調査の先行事業地における 31 か所の土壌流出防止対策について、雨量、土壌侵食量、リター（落葉、落枝）流出量、林床及びリター被覆率等を毎年調査し、対策手法を検証。

この事業は、水源保全上重要な丹沢大山について、シカの採食圧や土壌流出等による植生の衰退防止を図るため、新たな土壌流出防止対策を講じることで、森林の保全・再生を図るものであり、量的には整備面積を指標とし、質的には「植生が回復し、土壌が保全されている状態」を指標とし、中期的に把握して、評価する。

質的指標の「植生が回復し、土壌が保全されている状態」を把握するために、土砂流出量を、次のモニタリング調査により把握する。

【土壌流出量等調査の実施状況】

手 法	【手法】土砂侵食量測定施設（侵食土砂の捕捉施設）等により、土壌侵食量、植生被度、リター堆積量、林床植生回復状況、リター植被率を測定 【実施主体】県自然環境保全センター（東京農工大に調査委託）
平成 24 年度 実施状況	○先行事業地モニタリングの継続とモニタリング結果の解析 ・H17～18 に試験施工した箇所の調査を継続
平成 25 年度 実施状況	○先行事業地モニタリングの継続とモニタリング結果の解析 ・H17～18 に試験施工した箇所の調査を継続
平成 26 年度 実施状況	○先行事業地モニタリングの継続とモニタリング結果の解析 ・H17～18 に試験施工した箇所の調査を継続
平成 27 年度 実施状況	○先行事業地モニタリングの継続とモニタリング結果の解析 ・H17～18 に試験施工した箇所の調査を継続

土壌流出対策工を施工した箇所において、平成 20 年度から施工効果の検証を目的としたモニタリングを実施している。

平成 27 年度も、継続してモニタリングを行った。



←写真

平成 17 年度に施工した「リターロール工」と付帯する施工効果測定施設。

天然繊維のネットを巻いてロール状にしたものを設置することにより、秋に落ちたブナの落葉を風や雨で移動するのを防ぐ。

対策工の下部に設けられた施設によって侵食された土砂を捕捉する。

3 事業モニタリング調査結果

<調査結果の概要>

◇ 東丹沢堂平地区の7～8年経過した土壌保全対策工施工地の効果検証を継続して行った。施工後4～5年時点で100%近くなった林床合計被覆率は、その後も維持されたうえ、植生保護柵の外に施工された対策工であっても夏季の植生による林床の被覆率が年々増加していた。この施工地では、施工後1～2年で土壌侵食が軽減され、4～5年で林床合計被覆率が100%近くなり、その後は植生保護柵の外であっても林床植生は回復傾向にある。これには、シカ保護管理対策の効果も反映されている可能性がある。

※林床合計被覆率：地表面の植生とリター（落葉等）の両方による被覆の割合

東丹沢堂平地区の7～8年経過した先行事業地のモニタリングを継続して対策工の効果を検証した。

設置後4～5年（H22）時点でほとんどの対策工で林床合計被覆率（林床植生とリターの合計の被覆率）が95～100%となったが、H22～27年度においても年間を通して100%近い林床合計被覆率が維持された。また、対策工の大部分は植生保護柵の外に設置されているが、植生による夏季の被覆率も比較的高い状態を維持しており、これには、2003年からのシカの管理捕獲によって当該地区のシカ生息密度が減少し、その後も管理捕獲によって生息密度の増加が抑えられていることが影響していると考えられる。

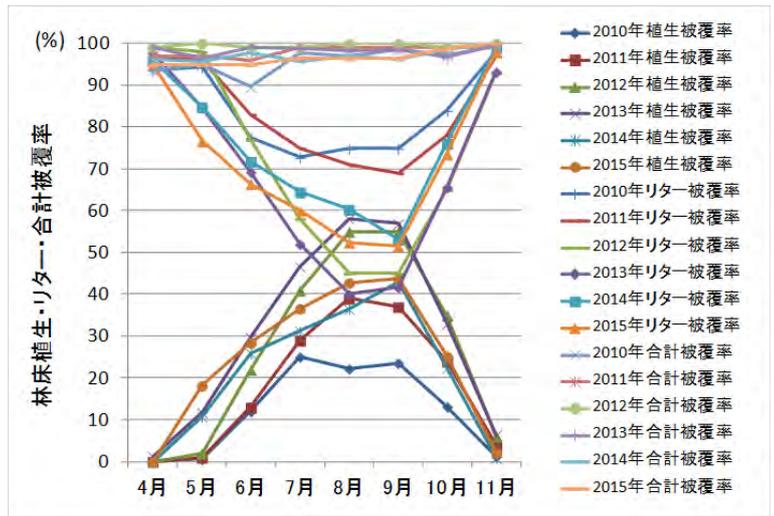


図 林床植生・リターおよび林床合計被覆率の月別変化
2010 (H22) ～2015 (H27)

2-9

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>））

なお、平成24、27年度は事業モニターを実施していない。

平成25年度	<p>【日程】 平成25年8月26日(月) <※再掲(1 水源の森林づくり事業の推進と同じ)></p> <p>【場所】 秦野市寺山、清川村煤ヶ谷</p> <p>【参加者】 9名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>第2期から開始した森林整備とシカ管理の一体的取組について、24年度より配置されたワールドライフ・レンジャーの活動を中心にモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>管理捕獲を実施してきた箇所周辺で生息密度が上昇し、森林整備効果が十分に発揮されない状況となっていることから、水源の森林づくり事業などの森林整備地及びその周辺地域で「生息環境整備の基盤づくり」を目的とした管理捕獲を行う。また、森林施業とシカ捕獲の連携を試行し、モニタリングによって効果を検証する。</p>
--------	--

	<p>【総合評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備と管理捕獲の一体的取組は評価できる。 ・保管小屋の設置やモノレールの整備等 WLR (ワイルドライフ・レンジャー) 事業を強化するべき。 ・WLR3 名では効率・効果に改善の余地がある。 ・森林塾とより強固な連携が必要である。 ・今後、モニタリングデータの解析や事業成果を継続的に注視していく必要がある。 ・狩猟師減少から WLR は必要だと考えられるが、WLR を安易に税金で賄う方法を取りたくない。検討が必要。
平成 26 年 度	<p>【日 程】 平成 26 年 10 月 9 日(木)</p> <p>【場 所】 東丹沢地区 天王寺尾根他</p> <p>【参加者】 10 名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>高標高人口林の森林整備と一体となった土壌保全対策及び、中高標高域における森林とシカの一体的管理という課題に対し、東丹沢地区の天王寺尾根をモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>丹沢大山自然環境総合調査 (1993～1996)、丹沢大山総合調査 (2004～2005) の結果を踏まえ、各種対策がなされているが、水源環境保全・再生の取組としては、丹沢大山保全・再生対策事業を実施している。</p> <p>○ 水源源流部の土壌流出対策</p> <p>水源源流部の森林には、県有林も多く、稜線部自然林 (国定公園特別保護地区内) を中心に各種工法による土壌流出対策を実施し、林床植生の回復や土壌流出の防止等の成果をあげている。</p> <p>さらに、県有林の標高 1000m 以下には人工林も大面積分布し、県営林経営計画に基づいた森林整備が行われている。</p> <p>○ 中高標高域のシカ分布 (生息密度) と対策</p> <p>ワイルドライフレンジャーの活動及び神奈川県猟友会への委託業務により、自然植生への影響軽減を目指したシカ管理捕獲を実施し、シカの生息密度が徐々に低下して自然植生の回復が見られている。特に、間伐等の森林整備が行われた県有林人工林で、下層植生の回復が顕著である。</p> <p>【総合評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高標高域の人工林管理は、第 3 期計画の中に「高標高域人工林」水源涵養林への移行として、生産材活用としての費用対効果を検証し、早期に判断することがこれ以上余分な経費がかからないことにつながると判断する。水源涵養林としては針広混交林へ移行することで水源環境保全税を活用することが可能となり、高標高域における森林再生事業としても効果的であると判断する。 ・混交林への移行方策としては、「大正期植栽のスギ・ヒノキ林」を近接する自然林との混交林化へ進めるモデル地区として選定し、その効果についてモニタリングを行うことが良いと考える。 ・県有林での経験や手法を生かし、私有者 (林家) の手本となり、新時代に相応しい林業の再生と継承の契機となることが期待されている。 ・県有林では社会や市場の変化に強い森林のあり方を示し、長伐期択伐型の施業のモデルとして県内への力強いメッセージを発信することを望む。 ・県有林の維持管理は大半が一般財源として限られた財源のなかで担当者が最大限の努力をしているが、高標高域の人工林は生産材としての活用が難しく森林整備が遅れている。森林整備を促進するには水源環境保全税を充てて森林事業の中に組み込む検討を県民会議のなかで論議が必要と思われる。 ・今回の高標高域人工林の現地検証と事業説明は水源環境を考える上でとても大切な部分であり、参加者は様々に高標高域の森林整備について感想をもった。今後は公募委員だけでなく専門部会等の委員参加の必要性を感じる。 ・土壌流出防止対策、シカ捕獲対策など現行の取り組みは重要な課題であり、高標高域人工

	<p>林については時代の変化で経済的循環が上手くいかなくなったとはいえ早急に対策すべきである。税の使い方については県有林、私有林所有者の意見を参考に検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有人工林の森林整備などの既存事業に水源環境保全税を充てることはできないと導入時に決まっているが、高標高域の人工林は生産材としての既存事業では水源環境保全が難しい現況にある。水源環境保全税を充てることで水源涵養機能が高まるのであれば目的税としての県民合意が得られるのではないかと考える。
--	--

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

6 前年度の点検結果報告書(第 2 期・平成 26 年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成 25 年度実績版以前から記載されている課題
実線下線：平成 26 年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第 2 期・平成 26 年度実績版)の総括	平成 27 年度までの取組状況
<p>(1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施 第 2 期からはワイルドライフ・レンジャーによる中高標高域でのシカ管理捕獲とモニタリングを実施している。 ①ワイルドライフ・レンジャーの活動は、少人数(5名)でも成果を出しており評価出来るが、安全・効率的な活動を進めるためには、増員を含めた体制の拡充や雇用形態の見直しなどにより安定した事業の推進が求められる。(24)また、②機材運搬用のモノレール設置など事業推進のための環境整備についても積極的に取り組む必要がある。(24) また、③現在は丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカの目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。(25)</p> <p>(2) 土壌流出防止対策 第 2 期 5 年計画の 5 年間の目標事業量に対し、平成 26 年度までの 3 年間の累計で、105.0%の進捗率となっており、計画量を上回る実績である。その理由としては、早期に事業効果を出すため、計画箇所にて早期着手していることによるものである。 これまでのモニタリング調査結果によると、土壌保全対策施工後 1～2 年で土壌侵食が軽減、4～5 年で植生や落葉等により地表面が 100%近く覆われている。その後は、植生保護柵の外でも林床植生は回復傾向にあり、シカ管理捕獲により生息密度の増加が抑えられている影響と考えられる。 一方、④高標高域の水源源流部の人工林では、シカの生息密度が高い箇所や地形が急峻な地域で土壌流出が懸念されるため、これまで重点的に取り組んできた主稜線部の自然林に加えて、高標高域の人工林も含め、対策を推進すべきである。</p> <p>(3) ブナ林等の調査研究 ⑤ブナハバチ食害軽減のため、捕獲技術や密度抑制手法の検討とともに、大気や気象条件などの衰退要因の解明が進んでいることから、ブナ林再生の技術開発や対策実施に継続して取り組む必要がある。(24)</p> <p>(4) 県民連携・協働事業 県民協働型登山道維持管理補修事業では、協定に基づき県民参加による保全活動を着実に推進した。(具体的には、下社大山線の協定の締結、表尾根線での登山者数調査受諾団体の発掘) 平成 24 年度、25 年度、平成 26 年度で 3 箇所(烏尾山山頂、花立山荘、観音茶屋)に環境配慮型山岳公衆便所の設置費に対し補助金を交付し、環境配慮型トイレの設置を推進した</p>	<p>① ワイルドライフ・レンジャーの拡充を検討するとともに、継続的な実施体制について検討する。</p> <p>② モノレール設置は、関係部署との共同利用施設としての設置を検討する。</p> <p>③ 南足柄市などの箱根山地において、シカの定着と生息密度の上昇傾向がみられ、今後の森林への影響が懸念されることから、第 3 期計画にて小仏山地とあわせ、シカ管理の取組を強化することとしている。</p> <p>④ 第 3 期計画にて、高標高域の人工林も含め、県内水源保全地域内において、土壌保全対策を強化することとしている。</p> <p>⑤ 平成 25 年度はブナハバチの大量発生が予測されたことから、3 地点計 548 本のブナで粘着シートによる捕獲試験を行い、推定 75 万個体の幼虫を捕獲した。衰退要因の解明では、丹沢のブナはオゾンのクリティカルレベルを超えていること、ブナの衰退木で水ストレス症状が現れることを確認した。再生技術に関しては、既往試験地での更新木や植生を追跡調査するとともに、新たにブナ等樹木が集団枯死したササ草原の 2 箇所にて植生保護柵の有無とミヤマクマザサの刈り払い、周辺樹木の種子の播種を組み合わせた試験を開始した。</p>

3 溪畔林整備事業

どのような事業か

【事業の概要】

水源上流の溪流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施。

【第2期5か年の新たな取組】

溪畔林整備は全国的に事例が少ないため、技術の確立、見本林整備に引き続き取り組む必要がある。このことから、第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等について、植生等のモニタリング調査を実施する。また、その結果を踏まえ、事業効果を検証するとともに整備技術手法を確立し、私有林の整備に資する。

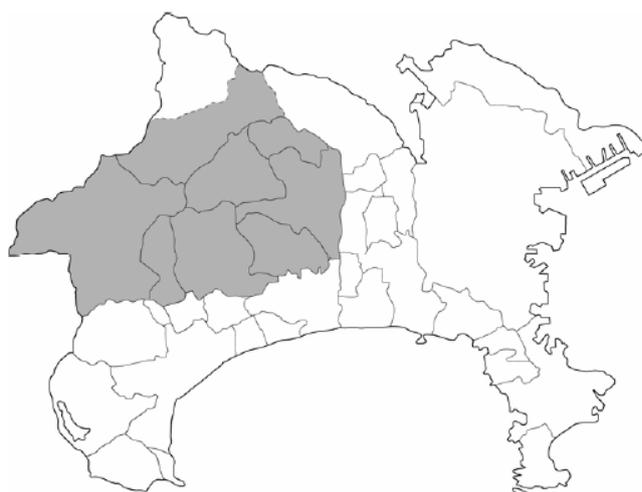
1 ねらい

水源上流の溪流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指す。

2 目標

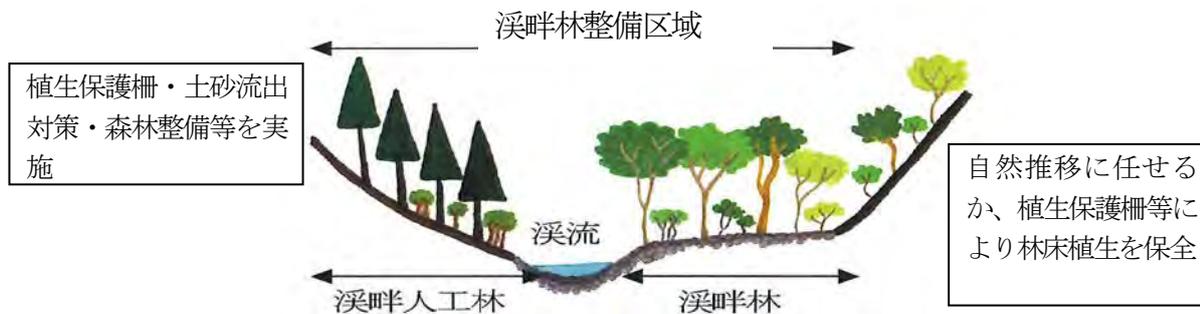
丹沢大山自然再生計画の統合再生流域内にある主流となる沢沿いの森林 260ha のうち、土砂流出等手入れの必要な箇所を整備するとともに、第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等について、事業効果の検証と整備技術の確立を図る。

丹沢大山自然再生計画の対象地域



3 事業内容

丹沢大山自然再生計画の統合再生流域における土砂流出等手入れの必要な主要な沢について、本数調整伐等の森林整備、植生保護柵の設置による植生の回復、丸太柵等の設置による土砂流出防止の対策を講じるとともに、第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等についてモニタリング調査を実施する。



溪畔林のイメージ

① 溪畔林の整備

第1期に着手した範囲で引き続き整備を必要とする箇所、及び新たに整備を必要とする箇所について事業を実施する。

また、施工範囲については、第1期の事業対象範囲を基本とし、沢の形状や森林の状況により決定していく。

	第2期5年間
面積	100ha
森林整備	15ha
植生保護柵の設置	2,500m
土砂流出防止のための丸太柵等の設置	1,600m

② モニタリング調査

第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等について、植生等のモニタリング調査を実施する。

また、その結果を踏まえ事業効果を検証するとともに整備技術手法を確立し、私有林の整備に資する。

4 事業費

第2期計画の5年間計 8千万円 (単年度平均額 1,600万円)

うち新規必要額 8千万円 (単年度平均額 1,600万円)

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度(5か年計画4年目)の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】 (平成19~26年度実績)



◇ 平成27年度は西丹沢(笹子沢、大滝沢)2流域において事業を実施。

【 事業を実施した現場の状況 】

溪畔人工林 本数調整伐と土壌保全工の実施(笹子沢)

人工林の本数調整伐を実施することで、林床の光環境を改善。また、土壌流出が発生している、あるいは発生しそうな箇所に土壌保全工を実施。



整備前（人工林本数調整伐及び土壌保全工）

整備後（人工林本数調整伐及び土壌保全工）

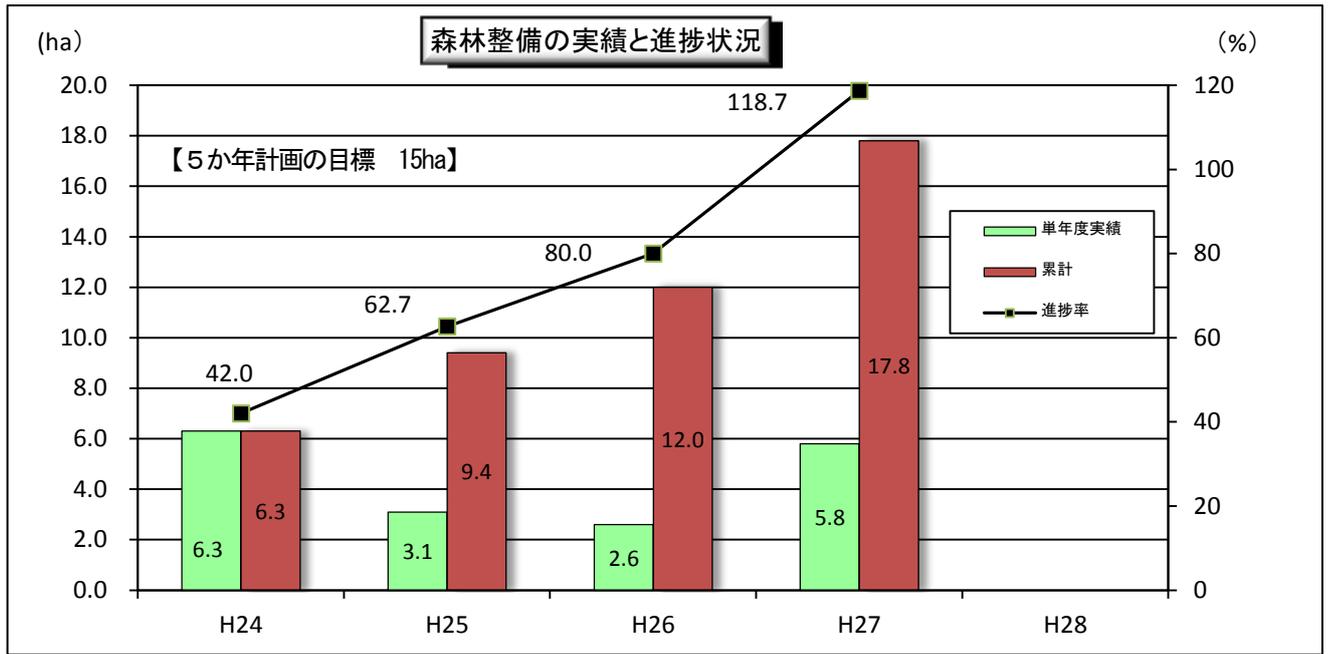
溪畔人工林 土壌保全工の実施(大滝沢)

土砂流出が発生している、あるいは発生しそうな箇所に土壌保全工を実施。

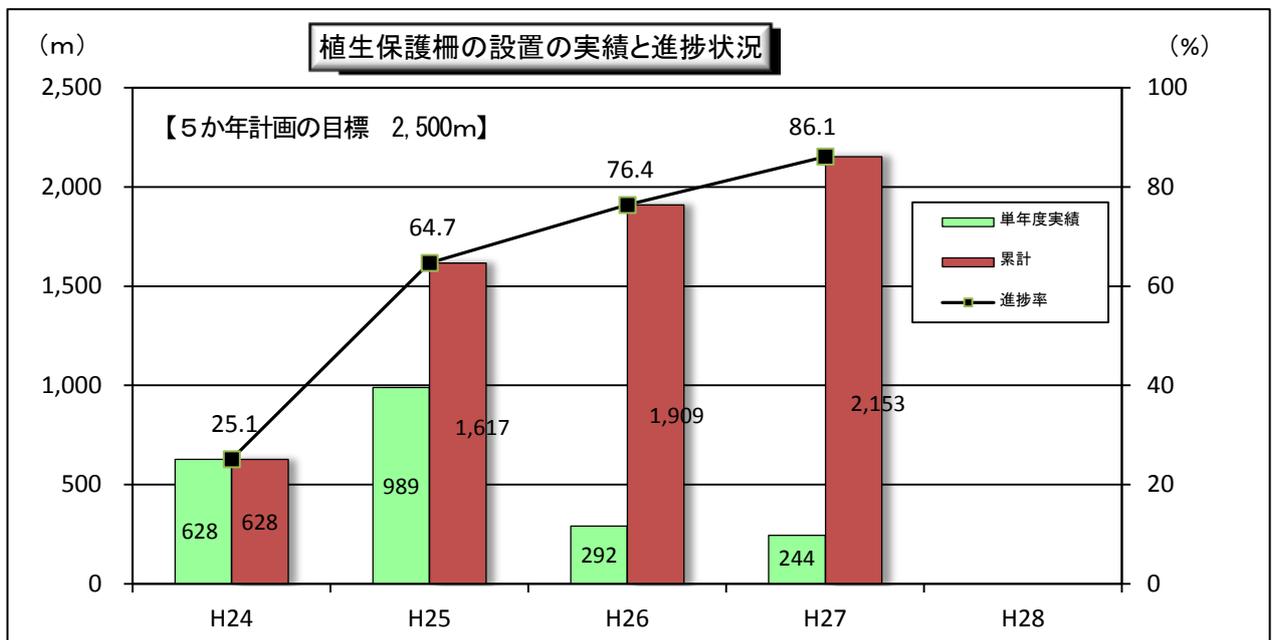


整備前（土壌保全工）

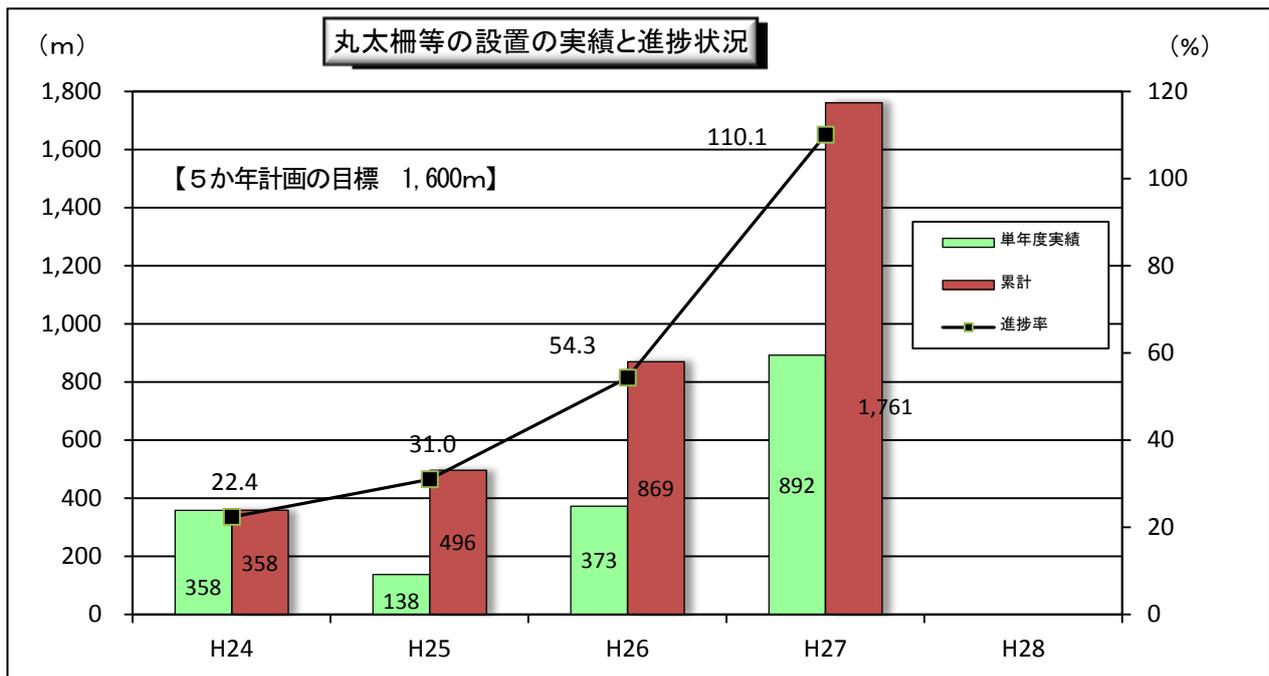
整備後（土壌保全工）



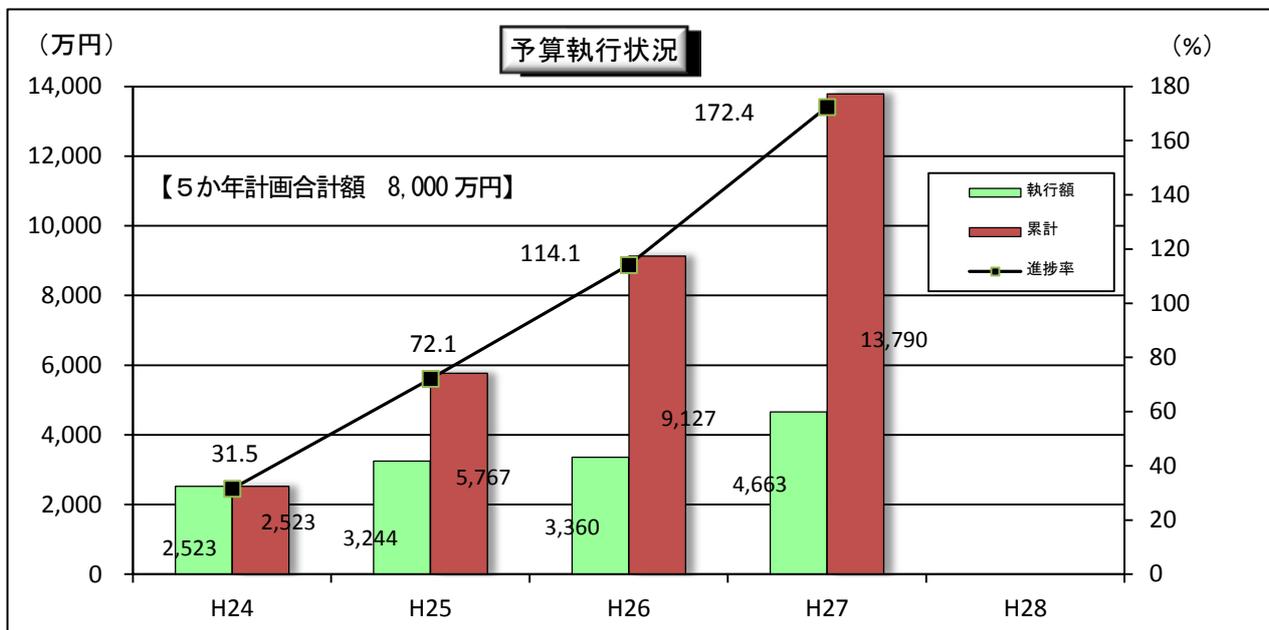
◇平成27年度は、着実に森林整備を進め、5.8haを整備した。(進捗率118.7%)



◇平成27年度は、着実に植生保護柵の設置を進め、244mを設置した。(進捗率86.1%)



◇平成27年度は、着実に丸太柵等の設置を進め、892mを設置した。（進捗率110.1%）



◇平成27年度は、4,663万円を執行した。（進捗率172.4%）

1 5か年計画に対する進捗状況

区 分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計(進捗率)	28年度計画
面積	100ha	25.0ha	46.9ha	27.9ha	17.1ha	116.9ha (116.9%)	2.4ha
森林整備	15ha	6.3ha	3.1ha	2.6ha	5.8ha	17.8 ha (118.7%)	0ha
植生保護柵の設置	2,500m	628m	989m	292m	244m	2,153m (86.1%)	347m
丸太柵等の設置	1,600m	358m	138m	373m	892m	1,761m (110.1%)	0m

2 予算執行状況(単位:万円)

区 分	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計(進捗率)	28年度
予算額	8,000 (1,600)	3,400	4,211	4,310	4,962	—	2,955
執行額	—	2,523	3,244	3,360	4,663	13,792 (172.4%)	—

3 具体的な事業実施状況

(実施主体:自然環境保全センター)

24年度実績	① 境沢(事業区域面積 6.32ha) ・人工林本数調整伐 0.81ha ・植生保護柵 73m ・丸太柵等土壌保全施設 10m	② 本谷川(事業区域面積 18.64ha) ・人工林本数調整伐 5.50ha ・植生保護柵 555m ・丸太柵等土壌保全施設 348m
25年度実績	① 白石沢(事業区域面積 18.56ha) ・人工林本数調整伐 3.09ha ・植生保護柵 989m ・丸太柵等 104m	② 用木沢・東沢・仲ノ沢(計 28.30ha) ・丸太柵等 34m
26年度実績	① 仲ノ沢(事業区域面積 10.69ha) ・人工林本数調整伐 1.38ha ・植生保護柵 151m ・丸太柵等 153m	② 本谷川・境沢(計 17.25ha) ・人工林本数調整伐 1.17ha ・植生保護柵 141m ・丸太柵等 220m
27年度実績	① 笹子沢(事業区域面積 12.61ha) ・人工林本数調整伐 5.37ha ・植生保護柵 84m ・丸太柵等 472m	② 大滝沢(計 4.49ha) ・人工林本数調整伐 0.46ha ・植生保護柵 160m ・丸太柵等 420m

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括(案)

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成27年度までの4年間の累計で、本数調整伐等の森林整備において118.7%、シカの採食を防ぐ植生保護柵の設置において86.1%、丸太柵等の設置において110.1%の進捗率となっており、森林整備ではすでに計画を達成している。

これまでのモニタリング調査結果によると、第1期に植生保護柵を設置した箇所では、植被率が増加するなど植生回復に向けて一定の効果が確認できた。一方、効果が十分に現れていないケースには、急傾斜地や開空度が不十分、種子供給が不十分などの要因があり対策が必要である。

今後は、こうした課題に引き続き取り組むとともに、さらなるモニタリング調査も加え、溪畔域における森林整備を行う上で必要な知見を蓄積し、技術面の検証・整理を進めて、「溪畔林整備の手引き」を作成し、私有林等の整備への活用を図る必要がある。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2)、(3) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
①森林整備	118.7%	A
②植生保護柵の設置	86.1%	A
③丸太柵等の設置	110.1%	A

2 事業モニタリング調査実施状況

<実施概要>

- ◇ 各流域内に設けた調査区において ①林分構造 ②林床植生 ③更新木 等を原則5年ごとに調査し、整備効果を検証。

この事業は、水源上流の溪流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指すものであり、量的には整備面積を指標とし、質的には「植生が回復し、土壌が保全されている状態」を指標とし、中期的に把握して評価する。

質的指標の「植生が回復し、土壌が保全されている状態」を把握するため、溪畔林整備指針の考え方に基づき、調査間隔を5年とし、各整備型ごとにモニタリング項目を選んで、調査を実施する。

平成19年度に実施した委託調査で、「平成19年度丹沢大山保全再生対策 航空測量等業務委託」の航空測量等の成果を踏まえ、現地調査・測量を行い、統合再生流域内の溪畔林整備流域について、2,500分の1の地形図を39.5km²デジタル図化し、モニタリングの利便性を考慮して地理情報システム上に搭載できるデータとした。

森林整備実施箇所や植生保護柵、丸太柵等土壌保全施設の設置位置をGPSを活用して、地理情報システム上で表示させており、モニタリング調査箇所の選定の判断基準として活用していく。

項目	林分構造／林床植生／天然性稚樹・植栽木／光環境 (整備型ごとに項目を選択する)
手法	溪流の現況を調査する 事業実施予定地にてコドラート調査区を 81 箇所設置 (基本形 20×20m)
頻度	調査間隔は基本的に 5 年
コドラート調査区 (計 81 箇所)	西丹沢 仲の沢流域 8 箇所／白石沢流域 19 箇所／用木沢流域 6 箇所／ 東沢流域 6 箇所／笹子沢流域 7 箇所／大滝沢流域 6 箇所／西沢流域 4 箇所 東丹沢 境沢流域 17 箇所／本谷川支流 8 箇所
平成 24 年度 実施状況	平成 24 年度は、コドラート調査区を境沢において 5 箇所、本谷川において 12 箇所設置し、地況、林分構造、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境の調査を実施した。
平成 25 年度 実施状況	平成 25 年度は、コドラート調査区を白石沢で 16 箇所新設し、地況、林分構造、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境の調査を実施した。 新規の調査として、白石沢でリタートラップを 40 箇所設置し、リターの分類を実施するとともに、9 箇所です平水時の流量観測を実施した。
平成 26 年度 実施状況	平成 26 年度は、今まで設置した白石 19 箇所、東沢 6 箇所、大滝沢 6 箇所、仲ノ沢 8 箇所、本谷川 8 箇所、計 47 箇所のコドラート調査区において、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境の調査を実施した。 併せて白石沢で、リタートラップ 40 箇所によるリターの分類、9 箇所での平水時の流量観測を継続した。
平成 27 年度 実施状況	平成 27 年度は、今まで設置した白石沢 16 箇所、西沢 4 箇所、笹子沢 7 箇所、本谷川 12 箇所、境沢 5 箇所に加え、大滝沢 4 箇所を新設し、計 48 箇所のコドラート調査区において、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境の調査を実施した。 併せて白石沢で、リタートラップ 40 箇所によるリターの分類、9 箇所での平水時の流量観測を継続して実施した。さらに、白石沢、笹子沢、西沢、本谷川、境沢において、シカの生息状況調査を 25 箇所です実施した。

※コドラート…生物の分布を調査する時に、対象とする場を特定の大きさの区画に分け、それぞれに含まれる個体数を数える調査方法

3 事業モニタリング調査結果

<調査結果の概要>

- ◇ 平成 27 年度は、第 1 期及び第 2 期整備箇所のうち、平成 23 年から平成 27 年の整備箇所を対象に事後モニタリングを実施した。流域や整備手法の違い(間伐の実施方法、植生保護柵の設置の有無)による林床植生回復の効果を調べたところ、群状や帯状などの光環境が大きく改善された植生保護柵設置箇所の中の箇所では、下層植生の回復や広葉樹実生の生育が良好であることが確認できた。
また、本数調整伐については、光環境が十分に改善される適切な間伐率の設定が必要であり、さらに詳細なデータの蓄積がのぞましい。

【平成 24 年度調査結果】

事業効果を把握するためには、植生回復のための時間の経過が必要であることから、溪畔林整備指針では 5 年おきを目途に調査を実施し、その調査結果に基づき、解析・評価することとしている。

平成 24 年度は、平成 20 年度の整備着手からの経過年数が 4 年であることから、事後モニタリング調査は実施せず、溪畔林整備の事前調査として、原則として、1 コドラートあたり 1 つの大枠、4 つの小枠を設置し、整備実施前の状況を把握した。

【平成 25 年度調査結果】

＜第 1 期整備箇所の事後モニタリング調査＞

- 平成 20 年度に溪畔林整備を行った境沢 17 箇所、用木沢 6 箇所のコドラート調査区において、地況、林分構造、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境について、溪畔林整備 5 年後の状況変化についてモニタリング調査を行い、溪畔林整備に対する解析評価を行った。
解析を行った結果、以下の事が考察された。
- 植生保護柵の設置は、林床植生、稚樹の生育状況、林床被覆度に対して一定の効果は見られたが、林床にシカの不嗜好性植物や外来種が大きく優占する地点では、効果が遅れる傾向にある。シカの不嗜好性植物や外来種が大きく優占する場合は、これらの植物を除去することも植生回復には有効であると考えられる。
- 本数調整伐の効果は林床の植被率において効果は見られたが、それ以外の項目では効果は見られなかった。これは、今回の調査地が植生保護柵が設置されていない場所であり、シカによる採食圧の影響が大きいことと、伐採率が約 30%(本数率)と少なかった事が影響していると考えられる。

＜第 2 期整備箇所の事前モニタリング調査＞

- 平成 25 年度に溪畔林整備を行った白石沢 16 箇所において、地況、林分構造、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境についてモニタリング調査を実施した。また、白石沢 40 箇所においてリタートラップ調査を行い、リターの分類を実施するとともに、9 箇所ですべての流量観測を実施した。(※本数調整伐を行った箇所では、光環境調査を整備前と整備後の 2 回行った。)なお、平成 25 年度の白石沢では、間伐の方法による整備後の状況の違いを調査するため、試験的に群状伐採等を行った。

【平成 26 年度調査結果】

＜第 1 期整備箇所の事後モニタリング調査＞

- 平成 19 年度から 23 年度に溪畔林整備を行った整備地のうち、白石沢 19 箇所、東沢 6 箇所、大滝沢 6 箇所、仲ノ沢 8 箇所、本谷川 8 箇所のコドラート調査区において、地況、林分構造、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境について、溪畔林整備 3 年後及び 7 年後の状況変化についてモニタリング調査を行い、溪畔林整備に対する解析評価を行った。
解析を行った結果、以下の事が考察された。
- 植生保護柵は、設置後 3～7 年で、植被率の増加、シカの不嗜好性植物の優先度の減少、高木性樹種の優先度の増加において一定の効果は見られたが、これらの樹種が順調に生長するかは、さらに 5～10 年後を目途に再確認する必要がある。効果が不十分なケースの要因は、急傾斜地、開空度が不十分、種子供給が不十分などであり、対策を施す必要がある。さらにシカによる採食圧の問題に対しては、管理捕獲の推進が不可欠である。
- 本数調整伐については、施業実施地の植生保護柵内で林床植生の回復が確認されているので、効果が十分に見られない箇所では、シカの林床植生に対する強い採食圧が影響していると考えられる。斜面方位、傾斜度による光条件の悪い箇所では、高い伐採率や群状伐採など手法の検討が必要であるが、逆に強度の伐採により草本類が繁茂して高木性樹種の侵入を阻害する可能性もあるので、本数調整伐についての詳細なデータを蓄積することが望ましい。

【平成 27 年度調査結果】

＜第 1 期及び第 2 期整備箇所の事後モニタリング調査＞

- 平成 23 年度から 27 年度に溪畔林整備を行った整備地のうち、白石沢 16 箇所、西沢 4 箇所、笹子沢 7 箇所、本谷川 12 箇所、境沢 5 箇所に加え、大滝沢 4 箇所を新設し、計 48 箇所のコドラート調査区において、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境について、溪畔林整備 2 年後から 5 年後の状況変化についてモニタリング調査を実施した。(大滝沢については整備前調査)
併せて白石沢で、リタートラップ 40 箇所によるリター分類、9 箇所での平水時の流量観測を継続して実施した。さらに、白石沢、笹子沢、西沢、本谷川、境沢において、シカの生息状況調査を 25 箇所で行った。これらの調査を実施し、溪畔林整備に係る解析評価を行った。

- 定性間伐と植生保護柵を組み合わせて施工することで、林床植生の回復効果が高まる傾向が確認された。また、群状や帯状などの光環境が大きく改善された植生保護柵の中の箇所では、林床植生の回復効果が高いことが確認できた。
また、本数調整伐については、光環境が十分に改善される適切な間伐率の設定が必要であり、さらに詳細なデータの蓄積がのぞましい。

【平成 28 年度調査予定】

＜第 2 期整備箇所の事後モニタリング調査＞

- 平成 27 年度に溪畔林整備を行った大滝沢の 4 箇所のコドラード調査区において、林床植生、稚樹の生育状況、林床の被覆状況、光環境の調査を実施する。
＜総合的な取りまとめ＞
- 第 1 期及び第 2 期において実施した調査及び解析の総合的な取りまとめと考察を行う。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>))
なお、平成 25、26、27 年度は事業モニターを実施していない。

平成 24 年 度	<p>【日 程】 平成 24 年 11 月 7 日(月)</p> <p>【場 所】 足柄上郡山北町中川白石沢</p> <p>【参加者】 9 名</p> <p>【テーマとねらい】 土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林が形成されているかをモニターする。</p> <p>【事業の概要】 土砂流出など荒廃が進む主要な沢である当該事業区域に溪畔林域を設定し、神奈川県溪畔林整備指針に基づき、整備対象林分に対する整備方針を適用して、スギ・ヒノキの人工林を林層改良して針広混交林に誘導するために本数調整伐を実施するほか、植生の回復や土砂流出防止を図る為に、植生保護柵や丸太柵を設置する。</p> <p>【総合評価コメント】 評価内容には、概ね現状の取り組みを評価しながら、以下の指摘・提案があった。 ①溪畔林自体は、常に自然のかく乱を受ける不安定な立地条件の上に存在するものであり、人工的整備は最小限にとどめるべき。 ②現状、溪畔林が水源環境保全に果たす役割が明確ではないので、当面はモニタリング調査に重点を置くべき。 ③ここまでのモニタリング調査結果を踏まえ、今後のシカと森林の一体管理の具体化に期待したい。 ④溪畔林は初期遷移段階の自然植生なので、シカ対策が効果を発揮すれば早期に再生が進むのではないかと。シカ対策は、溪畔林の機能を考慮して実施すべき。 ⑤当地が溪畔林らしい姿になるのにどのくらいかかるのか、長期計画と展望を示す必要がある。</p>
-----------	---

6 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

7 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題
 実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成26年度までの3年間の累計で、本数調整伐等の森林整備において80.0%、シカの採食を防ぐ植生保護柵の設置において76.4%、丸太柵等の設置において54.3%の進捗率となっており、森林整備及び植生保護柵の設置では計画量の8割及び8割近い実績である。</p> <p>これまでのモニタリング調査結果によると、第1期に植生保護柵を設置した箇所では、植被率が増加するなど植生回復に向けて一定の効果が確認できた。一方、<u>①効果が十分に現れていないケースには、急傾斜地や開空度が不十分、種子供給が不十分などの要因があり対策が必要である。</u></p> <p>今後は、こうした課題に引き続き取り組むとともに、<u>②これまでの取組により、溪畔域における森林整備を行う上で必要な知見が蓄積し、技術面の検証・整理が進んでいるため、「溪畔林整備の手引き」を作成し、私有林等の整備への活用を図る必要がある。</u></p>	<p>① 溪畔林は長い時間をかけて誘導されるものであり、開空度を確保するための森林整備は現場状況に合わせて段階的に進める必要がある。今後も、溪畔林整備における配慮事項を踏まえた森林整備を継続的に実施しながら溪畔林への誘導を図る。</p> <p>② 第2期計画期間中に「溪畔林整備の手引き」を作成し、第3期計画では私有林の整備で活用していく。</p>

4 間伐材の搬出促進

I どのような事業か

【事業の概要】

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援。

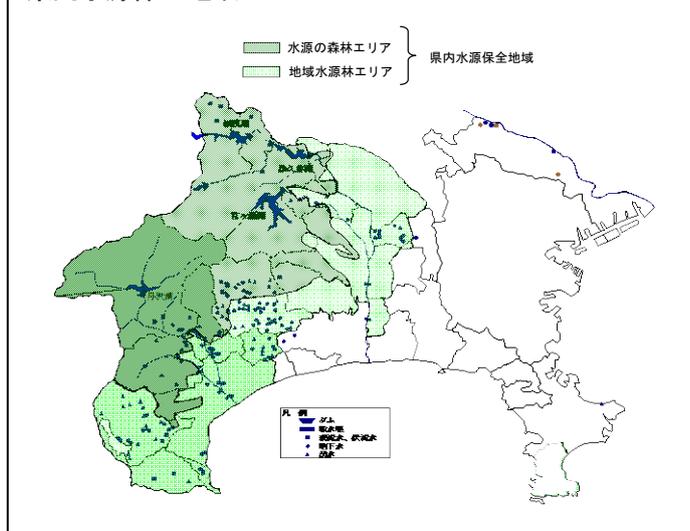
1 ねらい

民間の力を活用して水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めるため、間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることにより、森林所有者自らが行う森林整備を促進するとともに、森林循環による持続的・自立的な森林管理の確立を目指す。

2 目標

かながわ森林再生50年構想の「木材資源を循環利用するゾーン」内の私有林等における人工林を適切に管理していくために、毎年必要な間伐面積1,100haを基に算定した木材利用可能な間伐材の量、年間37,000m³を将来的な目標とする。

県内水源保全地域



3 事業内容

① 間伐材の搬出支援

森林整備により伐採された間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成する。

年間事業量については、自然環境の保全に配慮しつつ、生産性向上の取組を進めながら、段階的に増加させていく。

【補助対象者】 森林所有者、森林組合等

【補助率】 定額単価 { ・集材を伴う場合 (経費の1/2相当) 13,000円/m³ (H25年度時点)
 ・集材を伴わない場合 (経費の1/3相当) 2,000円/m³ (H25年度時点)

年度	第2期5年間					計
	H24	H25	H26	H27	H28	
事業量	16,500 m ³	19,000 m ³	21,500 m ³	24,000 m ³	26,500 m ³	107,500 m ³
整備促進面積	590ha	660ha	730ha	810ha	870ha	3,660 ha

② 生産指導活動の推進

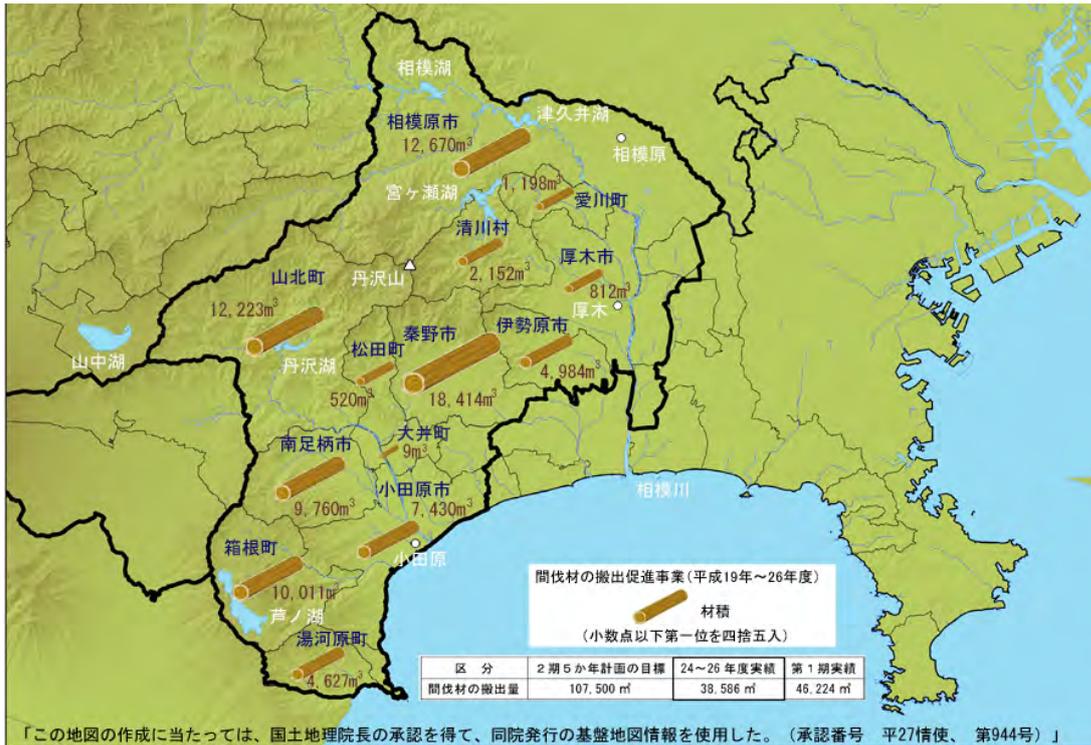
森林所有者に対する経営指導や生産指導を行う指導員により、森林所有者に対する間伐材の搬出への働きかけや山土場での技術指導を行う。

4 事業費

第2期計画の5年間計 12億8,500万円（単年度平均額 2億5,700万円）
 うち新規必要額 12億8,500万円（単年度平均額 2億5,700万円）
 ※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



◇ H27年度実績では、県内全域で19,438 m³の間伐材を搬出した。

【事業を実施した現場の状況】

間伐材搬出状況（秦野市小蓑毛）

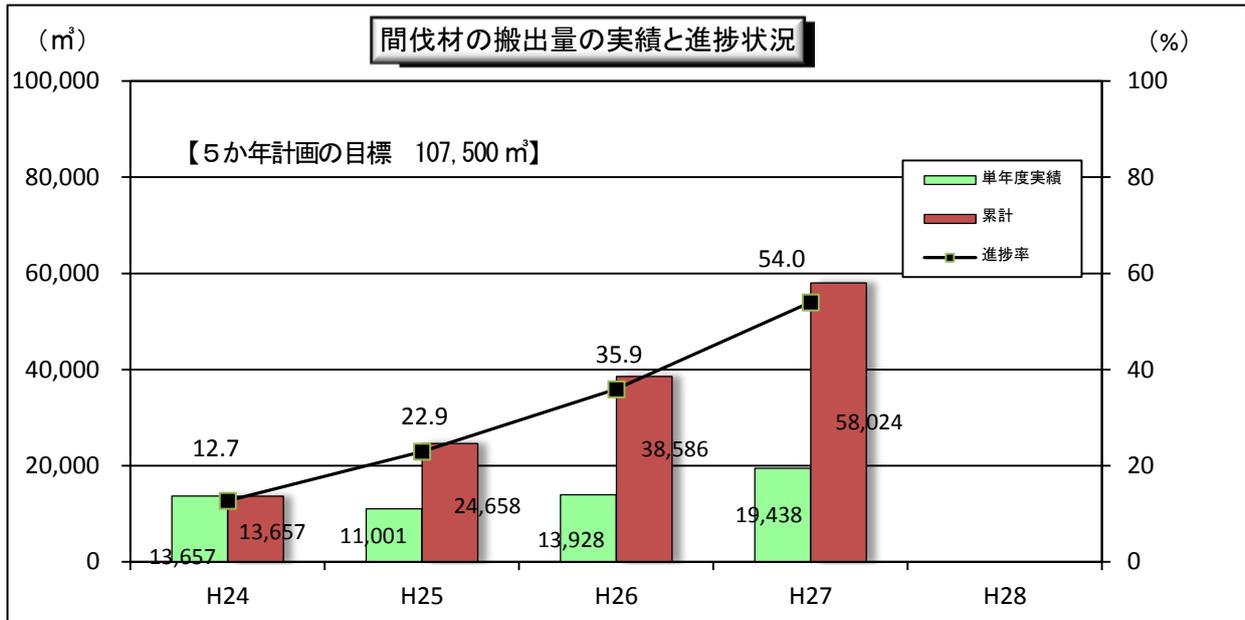


既存の林道を活用した林業機械による搬出作業

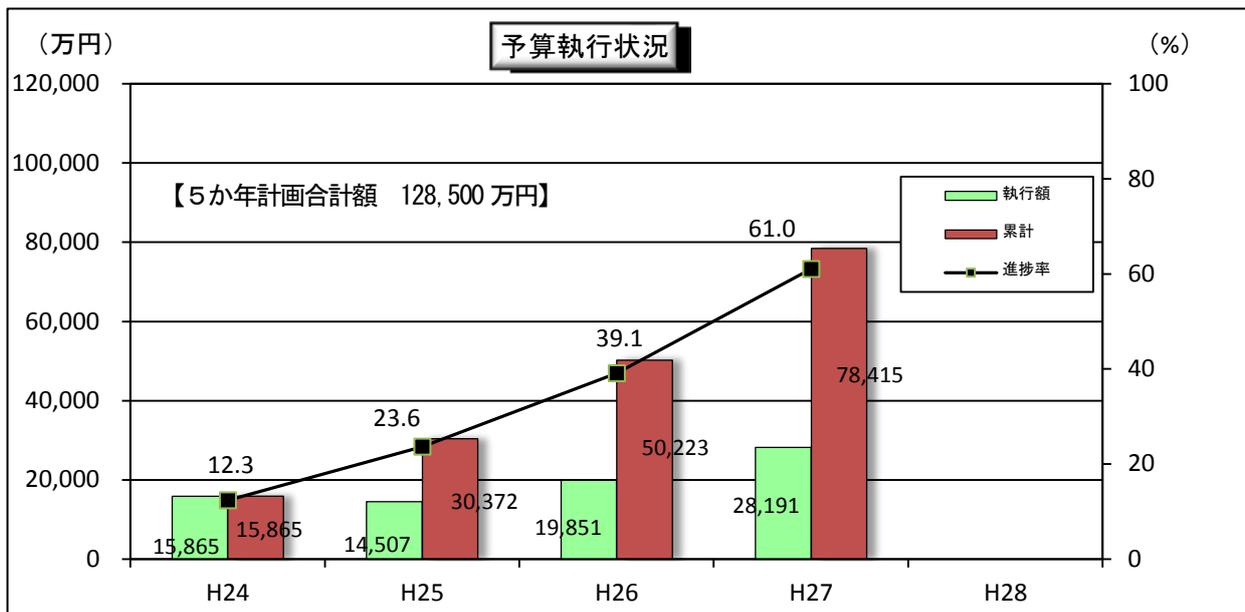
間伐材搬出状況（伊勢原市子易）



新設した作業道を活用した林業機械による搬出作業



◇平成27年度は、19,438 m³を搬出した。(進捗率 54.0% (※27年度目標に対する達成率は81.0%))



◇平成27年度は、2億8,191 万円を執行した。(進捗率 61.0%)

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績 (目標達成率)	24～27年度累計 (進捗率)	28年度計画
間伐材の搬出量	107,500 m ³	13,657 m ³	11,001 m ³	13,928 m ³	19,438 m ³ (81.0%)	58,025 m ³ (54.0%)	26,500 m ³
整備促進面積	3,660 ha	354 ha	296ha	314ha	435ha	1,399ha (38.2%)	870ha

2 予算執行状況 (単位：万円)

	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度累計(進捗率)	28年度
予算額	128,500 (25,700)	20,300	23,071	26,949	25,061	—	36,606
執行額	—	15,865	14,507	19,851	28,191	78,415 (61.0%)	—

3 具体的な事業実施状況

① 間伐材の搬出支援 (搬出量(m³)) (実施主体：森林再生課、各地域県政総合センター)

搬出元の森林の所在地	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績
小田原市	1,106	1,301	898	3,799
相模原市	2,528	1,774	1,886	2,890
秦野市	3,148	2,778	2,873	3,235
伊勢原市	575	346	657	705
南足柄市	1,184	1,245	1,637	3,219
山北町	1,842	1,453	2,588	1,831
箱根町	1,208	1,004	1,357	1,559
湯河原町	1,405	472	926	835
清川村	337	372	152	381
厚木市	231	34	206	62
松田町	8	39	0	274
愛川町	86	183	739	650
大井町			9	0
合計	13,657	11,001	13,928	19,438

※ 各市町村の実績を端数処理しているため、合計とは一致しない。

② 生産指導活動の推進

森林組合連合会が、森林所有者等に対して、山土場等で造材や木材の仕分けを指導した。

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

本事業は、長期施業受委託事業による作業道整備や国の制度を活用した高性能作業機械の導入と組み合わせ実施され、第2期5か年計画の平成27年度の目標搬出量に対し、81.0%の達成率となっており、大雪のあった平成25年度を除き、年々増加しており、事業は順調に進められている。

また、森林所有者に代わり地元の森林組合が間伐材を搬出・促進することにより、作業効率が図られるとともに森林所有者に収益が還元され、森林整備に向けられるといった資源循環型の森林整備が進められている。

目標搬出量は5年間で段階的に増加するため、より一層の搬出促進が課題であるが、一般対策の中で、県森林組合連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組むとともに、平成27年度に原木市場を拡張し、受け入れ体制を強化しているところである。

今後も様々な取組により森林資源の有効利用を通じた森林整備の促進を図る必要がある。例えば、県産材の販路拡大のため、県産材の魅力や品質をアピールする等の使ってみたいと思われる工夫や努力が必要と思われる。また、B材・C材をより有効に活用するためにも、CLT（直交集成材）や、チップ状態にして活用するとか、光熱材料の原料といった活用も含めた利活用の検討が必要である。

また、将来を見据えて、民間主体による持続的・自立的な森林管理への誘導に努める必要がある。現在、間伐材搬出促進事業は水源環境保全税を活用して行われ、加工・流通・普及への取組に対しては一般財源が活用されているが、水源環境保全税が終了した場合を考えると、間伐材の利活用に対し果たして一般財源を充てることができるのか、将来を踏まえ、森林整備と一体となった木材生産が図られるような施策を検討すべきである。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(1)、(3) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
①搬出支援事業	81.0%	B
②生産指導活動	経営指導や山土場での造材や木材の仕分け指導を実施	

2 事業モニタリング調査実施状況

この事業は、間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることにより、資源循環による森林整備を推進するものであるため、量的には間伐材の搬出量を指標とするが、モニタリング調査は実施しない。

なお、森林整備による「森林が適正に手入れされている状態」は、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握する。

また、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森林の水源かん養機能等を把握する。

3 事業モニタリング調査結果

この事業の効果は、間伐材の搬出の促進を通じて、森林整備を推進するものであるため、モニタリング調査は実施しない。搬出された材は、市場を通じて、有効利用された。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>））

平成 24、25、26 年度は事業モニターを実施していない。

平成 27 年 度	<p>【日 程】 平成 28 年 2 月 10 (水)</p> <p>【場 所】 秦野市蓑毛、寺山、菩提</p> <p>【参加者】 11 名</p> <p>【テーマとねらい】 資源循環による森林整備を推進するため、間伐材の搬出を促進し、有効活用を図ることができているかをモニターする。</p> <p>【事業の概要】 森林整備により伐採された間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成している。</p> <p>【総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回モニターした間伐材搬出促進事業は、長期施業受委託事業による作業道整備や国の制度を活用した高性能作業機械の導入と合わせ、間伐材搬出量の増加がみられ事業は有効になされている。 ○ 森林所有者に代わり地元の森林組合が間伐材を搬出・促進することにより作業効率が図られるとともに森林所有者に収益が還元され、森林整備に向けられるといった資源循環型の森林整備が進められている。 ○ なお、県産材の販路拡大のためには、県産材の魅力や品質をアピールする等の使ってみたいと思われる工夫や努力が必要と思われる。 また、B 材・C 材をより有効に活用するためにも建築材以外にチップ状態にして活用するとか、光熱材料の原料といった活用も含めた利活用の検討が必要である。 ○ 現在、森林の保全再生に向けた取組みとしては、水源環境保全税を活用し間伐材の利用促進事業が行われており、加工・流通・普及への取組みに対しては一般財源が活用されている。 水源環境保全税が終了した場合を考えると、間伐材の利活用に対し果たして一般財源を充てることができるのか、将来を踏まえ森林整備と生産の一体化が図られるような施策を検討してほしい。
-----------	---

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」（P13-18～）に記載。（過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>））

6 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題
 実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>第2期5か年計画の平成26年度の目標搬出量に対し、64.8%の達成率となっており、この3年間の搬出量は大雪のあった平成25年度を除き概ね14,000 m³で推移している。</p> <p>目標搬出量は5年間で段階的に増加するため、①より一層の搬出促進が課題である(24)が、県森林組合連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組むとともに、平成27年度に原木市場を拡張し、受け入れ体制を強化しているところである。</p> <p><u>②今後も様々な取組により森林資源の有効利用を通じた森林整備の促進を図るとともに、将来を見据えて、民間主体による持続的・自立的な森林管理への誘導に努める必要がある。</u></p>	<p>① 間伐材の受入れ能力を向上させるため、原木市場の拡張を図った。</p> <p>また、繁忙期を避けて搬出時期を平準化させるよう、生産協定の締結に継続して取り組んだ。</p> <p>② 第3期計画では、民間主体の持続的・自立的な森林管理を図るため、より効率的な間伐材の搬出方法を検証し、木材の生産性を向上させる取組を始めることとしている。</p>

5 地域水源林整備の支援

I どのような事業か

【事業の概要】

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するための支援のほか、高齢級の森林の間伐を促進。

【第2期5か年の新たな取組】

地域水源林における森林の保全・再生については、市町村ごとに施策大綱期間の平成38年度までの長期構想を明確化した上で実施することが課題となっていた。このことから各市町村は、地域特性を踏まえ、将来の目指す姿や整備量等の目標を明らかにした「地域水源林全体整備構想」を策定し、計画的な森林整備の促進を図る。

1 ねらい

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域水源林エリアの市町村が取り組む以外の森林の間伐を県が促進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。

2 目標

次の取組について、施策大綱期間の平成38年度までに実施することを目標とする。

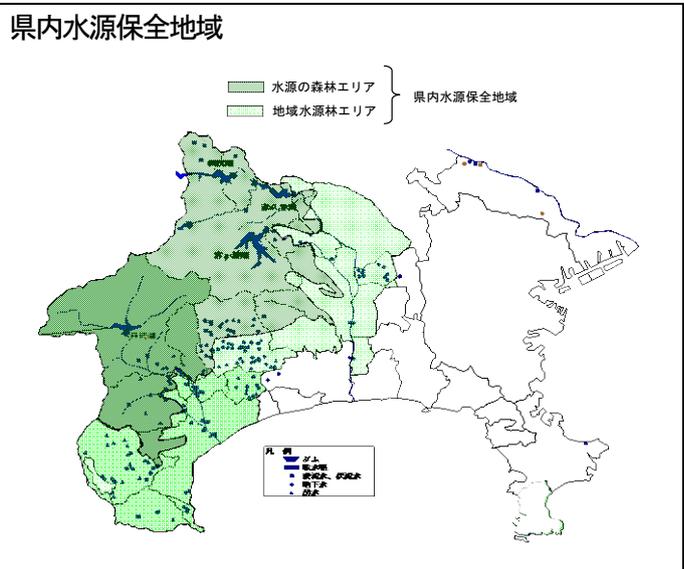
- ① 地域水源林エリア内において、荒廃が懸念される私有林9,000haのうち、地域の水源保全上、市町村が計画的に取り組む森林約3,075ha（人工林約1,770ha、広葉樹林約1,305ha）について公的管理・支援を行う。
- ② 県内水源保全地域内の市町村有林等2,761ha（地域水源林エリア内1,215ha、水源の森林エリア内1,546ha）のうち、市町村が水源の保全上重要と定める市町村有林等約1,070haについて整備する。
- ③ 地域水源林エリア内の市町村が取り組む以外の森林について、森林所有者等が行う森林整備に対して県が支援することにより、約2,000haの間伐を促進する。

3 事業内容

県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すため、地域特性を踏まえた市町村の全体整備構想に基づいた、市町村の次の取組を支援する。

① 市町村が実施する私有林の確保・整備（市町村）

地域水源林エリア内の私有林について、協力協約、協定林方式（整備協定、施業代行）や長期受委託などの手法により確保・整備を行う。



【確保】地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林で、荒廃が懸念される森林を確保する。

	第2期5年間
確保面積	1,014ha

【整備】確保した私有林について、整備を行う。

	第2期5年間
整備面積	1,376ha

② 市町村有林等の整備（市町村）

地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。

	第2期5年間
整備面積	584ha

③ 高齢級間伐の促進（県）

地域水源林エリア内の36年生以上の人工林について、森林所有者等が行う森林整備に県が支援することにより、定期的な間伐を適期に行い手入れ不足森林を解消し森林の持つ公益的機能の向上を図る。

	第2期5年間
整備面積	500ha

4 事業費

第2期計画の5年間計 31億5,900万円（単年度平均額 6億3,200万円）

うち新規必要額 31億4,000万円（単年度平均額 6億2,800万円）

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



◇ 県内3地域（県央地域・湘南地域・県西地域）の15市町村による地域水源林整備事業の概要図。

松田町（神山）



施業代行協定で確保した私有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を混交林・巨木林として、平成27年度は間伐等の森林整備を実施した。

湯河原町（吉浜）



長期受委託契約で確保した私有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を健全な人工林として、平成27年度は今後の継続的な森林整備のため作業路整備等を実施した。

松田町（寄）

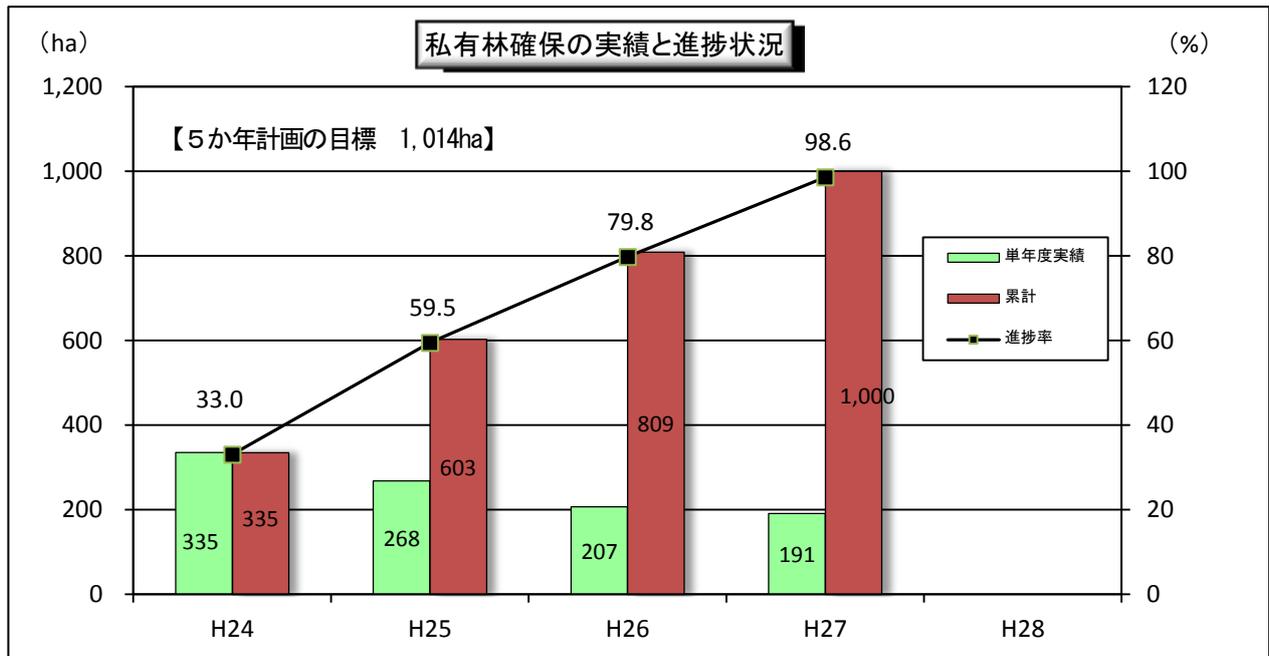


町有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を混交林・巨木林として、平成27年度は間伐等の森林整備を実施した。

伊勢原市（大山）



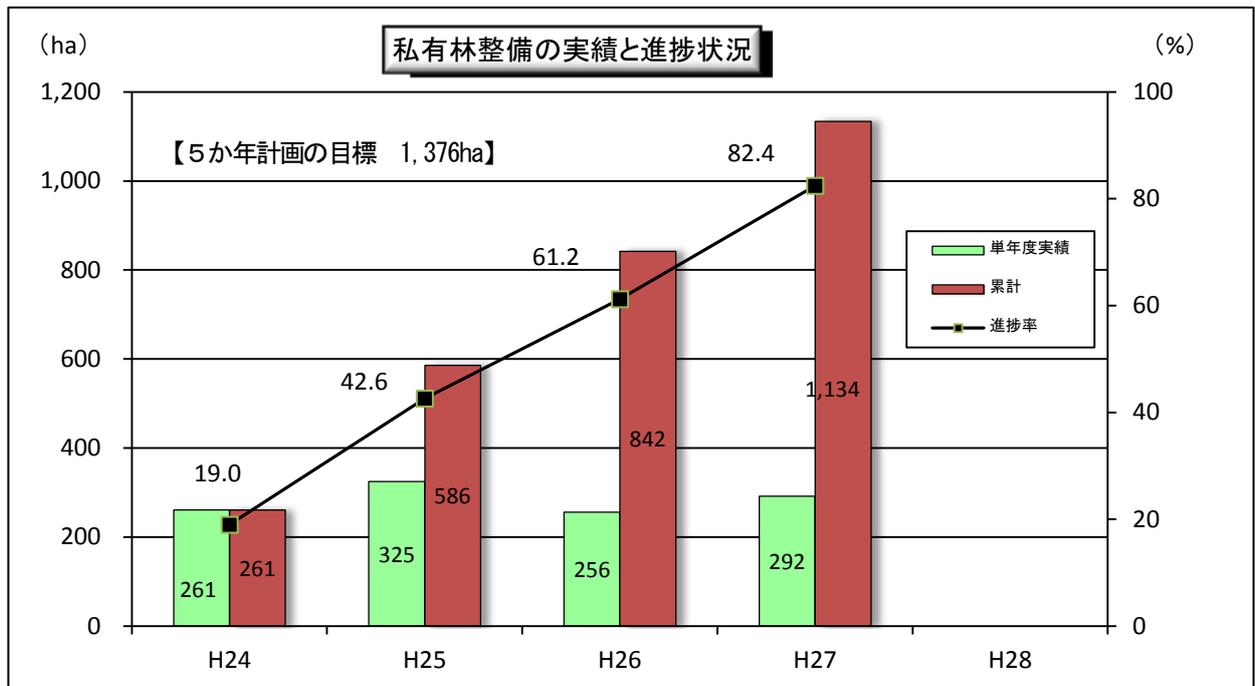
町有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を巨木林として、平成27年度は間伐等の森林整備を実施した。



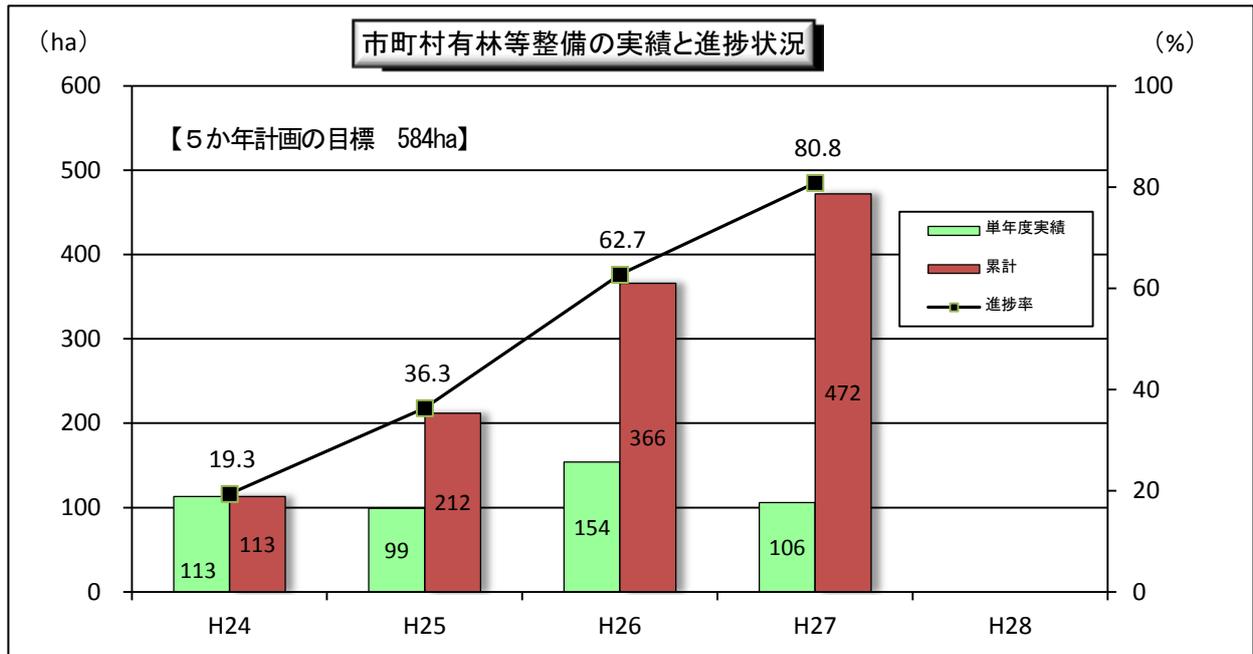
◇市町村が着実に森林所有者との協定等の締結を進め、平成27年度は191haを確保した。(進捗率98.6%)

【参考】1ha (ヘクタール) = 10,000㎡ (100m×100m)

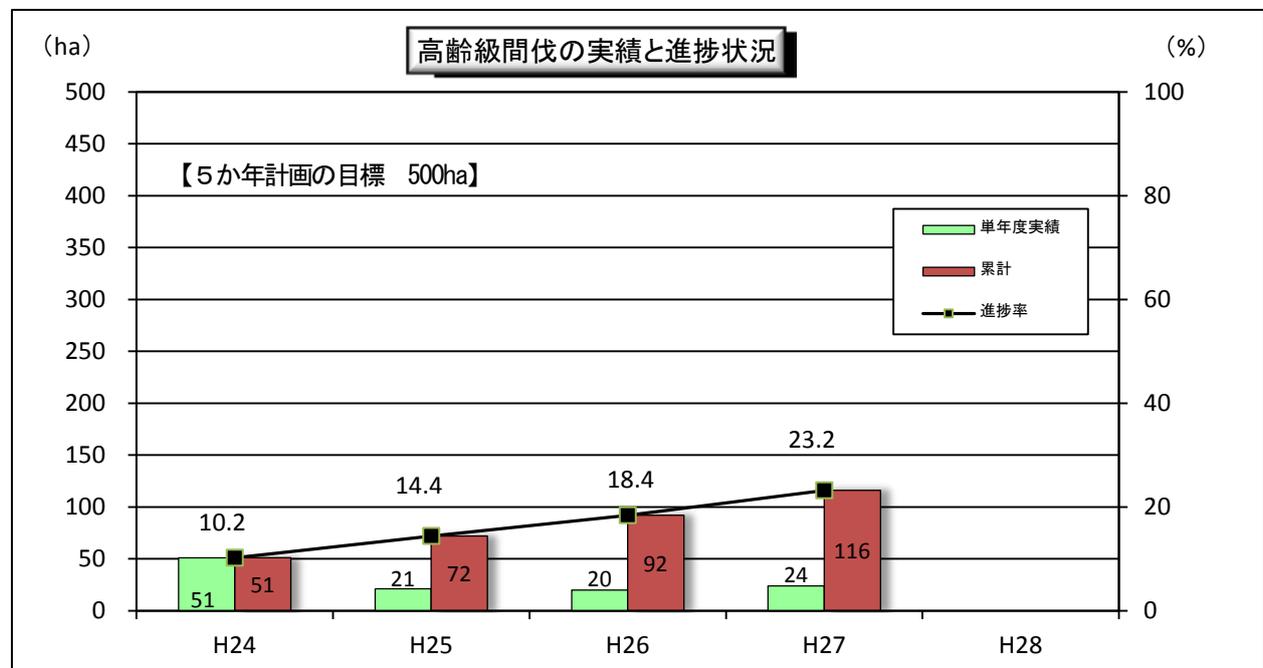
例えば、横浜スタジアムのグラウンド面積は13,000㎡ = 1.3haです。



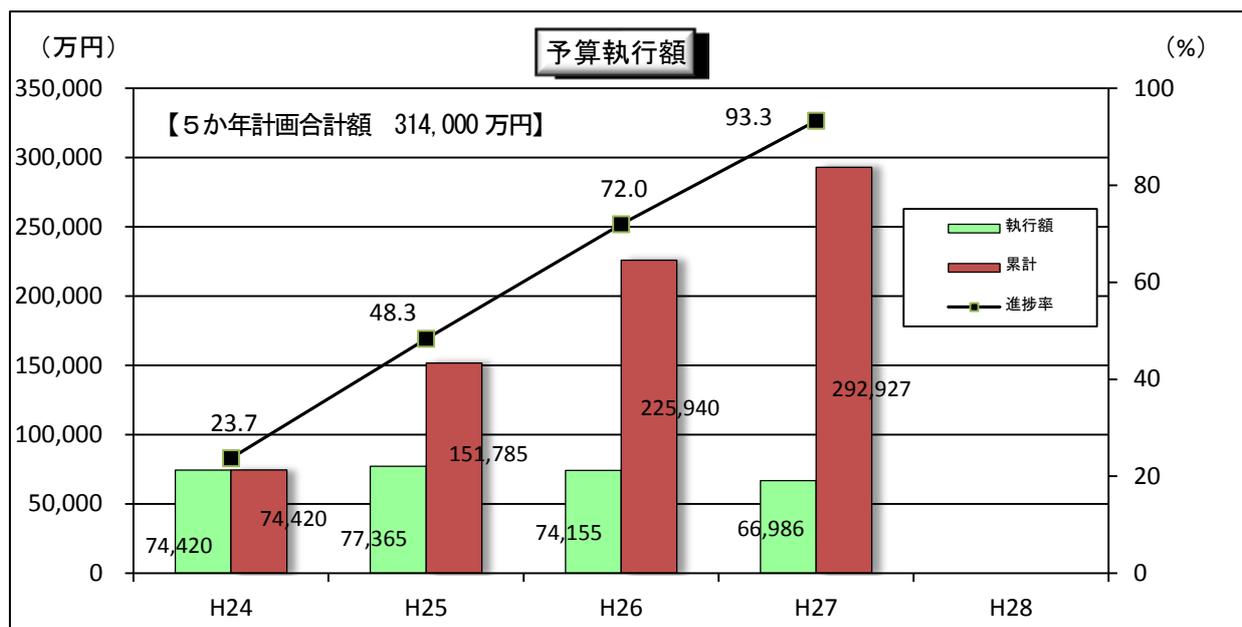
◇市町村が着実に間伐等の森林整備を進め、平成27年度は292haを整備した。(進捗率82.4%)



◇市町村が着実に市町村有林等の整備を進め、平成27年度は106haを整備した。(進捗率80.8%)



◇県が森林所有者の意向の調整を図りながら、間伐に要する経費の支援を行い、平成27年度は24haを整備した。(進捗率23.2%)



◇平成27年度は、6億6,986万円を執行した。(進捗率93.3%)

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計(進捗率)	28年度計画
私有林確保	1,014ha	335ha	268ha	207ha	191ha	1,000ha (98.6%)	146ha
私有林整備	1,376ha	261ha	325ha	256ha	292ha	1,134ha (82.4%)	314ha
市町村林等整備	584ha	113ha	99ha	154ha	106ha	472ha (80.8%)	109ha
高齢級間伐	500ha	51ha	21ha	20ha	24ha	115ha (23.0%)	60ha

2 予算執行状況(単位:万円)

区分	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計(進捗率)	28年度
予算額	314,000 (62,800)	78,740	81,770	75,410	69,600	—	63,240
執行額	—	74,420	77,365	74,155	66,986	292,927 (93.3%)	—

3 具体的な事業実施状況

5か年計画に対する進捗状況

区分	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績
私有林確保	335ha	268ha	207ha	191ha
私有林整備	261ha	325ha	256ha	292ha
市町村有林等整備	113ha	99ha	154ha	106ha
高齢級間伐	51ha	21ha	20ha	24ha

※高齢級間伐の事業進捗率について

高齢級間伐促進事業で予定していた箇所のうち、林道などから概ね200m以内の資源循環可能な人工林において、所有者の希望により平成24年度から新たにスタートした長期施業受委託へ移行したことにより進捗率が低いものとなった。

III 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括(案)

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成27年度までの4年間の累計で、私有林確保において98.6%、私有林整備において82.4%、市町村有林等整備において80.8%の進捗率となっており、計画量の5分の4を上回る実績である。

高齢級間伐については、23.2%の進捗率となっている。当初予定していた箇所において、所有者の希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしており、今後、整備実績に関する十分な状況分析が必要である。

また、水源の森林エリア内の一部の集落周辺の森林では、地域特有の課題も見られることから、今後、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきである。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
①私有林の確保	98.6%	A
②私有林の整備	82.4%	A
③市町村有林等の整備	80.8%	A
④高齢級間伐の促進	23.2%	D

2 事業モニタリング調査実施状況

この事業は、地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備等を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すものであり、量的には確保面積及び整備面積を指標とし、質的には「森林が適正に手入れされている状態」を指標とし、中期的に把握して、評価する。

質的指標の「森林が適正に手入れされている状態」の把握は、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握するため、この事業独自のモニタリング調査は実施しない。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森林の水源かん養機能等を把握する。また、森林の公益的機能については、既に発表されている研究結果等も参考とする。

3 事業モニタリング調査結果

「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握し、事業独自のモニタリング調査は実施しないため、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査結果に基づく評価と同じ。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>））

なお、平成 25、26、27 年度は事業モニターを実施していない。

平成 24 年 度	<p>【日 程】 平成 24 年 12 月 6 日(木)</p> <p>【場 所】 相模原市緑区小原</p> <p>【参加者】 7 名</p> <p>【テーマとねらい】 市町村の地域特性を踏まえた公益的機能の高い森林づくりが行われているかモニターする。</p> <p>【事業の概要】 良好な森林土壌を保全する森林を育成するため、下層植生の確保・林内環境の改良等を目的として間伐、枝打を行った。 また、間伐作業の安全確保上必要な、つる切り、除伐と径路新設工を行った。</p> <p>【総合評価コメント】 森林を守る保安林規制と水源林の保全再生事業との間に本来分け隔てがあるはずがない。中途半端な施業では税金の無駄遣いになりかねない、規制緩和の認可が望まれる。</p>
-----------	--

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」（P13-18～）に記載。（過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>））

6 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題
 実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成26年度までの3年間の累計で、私有林確保において79.8%、私有林整備において61.2%、市町村有林等整備において62.7%の進捗率となっており、計画量の5分の3を上回る実績である。</p> <p>高齢級間伐については、18.2%の進捗率となっている。<u>①当初予定していた箇所において、所有者の希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしており、今後、整備実績に関する十分な状況分析が必要である。(24)</u></p> <p>また、<u>②水源の森林エリア内の一部の集落周辺の森林では、地域特有の課題も見られることから、今後、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきである。</u></p>	<p>① 長期施業受委託への移行予定箇所を早めに把握するとともに、高齢級間伐が実施可能な箇所については、関係者との調整を綿密に行っていく。</p> <p>② 第3期計画にて、水源の森林エリア内の私有林において、市町村が実施する、森林の持つ公益的機能の維持向上を図りつつ地域特有の課題に対処する、森林の確保及び整備を支援することとしている。</p>

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

I どのような事業か

【事業の概要】

市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む生態系に配慮した整備や直接浄化対策等を推進。

【第2期5か年の新たな取組】

整備実施箇所において、河川等の水質に影響を及ぼす生活排水等の流入が見られる箇所もあるなど、整備効果の発揮が課題となっていた。このことから事業実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うとともに、整備実施箇所に流入する生活排水について、市町村が河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策（合併処理浄化槽への転換事業）も対象とする。

また、相模湖は窒素・リンの濃度が高く、富栄養化状態にあり、アオコが発生しやすい状況にあることから、富栄養化を改善するための直接浄化対策を実施する。

1 ねらい

水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能等を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図る。

2 目標

自然浄化や水循環の機能を高めるため、河川環境の再生を目指し、河川・水路等の環境整備を推進する。

3 事業内容

市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村の次の取組を支援する。

なお、事業実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うとともに、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策（市町村若しくは個人設置型の合併処理浄化槽への転換促進）も対象とする。

相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域



① 生態系に配慮した河川・水路等の整備（市町村）

ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、自然豊かな清流を保全するため、生態系に配慮した水辺環境の整備に取り組む。

なお、合併処理浄化槽を転換するために必要となる経費については、市町村設置型にあつては、国庫補助金を除く公費負担相当額、維持管理費、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費を、個人設置型にあつては、公費負担相当額の50%（本来は1/3）、個人負担相当額の50%、奨励金、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費の50%を対象とする。

	第2期5年間
箇所数	7箇所

② 河川・水路等における直接浄化対策（市町村）

ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、木炭等を利用した直接浄化の取組を推進する。

	第2期5年間
箇所数	7箇所

※箇所数については、生態系に配慮した河川・水路等の整備と併せて行うことを想定。

③ 相模湖における直接浄化対策（県）

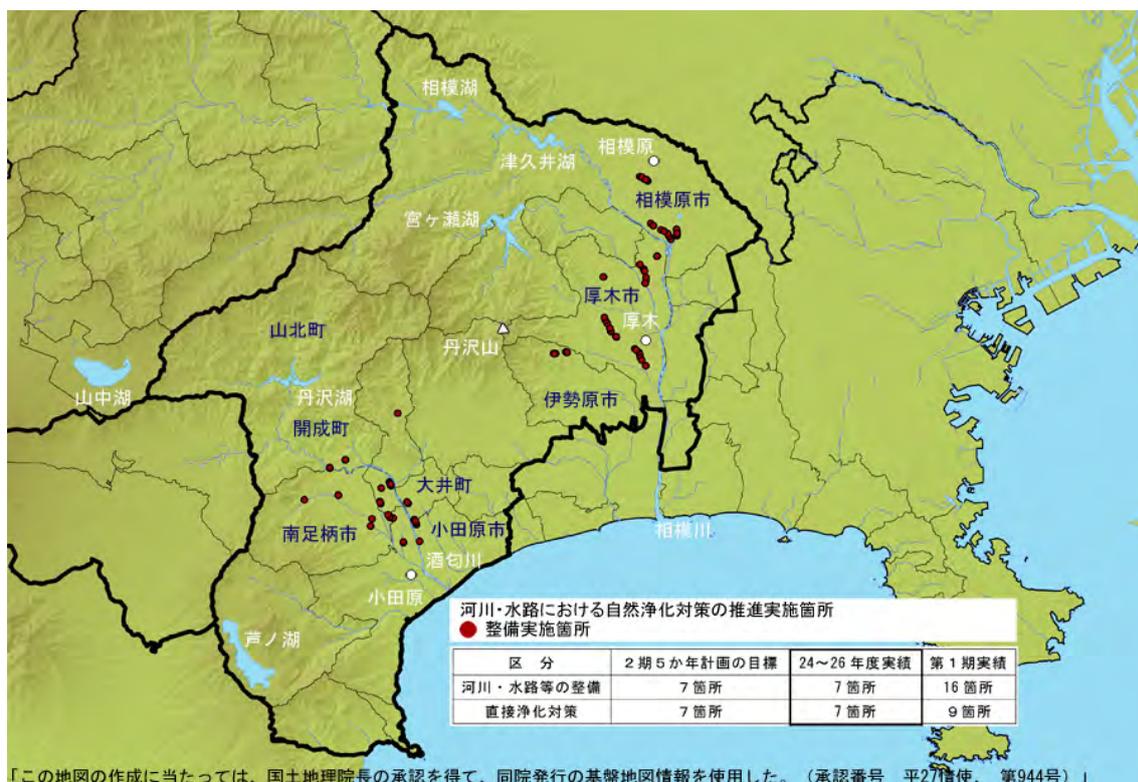
相模湖の富栄養化を改善するため、洪水時等における安全性の確保や実施方法について、地元関係者等との調整を経て、相模湖の直接浄化対策を段階的に実施する。

4 事業費

第2期計画の5年間計 17億7,100万円（単年度平均額 3億5,400万円）
 うち新規必要額 17億7,100万円（単年度平均額 3億5,400万円）

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



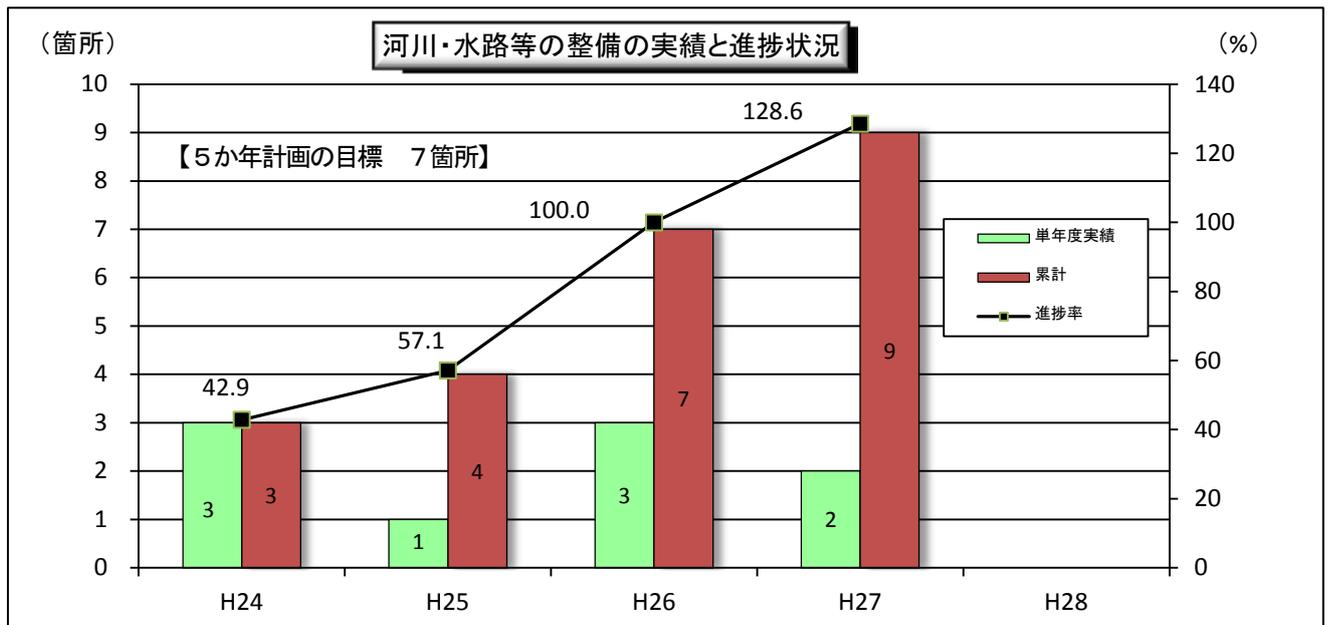
◇ 相模川水系、酒匂川水系の取水堰上流域の市町村が管理する河川等において、自然浄化対策を推進した。

【 事業を実施した現場の状況 】

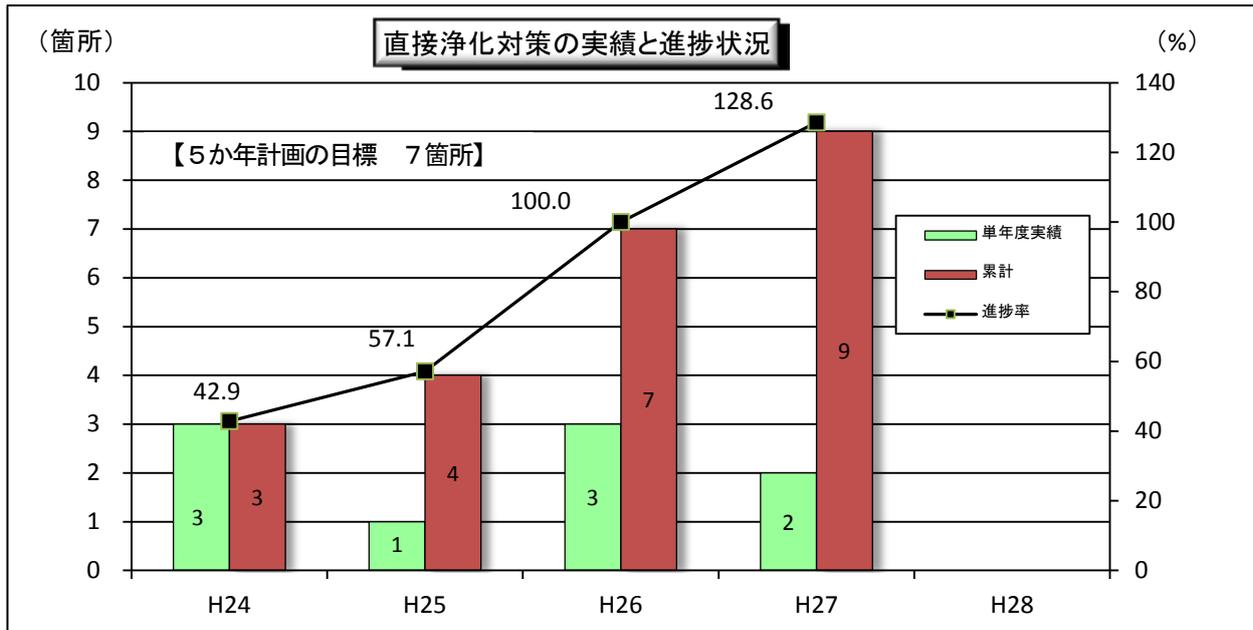
伊勢原市藤野用排水路（生態系に配慮した整備）
 <整備前>



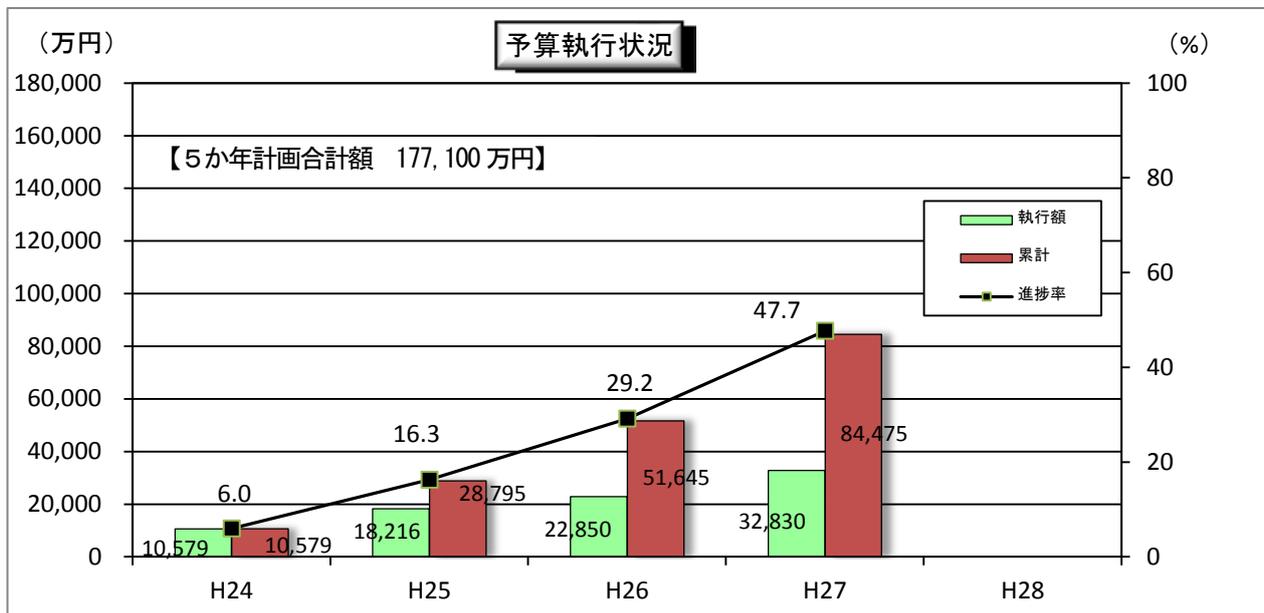
<整備後>自然石による護岸とし、礫間浄化を促進させた。



◇ 平成27年度は、7箇所の工事(うち新規は2箇所)を実施した。(進捗率128.6%)



◇ 平成27年度は、7箇所の工事(うち新規は2箇所)を実施した。(進捗率 128.6%)



◇平成27年度は、3億2,830万円を執行した。(進捗率 47.7%)

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績 (うち新規) (うち継続)	25年度実績 (うち新規) (うち継続)	26年度実績 (うち新規) (うち継続)	27年度実績 (うち新規) (うち継続)	24～27年度 累計 (進捗率)	28年度計画 (うち新規) (うち継続)
河川・水路等の整備	7箇所	3箇所 (3箇所) (0箇所)	4箇所 (1箇所) (3箇所)	6箇所 (3箇所) (3箇所)	7箇所 (2箇所) (5箇所)	9箇所 (128.6%)	10箇所 (5箇所) (5箇所)
直接浄化対策	7箇所	3箇所 (3箇所) (0箇所)	4箇所 (1箇所) (3箇所)	6箇所 (3箇所) (3箇所)	7箇所 (2箇所) (5箇所)	9箇所 (128.6%)	10箇所 (5箇所) (5箇所)

※ 5か年計画の目標は新規工事の7箇所であるため、累計は新規工事箇所数を計上。
単年度ごとの実績は、通常河川工事が1年で完了しないため継続工事箇所数も含めて記載。

2 予算執行状況 (単位：万円)

区分	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計 (進捗率)	28年度
予算額	177,100 (35,400)	19,170	23,290	28,510	38,870	—	38,380
執行額	—	10,579	18,216	22,850	32,830	84,475 (47.7%)	—

3 具体的な事業実施状況

事業の実施状況は、次のとおりであった。

(1) 生態系に配慮した河川・水路等の整備 (実施主体：市町村)

市町村	事業箇所	24年度実績 ^{※1}	25年度実績	26年度実績	27年度実績
小田原市	鬼柳排水路	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	桑原排水路	—	効果検証	効果検証	効果検証
	栢山排水路支川	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	牛島・寺下排水路	—	—	事前調査	事前調査
相模原市	姥川①	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	姥川②	事前調査	事前調査 工事(新規)	事前調査 工事(継続)	事前調査 工事(継続)
	八瀬川①	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	八瀬川②	事前調査 工事(新規)	効果検証 工事(継続)	効果検証 事前調査	事前調査
	道保川①	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	道保川②	事前調査 工事(新規)	効果検証 工事(継続)	効果検証 工事(継続)	事前調査 工事(継続)
厚木市	恩曾川①	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	恩曾川②	事前調査	事前調査	工事(新規)	工事(継続)
	恩曾川③	事前調査	事前調査	事前調査	工事(新規)
	恩曾川④	事前調査	事前調査	事前調査	—
	東谷戸川	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	善明川①	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	善明川②	事前調査	事前調査	工事(新規)	効果検証
	善明川③	事前調査	事前調査	工事(新規)	効果検証
善明川④	事前調査	事前調査	事前調査	事前調査	

伊勢原市	日向用水路	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	藤野用水路	事前調査 工事（新規）	効果検証 事前調査 工事（継続）	効果検証 事前調査 工事（継続）	効果検証 工事（継続）
南足柄市	泉川	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	神崎水路	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	弘西寺堰水路	効果検証	効果検証	事前調査 効果検証	効果検証 工事（継続）
	清水川・新屋敷水路	-	事前調査	事前調査	事前調査 工事（新規）
	川入水路	-	-	事前調査	事前調査
大井町	農業用水路	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
松田町	河土川	-	事前調査	事前調査	事前調査
山北町	日向用水路	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	川村用水路	事前調査	事前調査	事前調査	事前調査
開成町	宮ノ台土堀田水路	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
工事箇所合計		3箇所	4箇所	6箇所	7箇所

(2) 河川・水路等における直接浄化対策（実施主体：市町村）

市町村	事業箇所	24年度実績 ^{*1}	25年度実績	26年度実績	27年度実績
小田原市	牛島・寺下排水路 ^{*2}	-	-	事前調査	事前調査
相模原市	姥川② ^{*2} （自然石護岸工）	事前調査	事前調査 工事（新規）	事前調査 工事（継続）	事前調査 工事（継続）
	八瀬川② ^{*2} （自然石護岸工）	事前調査 工事（新規）	効果検証 工事（継続）	効果検証 事前調査	事前調査
	道保川② ^{*2} （自然石護岸工）	事前調査 工事（新規）	効果検証 工事（継続）	効果検証 工事（継続）	事前調査 工事（継続）
厚木市	恩曾川（浄化ブロック設置工）①	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	恩曾川（浄化ブロック設置工）②	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	恩曾川（浄化ブロック設置工）③	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	恩曾川（浄化ブロック設置工）④	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	恩曾川② ^{*2}	事前調査	事前調査	工事（新規）	工事（継続）
	恩曾川③ ^{*2}	事前調査	事前調査	事前調査	工事（新規）
	恩曾川④ ^{*2}	事前調査	事前調査	事前調査	-
	善明川（粗朶沈床工）	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	善明川② ^{*2}	事前調査	事前調査	工事（新規）	効果検証
	善明川③ ^{*2}	事前調査	事前調査	工事（新規）	効果検証
	善明川④ ^{*2}	事前調査	事前調査	事前調査	事前調査
山際川（浄化ブロック設置工）	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証	
伊勢原市	藤野用水路 ^{*2} （自然石護岸工）	事前調査 工事（新規）	効果検証 事前調査 工事（継続）	効果検証 事前調査 工事（継続）	効果検証 工事（継続）
南足柄市	清水川・新屋敷水路 ^{*2}	-	事前調査	事前調査	事前調査 工事（新規）
	弘西寺堰水路	効果検証	効果検証	事前調査 効果検証	効果検証 工事（継続）
	川入水路 ^{*2}	-	-	事前調査	事前調査
松田町	河土川 ^{*2}	-	事前調査	事前調査	事前調査
山北町	川村用水路 ^{*2}	事前調査	事前調査	事前調査	事前調査
開成町	用水路（ひも状接触材設置工）①	-	-	-	-
	用水路（ひも状接触材設置工）②	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
	上島水路（水生植物の植栽工）	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
工事箇所の合計		3箇所	4箇所	6箇所	7箇所

※1 実績の凡例は次のとおり

- 事前調査・・・ 工事前の水質調査、測量、設計、整備計画作成等の事前調査
- 工事（新規又は継続）・・・ 第2期からは、事業採択にあたって整備計画書の提出を義務付けているため、計画ごとに工事初年度を新規、以降を継続とする。

○ 効果検証・・・・・・・・・・ 工事後の水質測定、動植物調査等の効果検証

※2 河川・水路における直接浄化対策は、効果が高い自然石等による礫間浄化を推奨するため、第2期から生態系に配慮した河川・水路の整備と併せて行うこととしており、生態系に配慮した河川・水路の整備の実施内容を再掲した。

(3) 相模湖における直接浄化対策（実施主体：県）

（平成24年度）

① 相模湖流入河川等実態踏査等業務委託

相模湖における直接浄化対策の実施に向けて、相模湖に流入する河川・水路を把握するための調査を実施した。

② 相模湖流入河川等水質調査業務委託

相模湖における直接浄化対策の実施に向けて、相模湖に流入する河川・水路として把握された箇所について水質調査を実施し、相模湖の富栄養化に影響を及ぼしている河川・水路の特定を行った。

（平成25年度）

○ 相模湖富栄養化調査業務委託

相模湖における直接浄化対策の実施に向けて、相模湖に流入する河川・水路のうち、相模湖の富栄養化に影響を及ぼす河川・水路について、その原因を特定するための調査を実施した。

（平成26年度）

平成25年度に実施した相模湖の富栄養化に影響を及ぼす河川・水路についての調査により、生活排水が主な汚濁原因であることが確認できたため、ダム集水域における生活排水対策に取り組んでいる相模原市と連携して、特に水質が劣る水路の周辺から優先的に対応していくこととした。

（平成27年度）

相模原市において、特に水質が劣る水路の周辺施設に市設置型浄化槽の設置の働きかけを行ったところ、1施設について市設置型浄化槽を設置することとなり、設置に向けて施設側と調整を行っている。

III 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

第2期5か年計画の5年間の目標事業量7箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路等の整備及びこれと併せて行う直接浄化対策は、平成27年度までの4年間の累計で9箇所（進捗率128.6%）となっている。

河床に自然石を敷くなど、直接浄化対策と組み合わせた効果的な整備手法を推奨した結果、水質調査の結果に大きな変化はないものの、底生動物の増加が確認された箇所もあるなど一定の効果が出てきており、また、地元の方々の市民活動によりその後の豊かな自然環境が維持されている箇所も出てきている。これからは税金を上手く活用しながらこの環境を維持していただきたい。

今後も、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があるが、居住地域を流れる水路などでは、地域住民の意見を反映させることが大事であり、それを踏まえて、必要な整備なのかを見極め整備計画を作成する必要がある。

第2期から新たに対象メニューとした、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換が個人の意向によることに加えて、対象地域が限定的であり公平性の観点から導入が困難とする市町村が多く、現在までのところ実績はないが、できれば河川整備と併せて生活排水対策も進めるべきである。

さらに、ダム湖下流域における生活排水が河川に流入し、水源水質に負荷を与えている状況が見られることから、負荷軽減に向けた対応の検討が必要である。

なお、水源環境保全・再生事業のあり方として、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体

のものとして施策を考えていくことが今後の重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図っていくことが求められる。また、自然浄化という名の下に事業を実施するのであれば、その結果を定量的に評価することが必要である。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2)、(3) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
①生態系に配慮した整備	128.6%	A
②直接浄化対策	128.6%	A

2 事業モニタリング調査実施状況

<実施概要>

◇ 工事前後におけるBOD等の水質調査（全箇所）や動植物調査（4箇所程度）により整備効果を検証。

※ BODとは、生物化学的酸素要求量の略で、水質指標の一つ。微生物が水中に存在する有機物を分解する時に消費する酸素量を数値化したもの。数値が多いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。

この事業は、自然浄化や水循環の機能を高めるため、河川環境の再生を目指し、河川・水路等の環境整備を推進するものであり、量的には箇所数を指標とし、質的には河川・水路の生態系が保全されている状態、または水質が改善されている状態等を次のとおり水質や動植物調査を実施することで中期的に把握して評価する。

さらに、平成26年度から生態系に配慮した河川・水路等の整備の評価については、水質や動植物の他に整備手法等の項目を点数化した指標により行う。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「②河川のモニタリング調査」により行い、既存の公共用水域の水質調査等も参考とする。

【河川・水路等の整備におけるモニタリング調査項目等】

項目	水質	植物（植物相、植生）	動物（魚類、底生生物）
手法	全対象箇所においてBOD等の水質調査を行う。	対象箇所（4箇所程度）を限定し、植物相、植生、魚類、底生生物の調査を行う。	
頻度	実施前4回程度 実施後毎年4回程度	実施前1回／実施後1回以上（同時期に実施）	

3 事業モニタリング調査結果

【河川・水路等の整備におけるモニタリング調査結果】

- ・工事後の水質調査^{*1}は、32箇所で行った。
- ・BODについて、工事箇所下流の工事前後を比較し、工事後に低下した箇所は17箇所、上昇した箇所は13箇所、変化がなかったものは、2箇所であった。

ア 生態系に配慮した河川・水路等の整備

市町村	事業箇所	工事箇所下流の水質（BOD）		年度		変化 (a)-(b)
		工事前 (a)	工事後 (b)	工事前	工事後	
小田原市	鬼柳排水路	1	1.3	H19	H27	△0.3
小田原市	桑原排水路	0.9	1.1	H19	H27	△0.2

小田原市	栢山排水路	2	2.2	H20	H27	△0.2
相模原市	姥川①	3.1	2.2	H19	H27	0.9
相模原市	姥川②	1.6	2.2	H24	H27	△0.6
相模原市	八瀬川①	1.5	1.4	H22	H27	0.1
相模原市	八瀬川②	0.9	1.3	H24	H27	△0.4
相模原市	道保川①	0.7	1.2	H20	H27	△0.5
相模原市	道保川②	0.5	1.5	H24	H27	△1.0
厚木市	恩曾川①	0.9	0.8	H20	H27	0.1
厚木市	東谷戸川	1.4	1.0	H20	H27	0.4
厚木市	善明川①	1.8	0.7	H21	H27	1.1
伊勢原市	日向用水路	1.1	1.4	H20	H27	△0.3
伊勢原市	藤野用水路	2.2	1.9	H24	H27	0.3
南足柄市	泉川	0.5	0.5	H20	H27	0.0
南足柄市	神崎水路	1.8	1.5	H21	H27	0.3
南足柄市	弘西寺堰水路	14 ^{※2}	1.0	H22	H27	13.0
大井町	農業用水路	0.5	0.9	H21	H27	△0.4
山北町	日向用水路	0.4	0.6	H21	H27	△0.2
開成町	宮ノ台土掘田水路	4	1.6	H20	H27	2.4

イ 河川・水路等における直接浄化対策

市町村	事業箇所	工事箇所下流の水質(BOD)		年度		変化 (a)-(b)
		工事前 (a)	工事後 (b)	工事前	工事後	
相模原市	姥川② ^{※3}	1.6	2.2	H24	H27	△0.6
相模原市	八瀬川② ^{※3}	0.9	1.3	H24	H27	△0.4
相模原市	道保川② ^{※3}	0.5	1.5	H24	H27	△1.0
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)①	3.5	2.0	H19	H27	1.5
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)②	1.1	0.7	H21	H27	0.4
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)③	1	0.7	H21	H27	0.3
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)④	1	1	H21	H27	0.0
厚木市	善明川(粗朶沈床工)	1.7	1.1	H21	H27	0.6
厚木市	山際川(浄化ブロック設置工)	2.7	2.0	H20	H27	0.7
伊勢原市	藤野用水路 ^{※3}	2.2	1.9	H24	H27	0.3
開成町	用水路(ひも状接触材設置工)②	9	1.5	H19	H27	7.5
開成町	上島水路(水生植物の植栽工)	2.5	1.5	H19	H27	1.0

※1 環境基本法第16条に規定される環境基準において、測定回数は「原則として月1回以上」としている(年間12回以上)。一方、本件については、工事期間中等水質が安定しない時期があるため、測定回数を「整備計画の策定に必要な期間内に2回/日を原則月2回程度実施する」としている(年間4回程度)。このため、季節変動が考慮できず、かつ測定回数が少ないため、測定誤差が大きい。

※2 弘西寺堰水路の水質調査結果は、一時的な汚水等の流入等が原因による突発的な数値と考えられた。

※3 河川・水路における直接浄化対策は、効果が高い自然石等による礫間浄化を推奨するため、第2期から生態系に配慮した河川・水路の整備と併せて行うこととしており、生態系に配慮した河川・水路の整備の実施内容を再掲した。

【整備手法等を追加した評価結果】

- ・工事後の評価は、32箇所を実施した。
- ・評価結果について、工事前後を比較し、すべての箇所では評価点が向上した。また、生態系に配慮した河川・水路等の整備は工事前後で評価点が約24点向上し、直接浄化対策は工事前後で評価点が約18点向上した。

ア 生態系に配慮した河川・水路等の整備

市町村	事業箇所	工事箇所の評価点 (①水質・動植物 ②整備手法 ③水環境の維持)		年度		変化 (b)-(a)
		工事前(a)	工事後(b)	工事前	工事後	
小田原市	鬼柳排水路	62(①14点②39点③9点)	66(①14点②39点③13点)	H19	H27	4.0
小田原市	桑原排水路	37(①19点②12点③6点)	63(①23点②27点③13点)	H19	H27	26.0
小田原市	栢山排水路	34(①15点②16点③3点)	44(①17点②23点③4点)	H20	H27	10.0
相模原市	姥川①	34(①12点②17点③5点)	57(①15点②34点③8点)	H19	H27	23.0
相模原市	姥川②	40(①15点②17点③8点)	55(①15点②34点③6点)	H24	H27	15.0
相模原市	八瀬川①	40(①19点②17点③4点)	61(①19点②36点③6点)	H22	H27	21.0
相模原市	八瀬川②	40(①19点②17点③4点)	63(①21点②36点③6点)	H24	H27	23.0
相模原市	道保川①	48(①19点②17点③12点)	77(①19点②46点③12点)	H20	H27	29.0
相模原市	道保川②	47(①17点②18点③12点)	66(①17点②37点③12点)	H24	H27	19.0
厚木市	恩曾川①	34(①16点②16点③2点)	59(①27点②27点③5点)	H20	H27	25.0
厚木市	東谷戸川	13(①18点②-5点③0点)	60(①25点②33点③2点)	H20	H27	47.0
厚木市	善明川①	21(①14点②8点③-1点)	88(①27点②50点③11点)	H21	H27	67.0
伊勢原市	日向用水路	61(①20点②27点③14点)	79(①20点②42点③17点)	H20	H27	18.0
伊勢原市	藤野用水路	44(①20点②17点③7点)	78(①22点②46点③10点)	H24	H27	34.0
南足柄市	泉川	36(①18点②18点③0点)	59(①20点②35点③4点)	H20	H27	23.0
南足柄市	神崎水路	29(①16点②15点③-2点)	44(①17点②23点③4点)	H21	H27	15.0
南足柄市	弘西寺堰水路	40(①11点②23点③6点)	52(①19点②25点③8点)	H22	H27	12.0
大井町	農業用水路	20(①18点②2点③0点)	74(①23点②42点③9点)	H21	H27	54.0
山北町	日向用水路	37(①21点②13点③3点)	44(①21点②17点③6点)	H21	H27	7.0
開成町	宮ノ台土掘田水路	26(①10点②14点③2点)	43(①22点②17点③4点)	H20	H27	17.0

イ 河川・水路等における直接浄化対策

市町村	事業箇所	工事箇所の評価点 (①水質・動植物 ②整備手法 ③水環境の維持)		年度		変化 (b)-(a)
		工事前(a)	工事後(b)	工事前	工事後	
相模原市	姥川②*	40(①15点②17点③8点)	55(①15点②34点③6点)	H24	H27	15.0
相模原市	八瀬川②*	40(①19点②17点③4点)	63(①21点②36点③6点)	H24	H27	23.0
相模原市	道保川②*	47(①17点②18点③12点)	66(①17点②37点③12点)	H24	H27	19.0
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)①	51(①11点②35点③5点)	73(①27点②43点③3点)	H19	H27	22.0
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)②	10(①18点②-6点③-2点)	21(①25点②-2点③-2点)	H21	H27	11.0
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)③	12(①18点②-4点③-2点)	27(①25点②4点③-2点)	H21	H27	15.0
厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工)④	13(①18点②-4点③-1点)	23(①25点②-1点③-1点)	H21	H27	10.0
厚木市	善明川(粗朶沈床工)	21(①12点②10点③-1点)	60(①23点②32点③5点)	H21	H27	39.0
厚木市	山際川(浄化ブロック設置工)	9(①14点②-4点③-1点)	19(①21点②-1点③-1点)	H20	H27	10.0
伊勢原市	藤野用水路*	44(①20点②17点③7点)	78(①22点②46点③10点)	H24	H27	34.0
開成町	用水路(ひも状接触材設置工)②	30(①15点②16点③-1点)	42(①20点②21点③1点)	H19	H27	12.0
開成町	上島水路(水生植物の植栽工)	38(①18点②16点③4点)	48(①20点②21点③7点)	H19	H27	10.0

※ 河川・水路における直接浄化対策は、効果が高い自然石等による礫間浄化を推奨するため、第2期から生態系に配慮した河川・水路の整備と併せて行うこととしており、生態系に配慮した河川・水路の整備の実施内容を再掲した。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>））

なお、平成25年度は事業モニターを実施していない。

平成24年度	<p>【日 程】 平成25年2月8日（金）</p> <p>【場 所】 厚木市(善明川)</p> <p>【参加者】 11名</p> <p>【テーマとねらい】 自然豊かな清流を保全するため生態系に配慮した水辺環境の整備が行われているかをモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>①準用河川善明川水質浄化事業 低低水護岸を置石及び粗朶柵により整備したが、経年による木材の腐食により、粗朶や土砂が流出し低低水部が消失した箇所が多数見受けられるため、粗朶柵の再設置を行い、低低水護岸を復元し、生物多様性を回復させ水質浄化を図る。</p> <p>②準用河川善明川多自然河床整備事業 両岸がコンクリートブロック積護岸で整備されているため、自然の水質浄化能力が失われている状況であったことから、コンクリート護岸を取壊して多自然護岸として再整備することにより、生物多様性を回復させ水質浄化を図る。</p> <p>【総合評価コメント】 評価点の分布からは、ねらいや実施方法については高く評価するが、効果を見てみるとそれほど顕著にあらわれていないので、総合評価としてはやや下がるとする委員が大半を占めていることがみてとれる。 しかし少数ではあるが、「整備自体に必要性があったのか疑問」「整備費用の内訳をしっかりと明示すべき」「目的と内容が乖離、水源環境保全税の使途として、納税者に合意されないと思う」などとして、厳しい評価を下す委員もあったことを付記しておく。</p>
平成26年度	<p>【日 程】 平成26年12月15日（月）</p> <p>【場 所】 松田町寄</p> <p>【参加者】 13名</p> <p>【テーマとねらい】 河川の自然浄化機能等を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図る事業について、松田町寄（河土川）の現場をモニターする。</p> <p>【事業の概要】 市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村が実施する生態系に配慮した河川・水路等の整備やこれと併せて行う生活排水対策を支援する。 なお、事業の実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うとともに、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策（市町村若しくは個人設置型の合併処理浄化槽への転換促進）も対象とする。</p> <p>【総合評価コメント】 ＜松田町の事業計画への期待＞ ○本事業では、整備費と維持管理費、治水との兼ね合いという制約がある中で、水路において生態系を可能な限り再生し、生物による持続的な水質改善と生物による健康被害項目のモニタリングを目標に置いて、最大限に行おうとする点で評価できる。（1名） ○少しの手を加えることで浄化される場面もあるので、住民にも関心を持って生活の中で排水をきれいにしよう協力してもらえれば、水質の向上を図ることができる。かじかやあぶら</p>

	<p>はやの生息する環境を維持できる整備内容を。(1名)</p> <p>○地域の主体性を生かした議論の場を。(1名)</p> <p>○外から資金を入れて環境を変えようとしても、住民の間に水源地として重要性の理解と共感が進まなければ根本的な解決はない。ホテルの保全活動が加わるとよいと思う。(1名)</p> <p>○川と共にある暮らしの中での生活排水対策は土地の生活文化そのもので、全国には個人でも取り組める多様な選択肢がある。工事の内容だけでなく、中・長期的に河川の文化をつくるつもりで。(1名)</p> <p>○浄化槽は維持管理が大切である。(1名)</p> <p><県の事業のあり方への意見></p> <p>○本事業は、河川の自然浄化として問題はないが、水源環境税では、水質改善効果という観点から議論は行われていない。森林事業を水質改善効果という視点から見ればほぼゼロであるし、河川の水質も下水の人工的な浄化施設による対策が最も効率的である。しかし効率さえ追えばいいというものでもない。また量の確保という視点は、宮ヶ瀬ダムがある以上、大きな意味はない。(1名)</p> <p>○水路事業には、上流の砂防事業における土砂管理、周辺道路事業における路面の完全舗装、大河川との接続部など、整合性がとれた形で行われているかという点では多々問題があり、県の他部署も巻き込んだ総合的な観点からの議論の必要性を感じる。(1名)</p> <p>○河土川と、県が管理する中津川で水源環境税の活用可否があり、地域全体の整備促進や、税の有効活用への支障を懸念。(5名) ※ 個別意見にも同様意見2名あり。計7名</p> <p>○寄沢の最源流の水質はきれいでも、酒匂川に合流する直前までに、なんとか基準を満たす程度にまで汚れる。数ある支流の中で河土川に対策を実施することは、優先順位として正しい。(1名)</p> <p>○効果が現れるまで時間を要し、途中経過での評価が難しいので、評価が低くならないよう十分効果が見込まれる箇所での実施を。(1名)</p> <p>○川が町民の誇りとして良好な状態で維持管理されるためには、県は水質浄化だけでなく、広く情報を出し合う互助や、どういう地域にするか考える共助の場を設けるなど、広い視点での指導も必要。(1名)</p> <p>○これまで浄化槽への助成はダム集水域に限定されていたが、今後は取水堰より上流を含めて、予算配分を見直す必要がある。(1名)</p> <p>○河川・水路を改善することは大切で、取水堰より下流も含めて実施されるとよいと考えるが、ここではコンクリート三面張りを行った後にその弊害が生じたのだから、そこに自然本来の機能を取り戻す事業は、三面張りを実施したところの予算で実施すべきである。(1名)</p> <p>○専門家の指導の下、先駆的な河川整備を期待する。(2名)</p> <p>○市町村の取り組みを県が支援する形は望ましい。第2期からの取組も評価できる。(1名)</p> <p>○市町村の意欲を引き出し、一般会計の事業との連携の模索を。(1名)</p> <p>○モデル事業として効果のPRを。(1名)</p> <p>○今後もモニターに専門家が参加する機会を増やして欲しい。(1名)</p> <p><進める優先順位に関する意見></p> <p>①現時点では、合併処理浄化槽の整備を無理に進めるよりは、河川の浄化機能を高める手法を推進する方がよいと感じる。(1名)</p> <p>②自然浄化による河川整備だけでは効果が実現しにくい、景観の点でも意義があり、生活排水対策と並列して進めるべき。(2名)</p> <p>③現状から見ると、すぐにも合併処理浄化槽整備の計画を。(1名)</p>
平成27年度	<p>【日程】 平成27年10月21日(水)</p> <p>【場所】 小田原市 牛島・寺下排水路、桑原排水路</p> <p>【参加者】 11名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図る取組として、小田原市内の排水路をモニターする。</p>

【事業の概要】

市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村が実施する生態系に配慮した河川・水路等の整備やこれと併せて行う生活排水対策を支援する。

なお、事業の実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うとともに、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策（市町村若しくは個人設置型の合併処理浄化槽への転換促進）も対象とする。

【総合評価】

○小田原市内の河川水路は概ね豊かな自然環境が維持されていると思われる。これは地元の方々の努力の賜物だと思う。その一端が桑原排水路のメダカを中心とした市民活動に現れている。これからも税金を上手く活用しながらこの環境を維持していただきたい。

○水路は居住地域を流れることから地域住民の意見を反映させることが整備計画では大事である。それを踏まえて本当に必要な整備なのかを見極めていただきたい。

○自然浄化や水質改善という名の下に事業を実施するのであれば、その結果を定量的に評価できるシステムが必要である。また、併せて生活排水対策も進めるべきである。

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」（P13-18〜）に記載。（過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>）

6 前年度の点検結果報告書（第 2 期・平成 26 年度実績版）を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成 25 年度実績版以前から記載されている課題

実線下線：平成 26 年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書（第 2 期・平成 26 年度実績版）の総括	平成 27 年度までの取組状況
<p>第 2 期 5 か年計画の 5 年間の目標事業量 7 箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路等の整備及びこれと併せて行う直接浄化対策は、平成 26 年度までの 3 年間の累計で 7 箇所（進捗率 100%）となっている。</p> <p>河床に自然石を敷くなど、直接浄化対策と組み合わせた効果的な整備手法を推奨した結果、水質調査の結果にも大きな変化はないものの、底生動物の増加が確認された箇所もあるなど一定の効果が出てきており、今後も、①工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要がある。</p> <p>第 2 期から新たに対象メニューとした、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換が個人の意向によることに加えて、対象地域が限定的であり公平性の観点から導入が困難とする市町村が多く、現在までのところ実績はない。</p> <p>しかし、②ダム湖下流域における生活排水が河川に流入し、水源水質に負荷を与えている状況が見られることから、負荷軽減に向けた対応の検討が必要である。</p> <p>なお、③水源環境保全・再生事業のあり方として、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが今後の重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図っていくことが求められる。(24)</p>	<p>① 平成 25 年度に作成した整備指針などを活用して効果的な整備手法を検討するよう市町村に働きかけている。</p> <p>② 第 3 期計画にて、ダム下流域における合併処理浄化槽への転換促進に取組むこととしている。</p> <p>③ 本施策の庁内推進組織である「水源環境保全・再生推進会議」では、県土整備局や企業庁の関係部署も構成メンバーとなっており、計画策定や事業実施において、調整や情報共有を図っている。</p>

④ 地下水モニタリング

区分	事業内容	対象経費	交付率
モニタリング	地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施	観測機器のリース料や購入費、管理経費及びモニタリングにかかる委託費または負担金	10/10
新たな観測井の整備	観測井の整備	観測のための井戸の設計費、用地費、本工事費及び関連経費（整備ご密接不可分なものに限る。）	

4 事業費

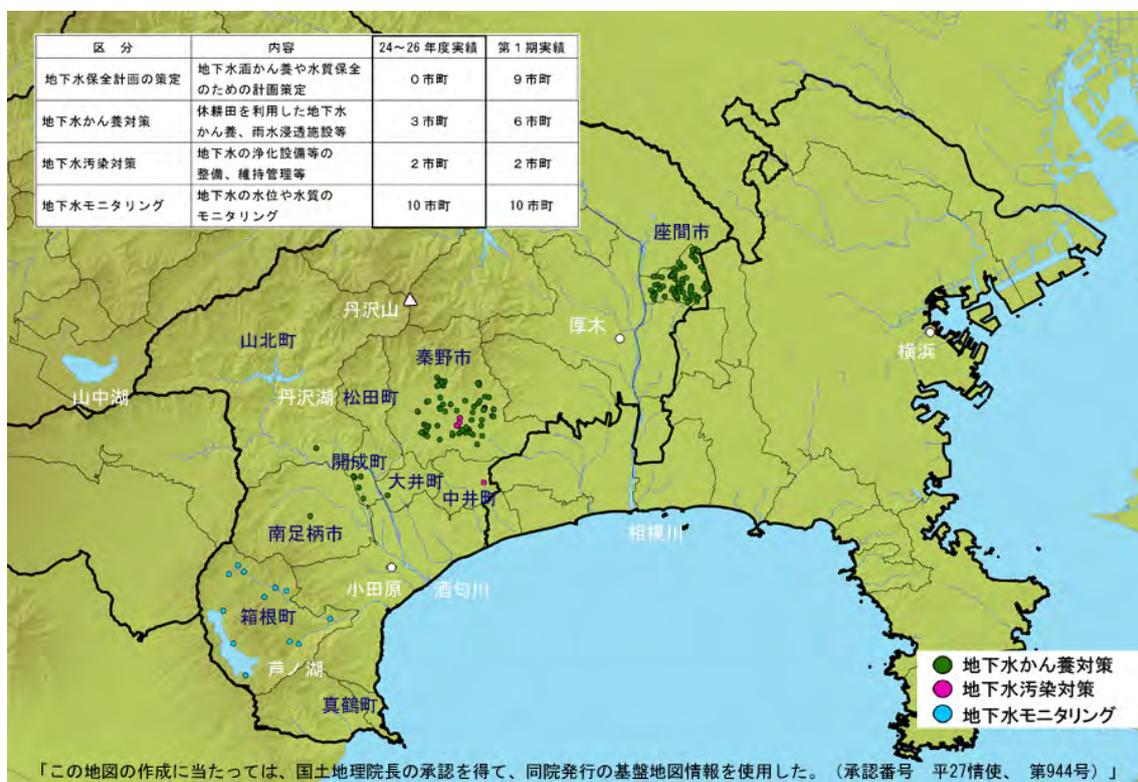
第2期計画の5年間計 3億2,200万円（単年度平均額 6,400万円）

うち新規必要額 3億2,200万円（単年度平均額 6,400万円）

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



◇ 地下水を主要な水源としている市町村において、地域の特性に応じて地下水保全対策を推進した。

【 事業を実施した現場の状況 】

地下水かん養対策（秦野市 水田かん養）



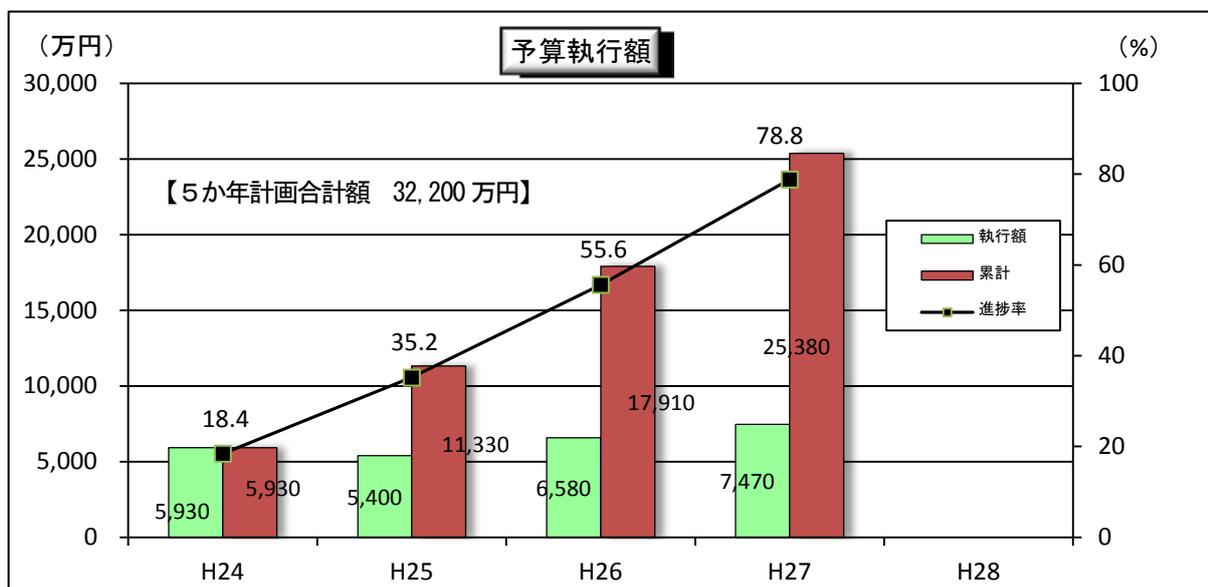
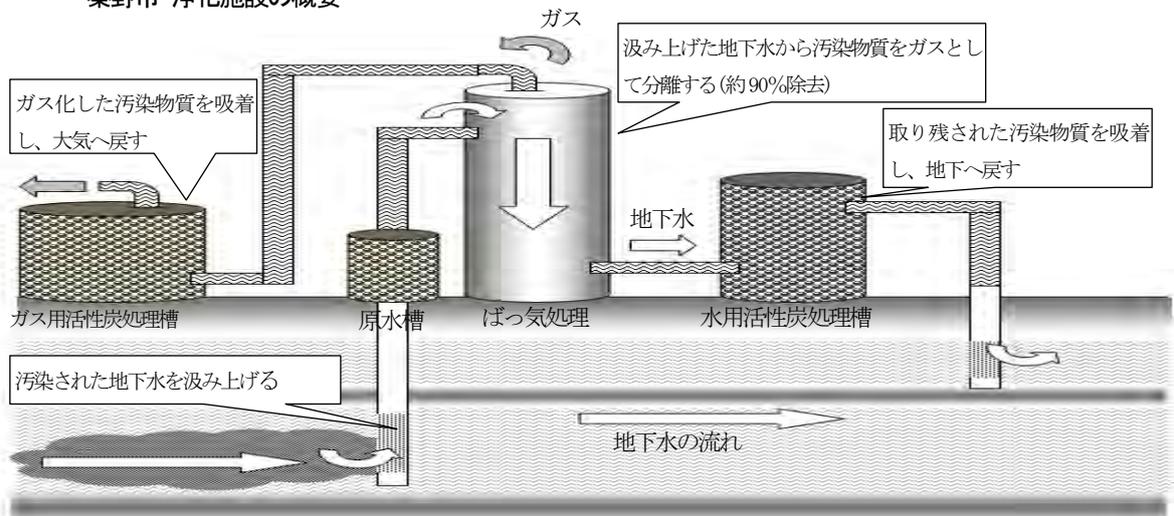
休耕田や冬期水田を借上げ、水田に水を張った状態にすることで地下水へのかん養を図る。

地下水汚染対策（秦野市 浄化施設）



有機塩素系化学物質により汚染された地下水を施設の装置に通すことにより浄化を図る。

秦野市 浄化施設の概要



◇平成27年度は、7,470万円を執行した。（進捗率78.8%）

1 5か年計画に対する進捗状況

5か年計画において、整備量などの数値目標を設定していないため、記載しない。

2 予算執行状況（単位：万円）

区分	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計（進捗率）	28年度
予算額	32,200 (6,400)	7,780	5,950	7,270	8,500	—	8,480
執行額	—	5,930	5,400	6,580	7,470	25,380 (78.8%)	—

3 具体的な事業実施状況（実施主体：市町村）

(1) 地下水保全計画の策定

24年度実績	0市町	
25年度実績	0市町	
26年度実績	0市町	
27年度実績	0市町	
28年度計画	0市町	
第1期において 計画策定済み	9市町	

(2) 地下水かん養対策

24年度実績	3市町	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市（雨水浸透施設設置者への助成、休耕田等を利用したかん養） ・座間市（雨水浸透施設設置者への助成） ・開成町（雨水浸透施設設置者への助成） ・大井町（透水性舗装路の整備）
25年度実績	3市町	
26年度実績	3市町	
27年度実績	4市町	
28年度計画	3市町	

(3) 地下水汚染対策

24年度実績	2市町	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市（有機塩素系化学物質の浄化） ・中井町（対策の検証）
25年度実績	2市町	
26年度実績	2市町	
27年度実績	2市町	
28年度計画	2市町	

(4) 地下水モニタリング

24年度実績	10市町	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市（モニタリング調査） ・座間市（モニタリング調査） ・足柄平野（南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町）・中井町 (モニタリング調査) ・箱根町（モニタリング調査） ・真鶴町（モニタリング調査）
25年度実績	10市町	
26年度実績	10市町	
27年度実績	10市町	
28年度計画	10市町	

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

地下水を主要な水道水源として利用している7地域（13市町）のうち、平成27年度までに6地域（10市町）で地下水保全計画に基づき地下水の保全に取り組んでおり、地下水汚染のある地域では水質浄化装置による汚染対策を実施して有害物質の浄化を図っている。

雨水浸透施設については、この施設の効果の定量的な検証は今後の課題であるが、メンテナンスをしながら観測を継続していくべきである。観測結果や効果についてよい結果が得られれば、他の地下水を水源とする地域に情報発信するとよい。

このほか、地下水のかん養対策やモニタリングを実施しており、概ね従前からの地下水の水位レベルを維持している。地下という見えない部分をモニタリングの観測結果によって見える形にし、地下水源確保などに貢献していくことを期待する。

地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要がある。

なお、山林が多い地域では、森林の整備にも重点を置いて欲しい。

※ 第1期における対象地域は8地域であったが、三浦市が地下水取水休止に伴い対象外となり、第2期から7地域となった。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(3) > ※0-4ページ参照

地下水保全対策の平成27年度の事業実績は、秦野市、座間市、開成町の地下水かん養対策や、秦野市、中井町の地下水汚染対策が実施されたほか、秦野市ほか9市町で地下水モニタリングが行われているが、数値目標を設定していないため、A～Dの4ランクによる評価は行わない。

2 事業モニタリング調査実施状況

(実施主体：市町村)

<実施概要>

◇ メッシュ調査も活用して地下水の水位及び水質の測定を行い、保全対策の効果を検証。

この事業は、地下水を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、良質で安定的な地域水源の確保を図るものであり、量的には地域数、質的には地下水の水位や水質が維持されている状態を把握して評価する。

この事業のモニタリング調査は、地下水の水位及び水質の調査により実施する。また、長期的な施策効果の把握については、既存の地下水測定結果等も参考とする。

3 事業モニタリング調査実施結果

<調査結果の概要>

◇ 地下水の水位及び水質の現状把握に努めた結果、一部箇所で水質が環境基準を超過するケースが見られたが、地下水位はいずれも問題のないレベルであった。

ア 水位

水位についてのモニタリングは10市町で実施したところ、全ての地点で大幅な水位の低下は見られなかった。水位を維持するためのかん養対策の取組みとしては、雨水浸透施設等の補助を秦野市、座間市及び開成町で、休耕田等の借上げによる水田かん養を秦野市で実施した。また、箱根町において地下水かん養事業の実施を検討するにあたり、雨水浸透施設のかん養効果を検証する取組みを行っている。平成26年度に施設の設置工事が完了し、今後効果検証を行う予定である。

・雨水浸透施設等設置補助事業における実績（秦野市、座間市、開成町）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
設置基数	秦野市*	ます 30基	ます 22基	ます 2基	ます 4基
	座間市	ます 6基 トレンチ 2m 貯留槽 1基	ます 20基 トレンチ 28m 貯留槽 2基	ます 24基 トレンチ 8m 貯留槽 2基	ます 10基 トレンチ 8m 貯留槽 2基 舗装 270㎡
	開成町*	—	ます 11基	—	—

※秦野市及び開成町は雨水浸透ますのみ補助。

・水田かん養事業における実績（秦野市）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
面積	29,172㎡	29,172㎡	26,754㎡	26,754㎡

【参考】秦野市の取組みについて

秦野市では地下水保全のための取組みを積極的に推進しており、一部について水源環境保全・再生市町村交付金を活用している。水源環境保全・再生施策としては、かん養対策に加えて、地下水モニタリング事業を行っており、水理地質構造モデルを作成し、秦野盆地の地下水賦存量や水収支を推定するとともに、シミュレーションによる将来予測を行っている。水収支は地下水かん養量と地下水揚水・湧出量等から推定しており、水収支のバランスについて検証し、地下水の総合的な保全管理を図っている。

・水源環境保全・再生施策で実施した事業のかん養量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
雨水浸透ます設置補助事業	8,448m ³	8,416m ³	8,533m ³	10,572m ³
水田かん養事業	737,574m ³	678,704m ³	617,821m ³	637,263m ³

イ 水質

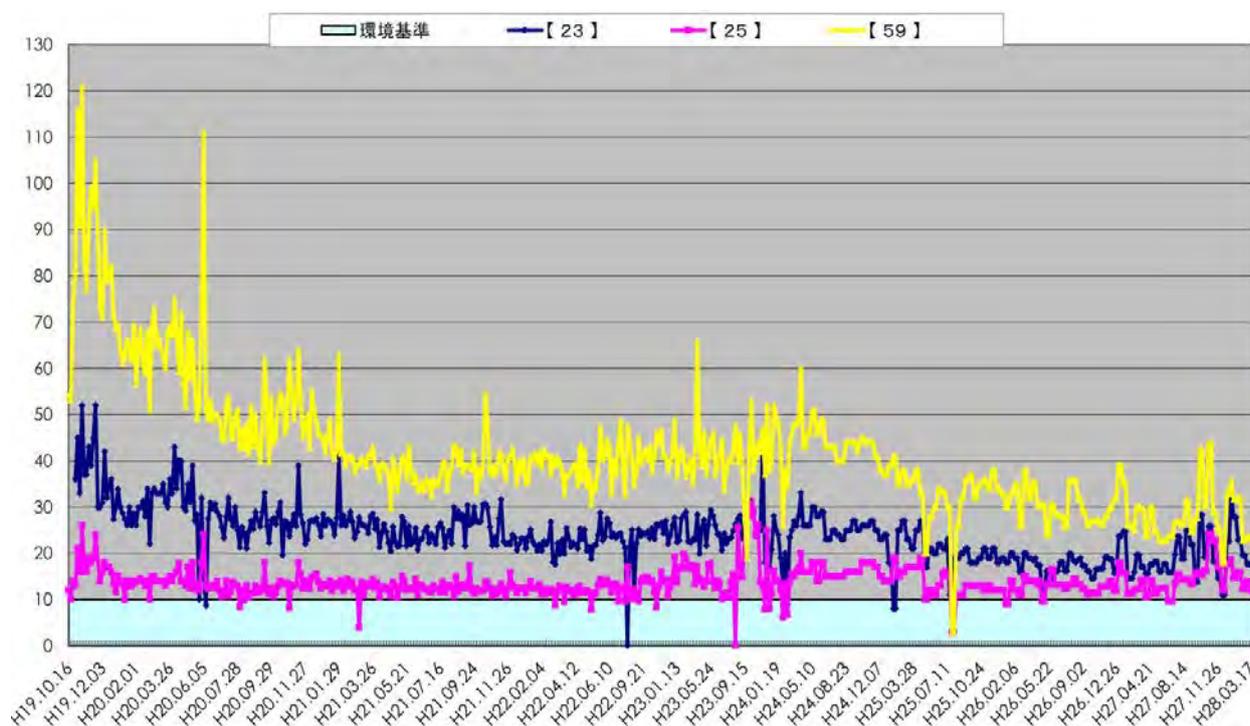
水質についてのモニタリングは10市町で実施したところ、3市町で基準超過が確認された。（テトラクロロエチレン2市、硝酸性窒素等1町）。汚染対策の取組みとして、浄化装置による有機塩素系化学物質浄化事業を秦野市で、植物による硝酸性窒素等浄化事業を中井町で実施している。

・有機塩素系化学物質浄化事業実績（秦野市）

有機塩素系化学物質対策として、平成 19 年 10 月から浄化装置を 3 基設置して、地下水の浄化を行っている。水質観測結果をみると、テトラクロロエチレンの値は依然として環境基準を超過しているものの、長期的にみると減少傾向にあり、環境基準を下回るデータも観測されるようになっている。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	累計回収量 (平成 19 年度～)
当年度 回収量	トリクロロ エチレン	970g	492g	330g	283g	7,340g
	テトラクロ ロエチレン	5,796g	4,353g	4,308g	4,364g	42,559g

テトラクロロエチレン濃度（原水）の推移



・地下水汚染監視調査事業（座間市）

座間市の地下水は相模原市から座間市側に向けて流動していることから、座間市内に流入する地下水の汚染状況を監視するため、4 地点で水質のモニタリングを実施している。テトラクロロエチレンについては 1 地点で環境基準を超過したものの、毎年一定の数値で推移しており数値も低いことから、今後も継続して監視を行っていく。

【参考】

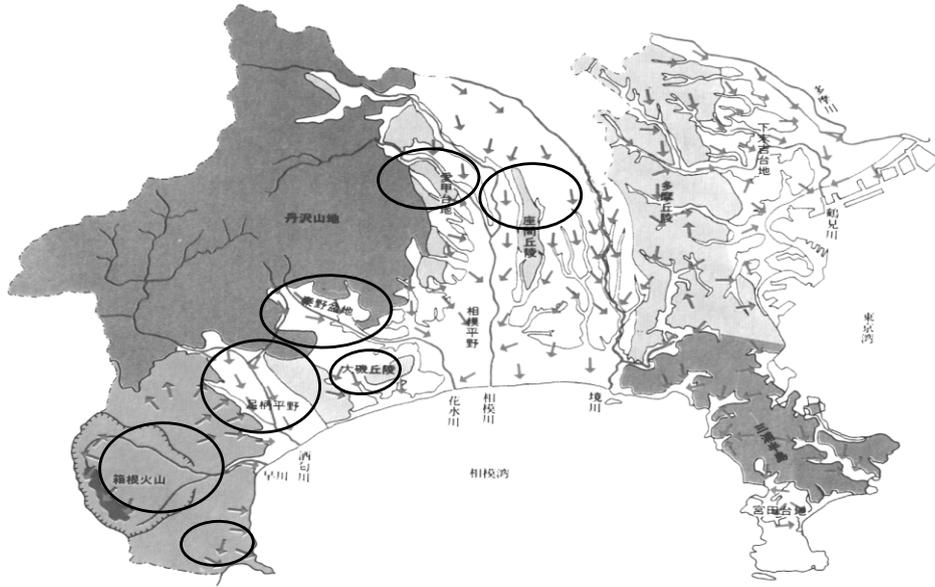
○ 地下水の現状及び第2期実施事業一覧

地域	市町村	現状			実施事業							
		水位 H27年度 モニタリング調査※	水質		保全計画	かん養対策		汚染対策		モニタリング調査		
			H27年度 モニタリング調査※	H22～H25年度 県モニタリング調査						水位	水質	
座間市	座間市	問題なし	基準超過 (テトラクロロエチレン)	基準超過なし	市独自に策定	○	水源かん養地整備事業 雨水浸透施設等設置補助事業	—	〔対策については、相模原市、座間市、大和市及び県温泉地学研究所との連絡会議の中で検討。現在は地下水汚染監視調査事業（モニタリング調査）において汚染状況を把握。〕		○	○
愛川町	愛川町	—	—	基準超過なし	策定予定なし							
秦野盆地	秦野市	問題なし	基準超過 (テトラクロロエチレン)	基準超過 (テトラクロロエチレン・ 硝酸性窒素等)	市独自に策定	○	水田かん養事業 雨水浸透ます設置補助事業 地下水注入事業	○	有機塩素系化学物質浄化事業 〔硝酸性窒素等については、市調査の結果、局所的な汚染であることから、汚染対策は行わず、県モニタリング調査で継続監視調査を実施。〕		○	○
大磯丘陵	中井町	問題なし	基準超過 (硝酸性窒素等)	基準超過なし	○	—	—	○	硝酸性窒素等浄化事業		○	○
足柄平野	小田原市	—	—	基準超過なし	策定予定なし							
	南足柄市	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	—	—	—	—	○	○	
	大井町	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	—	—	—	—	○	○	
	松田町	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	—	—	—	—	○	○	
	山北町	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	—	—	—	—	○	○	
	開成町	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	○	雨水浸透ます設置補助事業	—	—	○	○	
箱根町	箱根町	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	—	—	—	—	○	○	
真鶴町・ 湯河原町	真鶴町	問題なし	基準超過なし	基準超過なし	○	—	—	—	—	○	○	
	湯河原町	—	—	基準超過なし	策定予定なし							

※1 水源環境保全・再生施策で実施したもの

【参考】三浦市は第1期に地下水保全対策事業を実施していたが、平成23年度末で水道水源である地下水の取水を休止したため、水源施策の対象地域からはずれ、第2期は事業を実施していない。

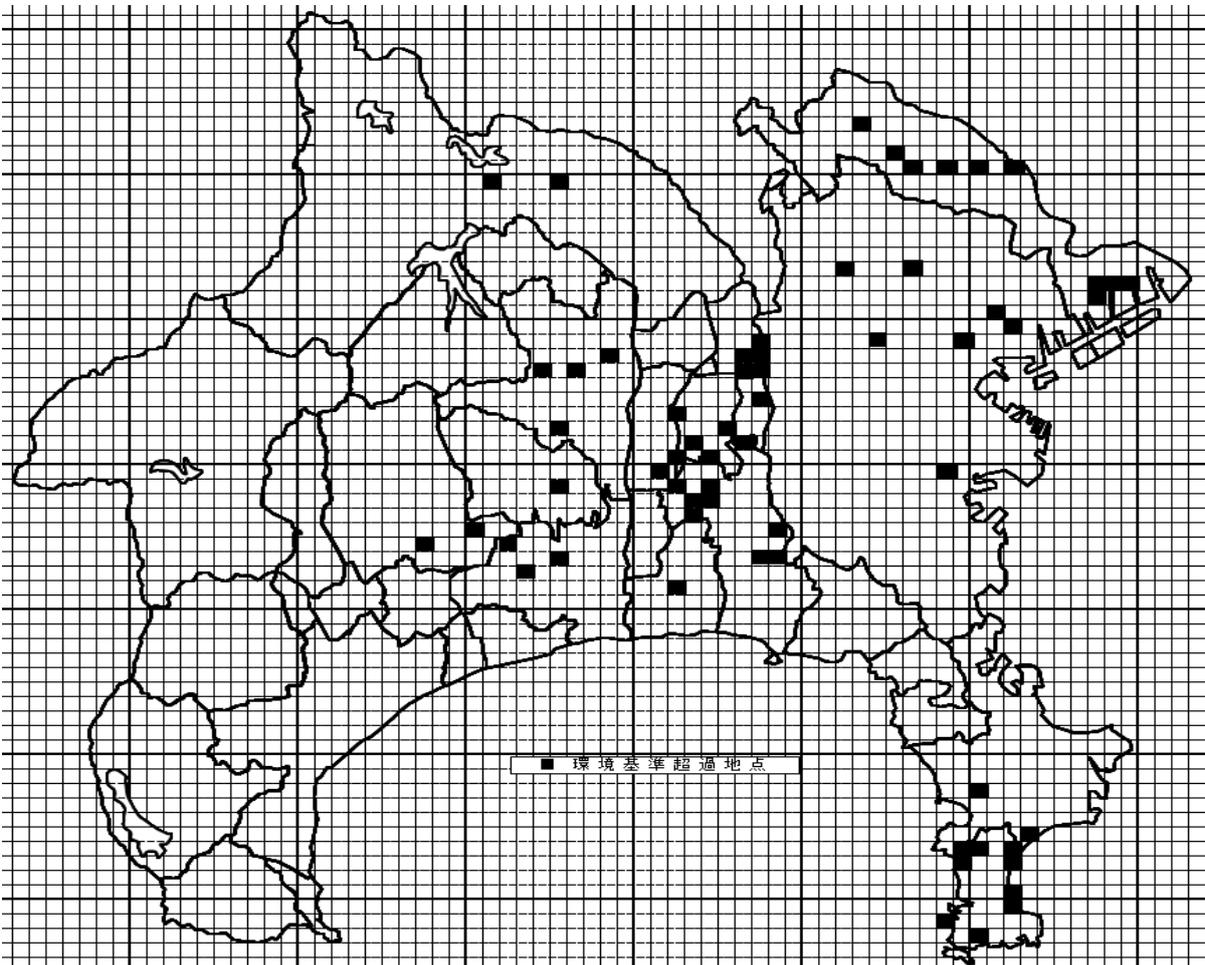
○ 地下水を主要な水道水源としている地域（水源環境保全課「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」）



○ 地下水を主要な水道水源として利用している7地域

○地下水汚染状況（平成22～25年度）（大気水質課）

平成22年度から25年度において、県内1,224地点で地下水の水質調査を行なったところ、55地点で有機塩素系化合物、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」等が環境基準値を超過していた。



4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>)）

なお、平成25、26年度は事業モニターを実施していない。

平成24年度	<p>【日 程】 平成25年2月8日(金)</p> <p>【場 所】 秦野市(秦野市水道局、藁毛)</p> <p>【参加者】 11名</p> <p>【テーマとねらい】 市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策が行われているかをモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>①有機塩素系化学物質浄化事業 水無川左岸における第4礫層に浸透している有機塩素系化学物質による地下水汚染を、市内3箇所にて1基ずつ、計3基の地下水人工透析装置により浄化。第4礫層の汚染された地下水をくみ上げ、浄化した後に、第3礫層に還元する。 浄化開始当初は高濃度のテトラクロロエチレンが含まれていたが、徐々に濃度が一定になっており浄化が進んでいる状況にある。</p> <p>②水田かん養事業 地下水量を適切に保全するため、かん養区域において、用水確保が容易で維持管理が可能で、川の上流に近く水が清浄で豊富にある場所に存する冬期水田や休耕田を借上げて、水を張り、地下水を人工かん養する。 平成23年度の実績は、水田数が24箇所、かん養面積は30,126㎡、かん養した水量は740,319㎡である。</p> <p>【総合評価コメント】 秦野市が、地下水で水道の75%を賄うことができるという恵まれた状況にあり、その水質および水量の維持に積極的に取り組んでいることに対しては、いずれの委員も高く評価している。しかし、残念ながら効果が顕著なものとなっていないことから、高い評価点をつける委員は少なく、多数の委員は合格ラインすれすれの3点をつけるにとどまっている。ねらいも方法もいいとしても、一度壊してしまった「自然の恵みをもたらす仕組み」は、なかなか元には戻らないのである。 せっかくの自然の恵みも、工場の排水を野放しにしていたことから水質が汚染してしまい、工場誘致や宅地開発それにとまらう山林や里山の荒廃で、水量の確保もおぼつかないようになってしまった。その状況を回復させるために、水質浄化や地下水涵養の事業に積極的に取り組んだとしても、顕著な効果はなかなか上がらないという、厳しい現実がある。水資源はまさに「自然の恵み」であり、その恩恵を身にしみて感じ、それゆえに「恵みをもたらす仕組み」を損なわないようにする意識を、多くの人が常に持ち続けていなければならないのだと、改めて感じた。</p>
平成27年度	<p>【日 程】 平成27年10月21日(水)</p> <p>【場 所】 箱根町宮城野 町立箱根の森小学校</p> <p>【参加者】 11名</p> <p>【テーマとねらい】 地下水(伏流水、湧水を含む)を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組として、箱根町の地下水モニタリング事業(①地下水質及び水位調査、②雨水浸透施設の設置及び効果検証)をモニターする。</p>

	<p>【総合評価】</p> <p>○この施設の効果の定量的な検証は今後の課題であるが、メンテナンスをしながら観測を継続していくべきである。同時に山林が多いので森林の整備にも重点を置いて欲しい。</p> <p>○この施設の観測結果や効果について、県内外の地下水を水源とする地域に情報発信してもらえれば波及効果が期待できる。</p> <p>○地下水保全対策は地下という見えない部分での話であるので「水収支」や「観測結果」など見える形にして地域水源確保や災害対策に貢献できればいい。そのために水源環境保全税が使われるのは有効なことである。</p>
--	---

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

6 前年度の点検結果報告書(第 2 期・平成 26 年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成 25 年度実績版以前から記載されている課題
 実線下線：平成 26 年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第 2 期・平成 26 年度実績版)の総括	平成 27 年度までの取組状況
<p>地下水を主要な水道水源として利用している 7 地域(13 市町)のうち、平成 26 年度までに 6 地域(10 市町)で地下水保全計画に基づき地下水の保全に取り組んでおり、地下水汚染のある地域では水質浄化装置による汚染対策を実施して有害物質の浄化を図っている。</p> <p>このほか、地下水のかん養対策やモニタリングを実施しており、概ね従前からの地下水の水位レベルを維持している。</p> <p>①地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、<u>その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要がある。</u>(24)</p> <p>※ 第 1 期における対象地域は 8 地域であったが、三浦市が地下水取水休止に伴い対象外となり、第 2 期から 7 地域となった。</p>	<p>① 汚染箇所については、汚染対策やモニタリングを継続して実施している。</p>

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

I どのような事業か

【事業の概要】

ダム湖水質の改善をめざして、県内ダム集水域の市町村が実施する公共下水道の整備を支援。

1 ねらい

富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するため、県内ダム集水域の公共下水道整備を促進し、ダム湖水質の改善を目指す。

2 目標

県内ダム集水域の下水道計画区域における下水道普及率を「施策大綱」の計画期間である平成 38 年度までに 100%とすることを目標とする。

県内ダム集水域



3 事業内容

県内ダム集水域の下水道計画区域において、公共下水道の整備の取組を強化する。このため、県は、この取組を行う市町村への支援を行う。

【支援の内容】

公共下水道の整備を促進するために追加的に必要となる経費のうち、国庫補助金を除く公費負担相当額を支援する。

	第2期5年間	20年間(H19~H38)
下水道普及率	86 %	100 %

※ 下水道普及率は、下水道計画区域人口に対する処理区域人口の割合であり、通常使用される下水道普及率（行政人口に対する処理区域人口の割合）とは異なる。

4 事業費

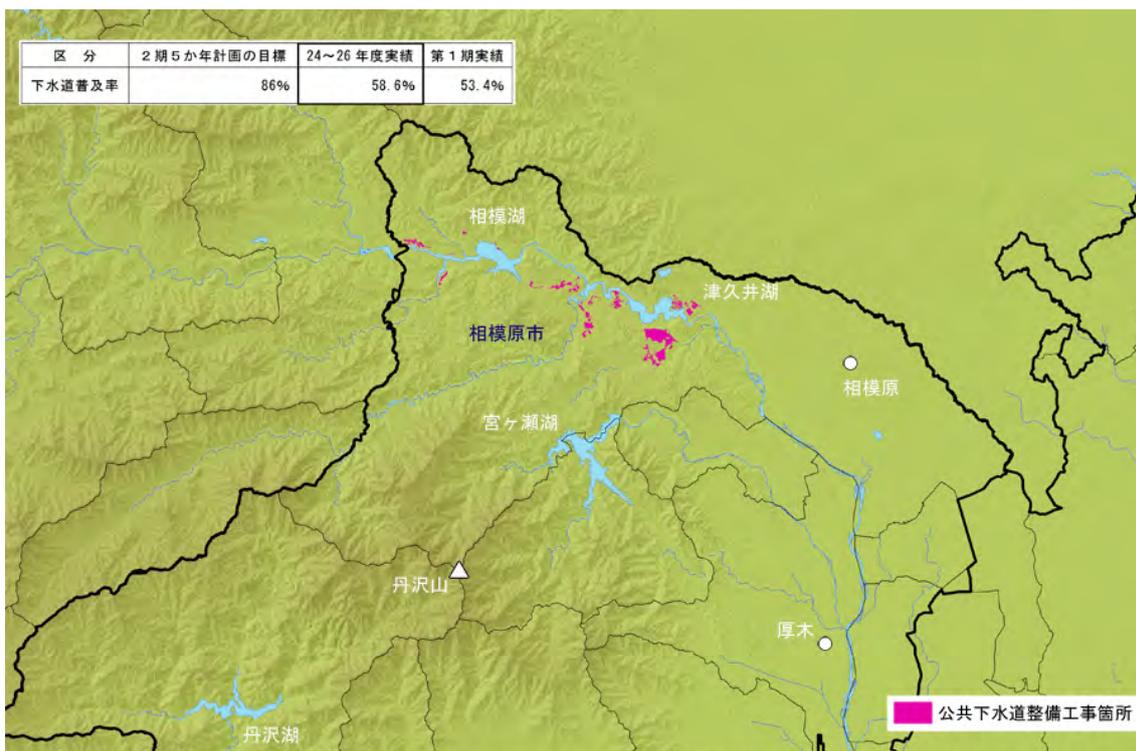
第2期計画の5年間計 47億9,600万円（単年度平均額 9億5,900万円）

うち新規必要額 13億7,100万円（単年度平均額 2億7,400万円）

※ 新規必要額は国庫補助金等の特定財源を除く額

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平27情使、第944号）」

◇ 相模湖、津久井湖の周辺を中心に、相模原市の下水道計画地域において公共下水道の整備工事が進められた。

【事業を実施した現場の状況】

相模原市緑区若柳地区

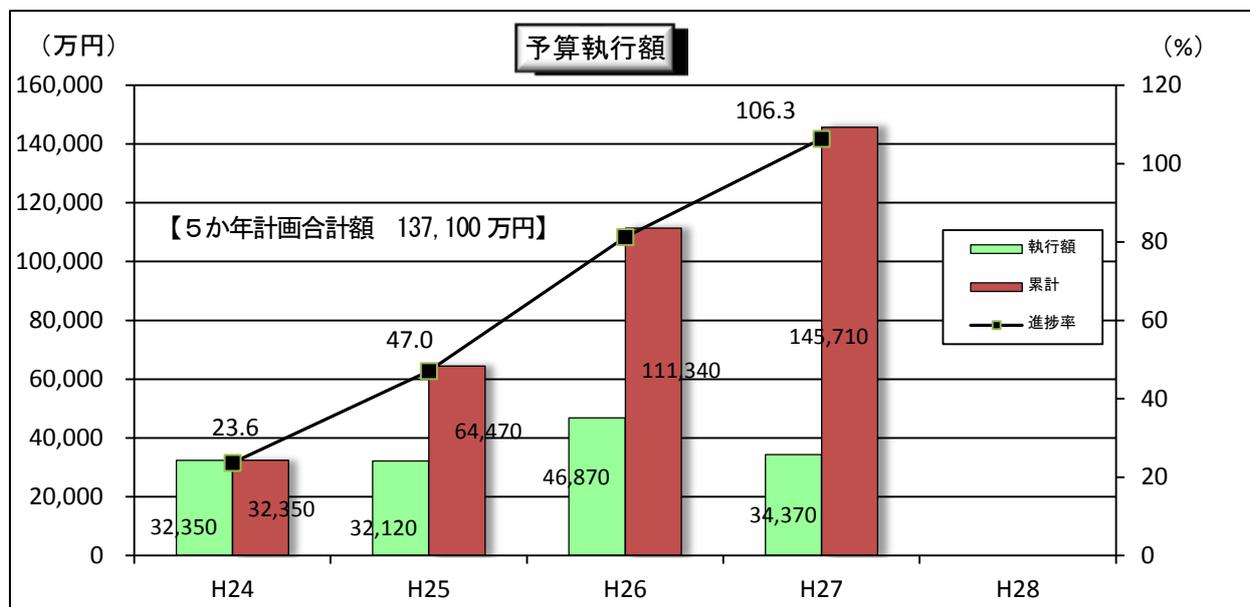


開削工法による下水道管の敷設

相模原市緑区又野地区



推進工法（道路を開削せず、トンネル状に掘削した穴に管を通す工法）による管の敷設



◇平成27年度は、3億4,370万円を執行した。(進捗率106.3%)

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	(参考) 15年度	(参考) 18年度	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度計画
下水道普及率	86%	37%	40.1%	55.1%	55.9%	58.6%	59.5%	61.7%
進捗率(※)	—	—	—	5.2%	7.7%	16.0%	18.7%	25.5%

※ 進捗率の考え方

5か年の目標である下水道普及率86%(平成28年度)を達成するためには、5年間で下水道普及率を32.6ポイント上昇させる必要がある(H28:86%—H23:53.4%=32.6ポイント)。

そこで、平成27年度までの下水道普及率の6.1ポイント上昇(H27:59.5%—H23:53.4%)を5か年の目標である32.6ポイント上昇で除した割合を進捗率として考える。

2 予算執行状況(単位:万円)

区分	5か年計画合計額(年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24~27年度累計(進捗率)	28年度
予算額	137,100 (27,400)	45,630	43,610	42,380	38,690	—	32,020
執行額	—	32,350	32,120	46,870	34,370	145,710 (106.3%)	—

3 具体的な事業実施状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度計画
整備面積	208.7ha	30.0ha	26.3ha	22.9ha	23.3ha	11.0ha

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括(案)

公共下水道整備に関しては、道路境界未確定の問題や整備困難箇所への対応などの課題があり、第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成27年度までの4年間の累計で18.7%の進捗率となっており、今後も引き続き、相模原市と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
公共下水道の整備	18.7%	D

2 事業モニタリング実施状況

<実施概要>

- ◇ モニタリング調査に代えて、計算による負荷軽減量（理論値）を把握。

この事業は、富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するためのものであり、量的には下水道整備面積、下水道普及率を指標とする。モニタリング調査は実施しないが、計算による負荷軽減量（理論値）を把握する。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「②河川のモニタリング調査」により行い、既存の公共用水域の水質調査（ダム湖における BOD・COD・全窒素・全リン等）、アオコの発生状況等も参考とする。

3 事業モニタリング調査結果

<結果の概要>

- ◇ 平成27年度に新たに下水道に接続することとなった人数は383人となった。
この事業により年間で、BOD4.70t、窒素1.0t、リン0.1tを軽減できていると推測される。

【負荷軽減量（理論値）】（計算による負荷軽減量結果）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	計
下水道整備面積	30.0ha	26.3ha	22.9ha	23.3ha	102.5ha
新たに下水道に接続することとなった人数	592人	460人	545人	383人	1,980人
下水道接続以前の排水処理方法(推計)					
・汲み取り	99人	77人	91人	9人	276人
・単独処理浄化槽	360人	280人	332人	256人	1,228人
・合併処理浄化槽	133人	103人	122人	118人	476人
事業実施による年間汚濁負荷軽減量(理論値)					
・BOD	7.8t	6.1t	7.2t	4.7t	25.8t
・窒素	1.5t	1.1t	1.3t	1.0t	4.9t
・リン	0.2t	0.1t	0.2t	0.1t	0.6t

※1人が排出する年間汚濁負荷量：BOD 21.17kg、窒素 4.015kg、リン 0.4745kg
流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（平成20年9月）による。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>））

なお、平成24、26、27年度は事業モニターを実施していない。

平成25年度	<p>【日 程】 平成25年10月17日(木)</p> <p>【場 所】 相模原市緑区又野</p> <p>【参加者】 12名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>ダム湖への生活排水の流入を抑制するため、ダム集水域の公共下水道整備促進を実施しているが、その事業進捗と課題についてモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>相模原市内のダム集水域にある下水道整備区域(1227ha)について、平成38年度までに、計画区域内1227ha、普及率100%を達成する。 平成28年度までに、計画区域内208.7ha、普及率86%を達成する。 新たに拡充する部分で、追加でかかる費用のうち、国庫補助を除く公費負担にあたる金額を支援する。</p> <p>【総合評価コメント】</p> <p>① 上流対策全体 課題に対して人員・予算・手続きが不十分。更なる工夫を。(3名) 県民全体に、もっと上流への配慮と認知が必要。(3名) 住民との対話、意識向上のためのPRや仕掛けを。(3名) 後世に残るものなので、災害や長期見通しなどの説明を。(2名) 少ない職員で努力している上流に感謝を。(2名) 施策の進め方や目標は明確。 住民の疑問に答えるパンフや戸別説明など、努力がうかがえる。 強硬に進められない状況ではあっても、迅速化を期待。 森づくりと同様、長時間にわたり継続的に。 相模原市は、長期的財政と水質向上の方針の説明を。</p> <p>② 下水道整備(道路境界確定作業) デリケートな問題なので、住民目線で。(2名) 地元住民に排水の実態と影響を知ってもらい、意識向上を。 境界の問題には、役所の縦割りの克服も必要。 下水道は、困難な中、地道な努力があるので進展が見込まれる。 行政でなければできない事業である。長期間にわたり継続を。 住民負担の少ない方法を。</p>
--------	--

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成27年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>））

6 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題

実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成26年度までの3年間の累計で16.0%の進捗率となっており、今後も引き続き、<u>①相模原市と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</u>(24)</p>	<p>① 平成24年度に、道路境界が確定していない箇所が多数あることが判明し、進捗に遅れが生じたため、市と協議を重ね、境界確定作業が早急に進むよう支援しており、その結果、境界確定作業が着実に進み、事業量の確保が図られている。</p>

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備推進

I どのような事業か

【事業の概要】

ダム湖水質の改善をめざして、県内ダム集水域の市町村が実施する高度処理型合併処理浄化槽の整備を支援。

1 ねらい

県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進し、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善を目指す。

2 目標

県内ダム集水域において、「施策大綱」の計画期間である平成 38 年度までに高度処理型合併処理浄化槽を概ね完備することを目標とし、第2期の5年間で1,090基を整備する。

3 事業内容

県内ダム集水域において、高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進する。このため、県は、この取組を行う市町村への支援を行う。

【支援の内容】

・市町村設置型（高度処理型）

合併処理浄化槽を設置するため必要となる経費のうち、国庫補助金を除く公費負担相当額、維持管理費、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費を支援する。

・個人設置型（高度処理型）

合併処理浄化槽の整備助成に対し、公費負担相当額の50%（本来は1/3）、個人負担相当額の50%、奨励金、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費の50%を支援する。

	第2期5年間	20年間（H19～38）
整備基数	1,090基	7,670基

※1 平成38年度までの整備基数については、市町村で精査中。

※2 本事業は、「8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」で掲げた下水道計画区域を除く。

4 事業費

第2期計画の5年間計 29億1,800万円（単年度平均額 5億8,400万円）
うち新規必要額 20億7,600万円（単年度平均額 4億1,500万円）

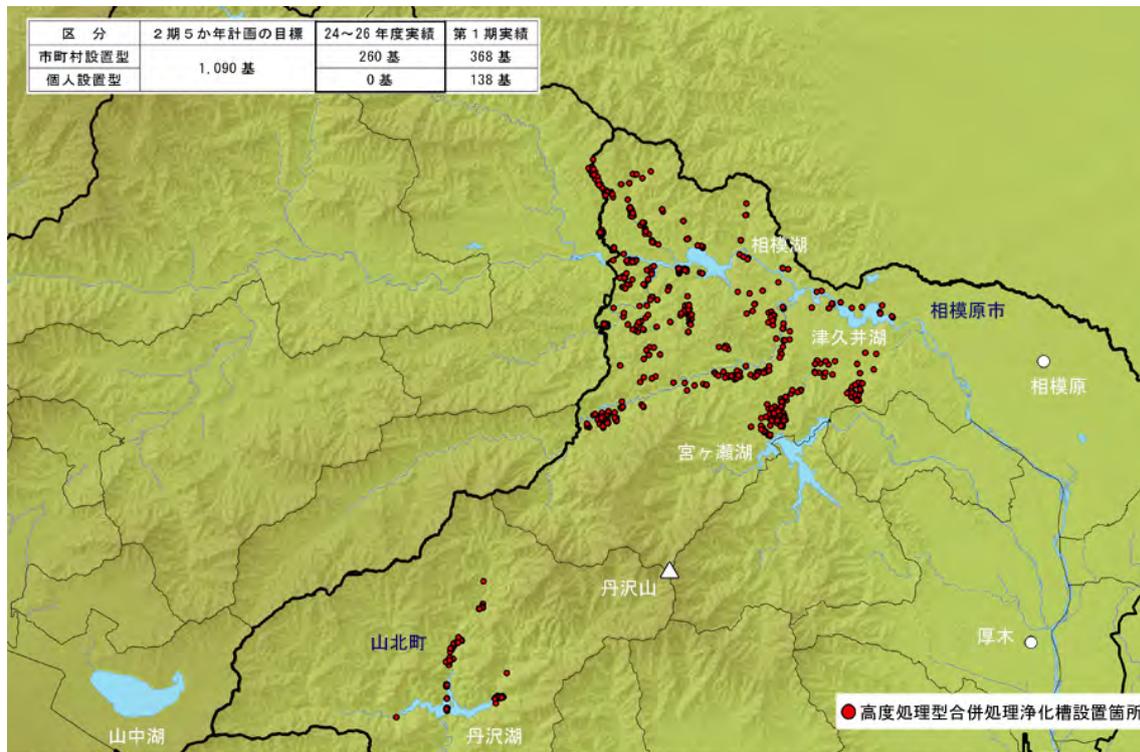
※ 新規必要額は国庫補助金等の特定財源を除く額

県内ダム集水域



II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成19～26年度実績）



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平27情使、第944号）」

◇ 相模原市、山北町の下水道計画区域を除く区域で高度処理型合併処理浄化槽の設置整備が進められた。

【事業を実施した現場の状況】

相模原市緑区青野原

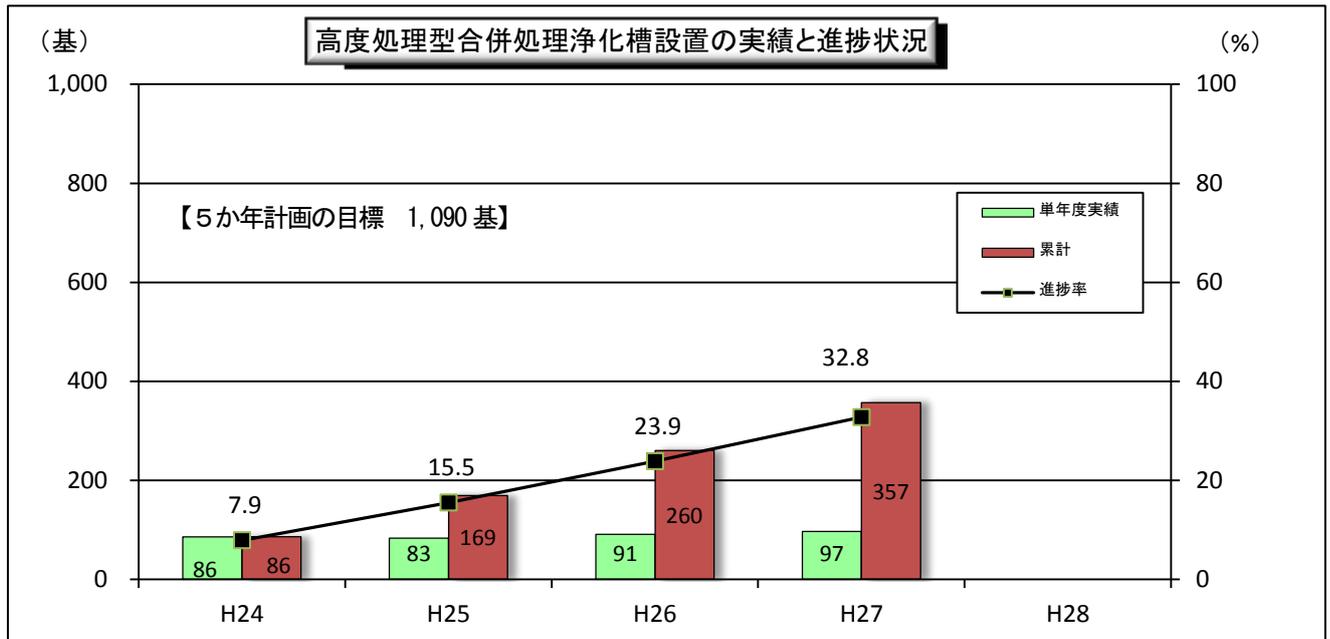


グラウンド管理棟への浄化槽設置(18人槽)

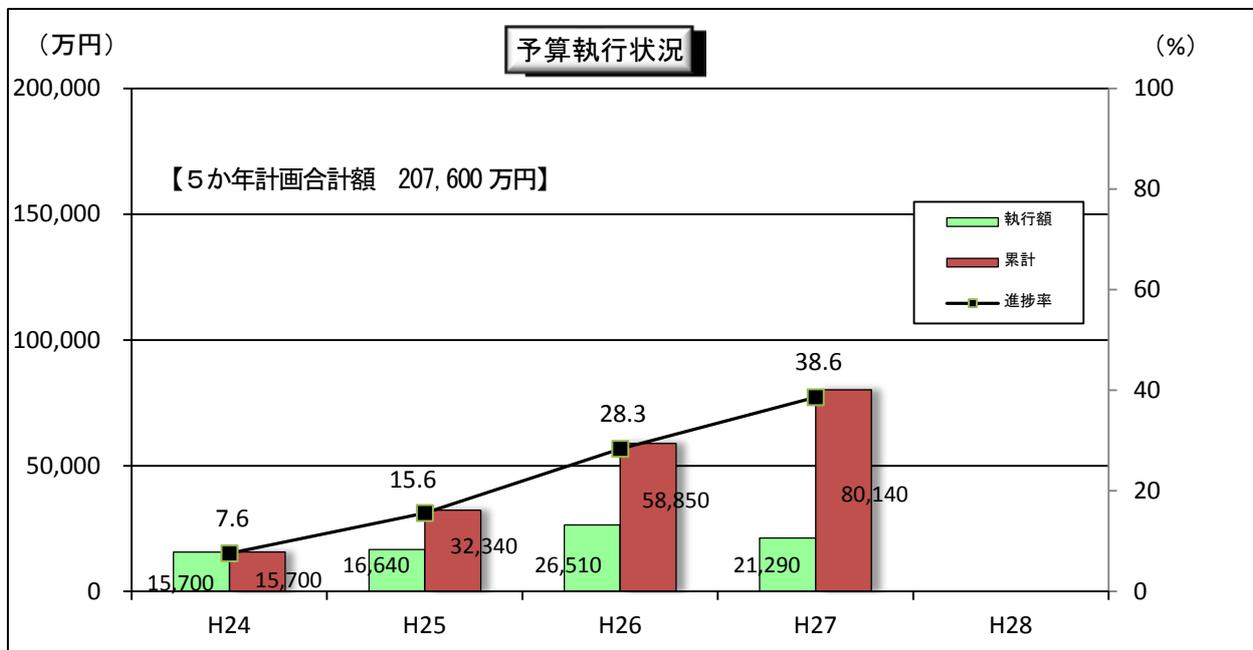
相模原市緑区若柳



一般家庭への浄化槽設置（5人槽ポンプ付）



◇平成 27 年度は、市町村が 97 基の浄化槽を設置した。(進捗率 32.8%)



◇平成 27 年度は、2 億 1,290 万円を執行した。(進捗率 38.6%)

1 5か年計画に対する進捗状況

区分	5か年計画の目標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計 (進捗率)	28年度計画 (進捗率)
市町村設置型	1,090基	86基	83基	91基	97基	357基 (32.8%)	81基

2 予算執行状況 (単位：万円)

区分	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計 (進捗率)	28年度
予算額	207,600 (41,500)	47,580	41,630	42,270	30,910	—	18,140
執行額	—	15,700	16,640	26,510	21,290	80,140 (38.6%)	—

3 具体的な事業実施状況 (実施主体：市町村)

		24年度実績 (延べ人槽)	25年度実績 (延べ人槽)	26年度実績 (延べ人槽)	27年度実績 (延べ人槽)
市町村設置型	相模原市	82基(597人)	79基(487人)	90基(607人)	96基(734人)
	山北町	4基(52人)	4基(24人)	1基(5人)	1基(7人)
	合計	86基(649人)	83基(511人)	91基(612人)	97基(741人)

※ 事業進捗状況について

第2期では、第1期を上回る設置促進が求められるところ、浄化槽を設置する家庭の個別事情など難しい課題も多く整備に時間を要しており、進捗率は32.8%にとどまることとなった。

Ⅲ 事業の成果はあったのか (点検結果)

総括(案)

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成27年度までの4年間の累計で32.8%の進捗率となっている。地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討するなど、今後も引き続き、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。

このほか、地域での普及啓発も重要であり、例えば市民事業や県民フォーラムとの連携など、効果的な普及啓発について検討する必要がある。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
合併処理浄化槽の整備	32.8%	D

2 事業モニタリング調査実施状況

<実施概要>

- ◇ モニタリング調査に代えて、計算による負荷軽減量（理論値）を把握。

この事業は、富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するためのものであり、量的には設置基数を指標とするが、モニタリング調査は実施せず、計算による負荷軽減量（理論値）を把握する。

また、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「②河川のモニタリング調査」により行い、既存の公共用水域の水質調査（ダム湖における BOD・COD・全窒素・全リン等）、アオコの発生状況等も参考とする。

3 事業モニタリング調査結果

<結果の概要>

- ◇ 平成 27 年度に設置された高度処理型浄化槽の総基数は相模原市と山北町を合わせて 97 基であった。この事業実施により年間で、2 市町合わせて、BOD 2.96 t、窒素 0.96t、リン 0.14t を軽減できていると推測される。

計算による負荷軽減量の結果は以下のとおり。

ア 相模原市（相模湖・津久井湖） 負荷軽減量（理論値）

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
合併処理浄化槽（高度処理型）設置基数	82 基	79 基	90 基	96 基	347 基
合併処理浄化槽（高度処理型）設置以前の排水処理方法					
・汲み取り	6 世帯(基)	13 世帯(基)	6 世帯(基)	6 世帯(基)	31 世帯(基)
・単独処理浄化槽	21 世帯(基)	34 世帯(基)	50 世帯(基)	35 世帯(基)	140 世帯(基)
・合併処理浄化槽（通常処理型）	11 世帯(基)	7 世帯(基)	10 世帯(基)	23 世帯(基)	51 世帯(基)
・新設（通常処理型で換算）	44 世帯(基)	25 世帯(基)	24 世帯(基)	32 世帯(基)	125 世帯(基)
上記排水処理方法による年間汚濁負荷量（理論値）					
・BOD	3.16 t	4.55 t	5.40 t	4.09 t	17.20 t
・窒素	1.48 t	1.16 t	1.58 t	1.77 t	5.99 t
・リン	0.18 t	0.14 t	0.19 t	0.20 t	0.71 t
事業実施による年間汚濁負荷軽減量（理論値）					
・BOD	1.98 t	3.63 t	4.16 t	2.93 t	12.70 t
・窒素	0.78 t	0.59 t	0.85 t	0.95 t	3.17 t
・リン	0.12 t	0.10 t	0.14 t	0.14 t	0.50 t

イ 山北町（丹沢湖） 負荷軽減量（理論値）

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
合併処理浄化槽（高度処理型）設置基数	4 基	4 基	1 基	1 基	10 基
合併処理浄化槽（高度処理型）設置以前の排水処理方法					
・汲み取り	0 世帯(基)	1 世帯(基)	0 世帯(基)	0 世帯(基)	1 世帯(基)
・単独処理浄化槽	4 世帯(基)	2 世帯(基)	1 世帯(基)	1 世帯(基)	8 世帯(基)
・合併処理浄化槽（通常処理型）	0 世帯(基)				
・新設（通常処理型で換算）	0 世帯(基)	1 世帯(基)	0 世帯(基)	0 世帯(基)	1 世帯(基)

上記排水処理方法による 年間汚濁負荷量(理論値)					
・BOD	0.27 t	0.25 t	0.03 t	0.03 t	0.58 t
・窒素	0.11 t	0.04 t	0.01 t	0.01 t	0.17 t
・リン	0.01 t	0.01 t	0.00 t	0.00 t	0.02 t
事業実施による年間汚濁負荷軽減量 (理論値)					
・BOD	0.22 t	0.21 t	0.03 t	0.03 t	0.49 t
・窒素	0.06 t	0.02 t	0.00 t	0.01 t	0.09 t
・リン	0.01 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.01 t

※1人が排出する年間汚濁負荷量：BOD 21.17kg、窒素 4.015kg、リン 0.4745kg
流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（平成20年9月）による。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント（抜粋）を記載している。（「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>)）

なお、平成24、27年度は事業モニターを実施していない。

平成25年度	<p>【日 程】 平成25年10月17日(木)</p> <p>【場 所】 相模原市緑区小渋</p> <p>【参加者】 12名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>ダム湖への生活排水の流入を抑制するため、ダム集水域の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進を実施しているが、その事業進捗と課題についてモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>平成38年度までに、ダム集水域内全域で高度処理型浄化槽を普及させる(相模原市内7400基)ため、平成24～28年度の5年間に相模原市で1000基、山北町で90基、計1090基を設置する。</p> <p>市町村設置型／設置費用の国庫補助及び個人負担を除く公費負担相当額、維持管理費、既存撤去費を含む付帯工事費</p> <p>個人設置型／本来3分の1である公費負担額の50%相当、個人負担の50%相当、奨励金、既存撤去費を含む付帯工事費の50%</p> <p>※ うち相模原市 平成19～24年度の設置完了は485基。</p> <p>年間実績は平均80～90基で、同市目標である平成31年度までに7,400基設置する計画達成は困難</p> <p>【総合評価コメント】</p> <p>① 上流対策全体</p> <p>課題に対して人員・予算・手続きが不十分。更なる工夫を。(3名)</p> <p>県民全体に、もっと上流への配慮と認知が必要。(3名)</p> <p>住民との対話、意識向上のためのPRや仕掛けを。(3名)</p> <p>後世に残るものなので、災害や長期見通しなどの説明を。(2名)</p> <p>少ない職員で努力している上流に感謝を。(2名)</p> <p>施策の進め方や目標は明確。</p> <p>住民の疑問に答えるパンフや戸別説明など、努力がうかがえる。</p> <p>強硬に進められない状況ではあっても、迅速化を期待。</p> <p>森づくりと同様、長時間にわたり継続的に。</p>
--------	---

	<p>相模原市は、長期的財政と水質向上の方針の説明を。</p> <p>② 合併処理浄化槽 市町村設置型で長期に発生する高額維持費用問題の検討を。(3名) 当事者との接点を大切に、地道な努力がうかがえる。(2名) 現状に不自由していない住民の理解は課題。働きかけを。(2名) 現実的な展開である。 更に設置の増進を。 より小型で安価な浄化槽の研究開発を。 個人負担が軽減できるような対策を。 行政でなければできない事業である。長期間にわたり継続を。</p>
平成26年度	<p>【日程】 平成26年12月15日(月) 【場所】 松田町寄 【参加者】 13名 【テーマとねらい】 窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進し、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善を目指す事業について、山北町玄倉及び中川の現場をモニターする。</p> <p>【事業の概要】 ダム集水域内全域で高度処理型浄化槽を普及させる(山北町内270基)ため、平成24～28年度の5年間に相模原市で1000基、山北町で90基、計1090基を設置する。 (市町村設置型(高度処理型)) 合併処理浄化槽を設置するために必要となる経費のうち、国庫補助金を除く公費負担相当額、維持管理費、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費を支援する。 (個人設置型(高度処理型)) 合併処理浄化槽の整備助成に対し、公費負担相当額の50%(本来は1/3)、個人負担相当額の50%、奨励金、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費の50%を支援する。</p> <p>【総合評価コメント】 ＜町のダム湖対策として評価＞ ①健全な生態系創出の中で効率的な水質改善に特化しており、市町村レベルとしては問題ない。(1名) ②山北町としてはもう充分に対応してもらってきた。山北町の責任感と負担への関心が低かったことを反省し、感謝する。(1名) ③第1期で生活排水処理率が飛躍的に向上し、第2期では公衆トイレなど利用者の多い所の高度処理型への転換が進んでいる。大きな努力が理解でき、水質からも十分効果が出ていると判断できる。今後は設置した浄化槽の確実な維持管理を。未整備の箇所は利用度や費用対効果を勘案する方向へ転換を。(1名) ○規模の小さな自治体には負担がかかる大きな事業。(1名) ○一般家庭の整備が進み、残すところは高齢世帯や別荘であるが、別荘は滞在日数に考慮して徐々に進めることが必要。(1名) ＜丹沢湖は水質基準を満たしていることへの意見＞ ○すでに合併処理浄化槽の設置は進んでおり、水質の状況からも高度処理型の設置は不要。(1名) ※個別意見にも同様意見あり。 ○丹沢湖は水質基準を満たしているので、高度処理型をどこまで普及するか、優先順位の高いところから確実な実施を。(1名) ○人口を考慮して高度処理型は事業者や新規に限定してよい。(1名) ○高度処理型に限定せず、汲み取りや単独浄化槽から通常型合併処理浄化槽への転換でもよしとする方向へ進める方がよい。(2名) ○人口、高齢世帯、地形などを考慮し、設置が難しいところでは、環境を考えた排水を心掛けて頂くだけでもよいと思う。(1名) ○地価が安いことを生かし、維持管理費に優れ自然の営力を活かした緩速濾過などの手法を検討しては。(1名)</p>

	<p><ダム湖全体への意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○更なるダム湖の水質改善に事業所に市町村設置型を促進。(1名) ○水質改善には水源税で思い切った優遇制度を。(1名) ○リンを邪魔者扱いするだけでなく、活用できる技術革新を。(1名) ○何年も新しい技術が提示できていないので、集中浄化槽なども含め、県民が喜んで推進したくなるもっと幅広い選択肢が必要。(1名) <p><今後のあり方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○視点を見直す必要がある。(7名) ①水質対策としては適切な方法であるが、県西部では殆ど水質に問題がない。相模川上流の下水対策の方が格段に重要である。(3名) ②人口の少ない山間部の市町村設置型の維持管理費は考えもの。将来とも出費のかさむ事業の意味合いは何か。(2名) ③県全体でどこの水域・森林の何が問題かの議論が不足。市町村からそれに沿った要望は上がって来ていないために、生態系という視点以外の評価という点で問題が残る。(1名) ④次期は、9県内ダム集水域における合併処理浄化槽整備と6河川・水路における自然浄化対策に含まれる浄化槽整備を合わせ、取水堰上流としての事業の検討を。(1名) ⑤高度処理型による生物への悪影響、水環境、生態系に関して未解明の部分が多い。水質のモニタリングや今後の方針検討には、専門家からの最新の情報が必要。(1名) ○効率的な水質改善に絞った場合、県として総合的な観点に立った水質対策ビジョンのようなものを定める必要がある。(1名) ○町民・事業者の負担軽減と、長期的な利用者負担の可能性は、県・町・町民が協働し、利用者に理解を求めることも含め広く議論を。(5名) ○キャンプ場にも規制を。(1名) ○既に合併処理浄化槽を備えた事業者に高度処理型への転換を求めることは、事業にとって過剰投資であり、経営者を委縮させ地域経済を冷やす。地域の発展を応援し、経済の循環を切らないように。(1名) ○山北町から撤退する事業のことを聞くと町の今後は気がかり。(1名) <p><モニターのあり方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後もモニターに有識者が参加するのがよい。(3名) ○素人が知識のないまま事業を判断するのは難しく、今後も専門家から最新の情報を示していただくことが必要。(1名) 重複あり
--	--

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成27年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

6 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題
実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成26年度までの3年間の累計で23.9%の進捗率となっている。地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討するなど、今後も引き続き、<u>市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。(24)</u></p> <p>このほか、<u>②地域での普及啓発も重要であり、例えば市民事業や県民フォーラムとの連携など、効果的な普及啓発について検討する必要がある。(24)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町ごとの状況を把握するとともに設置促進策を話し合い、それぞれの市町に対して、必要な支援を行っている。 ② 相模湖・津久井湖の水源環境をテーマとした県民フォーラムを相模湖交流センターで開催するなどの実績があり、引き続き県民フォーラム等による水源地域での普及啓発に取り組む。

10 相模川水系上流域対策の推進

I どのような事業か

【事業の概要】

相模川水系の県外上流域において、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策（森林整備や生活排水対策）を実施。

【第2期5か年の新たな取組】

相模川水系の集水域のほとんどが山梨県内にあり、第1期において実施した山梨県内の現況調査の結果、森林の6割が荒廃し、アオコの原因であるリンのほとんどが山梨県内から流入している実態が判明したことから、県外対策の必要性が明確となった。この調査結果に基づき、両県で対策を検討したところ、山梨県内の森林整備と生活排水対策について、従来の取組を加速させる必要があり、加速する取組を両県が共同で実施する。

1 ねらい

相模川水系の県外上流域における水源環境保全・再生の取組の推進を図る。

2 目標

相模川水系の県外上流域において、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施する。

3 事業内容

相模川水系の県外上流域対策について、第1期計画において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して効果的な保全対策を実施する。

① 森林整備

荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として実施する。費用負担については、事業費（国庫支出金を除く）の1/2ずつ負担する。

② 生活排水対策

桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として実施する。費用負担については、次のとおり。

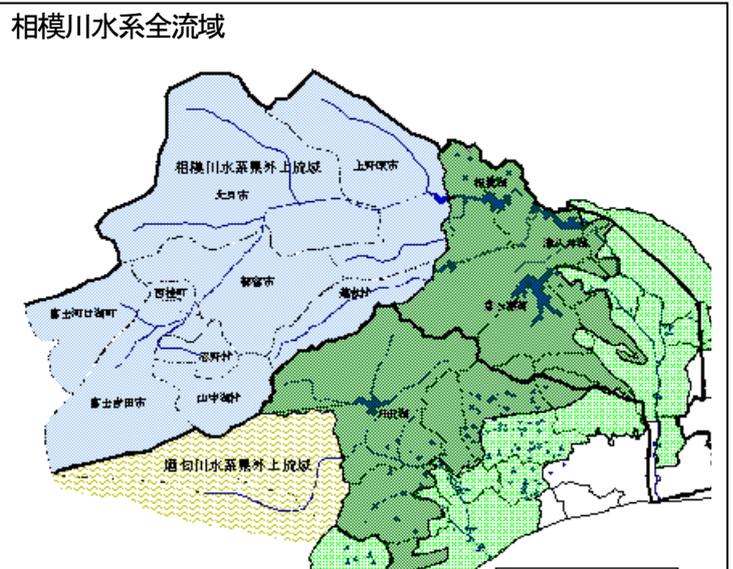
【神奈川県】 凝集剤添加設備の設計、建設、修繕及び維持管理（薬品代、汚泥処分費）に係る費用

【山梨県】 維持管理（人件費、電気料）に係る費用

4 事業費

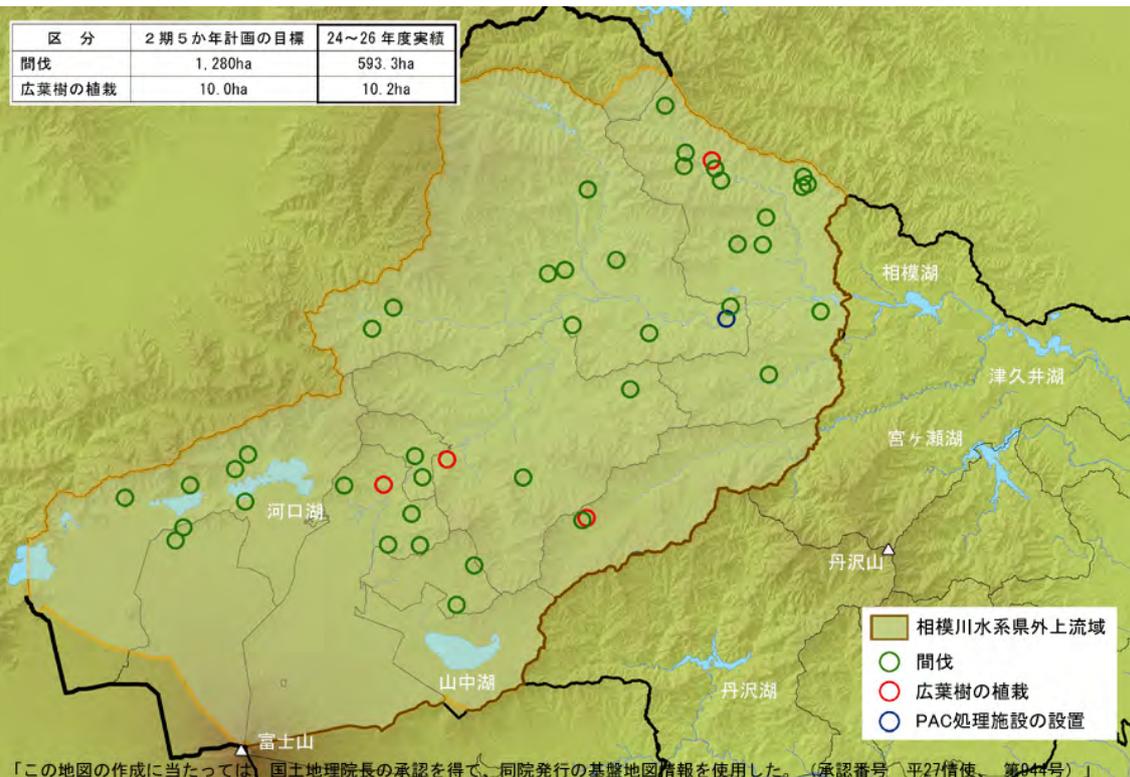
第2期計画の5年間計 3億6,500万円（単年度平均額 7,300万円）
うち新規必要額 3億6,500万円（単年度平均額 7,300万円）

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業



II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

【事業実施箇所図】（平成24～26年度実績）



◇ 対象区域の森林において、間伐、広葉樹の植栽等を実施した。

【事業を実施した現場の状況】

荒廃森林再生事業（山梨県南都留郡道志村善之木字白井平）



<整備前>

植栽後の施業が適切に行われなかったため、立木が混み合い、林内がうっそうとして昼間でも薄暗い状態だった。



<整備後>

間伐を実施することで、林内の光環境が改善し、下層植生の発生が期待される。

荒廃森林再生事業（山梨県大月市笹子町黒野田字南狩屋野）



<整備前>

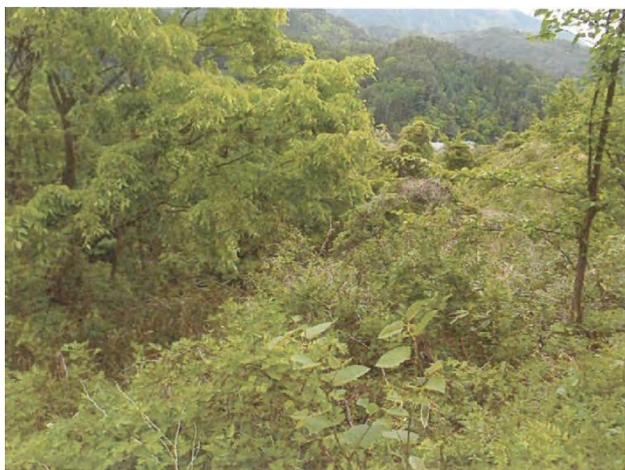
植栽後の施業が適切に行われなかったため、立木が混み合い、薄暗く、下草が見られない状態だった。



<整備後>

間伐により、混み合っていた林内に空間ができ、明るくなり、下層植生の発生が期待される。

広葉樹の森づくり推進事業（山梨県富士吉田市上暮地）



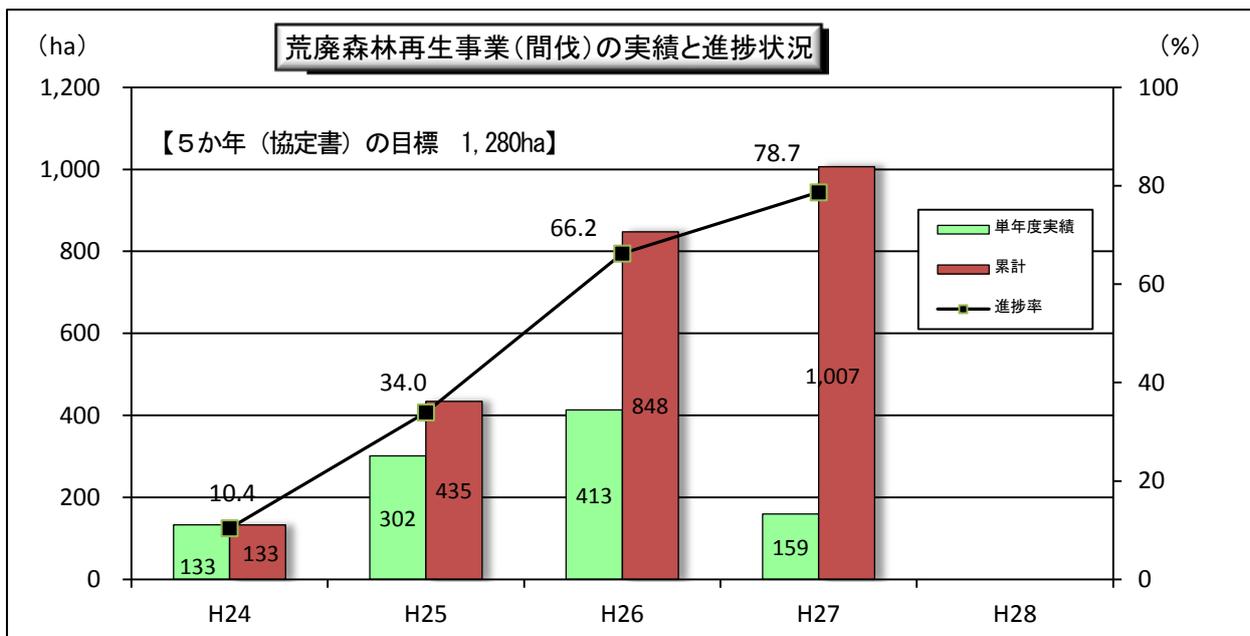
<整備前>

所有者の手入れが行き届かず、つる類の繁茂等により荒廃した状態だった。

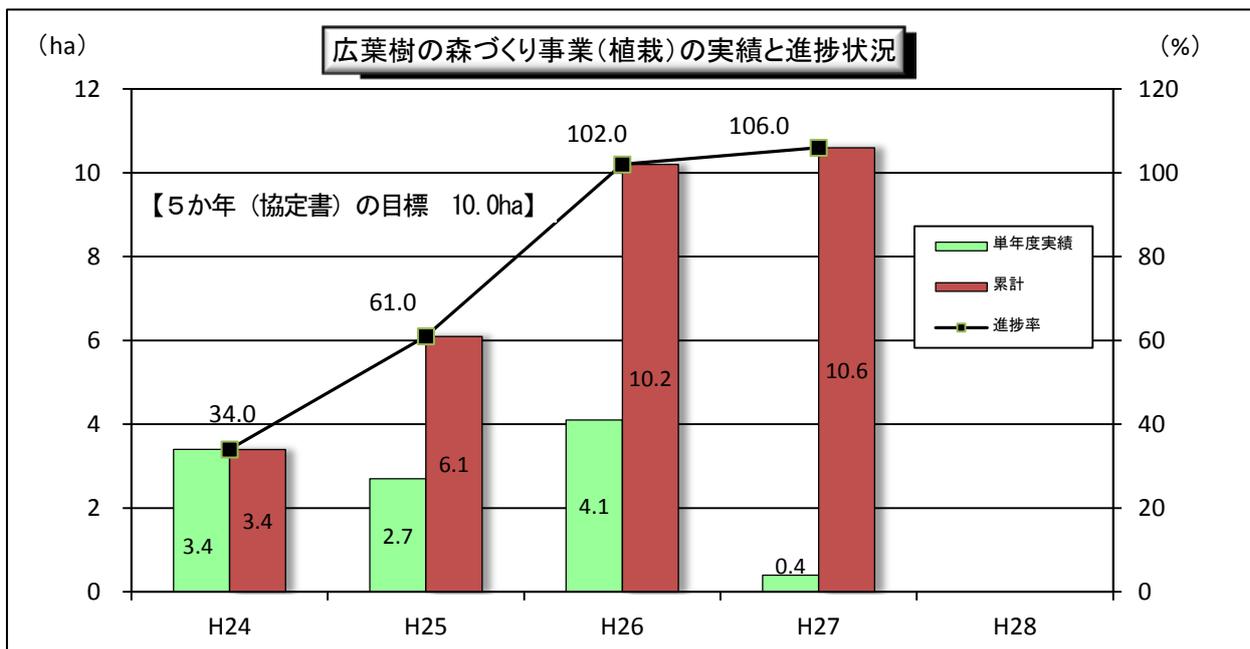


<整備後>

広葉樹の植栽及び苗木の食害防止ネットを設置し、水源かん養機能の増進を図った。



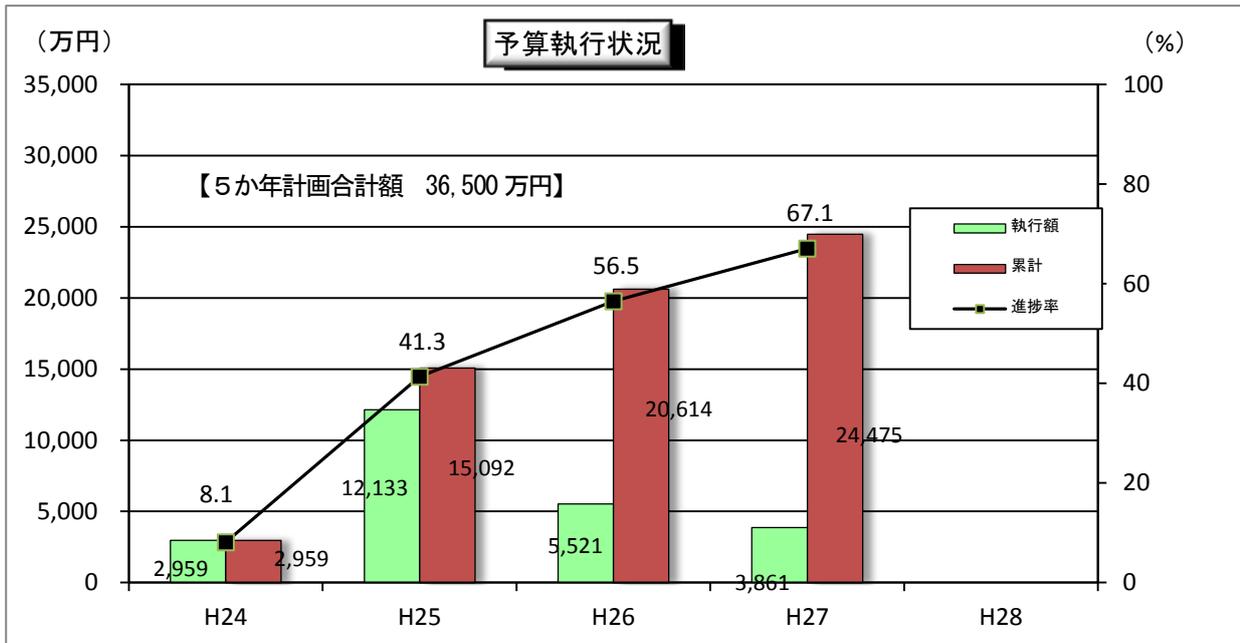
◇平成27年度は、山梨県が159haの間伐を実施した。(進捗率78.7%)



◇平成27年度は、山梨県が0.4haの広葉樹の植栽を実施した。(進捗率106.0%)

【参考】1ha(ワカル) = 10,000㎡

例えば、横浜スタジアムのグラウンド面積は13,000㎡ = 1.3haです。



◇平成27年度は、3,861万円を執行した。(進捗率67.1%)

1 5か年計画に対する進捗状況

	5か年の目標 (協定書による)	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	24~27年度 累計 (進捗率)	28年度 計画
間伐	1,280ha	133.1ha	301.5ha	413.2ha	159.2ha	1007.0ha (78.7%)	82.0ha
広葉樹の 植栽	10ha	3.4ha	2.7ha	4.1ha	0.4ha	10.6ha (106.0%)	0.0ha

2 予算執行状況 (単位: 万円)

	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24~27年度 累計 (進捗率)	28年度
予算額	36,500 (7,300)	3,212	13,633	6,496	6,177	—	4,030
執行額	—	2,959	12,133	5,521	3,861	24,475 (67.1%)	—

3 具体的な事業実施状況 (実施主体: 神奈川県、山梨県)

① 森林整備

対象区域の森林において行う間伐、広葉樹の植栽、これらと一体として行う獣害防除、間伐に必要な森林作業道の開設等を実施する。

【荒廃森林再生事業】

	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績
間伐	133.1ha	301.5ha	413.2ha	159.2ha

【広葉樹の森づくり事業】

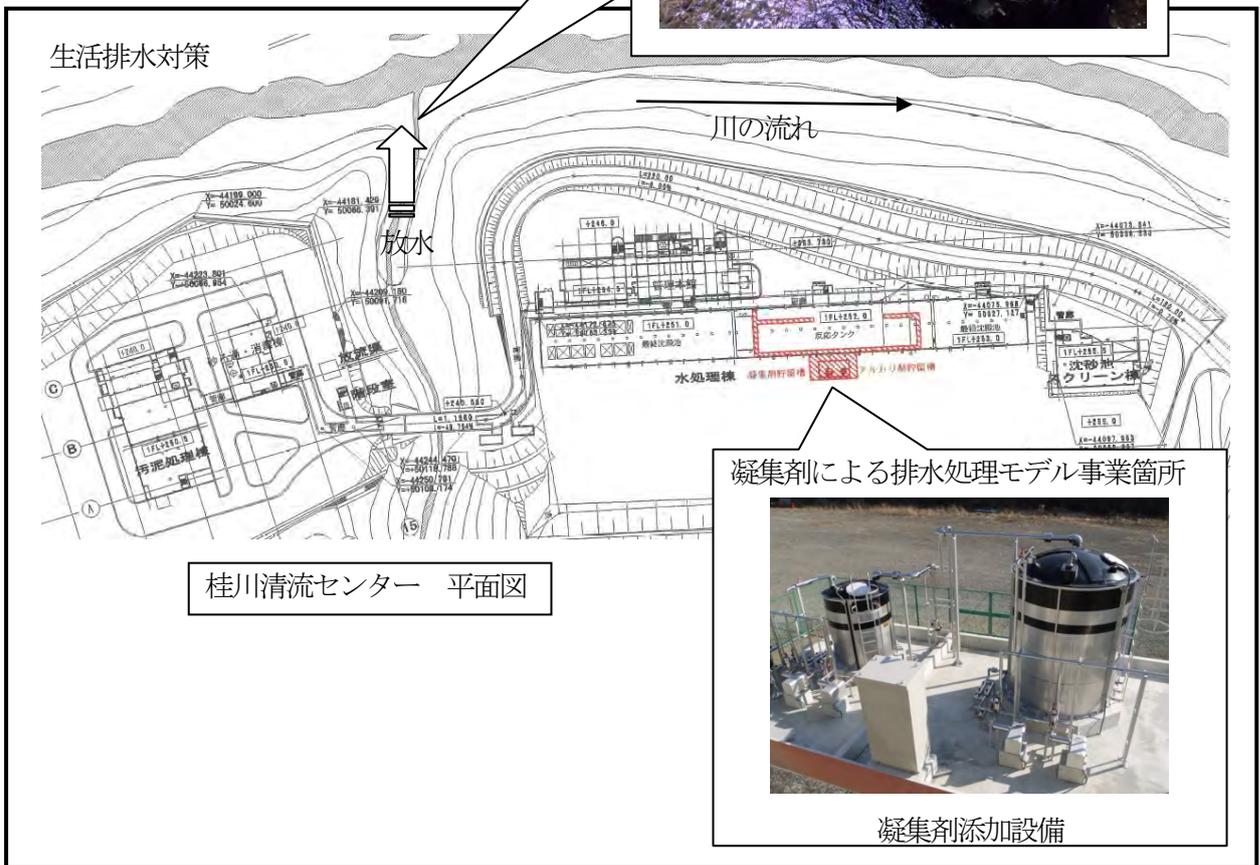
	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績
広葉樹の植栽	3.4ha	2.7ha	4.1ha	0.4ha

② 生活排水対策

相模湖の富栄養化防止のため、山梨県と共同して桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理事業（PAC処理）を実施する。

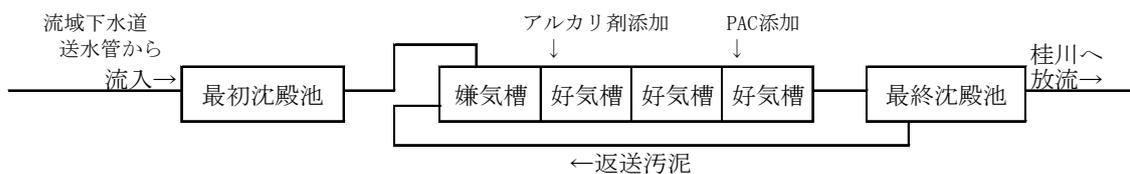
【対象施設の概要】

- 施設名称 : 桂川清流センター
- 所在地 : 山梨県大月市梁川町塩瀬800
- 処理方法 : 標準活性汚泥法
- 処理能力 : 15,000 m³/日 (日最大)
- 処理水量 : 平均6,500 m³/日
- 下水排除方式 : 分流
- 放流水の目標全リン濃度 : 0.6 mg/ℓ



<リン削減効果のある凝集剤による排水処理事業（PAC処理）模式図>

PAC処理：ポリ塩化アルミニウム処理。流入下水中のリンをリン酸アルミニウムに変化させて、汚泥として処分する。



【事業内容】

年度	内容
24年度	凝集剤添加設備の詳細設計
25年度	凝集剤添加設備の設置工事・試運転
26年度	排水処理事業 開始
27年度	排水処理事業

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

第2期5か年計画の5年間の目標事業量（協定書による）に対し、平成27年度までの4年間の累計で、荒廃森林再生事業では78.7%、広葉樹の森づくり事業では106.1%の進捗率となっている。

また、生活排水対策については、平成26年度から桂川清流センター（山梨県大月市の下水処理場）に設置したリン削減効果のある凝集剤添加設備を稼働しているが、放流水中のリン濃度目標を安定的に達成するよう運転方法の工夫を重ねるとともに、今後ともモニタリングを継続する必要がある。

今後は、こうした県外上流域対策を継続し、長期的に取組の効果を見定めていく必要がある。

また、事業を進めていく上で、上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有し、長期的に協働関係を強化することが大切である。

1 事業進捗状況から見た評価

< 評価の基準：区分(2) > ※0-4ページ参照

	進捗率	ランク
①間伐	78.7%	B
②広葉樹の植栽	106.1%	A

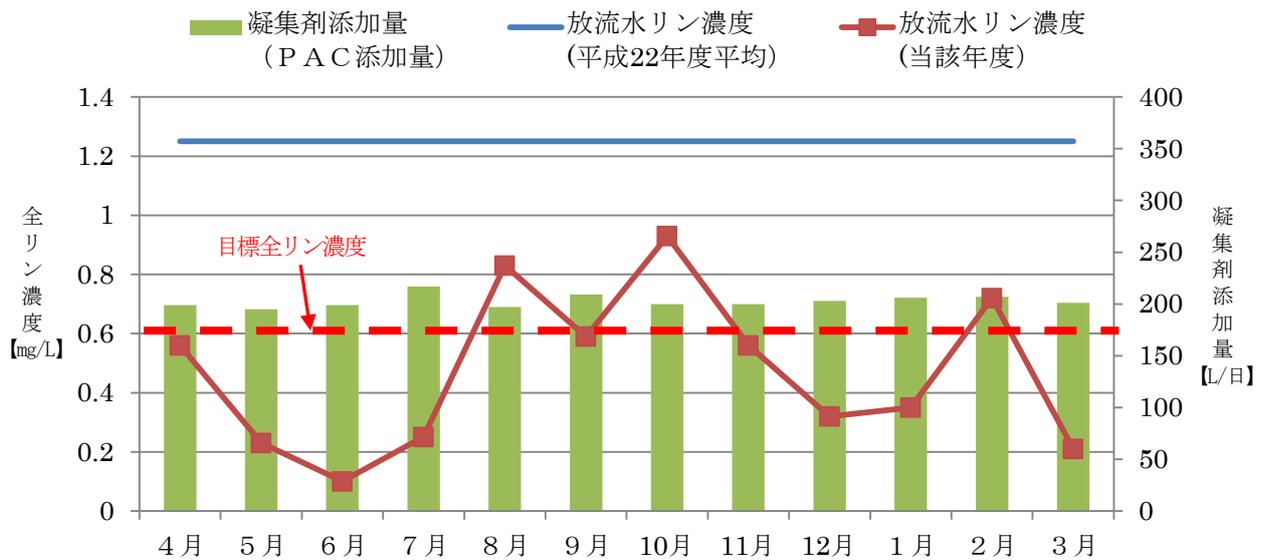
2 事業モニタリング調査実施状況

森林整備のモニタリング調査については、山梨県で実施している森林環境保全基金事業の効果検証モニタリングで実施。なお、生活排水対策のモニタリング調査については、放流水の全リン濃度等を把握。

3 事業モニタリング調査結果

森林整備のモニタリング調査については、山梨県で実施している森林環境保全基金事業の効果検証モニタリングで実施。なお、生活排水対策のモニタリング調査について、平成27年度は次のとおり評価を実施。

ア 調査結果



放流水の全リン濃度の年間平均値は0.47mg/Lと目標値を達成しており、所期の成果が得られている。

※ 安定した運転のためPAC添加量を調整中。

イ 凝集剤による全リンの負荷軽減量 (理論値)

区分	平成26年度	平成27年度
凝集剤による全リンの負荷軽減量【t/年】	2.1	1.9

平成27年度で1.9t削減できており、これは4,018人が1年間に排出する汚濁負荷量に相当する。

※ 凝集剤による全リンの負荷軽減量 = { 平成22年度放流水濃度 (1.25mg/L) - 当該年度放流水濃度 } × 平均放流量

※ 1人が排出する全リンの年間汚濁負荷量は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (平成20年9月)」によると、0.4745kgである。

4 県民会議 事業モニター結果

事業モニターの実施概要を記載するとともに、実施結果として事業モニターチームがまとめた「事業モニター報告書」の総合評価コメント (抜粋) を記載している。(「事業モニター報告書」の全体については県水源環境保全課ホームページに掲載(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p817987.html>))

なお、平成24、27年度は事業モニターを実施していない。

平成25年度	<p>【日程】 平成26年1月20日(月)</p> <p>【場所】 山梨県桂川清流センター (山梨県大月市梁川町)</p> <p>【参加者】 11名</p> <p>【テーマとねらい】 第2期から開始した神奈川県と山梨県の共同事業について、森林整備及び生活排水対策の取組をモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p><森林整備> 桂川流域の荒廃した民有林の間伐を促進し、森林機能の再生を図る。 伐採後に植栽がなされていない山へ植樹し、公益的機能の増進を図る。</p> <p><生活排水対策> 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を行い、放流水の全リン濃度を0.6mg/lまで削減する。</p>
--------	---

	<p>【総合評価コメント】</p> <p><森林整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を情報公開し、神奈川県の見解をまとめたうえで、山梨県に提案するしくみが必要である。 ・事業モニターを継続的に行い、神奈川県が納得できる対策が実施できているか確認する必要がある。(2名) ・人材育成・技術向上の交流が必要である。 <p><生活排水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAC 処理は有効であるが、アオコ発生の対策として下水道整備など他にも行うことがあるのではないかと。(4名) ・住民の意識調査を実施して、神奈川県がどこに支援していけばよいのか再構築する必要がある。 ・川を自然に復元するなどの手法で水質を改善する対策も必要ではないかと。 <p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と山梨県との共同事業は評価できる。(4名) ・効果を検証し、必要があれば事業を修正する必要がある。 ・上下流域の住民双方が交流する機会をつくる必要がある。(2名) ・両県民に対して共同事業を行っていることを周知する必要がある。
平成26年度	<p>【日 程】 平成26年11月18日(火)</p> <p>【場 所】 山梨県上野原市桐原、山梨県桂川清流センター(山梨県大月市梁川町塩瀬800)</p> <p>【参加者】 10名</p> <p>【テーマとねらい】</p> <p>第2期から開始した神奈川県と山梨県の共同事業について、山梨県が実施する森林整備の取組をモニターする。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>第2期から開始した神奈川県と山梨県の共同事業により、桂川流域の効果的な保全対策を実施する。</p> <p><森林整備></p> <p>桂川流域の荒廃した民有林の間伐を促し、森林機能の再生を図る。伐採後に植栽がなされていない山へ植林し、公益的機能の増進を図る。</p> <p>【総合評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県の森林施策は、人工林の荒廃森林再生事業が第一義となっていること、神奈川県の水源地環境を守るうえでも、山梨県側の協力が欠かせないこと、などを両県民により啓発・高揚していくことが大事。 ○ 共同事業については両県の信頼関係を大切にし、それぞれの良い点を取り入れる関係に発展する好機とも言え、今後とも取組を加速させて成果を出していく必要があると同時にモニタリング調査も重要。 ○ 森林整備に関し、作業道の作り方や水の逃がし方、間伐された木の置き方など、神奈川県との違いが見られたが、下層植生の回復が見られ、水源地環境保全・再生の効果も現れ始めている。 ○ 森林作業道に関して山梨県では作設指針を定めていて、幅2.5m規格のしっかりした作業道を開設しており、今後の搬出の循環に期待が持てた。

5 県民フォーラムにおける県民意見

平成27年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源地環境保全課ホームページに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

6 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成25年度実績版以前から記載されている課題

実線下線：平成26年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>第2期5か年計画の5年間の目標事業量(協定書による)に対し、平成26年度までの3年間の累計で、<u>荒廃森林再生事業では46.4%の進捗率である。これは、荒廃森林の位置の確認や所有者を特定する作業に想定以上の時間を要した上に、平成26年2月の大雪により作業が遅れたことが影響している。広葉樹の森づくり事業では102.0%の進捗率となっている。</u></p> <p>また、生活排水対策については、<u>①平成26年度から桂川清流センター(山梨県大月市の下水処理場)に設置したリン削減効果のある凝集剤添加設備を稼働しており、今後着実な排水処理が期待される。</u></p> <p><u>今後は、こうした県外上流域対策を継続し、長期的に取組の効果を見定めていく必要がある。</u></p> <p>また、事業を進めていく上で、<u>②上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有し、長期的に協働関係を強化することが大切である。(24)</u></p>	<p>① 凝集剤添加設備の稼働以降、放流水の全リン濃度の年間平均は、目標の0.6 mg/l以下となっている。</p> <p>② 山梨県内において、流域関係団体との共同による県外上流域の住民を対象とした普及啓発活動や、山梨県と連携したイベントなどを実施した。</p>

11 水環境モニタリングの実施

I どのような事業か

【事業の概要】

森林、河川のモニタリング等を行い、事業の実施効果を測定するとともに、県民への情報提供を実施。

【第2期5か年の新たな取組】

酒匂川水系については、現在、水質に問題はないものの、県内上水道の水源の約3割超を占めていることから、静岡県の協力を得て、県外上流域（静岡県）における森林や生活排水施設の現状を把握する。

1 ねらい

「順応的管理」の考え方にに基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図るとともに、施策の効果を県民に分かりやすく示す。

2 目標

水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データの収集等を行う。

3 事業内容

① 森林のモニタリング調査

	第2期5年間
対照流域法 ^(注1) 等による森林の水源かん養機能調査	水源の森林エリア内で調査に必要な量水施設や気象観測装置を設置した4地域において、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。
人工林の現況調査	県内水源保全地域内の民有林のスギ、ヒノキ人工林（約30,000ha）について、5年ごとに整備状況等を調査する。
森林生態系効果把握調査	水源の森林づくり事業の整備による森林生態系の健全性や生物多様性に及ぼす効果を評価するために、整備前後における植物や土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の生息状況を調査する。

② 河川のモニタリング調査

	第2期5年間
河川の流域における動植物等調査	相模川、酒匂川水系において、底生動物、鳥類、植物等を調査する。
県民参加型調査	県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。
アユを指標とした生態系調査	アユの生息環境である河床の構成、付着藻類及び遡上量などを調査する。

③ 情報提供

	第2期5年間
県民への情報提供	ホームページによる情報提供等

④ 酒匂川水系上流域の現状把握

酒匂川水系県外上流域について、水量・水質^(注2)に影響を与える森林や生活排水施設の現状を把握する。

※ 地下水のモニタリングについては、「地下水保全対策の推進」の中で実施する。

(注1) … 地形、植生、気象条件等が類似した二つの流域で、一方に水源環境保全施策を講じながら、流域毎の流出量を測定・蓄積し、それぞれのデータの経年変化を比較・解析する調査方法。

(注2) … 河川の水の汚濁状況を示す「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、一般的指標となるBODで評価。

4 事業費

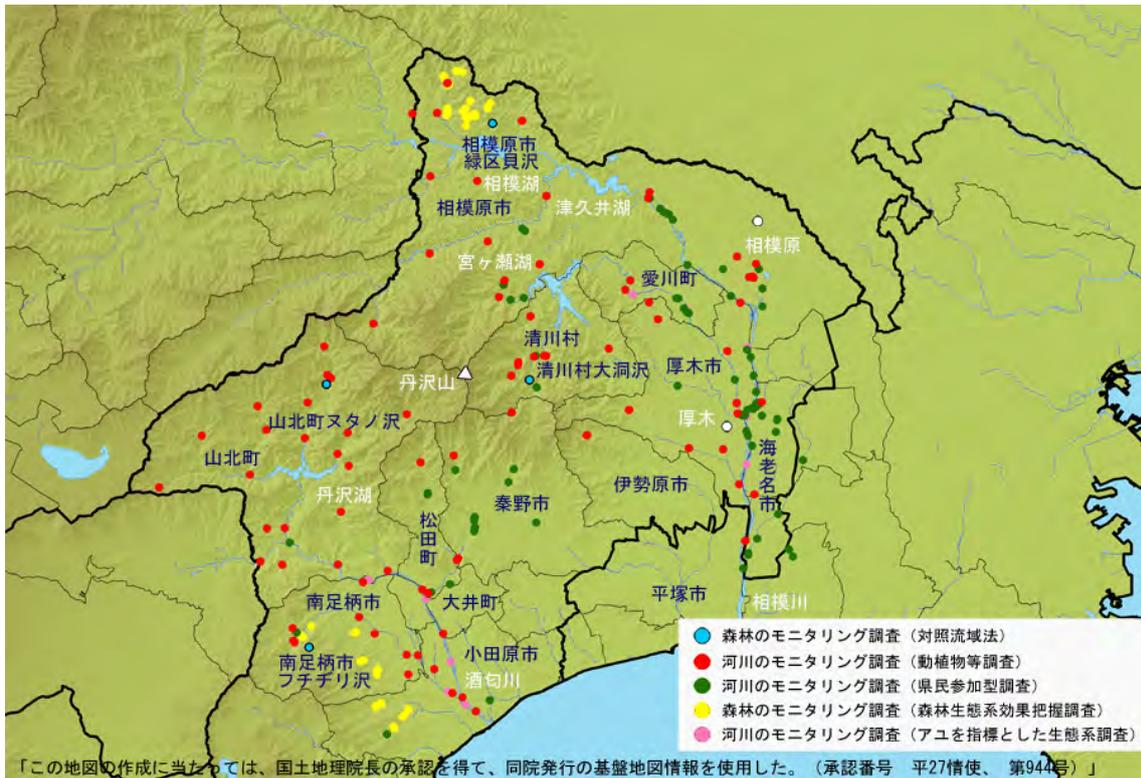
第2期計画の5年間計 8億5,700万円(単年度平均額 1億7,100万円)

うち新規必要額 8億5,700万円(単年度平均額 1億7,100万円)

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度(5か年計画4年目)の実績はどうだったのか

【事業(調査)実施箇所図】(平成19~26年度)



(森林) 県内4か所の試験流域においてモニタリング・検証を継続した。小仏山地、箱根外輪山、丹沢山地において、森林の整備が森林の生物多様性に及ぼす影響を調べた。

また、スギ、ヒノキ等人工林について、手入れの進み具合を調査し、推移を概括的に把握するために現地調査等を実施した。

(河川) 県内90地点において河川のモニタリング調査を実施した。(県民参加型調査は延べ192地点)

【 事業を実施した現場の状況 】



対照流域モニタリング（フチデリ沢試験流域）の水文観測地点の流量実測（南足柄市荻野）



人工林現況調査の状況



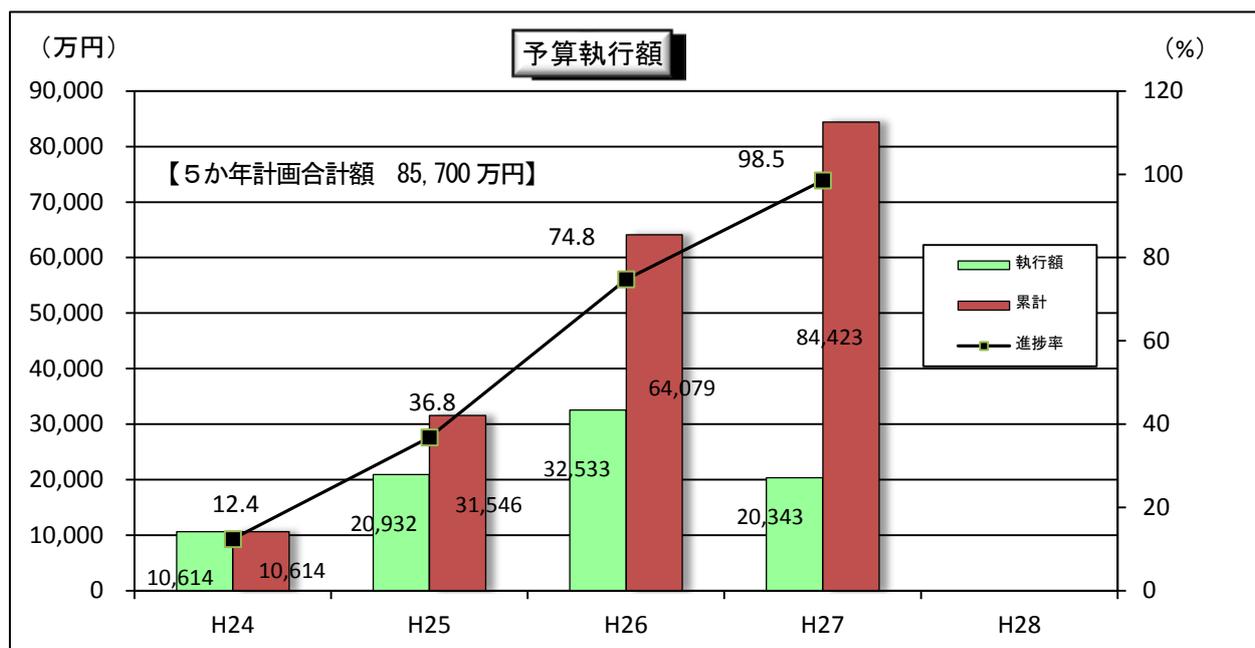
森林生態系効果把握調査の状況（小田原市久野）
箱根外輪山の整備後5年が経過したヒノキ林



河川の流域における動植物等調査の様子（玄倉川
ユーシンロッジ前）
方形枠による底生動物定量調査



県民参加型調査の現地講習会の様子（寄「やどりき」）
動植物採集方法の講習



◇平成27年度は、2億0,343万円を執行した。（進捗率98.5%）

1 5か年計画に対する進捗状況

5か年計画においては、事業量などの数値目標を設定していない。

2 予算執行状況（単位：万円）

	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計（進捗率）	28年度
予算額	85,700 (17,100)	12,031	22,508	35,840	23,297	—	15,113
執行額	—	10,614	20,932	32,533	20,343	84,423 (98.5%)	—

3 具体的な事業（調査）実施状況

①-1 森林のモニタリング調査（対照流域法等による森林の水源かん養機能調査）

（実施主体：自然環境保全センター）

(1) 目的（ねらい）

対照流域法等による施策効果検証モニタリングでは、森林において実施される各事業の実施効果を調べるために、試験流域で実験的に整備を行い、その効果を定量的、定性的に把握することをねらいとする。そのために、水源の森林エリアの4地域にそれぞれ試験流域を設定して、森林整備の前後や整備内容の違いによる水収支や水質、土砂流出量、動植物相などの変化、差異について長期にわたり時系列データを収集し、解析を行う。

また、試験流域におけるモニタリングを補完し、広域的な水源涵養機能の評価を行うため、対照流域調査等から得られる観測データを用いて、水源地域を包括する水循環モデルを構築し、各種対策の評価や将来予測のために解析を行う。

(2) 調査実施箇所

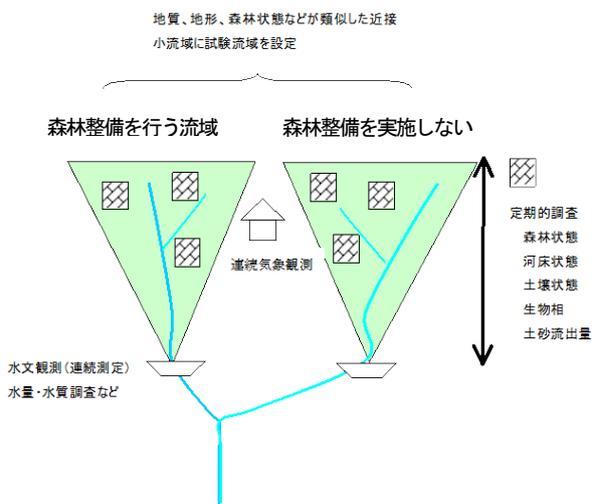
試験流域	自然特性等	モニタリングのねらい	観測開始
東丹沢 「大洞沢」	宮ヶ瀬湖上流、 新第三系丹沢層群 人工林、シカ影響	シカ管理と人工林管理 の効果を検証する	H21
小仏山地 「貝沢」	相模湖支流、 小仏層群（頁岩） 人工林	水源林整備の効果を検証 する	H22
西丹沢 「ヌタノ沢」	丹沢湖上流、 深成岩（石英閃緑岩） 広葉樹、シカ影響	シカ管理を広葉樹整備 の効果を検証する	H23
箱根外輪山 「フチチリ沢」	狩川上流、 外輪山噴出物、 人工林	当面は、当該地域の基 本的な水源環境の特性 を把握	H24



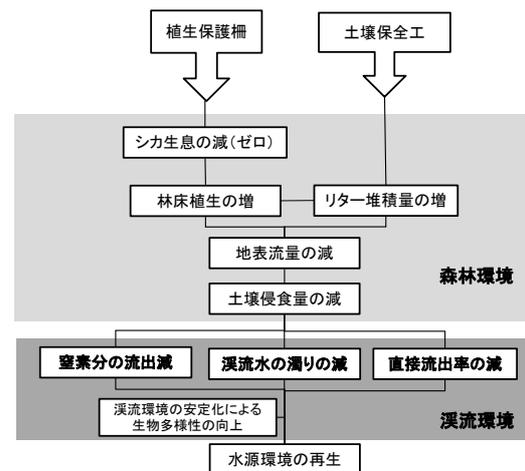
(3) 調査の概要

県内の地形・地質の異なる4地域にそれぞれ試験流域を設定し、各地域の自然特性や水源環境の課題を踏まえて設定した検証のねらいにしたがってモニタリングを行う。

各試験流域では、隣接する複数の流域で降水量や河川流量の観測を3年程度継続した後、一方の流域で実験的に森林整備を行い、その後の水流出や水質、土砂流出等の変化を他の流域と比較する（対照流域法）。流域内の森林の変化と下流の水や土砂の流出の変化を結び付けて把握するために、あらかじめ期待される効果を設定し、変化の想定される項目を中心にモニタリングを行う。



森林整備の前後や整備の有無による差異を検証する



※大洞沢における検証の筋書きの例

（植生保護柵や土壌保全工を設置して林床植生を回復させることによって、下流への水の流出パターンや水質・濁りが改善されることが予想される）

※ 対照流域法：地形その他の条件が似た複数の隣接する流域で、異なる森林施業を行い、その後の各流域の水流出等の変化を比較していく実験的な調査

(4) 実施スケジュール

	H19～23 (2007～2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29～33 (2017～2021)	H34～38 (2022～2026)
施策スケジュール	第1期実行5か年計画	第2期実行5か年計画					第3期 5か年計画	第4期 5か年計画
対照流域法等による モニタリング調査	試験流域の設定と 事前モニタリングの開始	対照流域法における整備の実施と事後モニタリングの開始					モニタリング継続	モニタリング継続
東丹沢 (大洞沢)	H19事前検討、H20施設整備・ 観測開始、H23植生保護柵設置	・事後モニタリング						
小仏山地 (貝沢)	H20事前検討、 H21施設整備・観測開始	・事前モニタリング ・間伐、搬出	・事後モニタリング					
西丹沢 (ヌタノ沢)	H21事前検討、 H22施設整備・観測開始	・事前モニタリング	・事前モニタリング ・植生保護柵設置	・事後モニタリング				
箱根外輪山 (フチヂリ沢)	H22事前検討、 H23施設整備・観測開始	・事前モニタリング	・事前モニタリング	・事前モニタリング	・事前モニタ		必要に応じて整備	
水循環モデル	広域/小流域水循環モデル構築、 一部シナリオ解析	モデル解析	モデル解析	モデル解析	モデル解析	モデル解析	モデル解析	モデル解析
成果	年度ごとの成果取りまとめ 中間とりまとめ(H22)	第1期成果取りまとめ (センター報告)	(内部検討)	第2期評価のための 成果とりまとめ	第2期評価 の成果	第2期とりまとめ	10年後の結果	15年後の結果

(5) 調査実施状況

年度	実施内容
24年度	①対照流域試験における事後モニタリング(大洞沢) ②対照流域試験における森林の操作(間伐・木材搬出)(貝沢) ③事前モニタリング調査の実施(貝沢、ヌタノ沢、フチヂリ沢) ④総合解析検討(水循環モデルによる予測解析)
25年度	①対照流域法における事後モニタリング(大洞沢、貝沢) ②対照流域試験における森林の操作(ヌタノ沢:植生保護柵) ③事前モニタリング調査の実施(フチヂリ沢) ④総合解析検討(対照流域法調査の中間解析、水循環モデルによる予測解析)
26年度	①対照流域法における事後モニタリング(大洞沢、貝沢、ヌタノ沢) ②事前モニタリング調査の実施(フチヂリ沢) ③総合解析検討(対照流域法調査の中間解析、水循環モデルによる予測解析)
27年度	①対照流域法による事後モニタリング(大洞沢、貝沢、ヌタノ沢) ②事前モニタリング調査の実施(フチヂリ沢) ③総合解析検討(試験流域水循環モデルによる事業効果推定の細部検討)

調査の詳細については、http://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/web_taisho/mizu_top.htmlに記載。

(6) 調査結果の概要

丹沢山地における下層植生回復による水源かん養機能改善の検証では、植生保護柵を設置した小流域内の下層植生回復がさらに進行したが水流出や水質の明瞭な変化には至っていない。また、丹沢山地以外における適切な水源林管理による人工林の水源かん養機能保全の検証に関しては、平成24年度に整備をした貝沢において、整備による渓流水の濁りや窒素濃度の増加などは認められなかった。

①-2 森林のモニタリング調査(人工林現況調査)(平成26年度調査、平成27年度補完調査)

(実施主体:森林再生課)

(1) 目的(ねらい)

かながわ水源環境保全・再生施策関連事業のうちの水環境モニタリング(11番事業)の一環として、県内水源保全地域内等の民有林のスギ、ヒノキ等人工林について、5年ごとの整備状況等を調査するとともに、今後の水源環境保全・再生施策の推進及び森林・林業行政の推進に資する基礎データをを得ることを目的とする。

(2) 調査実施箇所

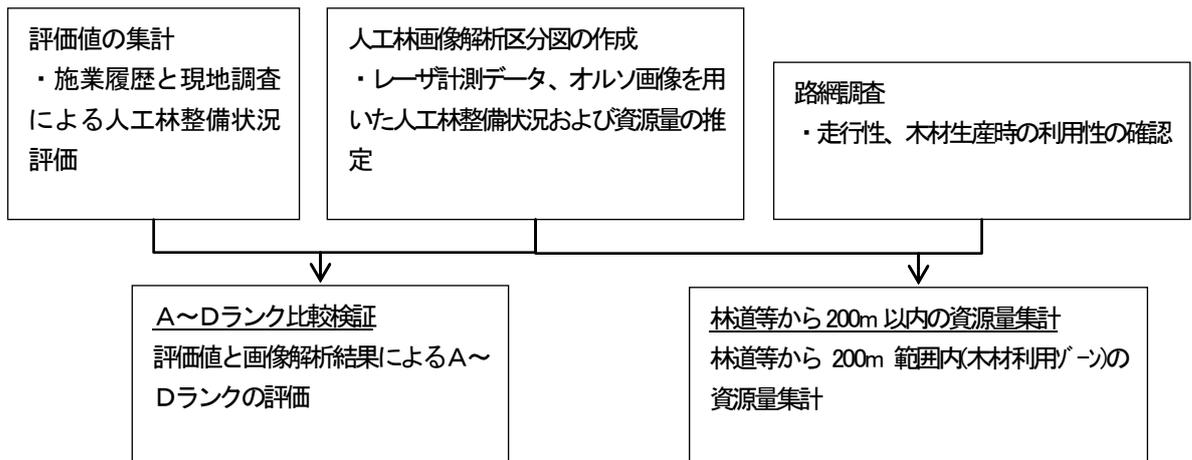
県内水源保全地域のスギ及びヒノキ等の針葉樹人工林等

(3) 調査の概要

スギ、ヒノキ等の人工林について、それぞれの森林において必要な手入れが適切に行われているかどうか等について、高精度空中写真等、過年度の調査成果及び施業履歴などの既存資料並びに現地調査により現況を把握し、人工林荒廃度（A～Dランク、及びランク外）の評価など主に次の業務を行う。

- 前回までの調査結果、施業履歴及び現地調査から人工林を評価する「評価値」の集計
- 空中写真等画像解析及び現地調査による「人工林画像解析区分図」の作成、「評価値」との比較・検証
- 「林道等から200m範囲の資源量」の集計に必要な、路網の実走調査と資源量等の集計

(4) 実施スケジュール



(5) 平成26年度速報評価値の概要

ア 人工林の手入れ（A～Dランク）の過年度との比較

平成15年度から26年度までに、手入れが行われていない人工林（C及びD、ランク外）は、約6割から3割に半減している。また、手入れが行われている人工林（A及びB）は、平成21年度、26年度と約7割である。

<p>Aランク「手入れが行われている」 5年以内に整備されているか、良好に成林している</p> 	<p>Bランク「十分には手入れが行われていない」 概ね10年以内に整備が行われている</p> 
<p>Cランク「手入れが長く行われていない」 概ね10年以上手入れの形跡がない</p> 	<p>Dランク「手入れが行われていない」 手入れが行われた形跡がない</p> 

イ シカ影響下での下層植生の状況

現地調査でシカ採食、及び下層植生を10%刻みで記録し、「30%未満を植生退行に注意を要するレベル」と区分して、シカ採食やA～Dランクの調査結果とクロス集計した。

土壌流出に繋がるような植生退行を起こしている箇所（下層植生が30%未満）では、まだ十分に手入れが進んでいないBランク人工林が65%と多く、下層植生が30%以上の箇所では、手入れが進んだAランク人工林が73%と多かった。

シカによる下層植生への影響がある状況では、Bランク人工林は、下層植生の回復を図るためにも、引き続き、継続した手入れが必要な状況である。

(6) 平成27年度評価値の概要

平成26年度調査における評価精度の向上に資するよう追加・補完的調査および解析を行った。

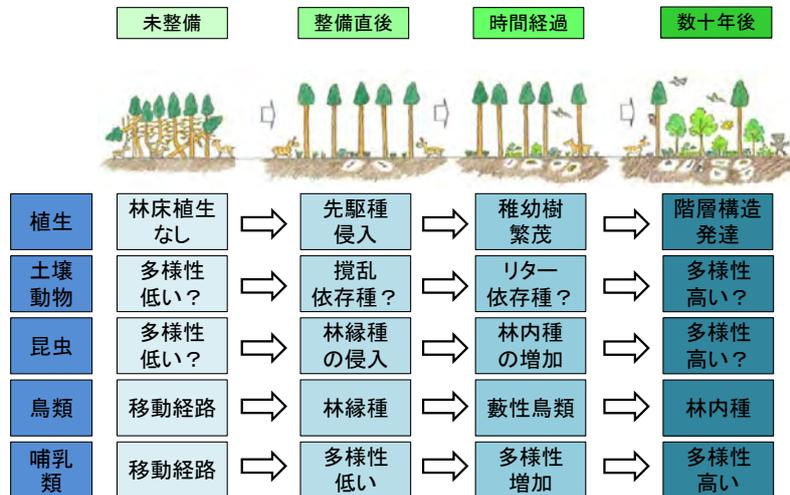
手入れが行われている人工林（A及びBランク）が76%、手入れが行われていない人工林（C及びD、ランク外）が24%と、平成21年度調査時と同じ割合であったが、内訳を見ると、Aランクの割合が37%（平成21年度調査時は24%）に増加した。

①-3 森林のモニタリング調査（森林生態系効果把握調査）（実施主体：自然環境保全センター）

(1) 目的（ねらい）

森林生態系効果把握調査では、第1期5か年計画における県民会議からの意見を踏まえて、森林における事業実施効果を森林生態系の健全性や生物多様性の面からも評価するための時系列データを取得する。水源の森林づくり事業では、下層植生の回復や土壌の保全をねらいとしていることから、植物、土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類などの下層植生や土壌の状態と関係の深い生物群を調査対象とする。

水源林整備後の林相と予想される生物群の変化



(2) 調査エリアと対象林分

水源地域の森林を、地質やシカの生息状況から3エリア（小仏山地、箱根外輪山、丹沢山地）に区分して、エリアごとに林相と整備状況の異なる9タイプの林分で調査を進める。

調査林分数（エリアにおける状況で増減あり）

林相	整備状況			計
	整備前	整備直後	時間経過	
スギ	3	3	3	9
ヒノキ	3	3	3	9
広葉樹	3	3	3	9
計	9	9	9	27

(3) 調査の概要

林分単位で水源林整備（間伐施業）の前後における林床植生の増加と、それに依存する各生物群の多様性を評価する。

さらに、その結果をエリア全体の水源林にあてはめることで、エリア内での森林生態系の状態（健全性や多様性）を総合評価する。

(4) 実施スケジュール

山域	第2期水源施策期間				
	H24	H25	H26	H27	H28
小仏山地		予備調査	本調査		
箱根外輪山			本調査		総合解析
丹沢山地				本調査	

(5) 調査実施状況

年 度	実 施 内 容
25 年度	① 調査計画検討 ② 予備調査（小仏山地） ③ 森林の総合評価のための基礎データ整備
26 年度	①植物、土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の本調査（小仏山地、箱根外輪山） ②調査地の選定と設定（丹沢山地） ③総合解析検討（小仏山地、箱根外輪山）
27 年度	① 植物、土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の本調査（丹沢山地） ② 3エリアでの分類群ごとのデータ解析 ③ 総合解析検討（3エリア）

(6) 調査結果の概要

平成 27 年度は丹沢山地の 32 林分で植物から大型哺乳類までの各分類群を調査するとともに、過年度までの小仏山地と箱根外輪山のデータもまとめて各分類群の種数や個体数に及ぼす森林整備の効果を検討した。森林整備との関連がみられた分類群は植物であり、ミミズ類とササラダニ類、林床性昆虫は林床植生植被率や種数と関連があった。鳥類と哺乳類では森林整備との明瞭な関連はみられなかった。

②-1 河川のモニタリング調査（河川の流域における動植物等調査）（実施主体：環境科学センター）

(1) 目的（ねらい）

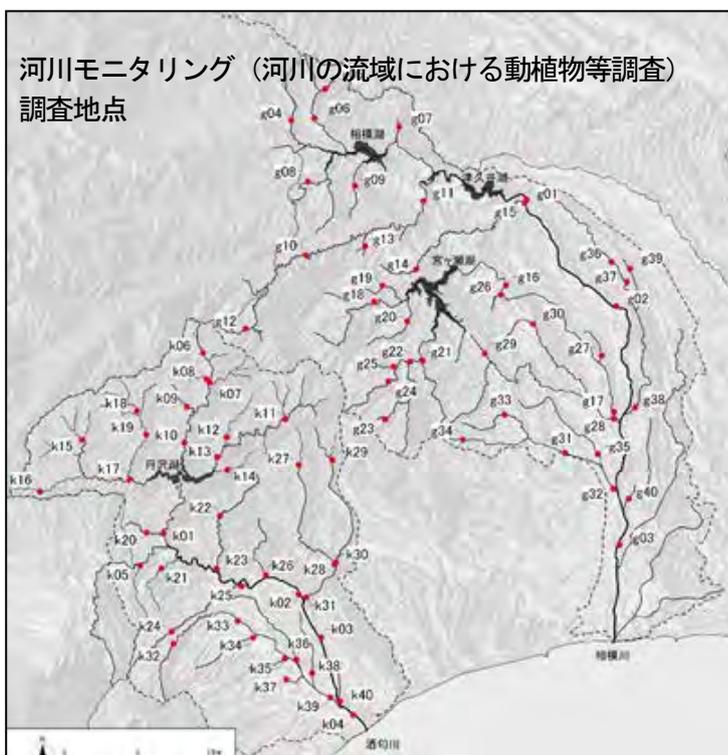
河川のモニタリング調査では、河川環境を指標する水生生物、河川と関わりのある陸域生物、生物の生息環境及び森林管理と密接に関係する窒素、SS（浮遊物質）等の水質について調査を行い、将来の施策展開の方向性について検討するための基礎資料を得るとともに、施策の効果として予想される河川環境の変化を把握することを目的とする。なお、本調査は、マクロ的な視点で河川環境を把握するものであり、個々の河川対策の実施効果を検証するための調査については、それぞれの事業等で実施するものとする。

(2) 調査対象河川

相模川水系及び酒匂川水系

(3) 調査の概要

平成 18 年度版河川水辺の国勢調査マニュアル及び水質測定計画に基づく方法に準じ、相模川、酒匂川の各水系において、5年に1回のサイクルで専門機関への委託により調査を行い、経年変化を把握する。



	動植物調査	水質調査
調査回数・時期	年2回 (春～夏及び秋～冬)	年12回 (毎月1回)
調査内容	水生生物 (底生動物、魚類、付着藻類、水生植物、両生類、生息環境) 河川と関わりのある陸域生物 (鳥類 (カワガラス、ヤマセミ、カワセミ、セキレイ類等)、河原植物)	pH, BOD, COD, SS, DO, 窒素、リン、TOC、 クロロフィル量、流量

(4) 実施スケジュール

取組内容		H24	H25	H26	H27	H28
相模川	・調査計画の策定	○				
	・動植物等調査		○			
	・とりまとめ		○			
酒匂川	・調査計画の策定		○			
	・動植物等調査			○		
	・とりまとめ			○		
第1期 (H20～H23) から第2期 (H24～) までの調査結果のとりまとめ				○		

(5) 事業 (調査) 実施状況

平成 25 年度	相模川水系 40 地点
平成 26 年度	酒匂川水系 40 地点

(6) 調査結果の概要

相模川水系において、水質及び自然度の評価指標である平均スコア値は4.1～8.0の間にあり、平均は7.0であった。また、有機汚濁の評価指標であるBODは0.2～1.7mg/Lの間にあり、平均は0.6 mg/Lであった。

酒匂川水系において、平均スコア値は5.6～8.1の間にあり、平均は7.3であった。また、BODは0.3～1.9mg/Lの間にあり、平均は0.6 mg/Lであった。

②-2 河川のモニタリング調査（県民参加型調査）（実施主体：環境科学センター）

(1) 目的（ねらい）

県民に対して「かながわ水源環境保全・再生事業」について普及啓発を行うとともに、調査によって得られたデータにより河川のモニタリング調査結果を補完することを目的とする。

(2) 調査対象河川

相模川水系及び酒匂川水系

(3) 調査の概要

- ・ 公募により県民から参加者を募って調査を実施する。
- ・ 河川環境の指標（指標生物、平均スコア値、水質ランク）をもとに毎年度河川を調査する。
- ・ データの精度を確保するため、参加者に採集方法及び生物の分類方法についての講習会を行う。
- ・ 得られたデータを解析することにより河川のモニタリング調査結果を補完する。

	動植物調査	水質及びその他の指標
調査回数・時期	参加者が任意に定める	
調査内容	底生動物、魚類、水生植物、河原植物	気温、水温、pH、ゴミの量、透視度、川底の感触、におい

(4) 事業（調査）実施状況

区分	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	24～27年度累計
応募人数	84人	62人	67人	81人	294人
調査実施地点	16地点	22地点	41地点	43地点	122地点

(5) 調査結果の概要

参加者に河川環境と動植物との関係を理解してもらう中で、「かながわ水源環境保全・再生事業」の重要性について啓発することができ、併せて、報告いただいたデータにより、動植物等調査の定点40地点以外の33地点の河川のモニタリングデータを収集することができた。

②-3 河川のモニタリング調査（アユを指標とした生態系調査）（実施主体：水産技術センター内水面試験場）

(1) 目的（ねらい）

県民の生活空間と密着した身近な水環境である中流域（取水堰の上流）に広く生息し、清流を代表する生き物として認知され、環境基準の指標ともなっているアユに着目し、アユの生息環境である河床の構成、付着藻類及び遡上量などを継続的に調査して河川環境を把握することにより、飲み水の取水箇所とも重なる身近な生活圏における水環境の総合的な評価につなげていく。

(2) 調査実施箇所

付着藻類と河床構成調査は、相模川水系及び酒匂川水系の10地点で、アユ生息状況は両水系の主要漁場で実施する。また、アユ遡上量調査は、相模大堰及び飯泉取水堰の魚道で実施する。

(3) 調査の概要

- ・ アユ遡上量：天然アユの量を把握するため、4～5月に取水堰の魚道を遡上するアユを目視で計数する。
- ・ アユ生息状況：河川におけるアユの生息状況等を把握するため、体長、体重、胃内容物等の生物調査や、釣り人によるアユの利用実態調査を実施する。
- ・ 付着藻類：付着藻類の繁茂状況を把握するため、年6回の頻度で川底の付着藻類を採集し、検体ご

とに乾燥重量及び強熱減量を測定する。

- ・河床構成：河床の状況を把握するため、年2回の頻度で河床を構成する石のサイズ構成を調査する。
- ・アユ室内実験：アユに注目した水環境の総合的な評価に必要な知見を得るための補足的な室内実験を行う。

(4) 実施スケジュール

取組内容	H26	H27	H28
・アユ遡上量調査	○	○	○
・アユ生息状況調査	○	○	○
・付着藻類調査	○	○	
・河床構成調査	○	○	
・アユ室内実験	○	○	○
・全体とりまとめ解析と調査等内容の見直し			○
・次期5か年計画の検討			○

(5) 調査結果の概要

- ・アユ遡上状況調査
相模川の相模大堰魚道と酒匂川の飯泉堰魚道において遡上するアユを計数した。平成27年の相模川のアユ遡上量は14.6～18.0百万尾と推定された。また、酒匂川では調査期間中に28.5万尾の遡上稚アユが計数された。
- ・アユ生息状況調査
相模川と酒匂川において聞き取りによるアユ釣獲状況を調査するとともに、友釣りとコロガシ釣りで漁獲したアユについて形態の分析と食性調査を行った。
相模川と酒匂川ともに多くの個体が海産アユと判定され、人工産アユも混在した。また、酒匂川では琵琶湖産アユも見られた。食性調査の結果、アユの消化管内容物は藻類と砂泥が主体であったが、6月は酒匂川の一部の地域では水生昆虫も出現した。
- ・アユ生息環境調査
アユの餌となる付着藻類を採取し、強熱減量等を測定した。強熱減量は相模川、酒匂川ともに5月、7月、11月にやや高く、9月、1月、3月にやや低かった。付着藻類の乾燥重量は継時的に大きく変化する地点が多かった。
また、河床構成調査を10地点で実施した結果、良好は相模川の1地点（11月）だけで、酒匂川の2地点は不良に移行する危険性が高い時期があった。
- ・アユ室内試験
アユの摂餌に伴う付着藻類の現存量の減少が水質に与える影響について、把握するため、付着藻類を含有した寒天餌料を作成し、これらの総摂餌量から、アユの日間摂餌量を調査した。
アユ1尾あたりの寒天餌料の日間摂餌量は0.181gであった。また、試験中の日間摂餌率は体重の0.07～4.12%であり、平均の日間摂餌率は1.30%となった。

③ 情報提供

モニタリング結果について、「水源環境保全・再生の取組の現状と課題－水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書（第2期・平成26年度実績版）」をホームページに掲載し、情報提供を行った。

④ 酒匂川水系上流域の現状把握

静岡県から酒匂川上流の森林施業に係るデータの提供を受け、現状把握に努めた。

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

モニタリングは、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠である。

森林のモニタリング調査（対照流域法による水源涵養機能調査）に関しては、下層植生回復による水源涵養機能改善の検証では、植生保護柵設置による実施流域内の植生回復が十分でないために現段階では水の流出特性の変化にはいたっておらず、今後もモニタリングを継続する必要がある。適切な水源林管理による人工林の水源涵養機能保全の検証では、平成 24 年度に群状伐採を行った貝沢でモニタリングを継続し、3年経過後も溪流水の濁りや窒素濃度の増加が見られなかった。溪流沿いで除伐・伐採を行わず保護したことによって従来の林業的な施業の影響として一般的に見られる溪流水の濁りや窒素濃度の増加が軽減できる可能性が示されたことから、通常の事業で行われる森林整備手法にもフィードバックしていく必要がある。

森林のモニタリング調査（森林生態系効果把握調査）では、水源の森林づくり事業による森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。平成 26 年度の小仏山地、箱根外輪山と平成 27 年度の丹沢山地の調査結果をあわせると、林床植物については、種数、植被率、多様度指数はともに間伐後に増加する傾向を示し、土壌動物のミミズ類とササラダニ類、林床性昆虫に林床植生の植被率や種数との関連がみられた。一方、鳥類と哺乳類では間伐や環境要因との関連を今回の調査からは見出すことはできなかった。平成 28 年度には調査手法の検討や山域スケールでの総合的な解析を行う必要がある。

河川モニタリング調査（県民参加型調査）は、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、今後、地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。

総じて、これまで9年間の各種モニタリングによって、各事業の統合的指標（2次的アウトカム）に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。

今後は、さらに施策全体の目的（最終アウトカム）の検証も視野に入れて、調査手法や内容の見直し・工夫なども行いながら、長期的・継続的に実施していく必要がある。

1 事業（調査）進捗状況から見た評価

水環境モニタリング調査の事業実績は、平成 19 年度に施策調査専門委員会において検討し、それに基づき、平成 20 年度以降順次、調査を実施している。また、水質調査については、この河川モニタリング調査の他に、既存の公共用水域の水質調査等も参考とする。

なお、数値目標を設定していない事業であるため、A～Dの4ランクによる評価は行わない。

2 事業モニタリング調査結果

水環境モニタリング調査は、調査の実施であり、水源環境保全・再生のための直接的な効果を目的とする事業でないため、モニタリング調査は実施していない。

3 県民会議 事業モニター結果

平成 24～27 年度は事業モニターを実施していない。

4 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」(P13-18～)に記載。(過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>))

5 前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)を踏まえた取組状況について

【凡例】点線下線：平成 25 年度実績版以前から記載されている課題

実線下線：平成 26 年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の総括	平成27年度までの取組状況
<p>①モニタリングは、<u>施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠である。今後は、より総合的な観点からの評価も求められることから、長期的・継続的に行う必要がある。</u></p> <p>②森林のモニタリング調査(対照流域法による水源涵養機能調査)に関しては、<u>下層植生回復による水源涵養機能改善の検証では、植生保護柵設置による実施流域内の植生回復が十分でないために現段階では水の流出特性の変化にはいっておらず、今後もモニタリングを継続する必要がある。</u>(25)適切な水源林管理による人工林の水源涵養機能保全の検証では、平成24年度に群状伐採を行った貝沢でモニタリングを継続し2年経過後も渓流水の濁りや窒素濃度の増加など一般的にみられる施業による負の影響はみられなかった。③溪流沿いで除伐・伐採をしなかったことにより施業の負の影響が軽減できる可能性が示唆されたことから、通常の事業で行われる森林整備手法にもフィードバックしていく必要がある。</p> <p>森林のモニタリング調査(森林生態系効果把握調査)では、水源の森林づくり事業による森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。平成26年度の小仏山地と箱根外輪山の調査結果から、人工林では整備後一定期間経過した林分で下層植生の植被率や種数が多い傾向が認められ、小仏山地では下層植生の植被率や種数が多いところでは林床性昆虫の種数や個体数も多くなる傾向があった。④鳥類と哺乳類では明瞭な傾向を見い出せなかったが詳細な解析は今後の課題である。平成27年度には丹沢山地においても同様に調査して、林分スケールと山域スケールで総合的に解析する必要がある。</p> <p>河川モニタリング調査(県民参加型調査)は、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、⑤今後、<u>地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。</u>... (24)</p>	<p>① これまでの取組について、平成27年7月に総合的評価ワークショップを開催し、8月には総合的な評価(中間評価)報告書を県民会議から県に提出した。 引き続き、順応的管理の考え方に基づき着実かつ効果的な施策の推進を図る。</p> <p>② 対照流域法による水源かん養機能調査については、各試験流域のモニタリング調査を着実に実施した。</p> <p>③ モニタリング結果については、事業担当者の会議等でも情報提供しており、第3期からの水源林整備の中での溪畔林整備の実施と合わせて対応を検討していく予定である。</p> <p>④ 平成27年度に丹沢山地の調査を行い、平成28年度には小仏山地・箱根外輪山と合わせて水源の森林エリア全体での総合的な解析を行う予定である。鳥類と哺乳類の調査・解析手法に関しても引き続き検討中である。</p> <p>⑤ 「県のたより」及び神奈川新聞の「県民の窓」へ募集案内を掲載するとともに、県立高校の生物クラブに参加を呼びかけ、県民の幅広い参加を働き掛けた。</p>

12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

I どのような事業か

【事業の概要】

水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が直接参加する仕組みを発展。

【第2期5か年の新たな取組】

市民事業等支援制度について、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるよう、市民活動の定着を目的とする「定着支援」、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの補助部門からなるステップアップ方式の補助金に制度改正した。

また、事業モニターについては、モニターチームが自らモニター実施箇所を選定して年間計画書を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化するほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うための改善を図った。

1 ねらい

水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映するとともに、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策展開を図る。

2 目標

県民の参加により水源環境の保全・再生施策を推進する仕組みを発展させる。

3 事業内容

① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等

【体制】

県民会議	水源環境保全・再生施策に県民意見を反映させるため、有識者、関係団体、公募委員をメンバーとする県民会議を運営する。
専門委員会	特定課題を検討するため、専門委員会の運営等を行う。
部 会	県民意見の集約、県民への情報提供など、目的別に部会の運営等を行う。

【活動】

提言・報告	水源環境保全・再生施策について、各委員会等からの報告に基づき県に提言、報告
施策の評価	事業の計画や実施状況の点検・評価、評価指標の検討
市民事業の推進	県民等による市民活動の実践・支援
普及・啓発	一般県民や子どもたちへの普及・啓発
情報提供	県民フォーラムの開催、事業モニター・ニュースレターの発行、ホームページによる情報発信

② 市民事業等の支援

市民団体やNPO等が実施する水源環境保全・再生活動に対し、財政的支援等を行う。

4 事業費

第2期計画の5年間計 2億3,000万円（単年度平均額 4,600万円）

うち新規必要額 2億3,000万円（単年度平均額 4,600万円）

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 平成27年度（5か年計画4年目）の実績はどうだったのか

第1回事業モニター



箱根町の地下水モニタリング事業

第2回事業モニター



長期施業受委託事業（秦野市）

第25回県民フォーラム

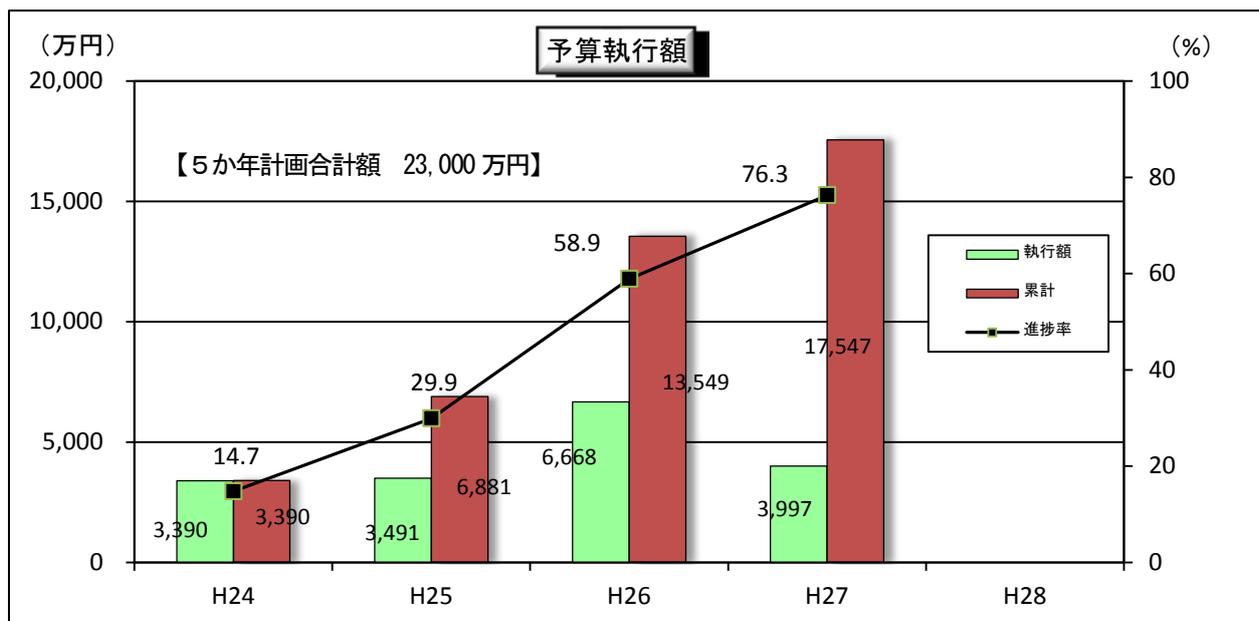


「総合的な評価ワークショップ」会場全体の様子
(横浜市)

第28回県民フォーラム（もり・みずカフェ）



「成長の森植樹会」での来場者への声かけ
(県立21世紀の森)



◇平成27年度は、3,997万円を執行した。(進捗率76.3%)

1 5か年計画に対する進捗状況

5か年計画においては、事業量などの数値目標を設定していないため記載しない。

2 予算執行状況 (単位：万円)

	5か年計画合計額 (年平均額)	24年度	25年度	26年度	27年度	24～27年度 累計 (進捗率)	28年度
予算額	23,000 (4,600)	5,531	4,656	8,742	9,061	—	5,289
執行額	—	3,390	3,491	6,668	3,997	17,547 (76.3%)	—

3 具体的な事業実施状況

県民参加の仕組みとして、有識者・関係団体・公募委員を構成員とする「水源環境保全・再生かながわ県民会議」(以下、県民会議)を設置し、特定課題を検討する2つの専門委員会と3つの作業チームを組織し、活動している。

この仕組みづくりにあたっては、(第1期)5か年計画に記載されている体制・活動のイメージを踏まえつつも、県民会議委員の意見に基づき、委員自らが検討し、構築したものである。また、この体制・活動については、固定的なものではなく、県民会議の役割や機能に応じ、県民会議自らが機能的に変化するものである。

県民会議の活動実績

体制	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5か年計画上の体制・活動
県民会議	4回実施 ・第3期委員県民会議が開始 ・各委員会等の報告に基づき知事に提言・報告	4回実施 ・各委員会等の報告に基づき知事に提言・報告	4回実施 ・各委員会等の報告に基づき知事に提言・報告	4回実施 ・各委員会等の報告に基づき知事に提言・報告	推進委員会
施策調査専門委員会	4回実施 ・点検結果報告書(23年度・第1期5か年実績版)の作成 ・森林生態系効果把握手法等の検討	4回実施 ・点検結果報告書(第2期・平成24年度実績版)の作成	5回実施 ・点検結果報告書(第2期・平成25年度実績版)の作成	4回実施 ・点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)の作成	部会 施策の評価・計画の見直し
市民事業専門委員会	5回実施 ・市民事業支援制度の検討 ・財政支援以外の検討(市民事業交流会)	6回実施 ・市民事業支援制度の検討 ・財政支援以外の検討(市民事業交流会)	7回実施 ・市民事業支援制度の検討 ・財政支援以外の検討(市民事業交流会)	6回実施 ・市民事業支援制度の検討 ・財政支援以外の検討(市民事業交流会)	部会 市民事業の推進
県民フォーラム	3回実施 ・参加者2,062人 ・意見178件	4回実施 ・参加者1,224人 ・意見304件	3回実施 ・参加者934人 ・意見206件	4回実施 ・参加者496人 ・意見78件	総会(フォーラム) 普及・啓発
事業モニター	3回実施 ・森林関係2回 ・水関係1回 (このほか施策の現場説明会を1回実施)	4回実施 ・森林関係2回 ・水関係1回 ・相模川水系上流域対策1回 (このほか施策の現場説明会を1回実施)	4回実施 ・森林関係2回 ・水関係1回 ・相模川水系上流域対策1回 (このほか施策の現場説明会を1回実施)	2回実施 ・森林関係1回 ・水関係1回	部会 情報公開
広報資料	リーフレット「森は水のふるさと」の発行・配布	・リーフレット「森は水のふるさと」の配布13,594部 ・リーフレット「支えよう！かながわの森と水」の発行・配布	・リーフレット「森は水のふるさと」の配布9,152部 ・リーフレット「支えよう！かながわの森と水」の配布9,595部	・リーフレット「森は水のふるさと」の配布9,152部 ・リーフレット「支えよう！かながわの森と水」の配布	部会 情報公開
市民事業支援補助金	交付確定 23団体35事業 9,728,000円	交付確定 22団体35事業 9,043,000円	交付確定 24団体40事業 10,227,000円	交付確定 28団体40事業 10,324,000円	

Ⅲ 事業の成果はあったのか（点検結果）

総括（案）

(1) 事業の点検・評価について

事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などによる多面的な評価を行った。事業モニターについては、第2期からモニターチームがモニターする箇所を検討して年間計画を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化したほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うため改善を図った。今後、モニターの組織的な強化と参加者の一層のスキル向上が期待される。モニター結果については、集約した形によるホームページでの提供やチラシ等による県民フォーラムでの活動報告など発信方法を検討する必要がある。

また、県民会議の次期（第2期）5か年計画に関する意見書の提言内容を踏まえ、森林水循環を考慮した森林生態系効果把握を新たに実施するため、その手法等について、平成24年度に県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討したことは、施策評価機能の充実を図るために有意義な取組である。

なお、事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。

平成25年度より、施策の前半10年の事業実績や効果に関する総合的な評価の進め方の検討を始め、平成27年3月に総合的な評価プレワークショップ、7月に総合的な評価ワークショップを開催し、8月には、「総合的な評価（中間評価）報告書」を県に提出した。

(2) 市民事業の支援について

第2期からの新たな取組として、市民事業支援制度報告書の提言内容を踏まえ、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの部門からなるステップアップ方式の新たな市民事業支援補助金制度がスタートし、多様な活動団体への支援に取り組んでおり、今後、新たな制度のもと、水源環境保全・再生のための市民活動の着実なすそ野の広がりを期待する。また、市民事業の段階的な発展が重要であり、調査研究はその点でポイントとなるため、活動団体が補助事業に取り組みやすい環境整備も必要である。

また、平成25、26年度市民事業交流会では、市民団体毎のブース出展により活動紹介を行うと同時に、ワールド・カフェ方式による団体同士の意見交換会を初めて開催した。団体間の交流促進とともに市民活動実践上の課題把握に有効であり、市民事業を一層推進していく上で有意義な取組である。

平成27年度は、補助を受けている団体の補助期間終了を見据えた活動の自立化を促すため、市民事業交流会（ファンレイジング[※]講座）を開催した。（※ P12-10 参照）

(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

県民フォーラムについては、「事前広報」「参加者数の確保」「都市地域住民の参加が少ないこと」「参加者の固定化や世代層の偏り」などの第1期における課題点を踏まえ、平成24年度から新たな開催手法として、人通りが多くさまざまな世代層の方が行き交う場所に会場を設定し、県民が気軽に立ち寄り、施策を知ることが可能な形態（通称：もり・みずカフェ）での開催に取り組み、多くの参加者を得ている。もり・みずカフェは、都市部の県民に森や水の大切さについてPRする良い機会であるとともに、参加者の水源環境に対する考えを直接聞くことも可能な点でメリットがあった。なお、開催形態にかかわらず、県民意見集約の観点から参加者数以外の要件も勘案し、さまざまな地域の参加者の意見を聴くために開催場所を変えて展開していくことや、ターゲットの絞り込みや新企画により新たな参加者層を開拓するなど工夫を凝らし、より幅を広げていくことも必要である。

また、より県民に手に取ってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代えて、平成24年度は、森と水の関係や森の働きなど基本的な事柄を分かりやすく説明する内容の新たなリーフレット「森は水のふるさと」を作成した。さらに平成25年度は、施策の内容や成果について、親しみを持つ

て理解してもらう目的で、リーフレット「支えよう！かながわの森と水」を作成しており、今後は、配布の場所や方法についても工夫するとともに、事業進捗状況や点検結果報告書の内容をさらに分かりやすく伝える方法の検討、県ホームページの利便性をより高めていくことなどにより、県民への効果的な情報提供を進めていくことが必要である。

1 事業進捗状況から見た評価

この事業の平成19年度事業実績については、「5事業実施状況」に記載のとおり、県民会議及び2つの専門委員会と3つのチームを設置し、施策の点検・評価のためのモニタリング調査方法の検討、市民事業支援制度の検討及び結果報告、県民フォーラムの開催及び意見集約、事業モニター方法の検討等を行ってきた。

数値目標を設定していない事業であるため、A～Dの4ランクによる評価は行わないが、当初想定した県民会議の体制整備とそのもとの活動は、充分実現されたものと考えられる。

それぞれの活動状況や成果等は次のとおりである。

(1) 県民会議

県民会議は、水源環境保全・再生施策について、計画・評価・見直しの各段階に県民意見を反映し、県民が主体的に事業に参加し、県民意見を基盤とした施策展開を図るため、有識者9名、関係団体5名、公募委員各10名、計24名で構成され、12の特別対策事業の実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っている。

(平成24年度)

第3期委員による県民会議が平成24年4月からスタートした。

特別対策事業の平成23年度実績及び第1期実行5か年計画の5年間の取組全体について、総括的に点検・評価を行い、点検結果報告書を作成して県に提出した。

また、前期までの取組における課題等について前年度に検証された結果を踏まえ、新たな実施方法による事業モニターや施策の広報に取り組んだ。

(平成25年度)

平成24年度事業実績を対象に、特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書を作成して県に提出した。

また、施策の総合的な評価の進め方や評価体系について検討を行った。

(平成26年度)

第4期委員による県民会議が平成26年4月からスタートした。

平成25年度事業実績を対象に、特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書及び同概要版を作成して県に提出した。また、施策の総合的な評価の取組として、評価報告書案の検討を行うとともに、総合的な評価プレワークショップを、平成27年3月に第24回県民フォーラムにより開催した。

(平成27年度)

平成28年度末には第2期実行5か年計画が終了するとともに、施策大綱で定める20年間（平成19年度～平成38年度）の折り返し点を迎えることから、これまでの県による取組の成果と課題を一旦総括し、次の10年の取組に繋げていくため、平成19年度から26年度までの8年間の取組実績やモニタリングの結果をもとに、施策の総合的な評価（中間評価）を実施して報告書を取りまとめた。その上で、第3期計画の方向性について「次期実行5か年計画に関する意見書」を取りまとめ、それぞれ平成27年8月に県に提出した。

●県民会議の主な議題・活動

平成24年度		
第20回	H24. 5. 30	第3期座長等の選任、第2期県民会議からの引継事項、平成24年度活動スケジュールなど
第21回	H24. 8. 3	各専門委員会の検討状況の報告、平成24年度作業チームの活動方向など

第22回	H24. 11. 14	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第23回	H25. 3. 25	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成25年度		
第24回	H25. 5. 28	市民事業支援補助金の平成24年度実績、25年度交付決定状況、県民意見の集約・県民への情報提供など
第25回	H25. 8. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第26回	H25. 11. 22	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第27回	H26. 3. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、第4期県民会議への引継事項など
平成26年度		
第28回	H26. 5. 30	第4期座長等の選任、第3期県民会議からの引継事項、平成26年度活動スケジュールなど
第29回	H26. 8. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第30回	H26. 11. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第31回	H26. 3. 20	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成27年度		
第32回	H27. 5. 27	総合的な評価ワークショップについて、県民意見の集約・県民への情報提供など
第33回	H27. 8. 31	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、次期「実行5か年計画」に関する意見書の承認など
第34回	H27. 11. 13	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第35回	H28. 3. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など

(2) 施策調査専門委員会

施策調査専門委員会は、施策の進捗や効果を把握するための指標・方法、施策の点検・評価及びそれらの県民への情報提供に関することを所掌している。

(平成24年度)

平成23年度及び第1期5か年の事業実績を対象に、特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成した。また、県が行う森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況や検討結果報告の各段階において、施策評価のあり方等の観点から意見交換した。

(平成25年度)

第2期実行5か年計画に基づく平成24年度の事業実績を対象に、特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成した。また、施策の全体計画期間の前半10年間に対する総合的な評価の進め方や評価体系について検討した。

(平成26年度)

第2期実行5か年計画に基づく平成25年度の事業実績を対象に、特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案及び同概要版を作成した。施策の総合的な評価の取組として、評価報告書案の検討を行うとともに、総合的な評価プレワークショップに関する企画内容や運営に係る検討を県民フォーラムチームと合同で行い、平成27年3月に第24回県民フォーラムにより開催した。

(平成27年度)

施策の前半10年間の総合的な評価（中間評価）の取組として、平成27年7月に総合的な評価ワークショップを開催した上で、「総合的な評価（中間評価）報告書」の原案、及び評価の結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめた「次期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に関する意見書」の原案を作成した。

また、第2期実行5か年計画に基づく平成26年度の事業実績を対象に、特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書及び同概要版の原案を作成した。

(3) 市民事業専門委員会

市民事業専門委員会は、NPO等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項としている。

(平成 24 年度)

前年度に県に提出した市民事業支援制度報告書の提言内容を踏まえ、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの部門からなるステップアップ方式の新たな市民事業支援補助金制度がスタートし、多様な活動団体への支援を行った。

また、市民事業支援補助金の25年度事業について、26団体43事業の申請があり、その結果23団体37事業を採択した。

10月には市民事業の拡大・拡充を目的とした市民事業交流会（市民活動紹介展）を、市民団体ごとのブースを新都市プラザに出展する形式で初めて開催した（団体参加者42名、アンケート収集数620名）。

(平成 25 年度)

第2期における市民事業等支援制度のあり方や市民事業支援補助金の選考基準等についての検討を行った。

また、市民事業支援補助金の26年度事業について、28団体50事業の申請があり、その結果24団体40事業を採択した。（※平成26年度に追加募集した水環境モニタリングを含む）

10月には市民事業交流会（市民活動紹介展）を前年度に引き続き、新都市プラザに市民団体ごとのブースを出展する形式で開催するとともに、団体同士による意見交換会（ワールド・カフェ方式：小グループによるオープンな話し合い）を初めて開催した（団体参加者39名、アンケート収集数529名）。

(平成 26 年度)

第2期における市民事業等支援制度のあり方や市民事業支援補助金の選考基準等についての検討を行った。

また、市民事業支援補助金の27年度事業について、28団体45事業の申請があり、その結果28団体41事業を採択した。

10月には市民事業交流会（市民活動紹介展）を、新都市プラザに市民団体ごとのブースを出展する形式で開催するとともに、団体同士による意見交換会（ワールド・カフェ方式）を開催した（団体参加者39名、アンケート収集数529名）。

(平成 27 年度)

第3期に向けた市民事業等支援制度のあり方や、翌年度の市民事業支援補助金に係る選考基準等の検討を行なった。

また、市民事業支援補助金の28年度事業について、26団体43事業の申請があり、その結果24団体38事業を採択した。

7月には現在補助を受けている団体の補助期間終了を見据えた活動の自立化を促すため、市民事業交流会（ファンドレイジング講座）を開催し、17団体・25人の参加があった。

※ 民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称

(4) 県民フォーラムチーム

県民フォーラムチームは、水源環境保全・再生施策の内容や取組状況、成果などについて、県民に情報提供・発信するとともに、県民意見を幅広く収集することを目的に、県内の各地域、あるいは相模川上流域の山梨県内において、県民フォーラムを企画・実施している。

(平成 24 年度)

平成24年度は計3回開催。第15回を横浜市、第16回を相模原市、第17回を横浜市で開催し、計2,060名が参加、178件の意見が提出された。また、「第14回県民フォーラム意見報告書」が平成24年5月に知事に報告され、主な意見は①相模湖（津久井湖）のアオコ発生状況と下水処理対策の必要性の周知、②県民への効果的な情報提供、③県外上流域対策の必要性などであった。

(平成 25 年度)

平成25年度は計4回開催。第18回を小田原市、第19回を横浜市、第20回を相模原市、第21回を横浜市で開催し、計1,224名が参加、304件の意見が提出された。各フォーラムにおいては、ミュージカル「葉っぱ

のフレディ」出演者によるミニコンサートや冒険写真家 豊田直之氏による水源地の写真を用いたビジュアルコンサートが行われるなど、多彩な企画内容により開催された。

(平成 26 年度)

平成 26 年度は計 3 回開催。第 22 回を小田原市、第 23 回を川崎市、第 24 回を横浜市で開催し、計 934 名が参加、148 件の意見が提出された。第 22 回、第 23 回はもり・みずカフェ形態で開催し、第 24 回は施策の総合的な評価のプレワークショップとして、基調講演やパネルディスカッション等を内容とするフォーラム形態で開催した。

(平成 27 年度)

施策の前半 10 年間の総合的な評価（中間評価）の取組として、7 月に総合的な評価ワークショップを開催した。10 月には第 3 期実行 5 年計画骨子案について、1 月には第 3 期実行 5 年計画素案について意見交換を行う県民フォーラムを開催し、3 月に開催したもり・みずカフェと併せ、計 4 回、496 名が参加し 78 件の意見が提出された。

●県民フォーラム開催状況

	開催地域	開催日	開催地	参加者数	意見数
平成 24 年度					
第 15 回	横浜・川崎地域	H24. 10. 23(火)	横浜市	※620 名	15 件
第 16 回	相模原地域	H24. 11. 24(土)	相模原市	268 名	34 件
第 17 回	横浜・川崎地域	H25. 3. 16(土)	横浜市	※1, 172 名	129 件
平成 25 年度					
第 18 回	県西地域	H25. 5. 25(土)	小田原市	※375 名	68 件
第 19 回	横浜・川崎地域	H25. 8. 9(金) 10(土)	横浜市	※261 名	97 件
第 20 回	相模原地域	H25. 11. 9(土)	相模原市	※64 名	30 件
第 21 回	横浜・川崎地域	H26. 2. 22(土)	横浜市	※524 名	109 件
平成 26 年度					
第 22 回	県西地域	H26. 8. 2(土)	小田原市	316 名	38 件
第 23 回	横浜・川崎地域	H26. 11. 9(土)	川崎市	463 名	80 件
第 24 回	横浜・川崎地域	H27. 3. 22(日)	横浜市	155 名	30 件
平成 27 年度					
第 25 回	横浜・川崎地域	H27. 7. 26(土)	横浜市	141 名	31 件
第 26 回	県央地域	H27. 10. 12(月)	厚木市	78 名	8 件
第 27 回	湘南・県央地域	H28. 1. 16(土)	藤沢市	93 名	15 件
第 28 回	県西地域	H28. 3. 12(土)	南足柄市	※184 名	24 件

※ アンケート回答者数

(5) 事業モニターチーム

事業モニターチームは、水源環境保全・再生施策の 12 の特別対策事業を県民の目線で検証し、その結果を広く県民に発信することを目的に、毎年、事業の実施箇所へ直接赴き、事業のモニターを行っている。

(平成 24 年度)

平成 23 年度、効果的な事業評価のあり方について検討を行うための県民会議のプロジェクトとして、事業評価ワーキンググループを設置し、事業モニターの実施体制や評価方法等に関する改善策を提案した報告書をまとめた。

報告書の提案を踏まえ、平成 24 年度からは、事業モニター年間計画の作成やモニター毎の責任者の選定、事業評価シートを用いた評価、事業モニター報告書の作成に新たに取り組むなど、モニター実施の体制や方法について改善を図っている。

(平成 25 年度)

平成 25 年度は、現状において課題を抱えている箇所を中心にモニター箇所を選定するとともに、現場

のモニターを行った後に、課題解決に向けた十分な意見交換の場を設定し、計4回実施した。

(平成26年度)

平成26年度は、前年度に引き続き、現状において課題を抱えている箇所を中心にモニター箇所を選定し、計4回実施した。モニター当日は、現場視察後に課題解決に向けた意見交換を行った。各回のモニター実施状況は次のとおりである。

(平成27年度)

平成27年度も、課題を抱えている箇所を中心にモニター箇所を選定し、計2回実施した。モニター当日は、現場視察後に課題解決に向けた意見交換を行った。各回のモニター実施状況は次のとおりである。

●事業モニター実施状況

	実施日	対象事業	実施場所
平成24年度			
森 関係	H24. 11. 7(水)	水源の森林づくり事業の推進 ----- 溪畔林整備事業	山北町 ----- 山北町
	H24. 12. 6(木)	水源の森林づくり事業の推進 ----- 地域水源林整備の支援	相模原市 ----- 相模原市
水 関係	H25. 2. 8(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進 ----- 地下水保全対策の推進	厚木市 ----- 秦野市
平成25年度			
森 関係	H25. 8. 26(月)	水源の森林づくり事業の推進 ----- 丹沢大山の保全・再生対策	秦野市、清川村
	H25. 11. 29(金)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
水 関係	H25. 10. 17(木)	県内ダム集水域における公共下水道、合併処理浄化槽の 整備促進	相模原市
他	H26. 1. 20(月)	相模川水系上流域対策の推進	山梨県大月市
平成26年度			
森 関係	H26. 10. 9(木)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H26. 10. 28(火)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
水 関係	H26. 12. 15(月)	河川・水路における自然浄化対策の推進 -----	松田町
		県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	山北町
他	H26. 11. 18(火)	相模川水系上流域対策の推進	山梨県上野原市
平成27年度			
森 関係	H28. 2. 10(月)	水源の森林づくり事業 ----- 間伐材の搬出促進	秦野市
水 関係	H27. 10. 21(水)	河川・水路における自然浄化対策の推進 ----- 地下水の保全対策の実施	小田原市 ----- 箱根町

(6) コミュニケーションチーム

コミュニケーションチームは、施策の実施状況・評価等に関して、分かりやすい県民への情報提供、効果的な広報のあり方などについて検討を行っている。

(平成24年度)

より県民に手に取ってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代わる新たなリーフレット「森は水のふるさと」を作成した。読者として小学校高学年以上とその保護者を想定し、家庭で使用されている水道水の源まで遡りながら、森と水の関係や森の働きなど基本的な事柄を分かりやすく説明する内容となっている。

(平成25年度)

前年度に作成した「森は水のふるさと」と同様のリーフレット形式で、「支えよう！かながわの森と水」を発行した。既存のパンフレット「水源環境保全・再生をめざして」の内容を基本として、水源環境保全・再生施策のねらいや取組内容、成果について、県民の方、特に小学生にも親しみを持って理解

してもらうことをねらいとして作成した。

(平成 26 年度)

平成 24 年度以降に県民フォーラム及びリーフレット読者アンケートにより県民から収集した意見について、改めて整理・分析した。また、「森は水のふるさと」及び「支えよう！かながわの森と水」については、県民フォーラムや市民事業交流会をはじめとするイベントで配布するなど、施策の周知に活用した。

(平成 27 年度)

<検討中>



(7) 森林生態系効果把握手法等の検討

① 経緯・ワークショップの概要

平成 22 年 5 月に県民会議が県に提出した次期（第 2 期）5 か年計画に関する意見書において、「森林の整備状況を検証する一つの手法として、施策評価の根拠となる森林生態系調査の実施について検討すべき。」と提言した。

このため、施策調査専門委員会において、実施の是非や内容について議論したところ、森林水循環を考慮した森林生態系効果把握を新たに実施するため、その手法等について検討することとなり、平成 24 年度に県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討を行った。

【第 1 回ワークショップ】

<日 時> 平成 24 年 10 月 28 日（日）

<出席者> ワークショップ委員 16 名、県民会議委員 2 名（オブザーバー）、県関係者

<内 容>

- 講演 1 水源環境保全・再生施策の効果把握の現状と今後の評価の考え方（県）
- 2 森林の機能評価についての現状の取組（東京大学大学院 鈴木雅一 教授）
- 3 森林管理とシカに係る総合解析について（酪農学園大学 鈴木透 助教）
- 4 森林や生物評価に関する解析法について（統計数理研究所 吉本敦 教授）
- 5 環境の経済価値評価について（京都大学大学院 栗山浩一 教授）

○グループ討議（A、B グループに分かれて以下の論点について討議）

- ・論点 1 施策の総合評価のあり方

・論点2 森林生態系効果把握手法のフレームワーク

○全体討議（各グループの討議内容発表、質疑、とりまとめ）

【第2回ワークショップ】

<日 時> 平成25年1月14日（月）

<出席者> ワークショップ委員12名、県民会議委員3名（オブザーバー）、県関係者

<内 容>

- 説明
- 1 第1回ワークショップの整理（事務局）
 - 2 森林における既存のモニタリングの実施状況（県）
 - 3 第1回ワークショップを踏まえた森林生態系効果把握に関する考え方（県）

○講演（森林生態系効果把握手法検討に向けて）

- 1 北海道大学大学院 中村太士 教授
- 2 東北大学大学院 中静透 教授
- 3 法政大学大学院 田中充 教授

○全体討議（森林生態系効果把握のフレームワークに係る討議）

②検討結果

ア 施策の総合的な評価について

施策の総合的な評価について、狭義の意味としては、「モニタリング結果の相互解析、相乗的な成果を踏まえた評価」を行うこととし、広義の意味としては、「施策の実施効果について、「状態（1次的アウトカム）」「機能（2次的アウトカム）」「経済」の3つの視点による総合的な評価」を行うことと整理した。

このうち「状態評価」と「機能評価」については、これまでも「各事業の評価の流れ図（構造図）」において位置付けられているが、「経済評価」については新たな評価の視点となる。

経済評価とは、市場価格が存在しない環境の価値を経済的に評価する手法（環境評価手法）を用いて評価するもので、主な手法として、CVM（仮想評価法）やコンジョイント分析、代替法などがある。

<CVM（Contingent Valuation Method・仮想評価法）>

環境を守るために支払っても構わない金額（支払意思金額）、または環境悪化に対する受入補償額を尋ねることにより、環境の持っている価値を金額として評価する手法。

CVMでは、まず環境が保全対策によって改善される、あるいは逆に開発によって悪化するなどのシナリオを回答者に提示します。その上で、環境改善を行うために支払っても構わない金額、あるいは環境悪化を防止するならば支払っても構わない金額をアンケートにより尋ねることで、環境の価値を金額として評価する。

<コンジョイント分析（Conjoint Analysis）>

複数の環境対策の代替案を提示し、対策の好ましさを尋ねることにより環境の価値を評価するもので、環境の価値を内訳別に分解できるという特徴を持っている。

<代替法>

環境を私的財で置き換えた際の費用をもとに環境の価値を評価する手法。

例えば、森林の水源保全機能を評価する場合、森林の水源保全機能がダム何個分に相当するかを調べて、そのダムの建設費用によって評価する。

イ 森林生態系効果把握について

(ア) 森林生態系効果把握の必要性・位置付け

森林において、将来にわたり水源かん養機能の高い状態を維持するためには、他の公益的機能も発揮する森林であることが大切であると解釈出来ることから、施策の評価としては、一義的には水源かん養機能を見ていき、併せて森林生態系を見ることで森林の持続性があるかどうかを判断していくとの整理を行った。

(イ) 具体の効果把握手法

森林の保全・再生の取組において、これまでは、森林整備や土壌保全、植生保護柵の設置により、光環境が改善し、林床植生が回復、土壌が保全され、水源かん養機能の向上が図られているかを主に評価してきた。

森林生態系効果把握の観点からは、併せて、植生・森林の質的な改善が図られているか、そのことにより林内生息動物、昆虫等の多様化がどのように進んでいるか、それにより森林生態系が健全化し、良質な水を育む森林の持続性がしっかりあるのかを評価する。

2 事業モニタリング調査結果

県民参加による仕組み（県民会議、市民事業支援）は、水源環境保全・再生のための直接的な効果を目的とする事業でないため、モニタリング調査は実施していない。

3 県民会議 事業モニター結果

平成 24～27 年度は事業モニターを実施していない。

4 県民フォーラムにおける県民意見

平成 27 年度における意見は、「県民フォーラム意見について」（P13-18～）に記載。（過去の意見については、県水源環境保全課ホームページに掲載（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533616/p525343.html>）

5 前年度の点検結果報告書（第 2 期・平成 26 年度実績版）を踏まえた取組状況について

【凡例】 点線下線：平成 25 年度実績版以前から記載されている課題

実線下線：平成 26 年度実績版で新たに記載された課題

前年度の点検結果報告書（第 2 期・平成 26 年度実績版）の総括	平成 27 年度までの取組状況
<p>(1) 事業の点検・評価について</p> <p>事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などにより、多面的な評価を実施した。事業モニターについては、第 2 期からモニターチームがモニターする箇所を検討して年間計画を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化したほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うため改善を図った。①今後、モニターの組織的な強化と参加者の一層のスキル向上が期待される。モニター結果については、集約した形によるホームページでの提供やチラシ等による県民フォーラムでの活動報告など発信方法を検討する必要がある。(24)</p> <p>また、県民会議の次期（第 2 期）5 か年計画に関する意見書の提言内容を踏まえ、森林水循環を考慮した森林生態系効果把握を新たに実施するため、その手法等について、平成 24 年度に県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討したことは、施策評価機能の充実を図るために有意義な取組である。②施策の総合的な評価を進める観点から、多面的な評価を行う上で経済評価についても実施すべきである。(24)</p> <p>なお、事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、</p>	<p>① 課題を抱えている箇所を中心に箇所を選定する、現場モニター後に課題解決に向けた十分な意見交換の場を設定するなど、充実を図った。平成 28 年度からは、参加者のスキル向上のため、有識者委員が同行し説明を加えながらのモニターを検討している。</p> <p>また、実施分の事業モニター結果を点検結果報告書に反映させるとともに、事業モニター報告書を県ホームページに掲載している。</p> <p>② 施策の総合的な評価（中間評価）の取組の一つとして、平成 26 年度に経済的手法による施策評価を実施している。</p> <p>③ 施策の総合的な評価の取組として、平成 27 年 3 月に総合的な評価プレワークショップ、7 月に総合的な評価ワークショップを開催し、8 月には総合的な評価（中間評価）報告書を県民</p>

その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。

③平成25年度には、施策の前半10年の事業実績や効果に関する総合的な評価の進め方の検討を行い、平成27年度の評価ワークショップ開催や次期計画に関する意見書提出等の行程を定めたことから、今後これらを着実に進めていく上で、具体的な検討や調整に精力的に取り組む必要がある。(25)

(2) 市民事業の支援について

第2期からの新たな取組として、市民事業支援制度報告書の提言内容を踏まえ、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの部門からなるステップアップ方式の新たな市民事業支援補助金制度がスタートし、多様な活動団体への支援に取り組んでおり、④今後、新たな制度のもと、水源環境保全・再生のための市民活動の着実なすそ野の広がりを期待する。また、市民事業の段階的な発展が重要であり、調査研究はその点でポイントとなるため、活動団体が補助事業に取り組むやすい環境整備も必要である。(24)

また、平成25年度市民事業交流会では、市民団体毎のブース出展により活動紹介を行うと同時に、ワールド・カフェ方式による団体同士の意見交換会を初めて開催したことは、団体間の交流促進とともに市民活動実践上の課題把握に有効であり、市民事業を一層推進していく上で有意義な取組である。

(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

県民フォーラムについては、「事前広報」「参加者数の確保」「都市地域住民の参加が少ないこと」「参加者の固定化や世代層の偏り」などの第1期における課題点を踏まえ、平成24年度から新たな開催手法として、人通りが多くさまざまな世代層の方が行き交う場所に会場を設定し、県民が気軽に立ち寄り、施策を知ることが可能な形態(通称：もり・みずカフェ)での開催に取り組み、多くの参加者を得ている。もり・みずカフェは、都市部の県民に森や水の大切さについてPRする良い機会であるとともに、参加者の水源環境に対する考えを直接聞くことも可能な点でメリットがあった。なお、⑤県民意見集約の観点から参加者数以外の要件も勘察し、開催場所を変えて展開していくことや、ターゲットの絞り込みや新企画により新たな参加者層を開拓するなど工夫を凝らし、より幅を広げていくことも必要である。(24)

また、より県民に手に取ってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代えて、平成24年度は、森と水の関係や森の働きなど基本的な事柄を分かりやすく説明する内容の新たなリーフレット「森は水のふるさと」を作成した。さらに平成25年度は、施策の内容や成果について、親しみを持って理解してもらう目的で、リーフレット「支えよう！かながわの森と水」を作成しており、⑥今後は、配布の場所や方法についても工夫するとともに(24)、⑦事業進捗状況や点検結果報告書の内容をさらに分かりやすく伝える方法の検討などにより、県民への効果的な情報提供を進めていくことが必要である。(25)

会議から県に提出した。

④ 水源環境保全・再生に関わる市民活動の一層の拡大を図るため、市民事業支援補助金の募集時には、県のたよりへの特集記事掲載や、県NPO協働推進課との連携を図るなどした。

⑤ フォーラム参加者のターゲットを広めるため、これまで実施したことのない地域での開催や、多彩な講演内容や企画など、工夫を凝らして実施した。

⑥ 平成25年度作成のリーフレット配布について、県民フォーラムをはじめとする各PRイベントや、小学校への送付などを実施。もり・みずカフェなどでは、来場者に手渡しするとともに、県民会議委員が内容説明を行うなど配布方法も工夫した。

より多くの県民の手に渡るよう、幅広い配布先の検討を行っていく。

⑦ 点検結果報告書の内容をさらに分かりやすく県民に伝える方法として、平成26年度から新たに特別対策事業の概要や実績、県民会議による点検結果等をA4サイズ両面カラー刷りのチラシに簡潔にまとめた、点検結果報告書概要版を作成し、県民フォーラムでの配布等を行った。

県民会議委員の個別意見

※ 各事業の総括を取りまとめる過程で委員から出された意見で、各事業の総括に取り上げなかった意見や明示的には取り上げなかった意見。)

1 水源の森林づくり事業の推進

・ 山で生まれ育ち、林業に携わり、親の代から豊かな山を作る技術を伝承している県民の方々の言葉に耳を貸すべきだ。

・ 森林管理と、立木を伐採・販売してそれなりの収入を得ることを両立させるには、そのための技術が必要だ。県には、各林家が持つ森林とその林家の力量まで考えた指導などできるはずがないのだから、決め付けや不遜な態度は真み、謙虚に学ぶ態度が求められる。

・ 大きくなり過ぎた木は風の抵抗が大きくなり、傾けば水が入って崩れの原因になり、また、森林は少子高齢化すると関係者は口を揃える。「大木を放置し最小限の施業に留める」とした県の『森林整備の手引き』の広葉樹林の施業方針は疑問である。

・ 整備協定締結地では、20年という期間、森林所有者はその森林を使って後継者を育成することができない。これまで契約している森林所有者との間でも、自分で経営をしたい人に山を返す仕組み(中途解約権)や、森林を使って後継者を育てることを許す仕組み(地上利用権)が必要である。

・ 長期施業受委託契約が始まったことで、これまで行われてきた一般競争入札における「よそ者と新参者の急ぎ仕事」の「よそ者」の部分は改善されたが、今後は森林所有者と林業の距離をいかに縮めるかも評価対象とすることが望まれる。

・ 雇用・労働力・常用(フルタイム)という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消しており、それが若い意欲ある人材が流出する原因ともなっている。

・ 将来の地域を支える若い芽を育てようとするならば、作業道の指針や、道を入れない場所の指定など、基本的な決まりごとの整備が必要である。

・ 水源環境税がなくなれば林業従事者の所得水準はまた元に戻り、仕事が減って経営が成り立たなくなった林業会社は他県へ出て行き、神奈川県で働く人はいなくなる。

・ 一般競争入札で山を知らない新規参入者をたくさん入れることによって安全や品質、持続可能性が犠牲になっている。

・ 宮ヶ瀬湖上流は広葉樹林の整備箇所が多いが、事業実施前後、全体を面的にみた場合、果たして整備前より後のほうが下床植生が回復したといえるのかどうか。

・ モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおおのずと異なるはずであり、現場で施業にあたる伐採業者や現場担当者に対し、目標とする森林の状態や指標を明確に示していく必要がある。

また、広葉樹林は、生物多様性の保全の観点から、つる植物や低木林の伐採は最小限にとどめ、特に急傾斜地や北斜面では伐採は行わないなどの配慮が求められる。

・ 水源の森林づくりについて、人工林の部分と自然林の部分を一括りにするよりは、整備手法も含めて分けて説明した方が良い。

・ 標高の低い人工林内よりも、丹沢の自然林の下層植生の回復の方が大事ではないか。

・ 自然林の担当者と人工林の担当者と一緒にすることは必ずしも悪いことではなくて、これが一体となっているので、いろいろな連携も高いレベルにあるのではないか。

・ 広葉樹林の受光伐や、作業道の計画も、その土地に根ざした林業者でなければ進めることはできない。将来の地域を支える若い芽を育てようとするならば、作業道の指針や、道を入れない場所の指定など、基本的な決まりごとを整備する必要がある。

・ 平成25年度から導入された整備手法では、広葉樹の手入れを最小限にすることになっている。県民は、県の努力や試行錯誤をいかに有効に生かすかを期待しているのであるから、今後は、地域ごとの方針や、効果が有った受光伐の事例、失敗事例などを議論する場を設けるべきである。

・ もし広葉樹林の整備手法が開発途上であるのであれば、それを県民に広く議論してもらい必要も感じられる。また委員が現場を理解する上でも、整備の手引きを公開し、広く議論を起こすことが必要ではないか。そ

ここに鹿が多いのであれば、思い切って柵で囲えばいいし、同時にそれ以外の対策技術の開発も進めるべきである。 今後は、最小限の手入れで効果が上がっていないなど、改善する現場の洗い出しや、手直しの計画が必要である。

- これまでの事業モニターで、目標林型に向けた施業方法に対して、識者からより効果的なやり方が他にもあるのではないかという指摘が少なからずあった。前例が乏しく地主の意向もあるので慎重に進める県の姿勢も理解出来るが、貴重な水源の森林の将来に影響することなので、実験林を設定して試行するなど、目標林型への誘導により適した施業手法を模索すべきで、そうした研究の場を設けることを提案する。
- 労働力の定着の観点からも、林業事業体の安定的な受注体制の確保を図るため、森林整備業務の包括的な発注の拡大を検討していただきたい。
- 森林整備の水質面での効果に関しては、アオコ発生元であるダムに入ってくる栄養塩の量は、森林を整備して減る量は微々たるもので、基本的には生活排水が一番主なものであるが、飲料水のレベルよりもっと質の高い水を供給出来るところにターゲットが置かれているという形で考える必要がある。
- 丹沢の広葉樹林の下層植生が少ないのは、シカ等の事情の厳しさを示していると読み取れ、努力をしても外力のために現状は厳しいとの見方もあり得る。
- モニタリング結果について、その内容、形式が評価する上で十分とは言えず、モニタリング方法の改正が検討課題である。今後、事業の評価及び報告を行うための新しい調査として、全ての整備箇所について、①整備直前の林相（林況）、②整備内容（整備を繰り返したらその履歴）、③整備直後の林相、④整備後（3～5年後）の林相、を台帳として記録し、基礎データの収集を行う必要がある。
- モニタリングの指標として用いる開空度の基準については、事業を実施してどのように植生が変化し、回復したかの結果に基づき設定する必要がある。
- 森林整備状況については、例えば航空写真を活用するなど視覚に訴える情報を提供し、県民に分かりやすく説明していくことも必要である。
- 間伐が進み、手入れされた森林が目立つようになってきていることは県民目線でも分かり、評価出来る。全体計画 20 年間の半ばに近づくに従い、さらにそのことが顕著になると思われるが、計画期間満了後、または整備後の将来の検討を念頭に入れる時期になっていることも留意していただきたい。
- 広大な面積の水源林が確保され、整備されつつあるのは評価できるが、水源林の大半は契約期間があり、それが満期を迎えた後はどうなるのかが心配である。かながわ森林塾を修了した人材が未永く林業で活躍していくには確保された水源林の存在が欠かせず、そのような観点からも長期施業受委託のような長い期間にわたって森林の面倒が見ていけるシステムが必要である。
- これまでの取組における不足点は、森林で働く人の後継者がどれだけ増えたかの視点であり、20 年後が終わったときに、何人が育っていれば、あるいは何人が事業を始めていけば、何人の後継者が生まれればこの状態は解消して、それに向けてどう人材や産業を育成したり、仕組みをつくったりすることが可能なかを示すことが問題の解決になる。
- 県が 20 年の契約で所有者から借り上げる仕組みは、森林と所有者の距離は離れるばかりで、将来に何も残さない。県は、公助にしかできないことに徹し、その後の進む道は自ら選ばせるしかない。
- 神奈川県は本格的に森林の公的管理の道を進んできたが、その後超過課税を導入したどの県も、森林組合の活性化、森林所有者からの一時的なバトンタッチ、高標高の往復するのも大変な森林の支援などの条件を付けた上で助成をしている。神奈川県は、7 年を経過したこの時点においても、日本一金のかかるやり方以外の道をつけることができていない。
- 本事業の目的と県の役割は、整備の手が入らない森林が増えすぎた状態を緊急避難的に県が管理しながら（公的管理）、県が管理しなくてもいい状態に移行させることであり、県の管理を継続していくことを前提とするものではない。第 2 期も後半に入り、それぞれの地域の森林を責任を持って管理する主体を決めていかないと、集中豪雨などの自然災害にも備えられない。水源地域に森林を引き継ぐ者をいかに育てるか、山を強くする最短の道である。
- 行政の行う使命（公助）の第一義とは、自助の促進である。県は、20 年の計画が終了した段階で、自律的に森林経営を担う後継者が育成されると共に、後継者を育てる仕組みが整備されていなければならない。現在のように一般競争入札を続けていて、果たしてそれは実現するだろうかという議論を県や県民会議で行うべき。
- 県が前面に出て森林整備を行うことで、多くの試行錯誤と共に、手法の開発が進んでいくことはよいことであるが、それをどう地域や森林所有者に還元し、最大限活かされるかを考えると、現行の入札方式は必ずしも適した方法であるとは言えず、今後は林家自身の施業への参加のあり方が課題になる。
- 持続可能な森林は、林業会社のような事業体とその従業員のような、フルタイムの人材だけで維持するこ

とはできない。県が借り上げ、業者に伐らせるだけの単純なやり方では、そこから細かく収益を上げるノウハウは生まれず、後継者も出ない。今の一般競争入札のやり方では、地域の自立的な判断力や裁量を奪い、後継者の芽も摘んでいる。

- ・ 一次産業の再生は、まさに経営者の発掘と育成であり、企業や役所など組織の手垢のつく前の孫世代の若者を最初から経営者として育てる方が、よい後継者に育つことは全国各地で立証されている。
- ・ 森林整備をすれば、森林からの蒸散量は一時的であっても減るが、森林と材木の価値は上がる。また一次産業では、良好な環境がなければ次世代に渡すことができないのであるから、一次産業が健全であることは、税金を投入することなく良好な環境を維持する上で最も有効である。
- ・ 外国から安い材が入ってきて売れなくなったことは原因でなく、現象に過ぎず、森林が荒廃に至った原因についての議論を十分すべき。
- ・ 施策の企画や実施のあらゆる段階において、そこに女性の視点があるか、女性が水源地域に魅力を感じるようになるか、という視点による点検が求められる。
- ・ 森林施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県の良いところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。

・ 森林塾で教えられていることは、公共工事の請け方と伐採・搬出・植林だけである。育林も販売も流通加工も商品化も市場開拓も教えていない。山の歴史やその後の山の管理もわからないと信頼される山のプロにはなれない。今から経営者を育てる方向に転換すべきである。

・ 平成 24 年度以降だけでも、森林塾の受講生が研修中に掛かり木の処理中に事故に巻き込まれたり、伐採現場で働いていた林業会社の社員が若い命を落とされた。県が今の体制で森林塾を行う限り、安全指導の資格はない。

・ 安全文化の第一は、現場の整理整頓と情意管理であるが、毎年、森林塾の授業参観をした限りでは、そういう指導はなされておらず、県の職員のこれまでの言動を見る限り、職場の安全管理を指導できる水準に達している者はいないと感じている。

・ 現場においても、県の指導基準の曖昧さが至るところに感じられる。長期施業受委託契約の森林を見学した際、現場のゴミの片づけが終わっておらず、作業道幅員も不規則で、多くの立木には傷があった。雑な整備が気になって関係部署に確認したが、そのことに関する問題意識はまるでなかった。

・ 脆くて崩れやすい丹沢の山々には、精緻で強固な作業道が必要であり、県は道幅基準の意義を形骸化させてはならない。

・ 長期施業受委託契約には、作業道で余分に削り過ぎた部分の原状回復や崩落による損害賠償に関する定め
の記述が必要である。

・ 国定公園が広がる丹沢山地に、ガラス片が混じった再生砂利の作業道が増えており、品質基準の見直しが必要である。

・ 間伐率と搬出量に応じて支払う仕組みに問題が凝縮している。東丹沢と比べて西丹沢は路網がない分だけ、搬出も難しく、同じ制度の下で林業をしても、受け取れる助成には不均衡も生じている。山梨県や鳥取県のように、県の助成金支払い条件を作業道幅員 2.5m までと規定すべきである。

・ 県には、助成を受ける事業者の経営全般についてや、水源環境税終了後も健全に事業を維持継続できるだけの体質強化が進んでいるか、正確に把握する能力が求められている。各事業体が今後も今の経営を維持できると考えているなら、県の見通しは甘い。

・ 県は、これまであまりにも森林の公益的機能を強調しすぎているが、人工林が循環利用され持続可能となるためには、①林業が健全に行われることが前提であり、②健全な林業が行われた結果、公益的機能も高まるのであって、経済性(材価の安定)なくして持続可能であるはずはない。

・ 国が拡大造林を進めた時代、同様に県内でも人工林を拡大し、人工林にすべきでない所まで人工林にしてしまったことは県の失政でもある。こうした経緯や背景を県民にきちんと説明し、地域の意見に従って対策を進める必要がある。

・ 県の森林整備は例外なく入札にかけられているが、森林組合が地域の森林の履歴を管理できなければ、次世代への責任を果たす地域の中核組織としての役割を果たせない。

- ・ 森林塾における女性の参加は平成 24 年度からであるが、一人も定着していない(男性がやめる率は低い)。最低限女性が相談できる女性職員の配置が不可欠であるし、選考や研修のどの過程に問題があるかを森林塾運営委員会で十分に検証すべき。

- ・ 林業における女性の視点や、現場における女性の存在は不可欠であり、トイレひとつとっても大変な女性の士気向上に配慮すると共に、現場の人間関係やセクハラ対策には、細心の注意を払わなければならない。
- ・ 戦略的に森林を考える上では、女性の視点も欠かせない。森林塾運営委員会や森林塾にも戦略的に女性を配置して、女性が活動や相談がしやすい体制を備える必要がある。
- ・ 森林塾生はほとんどが無職であることを考えると、研修後半は就労した場合と同じペースで研修し、カリキュラムは同じでも早めに研修を修了させるような研修日程の見直しが必要ではないか。
- ・ 森林塾は、森林の将来を切り拓く人材を育成する以上、平成 39 年度以降も視野に入れて森林と林業が目指す姿と、そこに求められる人物像を明確にする必要がある。また希望者の間口を広げるためには、土日集中コースの開設を検討すべきである。
- ・ 林業会社の多くは零細で、受け身で余裕のない経営になっているのではないか。森林塾の卒業生には、そうした現場の現状を自ら打開し、将来の見通しを立てることが求められることから、指導内容に組み込む必要がある。
- ・ 森林塾は、最盛期に必要な 400 人の労働力の目標を、平成 29 年度以降は毎年 311 人と試算しているが、林業会社はこれまでの卒業生の受け入れによって、すでに若い世代への交代が完了し、これ以上の常用労働力を受け入れる余力はない。今後は税の終了に向けて、森林経営者の技術向上や、自伐型（副業型）の若手人材の育成に方向を変えていく必要がある。
- ・ 本来林業は時間の制約を受けにくいことが魅力であり、都市部の不安定な雇用に振り回されている今の若者達には、継続的に仕事がある副業としての林業は見直されている。雇用・労働力・常用（フルタイム）という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消しており、それが他県に意欲ある人材が流出する原因ともなっている。超過課税がなくなった後に求められる人材は、被雇用者ではなく、森ともう一つのフィールドを行き来する経営者であり、森林塾もこうした若い世代に対応し、土日集中型の設置などを検討する段階に来ている。
- ・ 林業の副収入となる罾の免許の取得機会は、森林塾にも設けるべきである。折角山へ行って、木を伐ってくるだけでは生産性が低い。一度山へ入ったら、そこにはいろいろなやるべきことがあり、それがこなせるのが本当のプロである。
- ・ 仕留めた鹿を下す作業は高齢化した狩猟者の負担は大きく、森林組合の職員の間にも、それを補うためにも、総合的に森林を管理していく上でも、罾の免許の取得機会を増やして欲しいとの要望があり、森林塾でも、罾の免許取得支援は必要である。
- ・ 森林塾は、総合的に森林を支える担い手の育成の場とし、シカなどの野生生物についての知識や、狩猟免許を取得出来るような指導も必要である。特に、整備した森林がシカの食害にあう現状を自ら打開出来るようになれば現場の意欲を向上させ、シカ肉や毛皮を臨時収入とすることも可能である。
- ・ 県内の林業会社と森林組合の約 8 割にはホームページがなく、林業のフェイスブックも 1 つしか存在しない。そこで働く若者が、季節折々の山の姿や、工務店・消費者に向けて地域材の魅力を発信することで、全国に多くのファンと、林業の最新の情報を獲得している。川上と川下、横の関係を結ぶ上で広く情報を得ることは欠かせないし、卒業後に課題にぶつかった時に、彼らを救うことになる。森林塾は、彼らが生きていく上で必要な技術を身につけられる場であって欲しい。
- ・ どこにどんな材の需要があるかがわかる ICT の遅れは、材価の低迷の一因でもある。森林塾では、情報の取り方、読み方、材価の主導の仕方なども教えていくべき。
- ・ 森林塾生には、丹沢という脆い山で生きていく以上、事故の危険はつきものであることを前提とし、常に仕事のあり方を見直す謙虚さを学んで欲しい。

2 丹沢大山の保全・再生対策

- ・ シカの生息数の増加は、結果として森林の水源かん養機能、ひいては治山治水機能を棄損することになるので、水源の森林エリア、丹沢大山エリアや地域水源林に限定せず、全県にわたり早急にシカの頭数管理を行うことが必要である。また、シカの生息地域に県境はないので、隣接する都県と連携して取り組むべきである。
- ・ シカの生息数については全体的な実態把握は困難なことはわかるが、地域が育んだ実なる樹木を県が伐ってしまったことで山が貧しくなって獣が山の上や下に出て来ざるを得なくなっていることも想定されるので、山の整備状況と標高別の生息状況が見えるような調査も必要である。
- ・ ワイルドライフ・レンジャーは危険を伴う厳しい仕事であるが、1 年契約で生活の保証もない。専門職の非正規雇用拡大の実態は今も放置されている。
- ・ ワイルドライフ・レンジャーは 1 年契約で、鹿の捕獲だけに特化していて、長期的に山を見る勉強の機会

が少ない。長い経験を積んで、真の山のプロとなれるよう応援してあげて欲しい。

・ 未熟な技術での罠設置により、錯誤捕獲や人身事故に至る事故が各地で起きている。安易に罠猟を推奨するのではなく、地元猟友会など地域で狩猟に従事してきた方の意見を十分考慮したうえで検討すべきである。

- ・ 猟友会の高齢化・後継者不足などの課題がある中で、管理捕獲を単年度契約のワイルドライフ・レンジャー（非正規雇用）の継続で急場をしのいでいる状況であり、管理捕獲技術の伝承が課題である。丹沢大山の保全・再生の基盤を支える管理捕獲技術を外注しているところにと組の脆弱さが感じられ、職員自ら率先して管理捕獲の技術を身に付け、業務を執行する姿勢や気概を持つことが必要である。
- ・ 罠猟は、体力の低下した高齢者でも経験の少ない若者でも容易に参入できることから、森林組合や林業会社などの森林従事者に罠の免許の取得を奨励すれば、狩猟従事者の間口を広げることができる。
- ・ シカ対策として、森林塾に対策の単元をつくり、卒業までに狩猟免許まで取れる仕組みにすることで、担い手の若返りと同時に、シカの山からの搬出費節減が可能である。
- ・ 撃った鹿の利活用を進めるためには、既存の食肉事業の一環として加工ラインを設けることが最も効率がよく、県はそうした事業者への助成を検討する必要がある。
- ・ 現在検討中のブナ林の立ち枯れ対策は、ブナハバチの捕獲や薬物投与以外の方法が見つかっていないが、枯れた木そのものをよく調べて原因と対策を検討し、木の自然治癒力や体力の減退の原因を取り除く技術を開発した方が、永遠に薬物使用を続けるよりも副作用がなく、木の体力を奪わず、経費も安いのではないだろうか。
- ・ ブナの立ち枯れの原因調査のモニタリングが行われているが、未だ明確で有効な対策が打ち出せているとはいえない状況であり対策を講ずることが必要である。ブナハバチ対策の前段階として、土壌に手を加えた場合の効果を見るために、実験林あるいは実験木の設定を提案したい。
- ・ ブナ林の調査研究は、専門知識と技術が必要な分野であり、研究成果が出るまでにある程度の期間が必要と思われることから、長期のプロジェクトを遂行するために、研究員の体制強化が必要と思われる。
- ・ 丹沢大山の自然再生が掲げるビジョンは「人も自然もいきいき」であり、森林で働く人や産業の活性化も含まれているが、人間の森林への関与をどう多様化・多角化し多面的に取り組むかという試みは絶えず求められる。

3 溪畔林整備事業

・ 5か年計画に対する予算執行状況では平成27年度で累計172.4%と大幅に超過している。平成28年度予測を含むと209.3%と予算に対して2倍の実績となる。故に、事業費が計画に対して超過した事業内容がわかるように、事業項目毎の執行状況を明確にし、今後の溪畔林整備での整備方針、予算立てに生かすべきである。

・ 「溪畔林整備の手引き」ができて、過去の経緯や今後その手引きが活用される見通しの説明がなければ、効果は限定的である。

・ 溪畔林は最も攪乱されやすい場所であり、所有していてもお金を生まないから、整備の手引きが作られても民間でそれが現場に使われるのは、水源施策の期間の10年であり、その後の維持管理をどうするのかも不明である。

・ 現場の士気向上のためにも、この調査研究の担い手は、超過課税終了後、どのように一般会計へ引き継がれるのかという議論が必要である。また、今後それを引き継ぎ、率いていく人が誰なのかも明確でない。

・ 現場の調査研究の効果を市町村に生かしてもらおうというのは簡単だが、県と市町村の関係や、その活かし方をどう伝え、その後も連絡をとりあう仕組みまで含めて開発する必要がある。

- ・ 植生保護柵の設置が重点的に行われているが、この柵は倒木によって網が破損したり、沢の増水で金網や支柱の下部が洗われてしまい、その役目を果たさなくなることがあるので定期的な点検・修理が必要である。
- ・ 東丹沢の溪流にも、溪畔林整備が必要と思われる崩壊地やヒダサンショウウオ、ナガレガゴガエルなど希少生物が分布する沢があるため、土壌保全や生物多様性の保全に効果が得られているようであれば、対象範囲を拡大、あるいは見なおすなどして、事業の推進を図れるとよい。
- ・ 事業を積極的に進めたいが、事業対象区域を明確化するとともに、指標追加などモニタリングの規模をもう少し拡大していただきたい。
- ・ 周辺環境に配慮した治山事業が実施されているため、同一地域内の事業であれば溪畔林整備の中に組み込み、一体化して進めたい。
- ・ 治山治水工事とその後の森林整備とが矛盾しないよう、双方の計画をよくすり合わせて行うことが大切である。

- ・ 溪畔林整備は新しい概念の事業であり、生物の生息環境等について新しい基準や考え方が出て来ていることを踏まえ、それらも取り込みながら実施していただきたい。
- ・ 評価の質的指標である「植生が回復し、土壌が保全されている状態」について、事業の目的に「水質浄化」「生物多様性の保全」を謳っているならば、「水質」や「生物相」の指標を設定し、モニタリング調査をすべき。
- ・ 保護柵などを設置する際に、人通りのある箇所においては、水源環境保全税で行っている旨の周知に努める必要があり、県民に税金が使われていることを一目で見て、知ってもらえる表現方法も併せて検討する必要がある。

4 間伐材の搬出促進

・ 平成27年に原木市場を拡張し受け入れ態勢を強化したが、むしろなんでもかんでも秦野と相模原に持ってこさせるような非効率を止めて、津久井と都留、山北町と小山町のように、互いに補完関係にある川上と川中が有効に機能するように仕向けることの方が大事であり、助成対象を県内事業者に限定せず、木材文化を共有する地域内で有効に働くように制度を工夫すべきだ。

・ 県がB材としている材でも、構造材として充分通用する材はたくさんある。今どきの住宅は、木を見せるところが殆どないし、マンションであれば柱すら使わない。節があるかを気にして、いい木を粗末にすべきではない。

・ 日常から木に親しんでもらうことが将来の需要を創出するのであるから、産地に最初に誘致すべきは、設計事務所ではなく、デザイナーや木工作家である。

・ 森林の再生と循環利用を進めたいのであれば、材価を上げることに専念するしかない。あと10年で助成財源が一気に減る前に、事業者の経営基盤を安定させる必要がある。

・ 現在、県が林業の振興の目安としている数値目標は、年間搬出量(m³)しかないが、もし本当に山をよくしたい、林業をよくしたい、と思うのであれば、掲げるべき目標は、カスケード利用の度合いや、有効利用や優良材の普及度合いなどでなければならない。

・ 「神奈川産材」というだけでブランドになる訳ではなく、そこには更にきめ細かな対応が必要で、県の職員自ら、自信を持って積極的に売り込む気概が必要だ。

・ 今は流通の中心は自動車道であり、相模原の川中は山梨県、川下は中央自動車道の先の新宿。丹沢の川下は東名高速の先の青葉、麻生、世田谷～目黒一帯ということになり、営業対象は、その地域で活動する工務店や設計事務所、木工業者や雑貨店ということになる。

・ こうした地域に元々あった流通加工の流れを県が否定し、林業センター中心の仕組みに作りかえてしまったことで運送経路が変わり、効率が下がり、製材所の経営まで成り立たないような状況をつくり出してきた。

・ 一般会計で行われる事業の焦点がずれているために材価は低迷しており、この状況において、一般会計よりも多額である水源環境保全税を使って搬出助成を行っても、更なる材価の下落を招くだけである。

・ 多くの東京都民が丹沢大山を訪れ、ファンもたくさん獲得している。東京という日本一の消費地に最も近い林業地という最も恵まれた場所にあるので、その優位性を生かすべきだ。

- ・ 間伐材の搬出促進に水源税を使うことに違和感を覚える意見もあるようだが、間伐により水源涵養機能が高められ、その木を使うことで森林の役割が発揮できるものとする。県有林や公社造林と違い一般的に水源林は保育が不十分で形質の悪い木が多く、材価も低いので、補助金が無ければ水源林の搬出はかなわない。
- ・ 水源の森林の多くを占める私有林の水源涵養機能を将来にわたり保全していくためには、森林所有者が持続的に森林に手を入れて経済に成り立つ仕組みの構築が欠かせないが現状はそれが困難な状況にある。間伐材搬出促進事業はそこに手当をするものであり、将来の森林資源の利用に不可欠な木材流通インフラの存続と搬出技術の継承だけでなく、水源林を継続所有するモチベーション維持の点が必要であり、将来の神奈川の水源林保全に資するものである。
- ・ 税金を用いていることから、森林の所有者あるいは事業主が搬出支援を受けたことでどれだけ恩恵を受けているのか情報開示が求められる。継続すべき事業なのか判断するためにも、搬出支援の実例により市場での有用性を具体的に開示する必要がある。
- ・ 材の搬出量を表すだけでなく、その内容や課題、一般会計で行われている施策と有効に機能しているかどうかを、一覧できる状態になっている必要がある。
- ・ 間伐材の搬出促進は、技術面及び経済面から見た際に、水源環境の整備事業とは少し質が異なるものであ

って検討が必要である。

- ・ 間伐材の搬出促進が水源環境保全に貢献する体系図が描けず、投入される税金と効果の説明などの点からも水源環境保全税の性格を分かりにくいものにしており、特別対策事業としての継続も含めて事業のあり方の検討が必要である。
- ・ 夏場の搬入が少ないから搬出時期を平準化させると言うが、林業における収穫は秋冬であり、木が成長している最中の真夏に伐採を行うことは、材と産地としての評価を維持する上でも、よいことではない。
- ・ 事業のモニターにおいて、水源税の目的に照らした評価が困難であることが課題である。
- ・ 架線集材技術の復活のためには、地域の自伐林家に向けて、森林整備に高額投資は不要で、集材のための新しい道具も開発されているので小額投資で気軽に参入できる道が確立されていることを積極的にアピールする必要がある。
- ・ 架線集材技術を復活させたいのであれば、まず作業道をつくる上での指針が必要であり、道もない所では架線集材は行えない。特に丹沢の西側は、林道の整備が遅れているだけでなく、一般会計の財源不足によって通行止めになったところが復旧しないために林業も再開できない状況がある。
- ・ 材の評価が、柱がとれる、節が少ない、A材B材C材という画一的な評価は、建築や日用品市場の価値観から20年以上古い感覚である。神奈川県では、虫が入っただけで材がチップにされてしまう現状はあまりにも努力が足りないし、森林経営が不健全になっても当然と言わなければならない。アンケートを実施してみればすぐにわかる事だが、柱がとれる材がよい材だと答える人は少数派であり、ほとんどの人は、身近に置きたい地域の木の製品は、日用品や家具だと回答するはずである。
- ・ 地域材は、その地域の気候に応じた調湿効果や健康効果があり、また世代を越えた繋がりや社会貢献というかけがえのない付加価値を持っている。そうした木を求める人を探し、住宅資材を販売することはプロダクトアウトであるが、住宅資材ではなく、顧客層の嗜好を把握し、最初は家具や日用品などから入って嗜好を把握した上で住宅資材の需要に繋ごうとすればそれはマーケットインである。このプロダクトアウトとマーケットインという二つの考え方を理解していなければ、柱がとれない材の価値を見出してそれをお金に代えるノウハウも、その流通経路を開拓する技術も生まれにくい。材価安定の実現とは、そうした過程を一つ一つ獲得した先に起こる必然である。
- ・ 間伐材の出口は主に合板とよくある規格材であるが、全国規模で産地間競争が激しく、相場が下がりやすいので、林業者の意欲も高まらない。ハウスメーカーとの差別化に苦勞している町場の工務店や設計事務所が顧客に提案しやすいように、厚手のフローリングとその穴埋め材、壁材、大黒柱となる長尺材など、丹沢大山ファンのための適切なブランドの企画が必要である。
- ・ 県が想定している材の出口は、柱と合板とチップであり、全国規模で産地間競争が激しい上に、相場の影響をまろに受ける。大手に市場を奪われ続け散る街場の工務店や設計事務所が求めているのは、ハウスメーカーとの決定的な差別化であり、顧客に産地・銘柄・人柄を提案するために必要な情報であるが、神奈川県の材木では、トレーサビリティの意義や認証材との差別化も不明である。
- ・ 地域内の出先施設の廃止は経費の上からやむを得ないところもあるが、そこで森林整備技術の修得を行ったり、薪ストーブや薪ボイラーなど、地域の材を活用したり、通年の出口としての機能が果たされていれば、それによって森林で働く人が増え、人口減少に歯止めをかけるなどの効用も期待できた。廃止を決定する前に、広い視点から地域と施設のあり方を反省し捉えなおす作業が必要である。
- ・ 水源環境税の導入に至った大きな理由が、森林に後継者がいないことと、材価が安くて林業が単独では成立しないことであつたはずで、県には、材価を安定させ、他の職業との両立が可能な業態を創造するために、全力で挑む責任がある。

5 地域水源林整備の支援

・ 水源環境保全税が市町村の林務体制の弱体化と同時に、地域社会が林業を軽視するという弊害を起こしており、地域と森林との距離を遠くしている。また、森林整備は県がやることという風潮になり、市町村の林務は逆に手薄になっており、市町村と森林の距離を遠くしている。

だから、県は市町村に対し、人的な支援を行い、森林の整備計画や、作業道の指針づくりなどへの協力に向けて職員の技量向上を図り、広い視野と信念を備えた指導者の育成を図ることを優先すべきである。

- ・ モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはずであり、市町村担当者や現場で施業にあたる伐採業者、現場担当者に対し、目標とする森林の状態や指標を明確に示していく必要がある。

また、広葉樹林は、生物多様性の保全の観点から、つる植物や低木林の伐採は最小限にとどめ、特に急傾斜地や北斜面では伐採は行わないなどの配慮が求められる。地域の現場に即したこれまでの技術伝承も大切にしながら、きめこまやかな施業を行っていただきたい。

- ・ 県では支援の届かない細部まで行き届いていると思うが、市町村には県のように林務専門の人材が乏しいため、効果的な整備の設計を行う上で、金銭面だけではなく、技術面での県からの支援が必要である。
- ・ 市町村と県が事業を通じて交流することで相互に刺激を与え合い、新しい整備手法や問題解決方法が生まれることが期待される。
- ・ 高齢級間伐については進捗率が低く、長期施業受委託方式などへの移行を図り、一層の促進を図ることが課題である。
- ・ 森林整備においては、人工林の整備が中心で、自然林にはほとんど触れられていない。ダム下流域の人家周辺の人工林を整備して、そこで水質改善とか水の安定供給というのは、理屈としては成り立たないのではないかと。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

・ ダム湖下流域における生活排水が河川に流入することによる水源水質に与える影響が今後の課題としてあげられており、今後の水質保持・向上に期待が持てる。具体的にどのようなことがあげられるか次年度の報告書では明記して頂きたい。

・ 河川の連続性や生き物の往来を阻害している魚道のない古い堰堤に魚道を設置し、本来の生物の生息環境を確保する必要がある。その成果が誰の目にもわかるようになれば、観光にも学習にも力が入る。地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる事業である。

- ・ 平成26年度のモニターで大多数の委員が改善を求めた、松田町寄地区内で排出先が県の管理する川か町が管理する川かに分かれているために一体的な対策を妨げている問題は、いまだに議論されていない。早急に議論の場を設ける必要がある。
- ・ 平成25年度に作られた「生態系に配慮した河川・水路等の整備指針」は、市町村の担当者にも地域の住民にもわかりやすく、官民が一体となって地域の誇りを取り戻し、地域の身近なところで共に美しい故郷をつくることに参加しやすくしている。
- ・ 生態系に配慮した河川・水路等の整備により、生物が増え、作物がよく実るなど成果が誰の目にもわかるようになれば、観光にも学習にも力が入る。地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる。
- ・ 河川の改善は、公助以外では行うことができない。県は手本を示し、市町村に対し、水源環境にふさわしい河川と水路のあり方や、構造、技術を示すことが大切である。
- ・ 元来、河川や水路は人工物で整備をすれば、浄化能力はなくなり、景観、生態系へのダメージのほうが高くなる。河川や水路を整備するのではなく、原因である生活排水対策や周辺の緑地対策のほうが効果が高い。モニタリングで見てきた限りでは、効果のある整備は見ることができなかった。今後の検討が必要である。
- ・ 直接浄化対策は一時的な対処であり、水源環境保全・再生の趣旨からみて除外してもよいのではないかと。
- ・ 県は各市町村からの事業予算請求額を調査もなく予算執行をせず、十分に調査する必要があるのではないだろうか。河川整備後の維持管理までの予算を考慮していない事業が多く、予想以上の経年劣化がみられる現状にある。地域のボランティア頼みで河川の維持管理を行っている所ばかりで事業自体の必要性の有無を考えさせられるものが多い。
- ・ モニタリング調査結果の工事をした箇所の水質で、BODが良くなった所もあれば悪くなった所もあるのを見ると、短い期間だけで追いかけていくのは難しい。モニタリングはどれ位の期間継続したら良いのかということも書いておかないと、ここだけ見ると悪くなっているのではないかと短期的には受け取られるものもあるので、モニタリングの仕方というも課題である。
- ・ 個別の事業モニタリングが、最終的に11番事業の水環境モニタリングと一定程度整合し、例えばBOD以外に平均スコア値や栄養塩の値なども併せてモニタリングすると、事業効果を明確に示す上で有効である。

7 地下水保全対策の推進

・ 水質保全や地下水汚染対策を実施した結果としての数値目標が明確になっていないので、定量的な効果把握ができないのではないかと。

・ 足柄平野での調査・研究の成果とこれまで行われた事業モニターの結果を、県民会議のホームページから

同じ事業のくくりの中で見られるようにする必要がある。

- ・ 市町村による汚染源の特定・対策や正確な涵養を容易にするためには、地下水の実態の正確な把握が有効である。温泉地学研究所との連携を通じて市町村の意識向上を期待する。
- ・ 対象地域の中で、地下水の実態が未解明である地域を重点的に調査し、市町村が独自に、汚染源の特定や対策を容易に行えるまでの支援を行うことが大切である。
- ・ 水源環境保全税を投入している以上は、汚染原因や原因者による対策の調査などを踏まえ、水質浄化の観点からの有益性のみでなく、公平な費用負担の観点からも事業の評価・検討が必要である。
- ・ 飲み水としての地下水に加え、現在の大規模な豪雨をもたらす気象状況を考慮し、平地での水源かん養を高める対策を検討する必要がある。
- ・ 地下水の保全にとって農地の水源涵養・水質浄化機能も重要であり、農地の維持を図るため、農地、水路等の適正な維持管理活動への支援の検討も必要である。
- ・ 秦野市内には、多くの湧水があり、市民のほか多くの観光客も利用しているが、利用者のマナー向上のための普及啓発や利用者からの協力金徴収などの市町村の取組を期待したい。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

・ 下水道普及率の進捗が低いのは、市町村が主体となって実施する末端の下水道に接続が進まないことが原因と考えられるが、高齢者や居住者の少ない宅地からの接続は早期に実施することは難しいと判断されるので、地域の実態把握による現実的な目標に見直して効果的な計画促進に繋げて頂きたい。

水質浄化目標値が明確になり、水質目標達成が可能であれば下水道普及率 100%でなくても良いのではないかとと思われる。

・ 県は、ダム湖の上流地域に平成 38 年度末までに生活排水処理 100%という実現不可能な目標を長く見直す機運がなかったが、平成 29 年よりこの硬直した目標から、生活排水処理率に視点を変える方向に見直しが進んでいることは適切な対応である。

・ また、浄化槽の申請が多いときは浄化槽を、少ないときは下水道と、弾力的な対応に転換したことは現実的な対応で評価できる。

・ 過疎が進む地域に下水道と高度処理型合併浄化槽以外の選択肢を与えないという傲慢な目標を、生活排水処理率に修正し、順応的管理が機能した稀有な例として評価するが、修正に 10 年も要したことは、県の順応力の低さを証明することにもなっている。

・ 目標達成度合いは、単純に生活排水処理率で表すべきである。高度処理型でなくとも元々基準を満たす合併処理浄化槽を利用しているお宅の場合は法律に違反している訳ではないし、浄化槽の高度処理型への転換や下水道接続は、助成があってもそれなりの費用がかかるので、地域の自主性に任せるべきである。

・ 生活排水対策が遅れている地域をなくすという相模原市のねらいも、水質の面で見れば有効と言えるが、総合的な判断は、相模原市の皆さんがどう考えるかが最優先であって、県が目標を押し付けてよいものではない。

・ 複雑な地形を克服するために設置するマンホールポンプは維持費が高く、これを更に拡大すれば、下水道使用料で維持費を賄うことは不可能だ。また、マンホールポンプを多用した下水道の仕組みは経費もかかるし、停電等システムの安定性には不安が残る。

・ 県は人口密度が低く過疎が進むダム湖の上流を標的にしているが、ダムと取水堰の間にはもっと人口が多く、優先的に対策すべき地域がいくつも存在している。ダム集水域というだけで、長期に費用負担が大きい下水道の助成を推進する事業の意義はあまり感じられない。

- ・ 少子高齢化に伴う税収減などの今後の整備環境を見据え、整備を加速して、県の助成制度がある平成 38 年度までに整備出来るよう計画を検討する必要がある。
- ・ 整備促進により生活排水由来の汚濁負荷を軽減出来る面は有益性があるが、設備の維持管理コストの増加についても考慮し、コスト軽減のための受託企業選択、代替方法等を検討する必要がある。人口減少や超高齢化社会の影響による社会保障費増大など、今後の社会状況も踏まえた包括的な事業計画が必要であり、市町村の財政負担が増加することで県や住民への費用負担を求めることがない計画的な整備促進が求められる。
- ・ 下水道整備は、将来にわたって自治体の財政の負担となる性格の事業であることから、計画の見直しを検討している市町村を支援するメニューとしての、コミュニティプラントへの切り替え助成や、戸別浄化対策に資する新たな技術の開発を急ぐことが期待される。
- ・ アオコ対策として行っている事業であり、窒素、リン濃度の軽減による効果や特にアオコ発生頻度での効果等の計測結果について、結果が必ずしも直ちに効果として現れるものではない旨の説明も含め、示していた

だきたい。

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

・ 県は、ダム湖の上流地域に平成 38 年度末までに生活排水処理 100%という実現不可能な目標を長く見直す機運がなかったが、平成 29 年よりこの硬直した目標から、生活排水処理率に視点を定める方向に見直しが進んでいることは適切な対応である。

・ 過疎が進む地域に下水道と高度処理型合併浄化槽以外の選択肢を与えないという傲慢な目標を、生活排水処理率に修正し、順応的管理が機能した稀有な例として評価するが、修正に 10 年も要したことは、県の順応力の低さを証明することにもなっている。

・ 県が求めてきた「高度処理型合併処理浄化槽」は、維持管理費用が高く設置している市町村や個人の負担が大きいが、人数が少ないお宅が 2 軒で 1 基の 5 人槽を共用したりするなど工夫することにより、処理効率も向上するし、既存の浄化槽よりも維持管理費が安くなり、高度処理型への移行が進む。

- ・ 既に基準に適合した合併処理浄化槽を設置しているダム上流域の事業者・住民に対して、既存の設備に代えて下水道料金よりも高額な維持管理費用が発生する最新設備の設置を推進することには課題がある。
- ・ ダム湖の上流は高齢化と過疎が進行してきた地域が多く、介護や後継者の問題を抱え老朽住宅に暮らす方々にとって、高額な浄化槽への転換は負担が大きいなどの地域の実情が課題としてある。
- ・ 浄化槽は、頻繁に買い替える品物ではないので、新たに購入する際の助成が用意されていればよく、目標を立てて進めるような事業ではない。まして建てて間もない新築同様の建物で、既に基準を満たした合併浄化槽が設置されているのに、さらに高度処理型への付け替えを求めることは厳正を要すべきである。
- ・ この事業の目的は、富栄養化したダムの水質改善事業であるから、目指すところは水質であり、高度処理型合併処理浄化槽普及台数であってはならない。
- ・ また 100%普及させるという目標は、高度処理型以外の水質浄化策の選択肢の排除につながっており、それが、地域の実情把握や、他県で進められているような多様な手法の開発の遅れにも繋がっている。
- ・ 県は、地域の実情に合わせた手法や技術の開発を支援し、地域の付加価値を高めるための役割を果たすことが求められる。
- ・ 遅れている事業の加速の視点で考えれば、酒匂川上流のキャンプ場群において無処理で川に垂れ流し続けている事例への対応こそ、優先して取り組まれてよいことである。
- ・ 取水堰は河口近くにあることを踏まえ、対策地域をダム集水域に限定せず、2つの河川全体を見て課題の部分に集中して対策が行われるべきである。現実的には中流～下流の方が人口が集中し、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所も多く、今後はこうした対策に取り組む意欲の高い自治体への支援に視点を変えた方がよい。
- ・ 事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、上流域に関して対象地域の検討が必要である。
- ・ 負荷軽減量の計算結果による推測は県民には理解しがたい。視覚的に判断出来る水の透明度による説明が最も県民には理解しやすく、県民意識の向上に拍車がかかけられると考えられるため、今後、水の透明度をモニタリング項目に追加することを検討していただきたい。
- ・ 浄化槽の整備効果として、整備周辺の小河川の水質が目安となるので、水質調査や生き物調査が必要である。
- ・ 生活排水などが流れ込む川や水路の入り口の BOD、窒素、リン等の水質検査の頻度を増やし、市はそのデータを注視しながら啓発を行うことが求められ、住民の意識向上とコミュニティが必要である。
- ・ 既に設置に応じた地域の方々の努力に対しては、看板設置による広報を行うなど、都市住民に水源地域の努力が伝わるように努める必要がある。
- ・ 地域の状況により浄化槽設備の新設や更新に対する抵抗感は異なる面もあり、広報や県民フォーラムにおいても、そうした地域の努力を応援し、報いるような対応が必要である。
- ・ 県には、一社独占状態の製品の設置を推進するのではなく、自ら新たな研究を行って県民の生活の質の向上に資するよう資金と人材を分配することが期待される。

10 相模川水系上流域対策の推進

- ・ 広葉樹の森づくり事業に関して、写真の現場に関しては、広葉樹を植栽するよりも人工林針葉樹の間伐と自然遷移に任せた方がよかったのではないかと。あるいは、水源涵養機能の増進を目的とするのであれば、植栽した広葉樹苗に対して食害防止ネットを設置するよりも植栽地全体を柵で囲うなどして下床植生を含めて面的に植生回復を図るほうが望ましいのではないかと。
- ・ 山梨県が行う森林整備を支援するだけでなく、他県の仕事の進め方からより多くを学び合うことが、超過課税を払う両県の県民に報いることでもある。
- ・ 桂川清流センター事業に関して、設備稼働後の事業達成度を表し方について検討する必要がある。
- ・ 今後のモニタリングを期待したい。

11 水環境モニタリングの実施

- ・ 対照流域法や河川モニタリングなど、県が行う大規模な生物調査などは、市町村が行えるような調査ではないことから、ホームページでの情報提供が期待されてきた。最近やっと自然環境保全センターのアドレスに掲載されるようになったが、県の水源環境保全税のページからも統一的に見るようにすべきである。
- ・ ダム湖への土砂の流入量や状況調査の結果や、その発生源と発生原因をに關係する情報は、別の部署のホームページに掲載されているため、水源環境税のホームページでまとめて見られるようになることが期待されている。
- ・ 対照流域法モニタリングについて、既に他のモニタリングが実施されている地域があるため、その結果も反映させることにより精度を高めることも必要である。
- ・ また県内と山梨県の各機関が行っている調査情報を集め、誰でも見ることができる仕組みがあれば、神奈川県の状態を客観的に知ることもできるし、地域間の協力の進展も期待できる。
- ・ 対照流域法モニタリングは、超長期の継続が必要であり、期限付きの水源環境税を財源とせず、一般森林事業へ移行するよう早期に検討が必要である。現行の4試験地の施業内容（対照区の差）は小さいので、結果を示していく上での検討も必要である。
- ・ 森林生態系効果把握調査が実施されるようになったことは評価できるが、調査地の設定条件に関して、広葉樹、針葉樹といった林相だけでなく、地形、斜面角度、東西南北の向など条件を考慮して場所を設定いただきたい。
また、モニタリング結果で植生回復の成果が出ていない場所は、その条件等を検証し、今後の土壌保全対策や整備方針などに生かしてもらいたい。
- ・ 森林生態系効果把握調査について、3つの調査エリア内で、立地や地質、地形、広葉樹の植生等、多様な条件の違いによって調査結果はおのずと異なるはずで、標高差、植生、地形などの条件を考慮し、エリアごとの調査地点をできるかぎり多くし、比較検証していただきたい。
- ・ モニタリング結果について、これまでは数字のみ、あるいは林内が明るくなり植生が回復したというだけの示し方であるが、例えば、目標とする植物や生き物を設定して、その増減を示す方が一般の県民には分かりやすい。
- ・ 水源地域の中で最も大きなウエイトを占める丹沢の森林劣化を県民に認識してもらい、理解を得るためには、森林生態系の視点での評価の取組が必要である。
- ・ 森林モニタリングにあたっては、ダム湖への土砂流入の量や状況を調査し、その発生源と発生原因を特定することが必要である。
- ・ 河川の県民参加型モニタリングについて、継続的な定点観測の面からは、公募市民による調査とともに、近隣の学校の課外授業での実施なども検討していただきたい。
- ・ 河川の県民参加型調査は、県民に事業への関心を持ってもらう意味で評価できる。例えば、標高の高い上流域での県民参加型調査を実施してはどうか。
- ・ 河川モニタリングはデータの表示のみとなっており、調査データの事業への活用が期待される。
- ・ 河川モニタリングにあたっては、河川の連続性や生き物の往来を阻害している魚道のない古い堰堤に魚道を設置し、本来の生物の生息環境を確保する必要がある。
- ・ アユの生息状況のモニタリングについて、以前と比べて相模川のアユがおいしくなっており、例えばそう

したのも評価指標に取り入れてはどうか。

- ・ モニタリングについて、調査した情報の活用も考え、地域の方にも情報の価値を伝えることで「もったこの川をきれいにしよう」などの次のアクションにつなげていくことが期待される。
- ・ 県内各機関で実施されている水質と生物指標の情報を共同で活用できる仕組みや、生物の生息空間と生息する種との関係把握も必要である。
- ・ 継続的なモニタリングは、事業を進める上でも県民理解を得る上でも不可欠であり、一定の経費がかかる場合でも実施していただきたい。

12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

・ 県民会議については、2つの委員会と3つのチームの書類のおさらい以外の話題がない、本質的な課題提起に時間を割かないのに、枝葉末節の話題は時間をかける、会議の前の打ち合わせに、モニター・フォーラム・コミュニケーションの各リーダーを参加させていないため、会議の議論に広がりがない。

・ 施策調査専門委員会については、1年間を通じた活動の目標や継続した議論がない、委員から出された意見（点検結果・モニター）の検証が行われていない、点検結果報告書に対する主体性がなく、編集と校正に時間をかけすぎている。

・ 事業モニターについては、委員の1年目は、導入編・入門編として、現在進められている事業のモニターから始め、次年度は応用編として、何かしらの問題を抱えている現場を見るのが常道であり、最初から判断の難しい現場は避けるべきである。

- ・ モニターに行く以上は、何が問題で委員が見ておく必要があるのか、目的が明確でなければ意味がない。モニターに向けての県側の十分な準備がモニターの成果を決する。県側には、これまで県民会議が積み上げてきたモニターの成果や過去の経緯を受け入れて、更に進歩するための協力をお願いしたい。
- ・ 森林や河川の当事者（森林所有者や地域住民）にモニターに参加してもらい、意見をいただくことで、改善効果が上がると共に、水源地域の実情に合った事業実施に資することとなる。また、将来超過課税がなくなった後を引き継ぐべき人材が確保できる。
- ・ 「モニターチームが自らモニターする箇所を選定」となっていたが、選定会議は、1回短時間に開催されたのみで場所を選定する十分な時間はなかった。多岐にわたる事業のモニタリング場所の選定は事業を熟知した県担当者のサポートが不可欠と思われる。
- ・ 点検結果報告書の森林整備の事業費が総額で示されているが、林分ごとの費用も示して事業費と成果の関係性がよく見えるようにしていただきたい。
- ・ 水源環境機能の個別の方策と効果の評価に加えて、総括するための方法を具体的に検討する必要がある。
- ・ 成果があったかという表現も、水環境、自然を相手にした事業で5年や10年で成果が出るはずはない。事業の進捗であれば進んだということであり、それは成果とは違うのではないか。
- ・ 点検結果報告書を多くの人に読まれる内容に改善し、店頭販売出来るものにする。また、施策に関する地図や絵葉書、本、DVDなどを販売することも検討していただきたい。

・ 地に足のつかない経済評価よりも、県内における連環を示した経済波及効果の調査の方が有益である。水源地域では、水源環境税を支払った上に更に重い負担がかかっている。支払意志額の数字には、如実にそれが反映されてきているのではないか。

- ・ 経済評価の取組は良い試みだが、実施可能な範囲で進めることも必要である。
- ・ 経済評価にあたっては、次のような説明を示すことで、情緒的に偏重した意見を排除することができる。
 1. 事業を実施したことによる経済波及効果と共に県が把握している県内の経済連関を示す情報
 2. これまでの事業の成果と弊害・問題点
 3. 他県の制度との違いや、自助に対する公助の介入など、他県の制度との違い
 4. 超過課税終了と同時に、なくてもやっていける仕組みがどのくらいできているか
 5. 超過課税終了後に発生する問題の解決方法
 6. 県の実施する事業の具体的な内容
 7. 少数意見の尊重

- ・ 各公募委員の多様な経験と得意分野を活かし、能力を最大限引き出すためには、施策調査専門委員会や市民事業専門委員会においても、公募委員の意見表明の場をつくるのが有効である。

- ・ 県民は、委員は常に情報を収集し、その中から最新の情報の元に意見を述べていると信頼してくれているはずである。委員には現場での裏付けをとった上で発言する責任があり、現場を見る努力が必要である。また同時に、個別の問題を討議し、委員の技量を上げていく仕組みも必要である。
- ・ 森林に起きている、活動形態や林業のあり方、技術、働き方などの変化を正確に事業に反映するためにも、委員には林業の最新事情に通じた専門家を配置する必要がある。

・ 鹿や猪の活用をテーマとした団体を探して助成するなど、県もビジョンを持って可能性のある団体を発掘・育成するくらいの姿勢が必要がある。

・ 団体には、人とお金が足りないという意見がよくあるが、まず課題解決型の事業モデルを作ることにより、その収益によって地域の人を巻き込んで課題を解決することができ、事業モデルを作る総合力と実行力のある人材を発掘し、支援すれば、簡単に若返りを図ることもできる。

- ・ 市民団体への助成について、現在は作業参加を内容とするものに偏しており、評価や提言プログラムへの助成が今後の課題である。
- ・ 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、罨免許の取得に道を拓くことも活動の活性化に効果が期待できる。
- ・ 浄化対策や森林資源の循環に資する技術の実験等に支援することで、安価で現地の状況に合った手法の開発に繋がる可能性が高まる。
- ・ 市民事業の調査研究について、環境のモニタリングのみでなく、崩落しやすい火山灰地の対策や活用方法など、現況の課題解決を図る研究テーマの検討もしていただきたい。
- ・ 市民事業支援補助金について、例えば補助金の審査の中に市町村の担当者を加えたり、県政総合センターの担当者の意見も交えるなど、制度に横の広がりを持たせることを実際にやってみると良い。また、この補助金を使って特色ある活動が出来たことに対しては、顕彰制度、表彰制度をやってみてはどうか。
- ・ 市民事業支援補助金の審査に公募委員が参加し、県民目線により事業の妥当性を検討する機会を設けることで、透明性を一層向上させることを期待する。
- ・ 市民事業団体の経済的自立として最も有効な手段は薪の販売であり、日本製の高性能の薪ボイラーや薪ストーブの普及はその大きな助けになる。架線集材技術や、架線や薪を作る資器材の購入の助成を促進すべきである。
- ・ 神奈川県は市民事業を盛んにしようとするなら、下がる一方の材価を安定させる必要がある。今のままでは、他県へ持って行った方が高く売れるからと、活動場所を神奈川県から移そうと考える団体も出ているのではないか。
- ・ 企業のCSR担当窓口からは、神奈川県は真剣に林業をやる気がなく、魅力がない場所と映っている。企業は、誰と何をすると効率的かを瞬時に見極めており、選ばれるところと選ばれないところの勝敗ははっきりしている。
- ・ フォーラムでは、直接事業に関わっている人の講演も有意義であるが、水源環境税や神奈川県を一步引いたところから客観的に見ている人の講演も受け入れる度量や余裕も必要である。
- ・ 森林や河川の問題を学校で取り上げる機会を増やせないかという議論がある。高校生・専門学校生・大学生をもり・みずカフェに招き、委員と共に県民との対話に参加してもらうとともに、フォーラムチームが学校の先生向けの講演会や交流の場を提供してはどうか。
- ・ 都市部で行うフォーラムでは、水源地域への敬意と感謝と共に、その苦労や森の魅力も併せて伝わるようにする一方で、水源地域で行うフォーラムでは、現地の課題解決に資する具体的な情報提供が必要である。
- ・ 都市部で行うフォーラムでは、森の魅力も同時に伝えることで、施策に対する親近感が高まるような工夫も必要である。
- ・ 広く県民に広報することを重点課題とし、もり・みずカフェを中心に実施してきたことは評価出来るが、今後は事業について、より踏み込んだ内容を情報提供することも必要である。
- ・ 神奈川県は県土も県民も多様であり、何にどう関心を持つかは地域や職業などにより人それぞれであるため、行政側は、森林、河川、野生生物、下水道などの問題を、県民が興味や関心を持ちそうな切り口から説明していくことが必要である。
- ・ フォーラムやもり・みずカフェで実施したアンケートに書かれた個別意見の分類や分析が必要である。参加者の中には現場をよく知る方もいるし、専門家が訪れたこともある。ご意見をお預かりした県民会議の責任

において慎重に吟味する必要がある。

- ・ コミュニケーションチームは、点検結果報告書やモニターの議論が未成熟で、県民に発信できる情報が無い。
- ・ 10年近く経過してもホームページ全体がつぎはぎで、改善が難しい。
- ・ 平成26年度、点検結果報告書やモニターの結果が見やすいように、県のホームページの表紙の整理を行ったが、今後は、各事業の進展や課題が見えるように更なる改善が求められている。
- ・ リーフレット「森は水のふるさと」と「支えよう！かながわの森と水」をもっと教育現場に普及させるべきである。

13 施策全般・その他

- ・ この施策は内容の議論が未熟なまま施策大綱が作られ、後は順応的管理で見直していくとされているが、その過程を、県も、県民会議も、施策調査専門委員会も避けて通っている。
- ・ 施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県の良いところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。
- ・ 県は、順応的管理といいながら委員からの指摘を取り扱う手法を持たず、施策調査専門委員会や会議での議論も形式的で、現場との調整や議論に発展することがない。
- ・ 「良質な水の安定確保」は、超過課税の目的となりえない。都市の水需要のために水源環境税が必要という理屈なら、都市自身に努力を迫る必要がある。都市部の水需要は減っていくし、都市の雨は大金を使って捨てられている。また、節水技術を進めれば、需要はもっと押さえ込めるはずだ。
- ・ 水源が森林とは限らない。都市が水を求めるなら、災害を考えるなら、都市こそ雨の貯留能力を持ち、活用すればよい。「水源」の視点を見直すべきである。
- ・ 水源地域、特にダム周辺の地域の住民も、水源環境税を都市部と同等に負担しているが、彼らの不安定な簡易水道の水質は改善されていない一方で、過大投資とも言える高度処理型合併浄化槽、複雑な地形に増設される下水道施設による負担は増えており、水源環境税による負担の不公平を生じている。
- ・ 県が目標に定める、良質な水（水源＝水資源）という考え方は非常に危険である。水ばかり見て、全体を見ていない神奈川県のやり方は、すでにあちこちで綻びが生じている。
- ・ 県が私有林に税金を投入できるのは、所有は個人であっても森林は社会共通資本だからである。県は、将来にわたる持続可能性に貢献する長期的な責任を負っている以上、契約満了後の後継者情報を確認するのは最低限の責任である。
- ・ 県が水源税を使って間伐を行って手のかからない状態となった森林は、平成29年度以降、順次森林所有者に返還されるが、所有者が売却し悪意の第三者に渡って皆伐後再売却ということも考えられるので、契約書の改訂や材価対策など、現場を守るための対策が早急に必要である。
- ・ 出口戦略なしに山ばかり作っても、増えるのは借金だけである。そんな経営が、森林が、持続可能であるはずがない。最初に必要なのは、材価の上げることであり、材価を上げるためには用途と市場の開拓である。今、神奈川県の林業に関わる私たち全員が、対策を行うべき責務を負っている。
- ・ 丹沢山地には年間何十万という登山者が訪れ、彼らは山を傷めて帰ってしまう。土壌保全にお金を使うよりも先にオーバーユース対策が必要であり、傷んだ山への理解と森林整備への協力などを伝えていくためにも、産公市民が連携した発信など、もっと協力の輪を拡げる努力が必要である。

- ・ 山にはたくさんいい木があるのに伐り捨てており、狩猟は獲物を獲るためだけでなく撃つことが目的になっている。どう生かすかという議論はいつ始まるのか。
- ・ 水質の向上や水量の安定の観点からは、既存事業であっても、今後、県や国が関与する森林に水源環境税を投入して事業を実施していくことが必要である。

ただし、単純に基盤整備のためとの理由で林道や治山に利用出来るということではなく、事業内容に応じて慎重に判断していくべきで、次期計画の検討の際には、個別具体的な事業に関して議論する必要がある。

- ・ これまで水源環境保全税を使って12事業をやった中で新たな課題として、土壌、スコリアの流出については台風でかなり大きな被害が出ており、例えば一定の基金を設けて緊急対応するようなことが、長い目で見れば水源環境にも有効である。
- ・ 超過課税による森林整備は、公助による緊急的な保護である。各施策は、いずれ公助による手助けを離れ自立するこ

とを前提とし、継ぎ目なく自助と共助に委ねられる備えを進めることが大切である。

- ・ 特別対策事業とは急性期の救急処置であり、緊急大手術と劇薬が投与されている状態である。どんな薬でも大量に投与すれば副作用があり、急性期と同じ量の服用を続ければ有害である。前施策調査専門委員会委員長の言葉にもあるように、地域にも森林にも、そこに元々備わっている自然治癒力に任せる時期が近付いており、今後は、生活習慣の見直しや、職場復帰に向けてのリハビリの段階に入っていく。薬を減らし、自然治癒力を高める生活や体力づくり、無理をしない働き方をみんなで考えていく事が再発防止に最も有効であるだけでなく、地域の未病対策にもなる。
- ・ 20年間は最も問題の解決に時間がかかった場合であり、いただいた期間内で解決することは県民との約束であることを認識する必要がある。
- ・ 県民は、施策を確保量と予算の消化で達成度ではなく、20年経過後に超過課税がなくなってもやっつけている仕組みができていくかという視点からの点検も求めている。
- ・ 施策をいつまでやるのかよりも、例えば木材生産を間伐までに止めるのかどうかなど、県の取組としてどこまでやるのか、全体的な考え方を提示する必要がある。
- ・ 税の名称を簡略にした結果、森林＝水源といった極端な解釈の余地をつくり、森林の持つ多様な価値が排除されるような印象を生じさせることがあり、水源環境保全税のあり方からは名称を「水源地域の森林や河川などの環境保全の税」とした方がより正確である。
- ・ 超過課税との理由で目的税化する必要は必ずしもなく、事業の有効性を考えれば、税の使い道としてもっと柔軟にやっていく方向や、一般財源事業と特別対策事業の組み替えや再整理についても検討の余地がある。
- ・ 今後、新たな取組を継続していくときには、もう一度、一般財源の使い方と目的税としての水源環境保全税を共有化していくことについても検討していくことも必要である。
- ・ 各事業を相乗的に機能させるためには、各事業間の人をつなぐとともに、多角的な組み合わせを十分に検討することが必要である。
- ・ 都市と水源地域は補完関係にあるが、地域の構造はまるで違う。都市部では多くが一つの収入源に依存し、その組織の利益のために働くが、地域は元々自営の経営者の集まりであり、同じ人が地域のいくつもの役割を引き受けて、そのバランスを維持して暮らすことが普通で、伝統的に地域全体の利益を優先すべしとの理念が引き継がれている。しかし特別対策事業の多くは、金銭で問題を解決しようとする都市部の偏った発想で作られており、水源地域の必要とすることとはかみ合わないものも存在している。施策の点検にあたっては、時代の変化と共に、地域の資源や仕組みの違いについて広く考慮する必要がある。
- ・ 森林と生活排水の問題の本質は、水源地域の過疎の問題である。水源の環境と地域の活性の両方に寄与する手法の開発が必要である。

平成 27 年度 施策調査専門委員会の検討内容

● 主な議題・議論

開催回	開催日	主な議題・議論
第 33 回	H27. 5. 13	<p>1 水源環境保全・再生施策の総合的な評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「緑のダム」という言葉は定義して議論しようとする複雑であり、人により理解が異なることもあるので、出来れば違う言葉で説明した方がよい。 ○過去 10 年の成果を入れると、この事業をやっている意義も伝わるし、目指す将来像にどれぐらい近付いていて、これからどういうことが重要になるのかが分かる。 ○評価結果の部分は大事なので、評価結果の全体総括に相当するものは入れておく必要がある。出来れば、評価の全体像や、今後の課題、今後の展開まで入れるとよい。 <p>2 次期 5 か年計画に関する意見項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標高の高いところの森林再生をしなければ水源環境にほとんど寄与しない。優先順位としては山の上から手を打っていくことが水源環境として質の高い森づくりを進める一歩だ。 ○最終目的は「良質な水の安定的確保」だが、最終目標を水だけにしてしまうと、森林そのものの環境の維持といったものは外れてしまう。「生態系の保全」も水源環境保全の最終的な目標に入れる必要があるかどうかを議論すべき。 ○モニタリングに関して 3 点。個別の事業の成果を表に出すような仕組みを検討すべき。安定的・量的確保に関するモニタリングしていく必要がある。モニタリングデータの共有をしながら進めていくべき。
第 34 回	H27. 7. 10	<p>1 次期「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」に関する意見書素案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「現行施策の継続を基本として、水源環境保全税で引き続き取り組む」という内容は、「基本的考え方」の項目に入れるべきである。 ○「事業規模は、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべき」との言い方は議論が必要。金額ありきで、先に決めた金額を埋めるのは、我々の本意ではない。 ○森林関係事業の項目では、「ブナ林の管理」、「高標高域の地域」、「生態系の保全」、「激化する気候変動への対応」等のキーワードを盛り込むべき。 ○森林の担い手対策については、この制度は水源環境を整備するための税制度であり、林業を保護するためのものではないので、あまり前面に出さない方がよい。 ○県外上流域対策については、「長期的に継続していく、モニタリングを行いつつ効果を見極めていく」というキーワードを入れるべき。 ○県民参加について、県民事務局のようなところで県民参加型の事業を積極的に進めていく新しいしくみを作ることを考えたかどうか。 <p>2 水源環境保全・再生施策の総合的な評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済評価については、最後の結論がシンプル過ぎて独り歩きをしかねないので、ここをもう少し丁寧に説明しておくべき。 ○水関係事業については、「水質や生態系に大きな変化はなく、これまでの環境を維持している状態」とあるが、これだけを見るとあまり成果が出ていないように読める。「努力の結果、維持されている」など、もう少し書き方を工夫した方がよい。 ○最終的なアウトカムについては、「計画はきちんと進捗しているが、水源環境の評価となるともう少し時間がかかって、お金もかかるものである」とはっきり書いた方がよい。

開催回	開催日	主な議題・議論
第35回	H27. 10. 29	<p>1 特別対策事業の点検結果報告書(第2期・平成26年度概要版)(案)及び水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書(平成26年度概要版)(案)について</p> <p>○水源の森林づくり事業については、人工林の部分と自然林の部分を整備手法も含めて分けて書いた方がよい。もう少し分かりやすく明確に書き出す必要がある。</p> <p>○ダム湖より上流の森林が事業のメインターゲットと言うのはその通りだが、河川の取水施設とか河川環境はダム湖下流までであるので、その水量や水質ということになれば、必ずしもダムよりも上に限られるものでもない。</p> <p>○アオコ発生の元であるダムに入ってくる栄養塩の量は、森林を整備して減る量は微々たるもので、基本的には生活排水が一番主なものである。したがって、森林整備の水質を改善するという目的は、飲料水のレベルよりももっと質の高い水の供給にターゲットが置かれているという形で考えないといけない。</p> <p>2 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(骨子案)に関する意見について</p> <p>○土壌保全対策について、気候変動問題と絡んでこれから異常気象の程度が激しくなっていく。したがって、中長期的にこのことに備えるのは大変重要な課題なので、その趣旨を入れるとよい。</p> <p>○県民会議に関して、第3期は情報発信、情報交流を強化する、それから評価についても量的評価中心から質的評価へと評価のあり方を見直していくとの方向性は打ち出しておくべき。</p> <p>○溪畔林整備事業について、県は整備手法が確立したと述べているが、全国的に見ても前例のない事業で、確立したと言い切るとよいものは疑問がある。せつかく、全国に先駆けて必要性が言われた溪畔林再生なので、森林づくり事業の中でも、④として「溪畔林整備」を入れて欲しい。</p>
第36回	H28. 1. 27	<p>1 特別対策事業の点検結果報告書(第2期・平成26年度実績版)(案)及び水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書(平成26年度概要版)(案)について</p> <p>○全体の総括について、私有林の森林整備だけでなく、山の標高の高い方のブナ林再生事業や土壌保全対策とかも含めたり、「総合的な森林管理」、「一体的に」といった表現もないと、全体の総括にはならない。</p> <p>○全体の総括の後ろの方にモニタリングの記述があるが、むしろ始めの方に、「各事業を進めていく上でいろいろなモニタリングの結果を反映させる形で事業を進めている」と書き込む方が分かりやすい。</p> <p>○溪畔林事業については、1番事業の中に入れてとしても、溪畔林の文字がどこにも見えなくなってしまうのは、溪畔林事業の大切さであるとか、広葉樹をさわる事業としては県民が多く期待するところがあるので、1番事業の中の中項目で柱が立つような扱いができないか。</p> <p>2 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(素案)に関する意見について</p> <p>○各事業の評価だけではなくて、最終目的に対してそれぞれの事業がどのように貢献したかが見えるような仕組みがあるとよい。</p> <p>○溪畔林事業は、モデル的な事業の意味合いがある。溪畔林事業という看板は降ろしても、やったことに対してどうなったのかというモニタリングは、将来的にすごく大事なことなので、モニタリングは継続すべき。</p>

平成27年度 県民フォーラム意見について

1 はじめに

「水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム」（以下「県民フォーラム」という。）は、水源環境保全・再生の取組について、県民の意見を幅広く収集するとともに、水源環境保全・再生に係る情報の提供・発信等を目的に「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」という。）が開催するものである。

平成19年度から平成26年度までに、24回の県民フォーラムを開催したところである。参加者からの意見を取りまとめ、県に対して報告を行い、県から報告に対する回答を受けている。

このたび、平成27年度に開催した3回の県民フォーラムについて、参加者からの意見を取りまとめ、県に報告するものである。

2 平成27年度県民フォーラムの結果概要

第二十五回	日時	平成27年7月26日（土）10：30～16：50
	会場	横浜シンポジア
	出席者	施策調査専門委員会 浅枝 隆、伊集 守直、鈴木 雅一、田中 充、吉村 千洋 県民フォーラムチーム 北村 多津一、倉橋 満知子、坂井 マスミ、中門 吉松、西 寿子、 前田 裕司、森本 正信 （上記以外）青砥 航次、佐藤 恭平、服部 俊明、林 義亮、増田 清美
	参加者数	141名
	内容	水源環境保全税による取組みのこれまでとこれから (1) 基調講演「水源地域の多様な役割と未来」 ランドスケープアーキテクト・東京都市大学教授 涌井 雅之 (2) これまでの取組みについて（水源環境保全課） (3) 討議の趣旨・論点説明（県民会議 田中座長） (4) 意見発表 ○「水源保全地域の経済的価値の向上」 長崎大学大学院教授 吉田 謙太郎 ○「森林環境と水源かん養機能」東京農工大学 准教授 五味 高志 ○「林業現場と住宅建築における県産木材利用の現状」 (株)神工舎建築工房 代表役員 田代 信行 ○「丹沢大山自然再生計画によるシカと森林の一体的管理」 日本獣医生命科学大学教授 羽山 伸一 ○「水源河川流域の水質に関する現状と課題」 埼玉大学大学院 教授 浅枝 隆 (5) 討議（分科会） <テーマ>これまでの10年の総括、これからの10年の取組みについて (6) 質疑・意見集約 (7) 評価アピール発表

第二十六回	テーマ	おしえて・話して！かながわの森と水
	日時	平成27年10月12日(月・祝) 13:30~16:15
	会場	厚木商工会議所 大会議室
	出席者	県民フォーラムチーム 北村 多津一、倉橋 満知子、坂井 マスミ、中門 吉松、西 寿子、 前田 裕司、森本 正信 コミュニケーションチーム 滝澤 洋子、増田 清美 (上記以外) 篠本 幸彦
	参加者数	78名
内容	(1) ミニ講演(講演20分×3名、質疑応答15分) ○「かながわの水環境」 埼玉大学大学院理工学研究科教授 浅枝 隆 氏 ○「ワイルドライフレンジャーの取組み」 ワイルドライフレンジャー 片瀬 英高 氏 ○「水源の森林整備」 (有)杉本林業 杉本 貴広 氏 (2) 水源環境保全・再生施策及び骨子案の説明、質疑応答	
第二十七回	テーマ	おしえて・話して！かながわの森と水 in 藤沢
	日時	平成28年1月16日(土) 13:30~16:00
	会場	藤沢リラホール
	出席者	県民フォーラムチーム 北村 多津一、倉橋 満知子、坂井 マスミ、中門 吉松、西 寿子、 前田 裕司、森本 正信 (上記以外) 青砥 航次、篠本 幸彦、増田 清美
	参加者数	93名
内容	(1) ミニ講演(講演20分×3名、質疑応答15分) ○「生態系としての相模川」 東京工業大学大学院理工学研究科准教授 吉村 千洋 氏 ○「私にとっての狩猟」 猟師・自然食研究家 奥山 恭代 氏 ○「山北町森林組合の取組み」 山北町森林組合 専務理事 池谷 和美 氏 (2) 水源環境保全・再生施策及び素案の説明、質疑応答	

第二十八回	日時	平成28年3月12日（土）10:00～15:00
	会場	県立21世紀の森（南足柄市内山2870-5）
	出席者	県民フォーラムチーム 北村 多津一、倉橋 満知子、坂井 マスミ、 中門 吉松、森本 正信
	参加者数	184名
	内容	個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を財源として実施する水源環境保全・再生に係る取組・成果について、情報提供等を行うことを目的に実施 ○森林館内での展示物の紹介・解説、クイズの実施 ○屋外ブース内での体験教室（葉巻笛作り）、 ○屋外ブース内でのクイズの配布・回収（クイズ回答者へわたあめ・コーヒ一等を贈呈） ○着ぐるみ「しずくちゃん」による演出 ○各種広報資料の配布（リーフレット「森は水のふるさと」、「支えよう！かながわの森と水」）

3 県民フォーラム意見

第25回～第28回県民フォーラムにおけるアンケート集計結果及び個々の意見内容は、13-6ページ～13-10ページのとおりである。

4 平成27年度 県民フォーラム意見の傾向について

県民フォーラムで寄せられた意見について、「森林整備」、「水源環境への負荷軽減」、「情報提供・普及啓発」、「市民活動支援」、「県外対策」、「水源地域の活性化等」、「その他」の7項目により分類した。結果は下記表のとおりである。

水源環境保全・再生施策についての「情報提供・普及啓発」に関する意見が最も多く寄せられた。主な意見としては、「子どもへの教育にも力を入れて欲しい」「広報活動に工夫の余地あり」等が寄せられた。なお、「その他」の項目には県民フォーラムの感想や運営に関する意見等を分類した。

平成27年度 項目別意見件数

項目		意見件数				
		第25回	第26回	第27回	第28回	計
1	森林整備	3件	1件	5件	1件	10件
2	水源環境への負荷軽減	2件	2件	0件	0件	4件
3	情報提供・普及啓発	8件	0件	2件	0件	10件
4	市民活動支援	0件	0件	0件	0件	0件
5	県外対策	2件	0件	0件	0件	2件
6	水源地域の活性化等	0件	0件	0件	0件	0件
7	その他	16件	5件	8件	23件	52件
計		31件	8件	15件	24件	78件

第22回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム(もり・みずカフェ)意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
1	森林整備関連項目	森は「生命の水」の受け皿です。森の保全・再生なしに全ての生態系は絶滅です。森林資源の良き経済性を創出し、森に経済(お金)が循環するシステムを作らねば、持続性ある森林経営又は良き森林の保全・再生は出来ません。北欧・中欧の先進的森林経営を学ぶべきと思います。森林率68%と云う世界第2位の森林資源(宝物)を生かす方法を考えて下さい。年間約40億円×5年(一期)×4期(20年)=約800億円と云う投資する神奈川県の水源政策の責任は重大です。
2	情報提供・啓発	保全、再生について中々知る機会がないので、もっと知る機会があると良いと思いました。
3		空撮をもっと見たい。引き続き、しっかりと取り組んでください。
4		もっと多くの人に水源環境保全、再生についてPRを行って欲しい。今回のパンフの西武小田原店という表記は小田原市外の人にはわかりにくかった。
5	対県策外	静岡県小山町と連携して、上流域の環境整備に交流(市町村レベルの)をもっとしていったらと思います。
6	その他	ダムの水で川が変わった気がする(砂)。川での事故が多い。
7		環境保全に協力していきたいと思います。
8		子どもたちが安全に暮らしていけるよう、大人、私たちが取り組んでいけたらと思う。こういったイベントをたくさんやったらいいと思う。
9		水源環境税の存在そのものの理解、周知がまだまだだと思います。昨年もお伺いしました。今回子供たちがより多く見受けられ嬉しいです。委員の皆様、更なるご活躍を!!しずくちゃんも、ありがとう!
10		ゴミをへらし草取り
11		東京にくらべて神奈川は水がおいしい!
12		関東大震災以来、水質の大切さを痛感し、守っていく必要があると感じています。
13		山に登る機会が多くあり、川をみる事が多くあるので、保全・再生の取組をしてくれてうれしい。
14		水源環境保全税について。均等割1,000円として、県民に広くいただいたらどうかと考える。
15		大変な作業だと初めて知りました。これからもがんばって下さい。
16		水源税の金額は知らなかった。秦野市の水源の状況を知ることができて良かったと思います。設問と直接関係ない意見ですみません。
17		これからも神奈川の水を大切に守っていく必要性を感じた。
18		水と緑(森林)の大切さを再認識しました。
19	水源環境の保全は命の保全と考えます。県民税を有効に使っていただき、ぜひ神奈川の水を守って頂けたらと思います。	

第22回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム(もり・みずカフェ)意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
20		水も買って飲む時代になりました。きれいなおいしい水がずっとあるといいですね。孫、楽しませて頂きました。ありがとうございます。
21		使用する水を大切に
22		税が思っていたより高かったことにおどろきました。小竹地区の水源を酒匂川にしてほしいです！相模川よりきれいだからです。
23		あまり考えた事のない内容でしたが、一時考える事ができました。
24		おいしい水が飲める環境を守ってくれて、ありがとうございます。
25		水道料金をもっと安くしてほしい。
26		健康な森づくりが全体の環境保全につながる事なので、これからも予算を拡大し、きれいな水のある神奈川県にして頂きたい。
27		水不足で困らないだけ助かります。
28		森林保全が、水質保全や改善、その他自然の再生に関わる重要な事だと思いますので、さらなる取組を期待します。
29	その他	新聞のチラシの中に「さがみの水」が入っていますが、捨てられてしまうことも多いのではないのでしょうか。どうすればよいか？
30		子供の世代まで、きれいな水が守れるように、みなが心がけていく必要があると思います。
31		よき環境、水を維持していけるように、みんなが努力する事が大切だと感じました。
32		わからないけどがんばってください。
33		がんばってください！！
34		せっかくの良い水源を、これからもしっかりとまもって行って下さい。
35		水道からの水をおいしく飲める国は、あまりなく、その事は日本は自慢できる所。今以上水を大切に出来る事を、もっと広げても良いのでは。大切な資源です。
36		がんばって下さい。
37		委員さんが頑張って下さい。
38		小田原に住んでいて、お水をどこのかなとは知らなかったことが本当に残念でした。これからも大切にしようと思います。ありがとうございます。

第23回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム(もり・みずカフェ)意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
1	情報提供・啓発	税金の使い道やその結果について教えてほしい
2		幼稚園でも小学校でも、より多くの授業をすべき。さらに、水源への課外授業などすべきだと思います
3		視察等のツアーなどもっと開催してほしい
4		川崎市民にもっと取組をお知らせしてください
5		活動内容がもっと分かりやすく、知りやすくなると良いと思います
6	その他	水が人にとってとても大切で不可欠なものです。今後、活動が深く浸透していく事を期待しております
7		税金をかけてまでやるのはあまりよくないと思う。皆、生活に苦しんでいるのだから
8		川崎の水は東京よりもおいしい水
9		なるべく塩素を少なくして良い水を出して下さい
10		とても素晴らしい取組だと感じます
11		水はすごく大切だと思う。外国に比べて水道水がきれいな日本ですが、さらにきれいで安全を目指してほしいです
12		神奈川県ではこんなに水や森を大切にしているとは思わなかった。これからはもっと考えていきたいです
13		説明がわかりやすくよかった
14		水源環境保全税だけでは足りないんじゃないでしょうか
15		はく製の展示が良かったです。普段あまり見られないので
16		再度開催することが必要と思います
17		マンションの水はおいしくない
18		学校の水の方がおいしい
19		川崎と横浜では水道水の質が違うのでしょうか？川崎で仕事をしていますが、手を洗うと手が荒れてしまいます
20		水道水を保全すべきだ
21		安全な水を提供してください
22		県(神奈川)のみでなく、都や他の県から取っても良いのではないかと。税の形ではなく、水道代として取っては反対されにくいのではないかと
23		今回初めてこの取組を知りました。水に囲まれている国だからこそ、国の問題として取り上げていくべきだと感じました
24		水や森や川等をきれいにし、日本の美味しいシカ肉等を頂き、長生きして人生を楽しんでいきたいです。マンション等が多いので、これからの小さな子供たちが心配だと思います
25		水資源を大切にする事は今後大変重要になってくる。個人県民税で水を守っていく事は大切だ。それと、水道の老朽化が急速に進んでいる。早く改良して安全な水が飲めるようになることを強く希望したい
26		川崎市水道水は直接飲んでも大丈夫ですか？いつもペットボトルを買っていますが…。冷蔵庫の氷は水道水で作らなければならないので、心配です
27		ぜひ進めてください
28		安全な水質維持は今後も継続が望ましいと思います

第23回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム(もり・みずカフェ)意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
29	その他	水の大切さは認識しているつもりであったが、水源の細部まではよく知らなかった。安全な水を十分に確保するためには、森林の保全等が不可欠であり、人の努力の必要性についても理解することができた
30		水の知識を得ました
31		鹿とか動物、人間の為良い水を皆に提供して頂きたいと思います
32		蛇口をひねるとすぐに出てくる水ですが、色々な取組があつて安心して飲む事が出来る水が使えるのですね
33		生きる為に必要な水を保全していく事は、これからも益々大事な取組だと思ひます。今後も関心を持って考えていきたいと思ひます
34		もっと水をきれいに大切にしたいです
35		水道を安心して使用できるのは、生活に大きな影響があつて、色々つながっているとこのも良く分かりました
36		水道管が古いので一番大事な一軒の家に、最後の口に入る部分を自宅まかせでなく、安心して飲める水に是非してほしい
37		台所の洗剤や洗濯の洗剤を控えめに使用したいと思ひています
38		動物のはく製があつてより関心がわいた
39		水は毎日使用するので、安全でおいしい水を体に取り入れたいです
40		知らなかったことを知れたので良かったです
41		水源環境保全税という言葉をはじめて耳にしましたので、今後勉強したいと思ひました
42		自分達の生活に必要な水を、これからも綺麗で大切に使っていきたい
43		説明して頂きよく分かりました。勉強になりました、ありがとうございます
44		水を大切にしようと思つた
45		日本の水を守っていきたい。適正な管理を進めてもらいたい
46		水はとても大切なので、自然をふやしてほしい
47		クマが可愛かつた
48		安全な水をお願いします
49		イベント良かったです
50		知る機会があまりないので、今日は少しわかりました
51		水源を大切に、いつでもきれいな飲み水が保てるようがんばってください
52		水は大切だと思います。きれいにする努力はするべきだと思います
53		税金で水源環境の保全をしていることを知らなかった
54		水源の土地を外国籍の人に買わせないのを法律化して下さい
55		安全第一をお願いします
56		今回担当者の方に色々なお話が聞けて、改めて水・山の大切さを知りました。ありがとうございます
57		良くなるように
58		県民の皆さんが、このイベントを知つて水源を大切にしたい
59		おいしい水がうれしいです
60	水はキレイにこした事はないので、どんどん進めて欲しいです	
61	今後も取組を強化してほしい	

第23回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム(もり・みずカフェ)意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
62	その他	頑張ってください
63		よろしくお願いします
64		子供たちに安全な水が飲める環境になるといいあとと思っています
65		お水は生命にかかわります。大切に使うと同時に、環境など気をつけて行きたいと思います
66		もっと水の大切さを子供に知ってもらえるように親も、取組たいです
67		水を大切に使わないといけないと思いました
68		木の伐採に対する不安はあります
69		水質の公開状況を分かりやすくして欲しい。放射能汚染の状況が気になる
70		水源環境について調べてみようと思った。水を大切にしよう心がけたい
71		政治家の無駄遣いを止めさせて、こちらに配分すべき
72		私の家の水道の水が、相模川と酒匂川の水で、酒匂川の水の方が多いい事を今日知りました。ありがとうございます
73		保全税について今回初めて知りました。よりよい活動となりますように
74		水源は生活の上で重要であり、今後も大切に使うと行きたいと思っています。大田区の水源地も、神奈川県のものを使っている事を初めて知り、参考になりました
75		これからも必要費用を十分使用して、安全で美味しい水の確保に努めてください
76		大切な水をこれからも使用したいので、安全安心な水を飲みたいと希望しています
77		水は大事に使わなければいけない。節水に心がけている
78		取組については良くわかりませんが、大切な事だという事はわかります
79		缶のブレンド水は飲みやすいです
80		缶の水もまずくはなかったです

第24回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容	回答希望
1	森林整備関連項目	担い手要請は県と国(みどりの雇用創出)とを兼ねて評価との回答でしたが、県としてはトータルで、どれほど目標(数値)を立てているのか、県内の手入れが完口するのか教えていただきたい。	
2		間伐材の利用法の促進法を知りたい。	
3		間伐材の有効利用の一つにバイオマス(発電外の)利用の枠を作れないか	
4		間伐・鹿狩りをすることで下草が増し、水源環境に良い影響は分かりました。間伐材、鹿の利用ルートを作ればさらに活動が進むのではないかと。間伐利用度・搬出見合うか。	
5		間伐材の活用に関連して。娘夫婦は一昨年、木を活用した家を鎌倉市内に新築した時に、暖房として「木を燃やすストーブ」を選択した。しかし、周囲の目を気にして、昼間は使用していない。(苦情を受けたわけでもない。理由は”におい”)一般の方の理解(再生可能エネルギー、林業の活性化・拡大→気候変動の緩和等)を深める活動も必要ではないか。木材=森林の重要性を小学生から気づかせる。林業の活性化は市場を作ることが不可欠	
6		①今後営業メリットのない林業地については自然林に戻した方が保水性が向上するのではないのでしょうか?林業のスクラップ&ビルドが必要では?②私権の制限、放置民有地に対し、行政が介入することが今後必要では。(例、放置廃屋の撤去等の条例化)植林地→自然林に戻す③民地の(山林)の寄附の促進又は営業していない山林の固定資産税を上げて寄附贈与することは可能か	○
7	水源環境への負担軽減	桂川清流センターでの取り組みを否定するつもりはないが、合併処理浄化槽の設置の県外助成の方が合理的で効果があると思う。もちろん山梨県の施策への組み込みが必要だと思うが、がんばって欲しい。	
8		1. 水源環境保全税を活用した事業のうち「森林の保全・再生」への取組は進んでいるとの印象を受けた。さらに事業を継続する必要があると思います。2. これに対し「水源環境への負担軽減」(特に合併処理浄化槽)の促進状況はまだ充分といえない状況との印象を受けました。3. これらの課題については水源環境保全税と一般財源を相互に有効に活用できる仕組みづくりが重要と思われます。	○
9	情報提供・啓発	県のどの部門の計画・実績評価の県民対象のシンポジウムが開催されているが、共通項として数字の羅列だけのまとめ方で、ポイントの解説がない。作成された資料も素人が読んでもおもしろくも何も感じられない。県民への県政への啓蒙を目的とするならもっと分かり易い解説が必須である。	
10		私たち、大人が真摯に取り組んでいく事は、もっとも大事な事であると思いますが、やはり子供たちに次世代教育としての担い手対策は重要ではないかと思いました。また、パネリストの方々の話の中で、税の公平性を考えると疑問も出る所ですが、考え方や感じ方を柔らかくする事も大事ではないかとも思いました。	
11		税金を払っているのは理解しているが、利用状況、効果についてもっと県民にPRしても良いのではないかと。方法を検討してほしい。水源ボランティアももっとPRすれば参加者も希望者も多く出るのではないかと。多分知らない人が多いと思います。元気なシニア世代を活用して下さい。	
12		フォーラムの開催の告知について。今現在活動をされている方は多く出席されているようですが、興味はあるけれど情報が入ってくる団体に所属されていない方などへの告知はどうなのか。一般の方もですが、県職員になろうと考えている方など、県主催で行われた他のイベントなどでの告知も力を入れていくべきではないでしょうか。	
13		水は食とのつながりが大きいと思う。本件の活動を食にからめてPRするのも意識の高揚になるのか・・・	

第24回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容	回答希望
14	市民	現活動者がどこの団体でも高齢化にあり、後継者育成が課題であるので各団体を県としてPR強化に努め頂きたい。	○
15	県外対策	水源環境保全・再生の取組みとは県の使う水資源の保全と考えてよいのか。それとも県内の河川環境保全も含むのか。水資源の保全と考えるなら山梨県側の植林・下水道整備を重点的に行うべきではないか。こういう機会を設けていただいていたよかったです。林業振興はもっと方法を考えるべきである(里山資本主義等)	
16		山梨県、静岡県との協力が要であることから、各県との協働について、個別対応以外に国への働きかけ(県を越えての仕組みづくり)はどのようにお考えでしょうか?※河川流域保全法の制定など・・・	○
17	その他	税を活用した間伐の推進の他に、森林の保全・水質の保全を目的とした規則等はどのようなものがあるか。またそれは十分に機能しているか?	
18		準備段階からご苦労さまでした。ありがとうございます。7年をまとめられ良かったです。よく分かりました。	
19		木材生産を推進したい方々が木材生産と自然環境保全は相反する面をどのように対応するかの考えはあるのか疑問に感じました	
20		木も利用できるなら、もっとシカのような命を奪ってしまうことへの利用を考えてほしい。	
21		税を使う優先順位を考えて下さい	
22		河川ゴミ問題の対策事業にも水源税を充てるべき。	
23		司会がパネリストに甘い。	
24		1. 水源環境保全再生事業の効果としての沿岸漁業資源の回復などは検証可能でしょうか?いわゆる魚つき林 2. 目的税にすべきものか?補助・交付先のあるべき姿	
25		神奈川県を取り組みは他に類をみない先進的な内容であるが財源の少ない地方の税対策の活用の仕方等、参考にするべきところがあるのではないかと思います。	
26		今回のシンポジウムの目的がよくわからない。参加者はカコの関係会議・委員などが多いようでした。	
27		(参加型討論について)最後は中村パネリストの持論を展開する「場」になってしまった一面がありましたので参加者が強い印象を受けますので注意が必要だと感じました。	
28		パネルディスカッションはパネリスト間の意見交換が欲しかった。「かながわの水源環境保全・再生はどこまで進んだか」に沿ってもう一歩ふみ込んだテーマがあつてないと思う。準備ご苦労さまでした。	
29		多額の税金を使ったわりに極小の効果しか得られていない。民間活力を全面に押し出さないと公務員による税金のムダ使いになる。山林の個人所有者が入り組んでいるので、間伐林は他人の土地を通らないと搬出が出来ない。	○
30	開会あいさつは内容が伝わってこなかった。成果報告は課長、保全センター2件ともパワポがとてもわかりやすくよかった。運営、基調講演、パネリスト、申し分ない。パネリストの方の発言に賛同した。水源環境保全税の本質だと思う。	○	

第25回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
1	森林整備関連項目	森林保全・再生のとりくみは継続して欲しい。
2		森林を整備するにはどのような、また再生の方向をどのように考えているか。河川の樹林化を止める方法は考えられているのか。
3		シカが10年で自然保護のシンボルから目のかたきに。今後とのしっかりした管理が必要。
4	水源環境への負荷軽減	ダム湖の水質改善にさらに努力して欲しい
5		水源（桂川は富士山に流れる水と地下水は富士五湖が有り、富士五湖全体が水源であります。何度も書きますけれど富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、忍野村、西桂町、都留市、大月市、上野原市の住民が森林のカンヨウ、一般廃棄物処理及び清掃に関する法律、市町村長の固有事務で、又浄化槽法の示している生活排水について、市町村に働きかけて単独浄化槽を道志村のように市町村設置型合併浄化槽の設置に力を入れていただくように市町村に働きかけていくのでお願いします。
6	情報提供・啓発	第25回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムの資料である冊子（県民会議46ページ）を税負担に協力いただいた県民の皆様に する等、今後の水源環境保全・再生活動への更なる理解とご協力に向けた取組みを検討されてはいかがでしょうか。（意見番号③⑤選択） （①冊子のミニマム化 ②中学・高校・大学などにおける特別授業化 ③自治体や公益的会社とのコラボレーションによる全戸配布）
7		フォーラムの開催周知の方法を再考して欲しい（もっと一般の住民に周知を）
8		水源環境保全税は県民はまだよく理解していないのではないかと。県のたよりなどで報告はされているが、イラストなどで分かり易い活動事業の必要性を伝えるようにしたら良いかと思えます。県民が理解できれば更に良い取り組みとなると思う。 神奈川の水源があたかも4つのダムで成り立っている様な資料が多いが、山梨など他県との協力している活動や取組があるはず。神奈川の水は上流の協力があってのもので。他県との協力事業はどの様な物があるのかまたどの位税金を拠出しているのですか。
9		専門家による評価を提示してほしい。その上で県民目線の評価を加えるべき。
10		神奈川県も子供への教育にも力を入れて欲しいと思いました。
11		水資源環境保全税のような目的税については多くの県民にその使徒・効果等を広報する機会を各地で行うべきと思う。1年1回のフォーラムでは不十分。
12		県民へのアピールが必要。関心を引くためには税額のUPも必要
13		広報活動—これまでも充分に行っていると思うが、まだ工夫の余地ありと思う。いかに一般市民に広く、わかりやすく、何より興味を持ってもらえるか。興味を持ってもらった上で、より幅広い参加がある。

第25回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
14	県外対策	山梨県との連携は続けて欲しい
15		山梨県、静岡県の上流地域との協力関係が必要。
16	その他	水源環境保全の当初目的を忘れないで欲しい。
17		これまでの取組で判明した課題に対して水源税を有効に活用して欲しい。水源環境の保全に関しては20年といわずロングスパンで進めてほしい。
18		20年間の水源環境保全・再生対策が終了した後の対策を考えたい。今後10年間の取組を新たに展開していく必要がある。
19		関係者の方の熱意は伝わりましたが、関係者以外の人参加が少ないことにさびしさを感じます。(特に若い人の参加がすくないかと・・・) 継続的な活動になるようにより広報に力を入れた方がよいかと思いました。(一般の人にもより開かれた感じになれば)
20		午後の分科会について「何をするのか」「どのように行うのか」について申込み時やチラシなどの宣伝媒体に記載して頂きたいと思いました。 私も含めて初めての方もより参加しやすくなるのではないかと思います。
21		意見発表が時間不足。基調講演はまとまりがなかった。
22		資料が多い
23		硬軟おりにまぜての資料作り、及び広報の方法まですばらしい「モデル」として広くPRすべき
24		周りの椅子をやめて、3人ずつ席にすわらせば
25		討議グループ(分科会)の構成員知りたい。(行政・団体・県民など大きな枠でいいので)
26		超過課税という特別な負担を県民に求める以上、事業の範囲は拡大すべきでない。
27		1.何のためのフォーラムか不明。シンポジアでは参加者も少ない。 2.税はやめるべき。取組が惰性。 3.通常的林業の取組みなどと連携し、取組みをミックスさせ効果を上げるべきである。 4.つまらないパンフレットをいくつもつくる必要ない。
28		根底に有るのは東日本大震災(福島原発の対応)と思われます。一般国民としては国民の健康と国家の安定(平和)と感じます。
29		もっと一般の市民に取組みを知ってもらうこと。
30	水質汚染(リン等)の原因をなくす政策が必要なのでは。	
31	県民や子供たちを対象にした水源森林ツアーや森林学習を企画・実行してほしい。今後の10年は森や川などを取り入れながら、感性を育てる環境教育にも取り組んで行きたい。	

第26回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
1	森林整備関連項目	水源環境を保全するためには、森林の管理伐採を適切に行う事や、シカ等の生物による被害を防ぐ事が非常に大切であることが分かりました。しかしながら水源環境税については期間を区切った税源であり、期間終了後の森林の管理状況が心配される所です。その意味で森林の保全という以上に、森林資源の活用を図ることが、重要な視点であると思います。森林資源の活用を活発化する上で林道整備や材木の活用は効果的であると思います。通常の公共施設の整備や維持管理において水源地特産の材木を使ったり、個人に対しても材木購入に補助することは、水源保全の上でも許容される税の使い方であると思います。今後こうした視点からの森林資源活用に向けた取組みをお願いいたします
2	水源環境への負荷軽減	1. 合併処理浄化槽の整備促進について、浄化槽支援エリアの拡大は生活排水処理率の向上により、水源中流域河川の水質改善することと、県内各市では調整区域の下水道整備事業を10年概成として進めている途中で、水源地としての合併処理・高度処理浄化槽をどのように支援し、エリア拡大するのか詳細を知りたいと思います。流域下水道計画・公共下水道計画の県市町村が進めている中で、どのように整合性を計り進めていくのかは、県土整備局と調整して頂きたい。清川村の人口3,000人は公共下水道をすでに整備している。津久井湖・相模湖へ流入域を同じく高度処理浄化槽の整備促進を水源中流域へ支援拡大するのでしょうか。 2. 桂川・相模川流域協議会の言われる神奈川県の水の半分は山梨県の水である、水源税の0.9%では足りないのでしょうか。例えば清川村の3万頭の豚のし尿処理はどのようにされて小鮎川に流れ込むのでしょうか
3		*四十八瀬川流域について（他の河川状況は分かっていないので） 河川敷の①外来植物の繁殖（オオブタクサ、アレチウリ）②繁殖木（ニセアカシア、オニグルミ他）の異常繁殖対策は？ *葦、ヨシの繁殖による河床の上昇対策は？（NPO四十八瀬川自然村河川部会では河床の葦、ヨシを春に野焼きしたいと考えるが可能性は）
4	その他	特定の意見を持つ県外団体の意見が目立っている。県民フォーラムなのに県外の方が発言すべきではない。制限すべき
5		ワイルドライフレンジャーの取組みについて。シカの捕獲を行う目的・どの位生息していて、どの位減っているのか、その効果が不明確であると感じました（それだけシカが多い中、捕獲数が少ないのであれば、意味があるのか）また、森林の保全といえど、命を奪う事は生物多様性と逆の方向に向かっている気もします。別の場所に住ませる、今後のシカの増加を防ぐ活動に力を入れた方が良いのではないのでしょうか。今の取組みがシカの「管理」、森の保全になっているとは思えない内容でした。
6		カラー版でHPに載せてください
7		全般に早口のせいか。マイクの声が不鮮明で聞きづらかった
8		厚木市内の企業の環境活動の一環として、生物多様性、環境資源保護の観点から参加しました。全体的には税金の使い途の承認を得る場との印象が強く「自然環境保護の重要性」や「神奈川の自然を今度どのように創造してゆくか」「これからの活動により、どれだけ回復したか」という説明が不十分だと感じました

第27回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
1	森林整備関連項目	大面積のスギ・ヒノキ人工林の間伐時、何か所にギャップを設け、野鳥の好む実のなる広葉樹（ヤマボウシ・ホウノキ・ナナカマド・イイギリなど）を、場合によっては客土や施肥を行って植栽するとよいと思う。大面積な人工林であると広葉樹の種子供給が埋土種子だけでは不十分と思う。水源環境保全税のあるうちに、混交林を早期に導くことのできる手立てを施しておくことが必要と考える。鳥散布による人工林内への広葉樹の拡大による混交林化が期待できると考える
2		水源保養林の区域を地図に示してほしい。私有林の割合はどのくらいか。健全度の高い水源保養林にするためには、何の施策が効率的に向上に寄与するのか。水源保養林の面積は一定か。それとも拡大しているのか
3		現在の原木価格では木材を生産することは非常に難しい。森林が荒廃することは自然環境が短期間に悪化することになる。山が荒れれば、源流からの水が変化し、山崩れ、大水、沿岸地帯の海の水質悪化、水産資源に悪影響と、悪化のサイクルがますます大きくなり、飲料水までおかしくなる。悪化が進むと簡単には状況の改善が不可能になる。河畔林の確保、天然林と人工林のバランス、すべての出発点は原木価格が出発点であり、行政支出の使用面での考え方を考える必要がある
4		間伐材の利用がお金になるような各種の方策・施策を実施し、山林の保全に積極的に取り組む。森林組合、林業家が増えるような取組みをしてほしい
5		都市住民の理解を深めるために県民参加のかたちをとるのはよいと思うが、ボランティアに依存するかなのような森林整備はおかしい。仕事として成り立つよう、さらに工夫すべきである
6	情報提供	水源環境保全・再生施策に、より県民の意見を反映するため、より多くの県民の理解を得るため、県民フォーラムの規模を大きくする、開催回数を増やすことを検討されたい
7	啓発情報提供	水源環境保全・再生のために、森林づくりが大切であり、とてもお金がかかるということがよくわかった。税金を使ってこのような事業をすることは必要と感じる。しかし、こうした森林づくりにかかわっている方々が経済的に厳しい状況であることも、ミニ講演を聞いてよくわかった。やはり木の価値が低いということに驚いた。どうして神奈川県の木は安いのに、大量のパルプをアジアから輸入しているのかよくわからない。森林の価値を上げるためにFSC認証を取るなど、もう少し保全とあわせて木材を利用してもらうためのPRも必要ではないか
8	その他	5か年計画は体系的ともいえるが、総花的にならないように重要度をどのように付けているのか。目標数値（箇所数や予算ではなく）を効果測定できるように、リン濃度目標のような、最終的な効果、結果指標を設定する必要がある。効果の上がる施策に集中する、優先度を設定することも必要と思う。結果指標にはわかりやすい一人当たり良質水割合や節減（リサイクル等）率も必要と思う。この意味でモニタリングは良い、大いに結果を活かしてほしい
9		調整中の9番事業「相模川水系上流域対策の推進」の山梨県と調整した事業費は、他の事業費に影響するのか
10		水源環境保全税について、上水道は生活用以外にも、企業が使う産業用途も多くあると思うが、企業からも水源環境保全税を徴収しているのか。徴収しているのであればその割合は。徴収していないのであればその理由は？
11		・クマによる剥皮被害対策、・未立木地への植栽、・主伐（更新）の促進について、拡充を検討して頂きたい
12		藤沢市では学校給食で使う食器を石けんで洗っている。神奈川県でも進めている、生活排水の問題を生活者に伝える術を多く持ってほしいと思う
13	その他	地球温暖化問題に関係したボランティアを10年間やってきた。最近の異常気象、水不足の問題など世界的な問題が取り上げられてきた。日本国内で水資源の確保、地下水の問題など、身近な問題が現実化しつつある。今回の「県民フォーラム」も当然肝煎していると考えて参加したが、「実行5か年計画（素案）」を見ても、内容は難しく、単語も理解できず、「何が問題なのか」が判断できなかった。県民にもっとわかりやすい言葉と分析で説明してほしい。山北町森林組合の問題など、行政と何を検討しているのか、もっと具体的に報告してもらいたかった
14		材木の利用拡大について、今、テレビなどで木材を使った家具インテリアなどが紹介され、いいアイデアがたくさんある。ホームセンター等との連携なども考えたらどうか。和室、座卓いすにあったテーブル（焼板）のアイデアもおもしろく、是非欲しいと思った。いつまでも、まな板利用だけでは駄目である。イチョウのまな板は重いし、乾かすのも大変、若い人、老人には無理である。また、水源の森には関係ないかもしれないが、里山の小川の整備も必要ではないか。大磯の池付近の両岸は草が茫々、粗大ごみ捨て場になっているのは残念である
15		藤沢市民で日頃、このホールを利用しているが、なぜこのような小ホールで県民フォーラムを開催したのか。参加者が集まらないからなのか

第28回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム(もり・みずカフェ)意見集約表(意見・感想記入欄に記載された意見等)

番号	項目	記載内容
1	森林整備関連項目	林道の整備とシカの流通方法の改善の必要性。日本の林業がうまく活性化していく方法を私達も考えなければと思った
2	その他	びっくりした
3		スギが50年がかりで大きくなるのかと思いました
4		とてもリアルな展示でした
5		むずかしい！
6		しずくちゃんかわいい
7		クイズというのを意識して、意外とボードの内容をしっかりと読んでしまった
8		通り過ぎていましたが、イベントを聞き立ち寄りしました。素晴らしい所でした。また来ます！
9		近くに居ながらはじめて来ました。素晴らしい所です、また来ます
10		楽しかった
11		水と森、生き物のつながりを改めて学ぶことができました
12		勉強になった
13		面白かった
14		勉強になった
15		たのしかったです
16		いろいろなことがわかってよかった。たのしかった
17		水、木、シカについての説明とても興味深かったです
18		Q3は下草狩りですね
19		シカすごい！！
20		富士山すごい！！
21		シカがすんでいるのにびっくりした
22		楽しかった。孫が大きくなったら家族みなで来ます
23		シカが5kgも食べるなんてびっくりした
24		全て初めて知った